

青森公立大学 学位論文

# 警備業の産業経営

大澤 隆夫

青森公立大学大学院経営経済学研究科

博士後期課程

91902016

## 警備業の産業経営

青森公立大学大学院経営経済学研究科博士後期課程  
91902016 大澤 隆夫

本研究は、「警備業の産業経営」というテーマで、警備業におけるこれまでの産業経営史を明らかにし、その将来展望を考察するものである。

### 第1章 はじめに

研究の目的としては、第1に、業界の課題解決を「産業経営」という視点で捉え、国の規制と業界団体の活動について分析・考察することである。第2に、警備員の処遇は産業平均より低く、慢性的な人手不足に陥っている状況を改善するためには、業界団体としての積極的な取組みが求められていることから、警備業の特徴と課題について整理し、産業経営という視点から業界の課題解決と将来展望を考察することである。

警備業に関する先行研究としては、基本文献として田中（2009a, 2012）が挙げられ、さらに遠藤（2017）、岩崎（2018, 2019, 2021, 2022）等が注目される。また、産業研究の先行研究としては、産業政策、産業発達史を扱っている学術書があるが、特に、許可制ではない警備業との対比でタクシー業界の規制緩和の影響をとりあげている太田ら編（2017）が注目される。

本研究の意義としては、これまで、トピック的にしか扱われてこなかった、警備業法の制定及び改正時における内容と国会審議について産業経営という視点で詳細に焦点を当てるとともに、国及び業界団体による産業経営史と将来展望を産業経営という視点で統一的に分析・考察しようとするところである。産業経営という視点は産業研究の一つの視座になりうるものと考えている。

### 第2章 警備業の概要

警備業は警備員約59万人、売上高約3兆4,500億円の産業規模であり、セコム株式会社と総合警備保障株式会社が大手2社となっている。警備業務は、施設・機械警備、雑踏・交通誘導警備、貴重品等運搬警備、身辺警備の4種類に分かれているが、労働集約型の施設警備や交通誘導警備を行う業者の割合が高く、警備員数・売上高の推移からは産業としてはほぼ右肩上がりとなっている。

### 第3章 警備業法の制定（1972年）

全 21 条の警備業法案の条文ごとに国会審議等を通じて明らかとなった国の規制の考え方をまとめた。日本における警備業が創設されて 10 年後に警備業法が制定されることとなったが、そのきっかけとなった問題事案としては、組合活動や市民運動等に対する暴力的警備・過剰警備のほか、警官類似の制服の悪用や警棒による殴打、警備中の窃盗などが挙げられる。

警備業法案では、第 8 条で個人・団体の活動への干渉等を禁止するという「警備業務実施の基本原則」を示している。国会では抽象化された表現に対し組合活動や労働争議への干渉を具体的に例示すべしとの意見もあったが、国は、具体例を示さなくても、意味するところは明瞭であり、法令に触れない程度での威嚇的な妨害活動等も禁止されているとしている。

制服や警棒の制限については第 7 条及び第 9 条に示されている。

暴力的警備を実際に回避するために、第 3 条及び第 7 条で警備業者・警備員の欠格事由を定め、刑の執行終了後 3 年未満の前歴者を排除している。また、警備業法遵守の実効性を確保するため、警備業法等違反時において行政処分（指示、営業の停止・廃止命令）を行い、それに従わない場合には罰則を適用するという規制構造となっている。（なお、罰則適用後、3 年は営業できない。）警備業の実態把握のためには、書類の整備とともに立入調査を実施する。この時点で警備業法等違反が発見されれば、行政処分、罰則が適用される流れとなる。

規制の大枠としては、第 4 条で許可制よりゆるやかな届出制が採用されているが、これは営業の自由との兼ね合いで規制は最小限とするという規制哲学の反映であろう。ただし、国会では、許可制にすべしという意見が大勢であったが、国は、まずは、最小限の規制から行いたいとしている。なお、この規制哲学は、警備業への新規参入障壁のハードルを低くするものであることから、業界の活性化とともに、ダンピングなど経営基盤の適正化に課題を残すこととなり、現在においても、警備業における大きな課題の一つとなっている。

さらに、国会では、警備業法の制定により警備業が公認され、民間警察、第二警察ができるのではという質問があり、国としては警備業務はあくまでも私人間の契約であることから、警備業が特権的に公認されるものではないと説明しているが、警察及び警備業者に対する根強い不信感を感じさせる。

## 第 4 章 警備業法の改正

警備業法の 3 次におたる改正をとりあげた。

### 4.1 警備業法の第 1 次改正（1982 年）

第 1 次改正は、警備業法制定後、ほぼ 10 年後に行われたもので、改正の骨子としては、次のとおりである。

- ① 暴力団員等を排除するため、警備業者の要件（欠格事由）に追加。
- ② 警備業の規制の枠組みを届出制から事前に確認する認定制に変更。
- ③ 警備業務の適正実施の観点から、知識・能力の向上義務を追加し、検定制度、警備員指導教育責任者制度を新設。
- ④ 機械警備業に対する規制を新設。警備業務は4種類であることは変わらないものの、機械警備業務の浸透に伴い、新たに規制対象とされた。特に、異常時の信号を受信してから25分以内に現場に到着できるような体制整備が求められる。
- ⑤ 罰則を強化（営業停止命令違反は「罰金」から「1年以下の懲役または罰金」等）。また、国会では、防火業務について質疑がなされたが、消防行政とは根拠法規・行政機関が異なることから警察庁で一元的に管理するのは困難であるとしている。

#### 4.2 警備業法の第2次改正（2002年）

警備業法の第2次改正は、第1次改正から約20年が経過した、2002年に行われた。改正の骨子は次のとおりである。

- ① 警備業者等の欠格事由（警備業の要件）に、暴力団員の影響力を排除する項目が追加された。暴力団員ではないが、事業活動に対し暴力団員による支配的影響を受ける者、暴力団員に暴力的要求行為を依頼した者、暴力団員と密接な関係にある者等を排除する。
- ② 営業実態のない業者で不適切事案が発生していることから、営業の実態ない、あるいは所在不明の場合には、認定を取り消しできる。

なお、2001年7月の明石市民夏まつり雑踏事故は大規模雑踏警備のあり方に波紋を投げかけたが、法令改正は行われずに、国からの行政指導にとどまった。

#### 4.3 警備業法の第3次改正（2004年）

警備業の第3次改正は、第2次改正の2年後に行われた。改正の骨子は次のとおりである。

- ① 営業所ごとに実施している警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者を選任し、指導教育責任者に対する定期的な講習を行う。
- ② 警備員向けに警備業務の種別ごとの検定制度を実施し、登録講習機関の講習会を終了すれば、検定の学科または実技試験が免除される。
- ③ 2001年9月11日に発生した米国同時多発テロを踏まえ、空港保安警備、原子力施設警備、核燃料物質等運搬警備など、社会の安定上重要な種別の警備業務については、検定合格者から警備員を配置する義務を課す。
- ④ 警備業務の依頼者保護のため、警備業務の契約締結にあたっては書面を交付するとともに、苦情の解決義務を負わせる。ホームセキュリティの普及とともに契約に関する苦情が増えたことへの対応である。

## ⑤ 罰則強化（罰金額増額）

### 4.4 補論 労働争議と警備業法

警備業法制定のきっかけとなった、警備業者による労働争議等への介入問題を取りあげ、問題事例数は、制定前に比べ、制定後は1～2割と大幅に減少しており、警備業法制定の効果と捉えられる。

## 第5章 業界団体による産業経営

産業経営主体である業界団体として、全国警備業協会と全国警備業連盟を取り上げた。

### 5.1 全国警備業協会

1972年3月、警備業法案提出時には、全国ベースの警備業団体がなく、国からの要請により国会審議中である1972年5月に全国警備業協会連合会が結成された。

業界団体の役割としては、国の行政指導の窓口が期待されたが、同時に自主的活動として教育用テキストの発行や課題検討のための委員会設置等が行われることとなった。連合会はのちに、社団法人化、一般社団法人化され、活動内容も警備業法だけでなく、警備業に関係する法令の国への要望・要請、関係法令対応のためのガイドラン・マニュアルの作成が行われた。

教育関係では、教育幹部の養成研修のほか、独自の認定資格制度として「セキュリティ・プランナー」や「セキュリティ・コンサルタント」が創設されている。また、ダンプングを防ぎ、経済基盤の適正化のため、経営者の倫理要綱、下請条件の改善のために適正取引推進等に向けた自主行動計画が策定されている。

### 5.2 全国警備業連盟

全国警備業連盟は、経済基盤の適正化に焦点をあてたロビー活動を行うために2019年5月に結成された業界団体である。現在、全国47都道府県のうち、35都道府県において警備業（政治）連盟を結成し、正会員として参加している。警備業界としての期待の高さがうかがえる。活動としては、与党議員に対し新年度予算・コロナウイルス対策等についての要望等を行っている。

## 第6章 国及び業界団体による産業経営に関する考察

国及び業界団体における産業経営の取組みとそのスキーマを統一的に分析した。

国による産業経営としては、主な規制内容として、警備業の要件整備、警備員の資質・技能の向上、警備業務の規制、依頼者保護があり、規制手法としては、立入検査で法令違反があれば行政処分、処分に従わない場合には罰則が適用されることとなる。

業界団体の産業経営において、国との窓口としては、行政指導を受け、また、国への

要望・要請を行うもので、自主的取組みとしては、各種法令対応、経営基盤の適正化・人材確保、教育・技能レベルの向上等を行っている。

産業経営スキーマとして、産業経営の出発点としては、国では届出制（後に認定制）による業者のリスト化、業界団体では組織化・参加による業者のリスト化である。その後の管理（規制）手法としては、国は、実態調査、行政処分、罰則適用という3段階であり、業界団体としては情報共有とレベルアップのための研修会等の実施を行っている。

つまり、業界団体は国の行政指導の窓口であるが、業界としての国への要望・要請窓口でもある。国と警備業者を結ぶインターフェイス的役割を担っている。

産業経営上、国と業界団体の相補性に基づく視点からは、独自の資格制度・認証制度の創設、契約単価アップのための理論武装など業界の積極的な取組みが求められる。また、これまで、あまり着目されてこなかった、国民（発注者）と業界団体の関係性について、業界団体による顧客の理解、信頼の維持・確保について、その可能性・重要性を指摘した。

## 第7章 警備業の特徴・課題及び将来展望

現状の警備業の特徴と課題をとりあげ、特に、将来展望につながる課題として、人口減少社会及びAI時代における警備業の課題をとりあげた。

### 7.1 警備業の特徴と課題

警備業の産業構造がセコム株式会社と総合警備保障株式会社という大手2社と中小企業に分かれている状況を示すとともに、警備業務としては労働集約型の割合が高く、高齢者の就業割合が全国平均の約3倍にのぼることを指摘した。厚生労働省の統計データから、全国平均に比べ、警備業は、所定内給与額が3割低く、実労働時間が1割弱長く、勤続年数は約3年短いなど、処遇の低迷さ、流動性の高さが示されている。警備業は安全安心産業として社会基盤を担っていることからこのような現状は改善される必要がある。

経営基盤の脆弱性という構造的課題解決のためには、顧客に対して、増額も含めた、適正な契約金額での締結を交渉する必要があるが、その理論武装のためには業界団体による考え方・ノウハウの提供が望まれる。交通誘導警備は公共需要変動型であり、時としてダウンピンが起ることから、そうした事態をなるべく回避するために、分割発注や最低価格制度の導入を目指す必要がある。

経営基盤の適正化としては、これまで契約単価の適性化が考えられてきたが、これを垂直的対応とすれば、業務領域を警備業から隣接領域・関連領域に広げる水平的対応も考えられる。警備業大手2社の動向を参考にする。

大手2社では、親会社は、売上高のほぼ全てが警備業によると考えていいが、連結子会社等では、防災、保険、介護など隣接領域・関連領域に進出している。

また、大手2社の新規事業の展開時期と国による規制の開始時期を比べると、新サービスを開始すると、業界内で広がるとともに、顧客との間でトラブルとなり、問題解決のために国の規制が始まっていることがわかる。

AI時代の警備業としては、日米におけるコンピュータ化率の推定によれば、警備業については8-9割と高い水準での代替が想定されている。

しかしながら、警備業務の実際の場面では、現行犯逮捕、消火等の初期対応、消防・警察への連絡等、現場対応があることから、人間による対応とならざるを得ない。ただ、夜間の巡回などは機械化・ロボット化が可能であり、交通誘導・雑踏警備では、パターン認識による予測が得意なAI・コンピュータの支援が有効であると思う。

その場合でも、警備業は防犯・保安業務が目的とはいえ、人間に対するサービス業でもあり、群集心理、錯覚、思い込み、判断錯誤など人間の心理・行動に対する深い理解が求められることを指摘した。

## 7.2 人口減少社会における警備業の課題と対応

日本の人口は2008年にピークを迎え、人口減少社会に突入していることに触れ、その対応としては、人手不足対策として取り組むことを示唆した。具体的には、女性及び外国人の警備員採用である。さらに、機械化・デジタル化による生産性の向上、警備業務の質的向上とその見える化が求められている。

## 7.3 警備業の将来展望

中小企業の戦略として、契約金額の単価アップについては、公共事業・民間事業の分割発注の働きかけと業界団体による金額アップのノウハウの伝授が求められ、コストダウンのための機械化対応については、AI・コンピュータ支援やロボットの積極的活用に向け、大手2社や専門業者が開発したシステムを中小企業において導入することが想定される。

さらに、大手2社の連結会社を参考にした企業連携については、同一地域内では異業務連携、他地域では同一業務連携の可能性はある。

関連分野への進出については、隣接領域としての「安全・安心のためのセキュリティ事業」、非警備分野への拡大進出を考えると、関連する異業種企業との連携が想定される。セキュリティ分野の拡大・進出の例示として、「あんぜん・あんしん」ワンストップサービスとそのための企業連携を提示したが、業界団体における成功事例・ビジネスモデルを提示することが望まれることを指摘した。

発注者側は、単なる価格競争で契約するのではなく、警備業として持続可能な契約金額・提供されるサービスに見合う契約額とするという意識を持つことが企業の社会的責務と考えられる。

ただし、警備業界も、ゆるやかとはいえ、ある意味警備業法という規制で保護されて

いる面もあり、需要変動が大きい交通誘導・雑踏警備だけでなく、施設警備・機械警備も需要一定型の業務も行うなどの対策や、安全・安心サービスの開発などにより社会的ニーズに応えるという気構えが必要とされる。

国と業界団体の活動の相補性に着目する産業経営という視点からは、課題解決のために業界団体の積極的対応が求められている、と同時に、顧客教育・顧客理解が重要である。警備業が国民の信頼を確保・維持し、国民の期待に応えるためには、これまで以上に業界団体において課題解決に向けた積極的な取組みを行うことを期待する。

# Management on the Private Security Industry in Japan

The Graduate School of Management and Economics, Aomori Public University  
91902016 Takao Osawa

This study, entitled " Management on the Private Security Industry in Japan," aims to elucidate the history of the management on the private security industry in Japan to date and to discuss its prospects.

## Chapter 1: Introduction

The purpose of this study is twofold. Firstly, it aims to analyze and discuss government regulations and industry association activities from the perspective of "industrial management," focusing on problem-solving within the industry. Secondly, considering the disparity in treatment of security guards compared to the average across all industries and the pressing need for active efforts by industry associations to address chronic labor shortages, the study seeks to summarize the characteristics and issues of the private security industry. It aims to propose solutions to industry problems and discuss prospects from the viewpoint of "industrial management."

Previous studies on the security industry in Japan, such as Tanaka (2009a, 2012), serve as foundational literature. Additionally, noteworthy contributions include Endo (2017) and works by Iwasaki (2018, 2019, 2021, 2022). Furthermore, academic books addressing industrial policies and the histories of industrial developments, such as Ota et al. (2017), which examines the impact of deregulation on the taxi industry, provide valuable insights. Unlike the taxi industry, the security industry does not operate under a licensing system.

This study's significance lies in its focus on the enactment and revision of the Security Business Act, as well as the deliberations in the Diet. It aims to analyze and discuss the history and prospects of industrial management by the government and industry associations comprehensively, a topic that has only received superficial treatment thus far. The industrial management perspective is a crucial aspect of industrial research.

## Chapter 2: Overview of the Private Security Industry in Japan

The private security industry in Japan has approximately 590,000 security

guards and sales of approximately 3.45 trillion yen, with SECOM CO., LTD. and SOHGO SECURITY SERVICES CO., LTD. are two major companies.

Security services are categorized into four main types: facility and machinery security, crowd and traffic control security, valuables transportation security, and personal security. Companies predominantly provide labor-intensive facility security and traffic control services. Trends in both the number of security guards and sales suggest that the industry has experienced almost steady growth.

### Chapter 3: Enactment of the Security Services Act in 1972

This chapter provides a summary of the concept of national regulation as outlined in each of the 21 articles of the Security Services Act. The Act was enacted a decade after the initial establishment of security services in Japan. Problematic cases that prompted the enactment of the law include instances of violent and excessive security measures during union activities and civic movements, misuse of police-like uniforms, incidents involving baton beatings, and thefts occurring during security services.

The Act, in Article 8, provides the "Basic Principles for the Implementation of Security Services," which prohibits interference with the activities of individuals or groups. Some members of the Diet suggested that specific examples, such as interference with union activities or labor disputes, should be provided in response to the abstract expression. However, the government has stated that even without specific examples, the purpose of the Article is clear, and that even threatening obstructive activities not violating laws are prohibited.

Restrictions on uniforms and batons are outlined in Articles 7 and 9.

To prevent violent security services, the Act establishes disqualification criteria for security contractors and guards, excluding those with a criminal record of less than three years after completing their sentence. Additionally, to ensure effective compliance with the Act, the regulatory framework imposes administrative penalties (such as instructions, orders to suspend or discontinue business) for violations, with punishments for non-compliance. (After the penalty is applied, it will not be possible to operate for three years.) On-site inspections are conducted to verify the status of security services companies and maintain records. If any violations of the Act are found during these inspections, administrative penalties and punishments are enforced.

The regulatory framework is based on a notification system, which is less

stringent than a licensing system. This likely reflects the regulatory philosophy of minimizing regulations while maintaining the freedom to conduct business. However, while most Diet members believed a licensing system should be adopted, the government stated its preference for starting with minimal regulations. This regulatory philosophy, though, lowers barriers to entry for newcomers to the security services industry. While it may revitalize the industry, it also raises concerns about issues such as dumping and the optimization of the management base, which remain significant challenges in the security services industry today.

Furthermore, a question was raised in the Diet regarding whether the enactment of the Security Services Act would officially authorize security services and create a private police force or a second police force. The government explained that security services are simply contracts between private individuals, and therefore are neither privileged nor officially authorized. However, this question reveals a deep-rooted distrust of the police and security contractors.

#### Chapter 4: Amendment of the Security Services Act

This chapter provides a summary of the amendments to the Security Services Act.

##### 4.1 First Amendment of the Security Services Act in 1982

The first amendment of the Act was made almost 10 years after its enactment. The main points of the amendment are as follows:

- Addition of requirements (disqualification grounds) for security service companies to exclude gangsters, etc.
- The regulatory framework for security services was changed from a notification system to a certification system for companies, requiring prior confirmation.
- From the perspective of proper implementation of security operations, an obligation to enhance security guards' knowledge and ability was added, and a system of persons responsible for security guard instruction and education was newly established.
- Regulations for machine security services were newly established. Although there are still four types of security services, they are now subject to regulation in line with the proliferation of machine security services. Particularly, the system is required to be ready to arrive at the site within 25 minutes after receiving a signal of abnormality.

- Penalties have been tightened (from "a fine" to "imprisonment for up to one year or a fine") for violation of a cease-and-desist order, etc.

Additionally, questions were raised in the Diet regarding fire protection services. However, the National Police Agency has stated that it is difficult to centrally manage fire protection services due to differences in the laws and regulations governing them, and those of the fire administration and the administrative agencies involved.

#### 4.2 Second Amendment of the Security Services Act in 2002

This section summarizes the second revision of the Security Services Act in 2002, approximately 20 years after the first revision. The main points of the revision are as follows:

- The revision includes the addition of requirements to disqualification grounds for security service providers, etc., aiming to exclude the influence of gangsters. Individuals who are not members of organized crime syndicates but maintain close relationships with them, such as those under their controlling influence in business activities or those who have solicited violent acts from crime syndicates, are to be excluded.
- In cases of improprieties among security companies with no actual business operations, certification can be revoked if there is no evidence of actual business operations or if the whereabouts of executives are unknown.

Although the Akashi Summer Festival Accident in July 2001 raised concerns about the conduct of large-scale crowd security services, the Act was not revised. Instead, only administrative guidance was provided by the regulatory authority.

#### 4.3 Third Amendment of the Security Services Act in 2004

This section summarizes the third revision, which took place two years after the second revision. The main points of the revision are as follows:

- Persons in charge of security guard instruction and education are to be appointed according to the category of security services provided at each business office, and periodic training courses are to be provided for them.
- The certification system for security guards according to the types of security duties is to be implemented, and individuals who complete a training session at a registered training institute are exempted from either written or practical skills tests for certification.
- In response to the September 11, 2001, terrorist attacks in the U.S., the obligation

to assign security guards who have passed the certification test is to be imposed for types of security services crucial for social stability, such as airport security, nuclear facility security, and security for transporting nuclear fuel materials, etc.

- To protect clients of security services, a written contract for security services is to be issued, and an obligation to handle complaints is to be imposed. This is in response to the increasing number of complaints about contracts with the proliferation of home security services.
- Tougher penalties (increase in fines).

#### 4.4 Auxiliary Discussion: Labor Disputes and the Security Services Act

The number of cases of intervention by security guards in labor disputes, which prompted the enactment of the Security Services Act, has significantly decreased to 10-20% since the Act was implemented, compared to the number of cases before its enactment.

### Chapter 5: Industry Management by Industry Associations

In this chapter, the All Japan Security Service Association and the All Japan Security Service Political Federation are summarized as the industry associations.

#### 5.1 All Japan Security Service Association

In March 1972, when the Security Services Act was being considered, there was no nationally based security industry association. At the request of the government, the national security industry association was formed in May 1972, while the Diet was deliberating the Act.

The association's role was expected to serve as a contact point for administrative guidance from the government. Simultaneously, it was to engage in voluntary activities such as publishing educational textbooks and establishing committees to study industrial issues. Over time, the association evolved into an incorporated association and a general incorporated association. Its activities expanded beyond those related solely to the Security Services Act to include making requests and demands to the government for laws and regulations related to security services and preparing guidelines and manuals to comply with such regulations.

In the field of education, apart from providing training for education executives, the Association has established unique certification systems such as Security Planner and Security Consultant certifications. Furthermore, to prevent

dumping and optimize the economic base, the association has developed a management ethics outline and a voluntary action plan for promoting fair transactions to enhance subcontracting conditions, among other initiatives.

## 5.2 All Japan Security Service Political Federation

The All Japan Security Service Political Federation is an industry organization established in May 2019 to conduct lobbying activities focused on optimizing the economic infrastructure. Currently, 35 out of the 47 prefectures in Japan have formed security service political federations and participate as full members, indicating high expectations of the security industry. As part of its activities, the federation has made requests to members of the ruling party regarding the budget for the new fiscal year, coronavirus countermeasures, and other issues.

## Chapter 6: Discussion on Industrial Management by the National Government and Industry Associations

This chapter offers a comprehensive analysis of the industrial management efforts and frameworks implemented by both the national government and industry associations.

Regarding industrial management by the national government, key regulatory aspects include requirements for security service companies, optimization of qualifications and skills of security guards, regulation of security services, and client protection. Regulatory methods involve the application of administrative penalties for violations of laws and regulations identified during on-site inspections, with punishments imposed for non-compliance with these penalties.

In terms of industrial management, industry associations act as intermediaries with the government, receiving administrative guidance and making requests and demands to authorities. Their voluntary efforts encompass compliance with various laws and regulations, optimization of management practices and workforce, and enhancement of education and skill levels.

Regarding the industrial management framework, the process typically begins with government listing of companies through a notification or certification system, and industry associations' organization and participation of companies. Subsequent management or regulatory methods entail a three-tiered approach by the government, involving fact-finding investigations, administrative penalties, and punishments. Industry associations, meanwhile, conduct training sessions and other

activities to share information and enhance expertise.

In essence, industry associations serve as the interface between the government and the security service industry, acting as both recipients of administrative guidance and conveyors of industry demands to authorities.

From the perspective of complementarity between the government and industry associations in industrial management, proactive measures such as implementing their own certification systems for guards or companies and enhancing theoretical knowledge to increase contract unit prices are deemed necessary. Additionally, the potential and importance of maintaining and securing customer understanding and trust through interactions between the public or clients and industry associations are highlighted, an aspect that has not been thoroughly analyzed to date.

## Chapter 7: Characteristics, Challenges, and Future Prospects of the Private Security Industry in Japan

This chapter examines the current characteristics and challenges facing the security services industry, particularly in the context of Japan's society with declining populations and the emergence of artificial intelligence (AI), which are issues shaping prospects.

### 7.1 Characteristics and Challenges of the Private Security Industry

The industrial structure of the security industry is comprised of two major companies, SECOM CO. Ltd. and SOHGO SECURITY SERVICE CO. Ltd., alongside numerous small and medium-sized enterprises. The industry often specializes in labor-intensive security services, with a significantly higher percentage of elderly workers compared to the national average. Statistical data from the Ministry of Health, Labor, and Welfare (MHLW) indicates that, in comparison to the national average, the security industry suffers from relatively low compensation levels and high turnover rates, evidenced by a 30% lower predetermined salary, approximately 10% more working hours, and tenure approximately 3 years shorter.

Addressing the structural challenges of a fragile management base requires negotiations with clients for appropriate increases in contract amounts, and the contribution of ideas and know-how from industry associations to bolster theoretical defenses. Given the fluctuating public demand for traffic security services and occasional dumping, measures such as introducing split orders and a minimum price

system are necessary to mitigate such occurrences.

In addition to vertical responses such as increasing contract amounts, horizontal responses can involve expanding business scope beyond security services into adjacent and related sectors. The strategies of the two major companies in the security service industry can serve as a reference in this regard.

While the headquarters of the two major companies predominantly derive their sales from security service operations, their consolidated entities are diversifying into adjacent and related fields such as fire protection, insurance, and nursing care.

Comparison of the timing of new business development by the two major companies with the onset of government regulation reveals a pattern: the launch of new services often prompts industry-wide adoption, leading to customer-related issues and subsequent government intervention to address them.

Estimates suggest a high level of computerization, around 80-90%, within the security industry, particularly in Japan and the U.S. While certain responses, such as on-site interventions and initial firefighting, necessitate human involvement, aspects like nighttime patrols can be mechanized and automated. Additionally, for tasks like traffic guidance and other security duties, AI/computer assistance excels in pattern recognition and prediction, proving effective.

However, it's essential to recognize that despite technological advancements, the core purpose of the industry is to provide security services that safeguard against crimes while also catering to human needs. Thus, a deep understanding of human psychology and behavior, including crowd psychology, perception, assumptions, and decision-making errors, remains imperative.

## 7.2 Challenges and Responses of the Security Industry with a Declining Population

With Japan's population reaching its peak in 2008 and now transitioning into a society with a declining population, it is imperative for the security industry to take proactive measures to address the labor shortage. Specifically, this entails hiring female and non-Japanese security guards. Additionally, there is a pressing need to enhance productivity through mechanization, leverage digitalization, and improve the quality of security services and its visualization.

## 7.3 Future Prospects for the Security Industry

To increase the unit price of contracts for small and medium-sized companies, strategies should focus on encouraging the split-ordering of public and

private projects and providing expertise on wage increases through industry associations. Additionally, to reduce costs, it is anticipated that small and medium-sized enterprises will adopt systems developed by major companies or specialized firms for the active utilization of AI, computer-aided systems, and robots.

Furthermore, in terms of corporate collaboration with major firms and their consolidated entities, there is potential for SMEs to collaborate on different operations within the same area or similar operations in other areas.

Moreover, regarding expansion into related fields, such as "security business for safety and security," and venturing into non-security sectors, collaboration with companies in related industries is envisioned. As an example of expansion and advancement in the related security sector, the "Anzen Anshin" or safe and secure one-stop service, along with corporate collaborations for this service, were presented.

It is considered a social responsibility for ordering companies to ensure that contract amounts are at a sustainable level and commensurate with the services provided by the security industry, rather than solely competing on price.

However, the security services industry is also protected by the Security Services Act, which, although loosely enforced, serves as a regulatory framework. Therefore, it is necessary to take measures such as providing not only traffic and crowd security services, which experience wide demand fluctuations, but also facility and machine security services, which have constant demand. Moreover, being prepared to address social needs by developing safety and security services is essential.

From the perspective of industrial management focusing on the complementarity of activities between the government and industry associations, proactive responses from industry associations are required for problem-solving, along with the importance of customer education and understanding. To maintain public trust and meet public expectations, it is expected that industry associations will be more proactive than ever in their efforts to resolve challenges within the security industry.

# 警備業の産業経営

## 目次

### 第1章 はじめに

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1.1 研究の背景と目的    | 1 |
| 1.2 先行研究と本研究の意義 | 1 |
| 1.3 産業経営主体      | 5 |

### 第2章 警備業の概要

|                 |    |
|-----------------|----|
| 2.1 警備業の産業規模    | 9  |
| 2.2 警備業務の種類     | 9  |
| 2.3 警備業務別の事業者割合 | 12 |
| 2.4 警備業の展開      | 13 |

### 第3章 警備業法の制定（1972年）

|  |    |
|--|----|
| 3.1 制定の背景                                | 15 |
| 3.2 規制法案の検討                              | 15 |
| 3.3 警備業法の成立経緯                            | 16 |
| 3.4 警備業法案及び国会審議                          | 17 |
| (1) 第1条（目的）                              | 18 |
| (2) 第2条（定義）                              | 19 |
| (3) 第3条（警備業者の欠格事由）                       | 22 |
| (4) 第4条（警備業の届出）・第5条（営業所の届出等）・第6条（廃止等の届出） | 26 |
| (5) 第7条（警備員の制限）                          | 35 |
| (6) 第8条（警備業務実施の基本原則）                     | 37 |
| (7) 第9条（服装）                              | 51 |
| (8) 第10条（護身用具）                           | 52 |
| (9) 第11条（教育等）                            | 58 |
| (10) 第12条（警備員の名簿等）                       | 61 |
| (11) 第13条（報告及び立入検査）                      | 63 |
| (12) 第14条（指示）                            | 64 |
| (13) 第15条（営業の停止等）                        | 66 |
| (14) 第16条（聴聞）・第17条（方面公安委員会への権限の委任）       | 71 |
| (15) 第18条～第21条（罰則）                       | 72 |
| (16) その他                                 | 78 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| (17) 国会での採決及び附帯決議 | 89 |
| 3.5 まとめ（警備業法の制定）  | 93 |

#### 第4章 警備業法の改正

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 4.1 警備業法の第1次改正（1982年）             |     |
| 4.1.1 概要                          | 95  |
| 4.1.2 成立過程                        | 95  |
| 4.1.3 不適切事案                       | 96  |
| 4.1.4 改正法案の概要                     | 96  |
| 4.1.5 改正法案及び国会審議                  | 97  |
| (1) 警備業の要件                        | 97  |
| (2) 認定制                           | 106 |
| (3) 警備員の欠格事由                      | 113 |
| (4) 検定制の新設等                       | 115 |
| (5) 警備員指導教育責任者制度の新設               | 121 |
| (6) 機械警備業務に対する規制の新設               | 127 |
| (7) 認定制に伴う営業の廃止手続き                | 133 |
| (8) 罰則強化                          | 134 |
| (9) 防火業務                          | 136 |
| (10) その他                          | 140 |
| (11) 国会での採決及び附帯決議                 | 140 |
| 4.1.6 まとめ（警備業法の第1次改正）             | 143 |
| 4.2 警備業法の第2次改正（2002年）             |     |
| 4.2.1 概要                          | 144 |
| 4.2.2 成立過程                        | 144 |
| 4.2.3 改正の理由                       | 145 |
| 4.2.4 改正法案の概要                     | 145 |
| 4.2.5 改正法案及び国会審議                  | 145 |
| (1) 警備業の要件                        | 145 |
| (2) 警備員・警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者の欠格事由 | 154 |
| (3) 認定の取消し                        | 157 |
| (4) 明石市民夏まつり雑踏事故                  | 158 |
| (5) その他                           | 160 |
| 4.2.6 まとめ（警備業法の第2次改正）             | 165 |

|                 |                   |     |
|-----------------|-------------------|-----|
| 4.3             | 警備業法の第3次改正（2004年） |     |
| 4.3.1           | 概要                | 166 |
| 4.3.2           | 成立過程              | 166 |
| 4.3.3           | 改正の理由             | 166 |
| 4.3.4           | 改正法案の概要           | 167 |
| 4.3.5           | 改正法案及び国会審議        | 167 |
| (1)             | 警備員指導教育責任者関係      | 167 |
| (2)             | 検定合格者の配置義務化       | 172 |
| (3)             | 警備業務の依頼者保護の新設     | 181 |
| (4)             | 罰則強化              | 187 |
| (5)             | その他               | 189 |
| 4.3.6           | まとめ（警備業法の第3次改正）   | 194 |
| 4.4             | 補論 労働争議と警備業法      |     |
| 4.4.1           | はじめに              | 195 |
| 4.4.2           | 警備業法制定後の状況        | 195 |
| 4.4.3           | 日本の労働争議の変遷        | 195 |
| 4.4.4           | 労働争議の発生状況の推移      | 196 |
| 4.4.5           | 労働争議での問題事例の減少状況   | 198 |
| 4.4.6           | まとめ（労働争議と警備業法）    | 198 |
| 4.5             | 小括（国による産業経営）      | 199 |
| 第5章 業界団体による産業経営 |                   |     |
| 5.1             | 全国警備業協会           |     |
| 5.1.1           | 沿革                | 202 |
| 5.1.2           | 全国警備業協会連合会        | 202 |
| 5.1.3           | 社団法人全国警備業協会       | 204 |
| 5.1.4           | 一般社団法人全国警備業協会     | 206 |
| 5.1.5           | まとめ（全国警備業協会）      | 206 |
| 5.2             | 全国警備業連盟           |     |
| 5.2.1           | 経営基盤をめぐる課題        | 207 |
| 5.2.2           | 設立経緯              | 208 |
| 5.2.3           | 目的等               | 208 |
| 5.2.4           | 問題認識              | 208 |

|       |                          |     |
|-------|--------------------------|-----|
| 5.2.5 | 活動                       | 209 |
| 5.2.6 | まとめ（全国警備業連盟）             | 209 |
| 5.3   | 小括（業界団体による産業経営）          | 209 |
| 第6章   | 国及び業界団体による産業経営に関する考察     | 211 |
| 第7章   | 警備業の特徴・課題及び将来展望          |     |
| 7.1   | 警備業の特徴と課題                |     |
| 7.1.1 | 警備業の特徴                   | 214 |
| (1)   | 4種類の警備業務                 | 214 |
| (2)   | サービス業としての警備業             | 214 |
| (3)   | 産業構造                     | 215 |
| (4)   | 就労状況                     | 216 |
| (5)   | 警備業務別特徴                  | 219 |
| (6)   | 構造的課題の解決の方向性             | 219 |
| 7.1.2 | 警備業大手2社の動向               | 220 |
| (1)   | 創業・新業務展開                 | 220 |
| (2)   | 売上高・事業内容                 | 222 |
| 7.1.3 | AI時代の警備業                 | 226 |
| (1)   | コンピュータ化の推定               | 226 |
| (2)   | 警備業務のコンピュータ代替の可能性の検討     | 226 |
| 7.1.4 | まとめ（警備業の特徴と課題）           | 227 |
| 7.2   | 人口減少社会における警備業の課題と対応      |     |
| 7.2.1 | 人口減少社会                   | 229 |
| 7.2.2 | 警備業における人手不足対策            | 230 |
| (1)   | 人材別対策                    | 231 |
| (2)   | 機械化等                     | 234 |
| 7.2.3 | まとめ（人口減少社会における警備業の課題と対応） | 235 |
| 7.3   | 警備業の将来展望                 |     |
| 7.3.1 | 中小企業の場合                  | 236 |
| 7.3.2 | セキュリティ分野への拡大・進出          | 237 |
| 7.3.3 | 警備業の将来展望に対する考察           | 239 |

|  |     |
|--|-----|
| 第8章 おわりに                                     | 240 |
| 謝辞   | 246 |
| 図表一覧   | 247 |
| 文献   | 249 |
| 資料   |     |
| 資料1 「コンピューター1000人調査 ガードマン」(『サンケイ新聞』1971.6.1) | 256 |
| 資料2 警備業法(仮称)案大綱(保安部試案)                       | 257 |
| 資料3 警備業法案 1972(昭和47)年3月17日提出                 | 259 |
| 資料4 警備業法案の提出理由及び内容の概要の説明(中村国務大臣1972.4.4)     | 263 |
| 資料5 警備業法案に対する補足説明(後藤田警察庁長官1972.5.12)         | 265 |
| 資料6 警備業法(昭和47年法律第117号)1972.7.5公布             | 267 |
| 資料7 警備業法の第1次改正1982.7.16公布                    | 271 |
| 資料8 警備業法の第2次改正2002.11.22公布                   | 281 |
| 資料9 警備業法の第3次改正2004.5.26公布                    | 284 |

# 第1章 はじめに

## 1.1 研究の背景と目的

警備業は、警備員数約59万人、売上高約3兆4,500億円の産業規模であり、施設警備、機械警備、交通誘導警備、雑踏警備など、もはや生活安全産業として現代社会を支える基盤となっている。警備業の機能としては、主として防犯対策であるが、警察とは異なり犯罪を取り締まる権限はなく、あくまでも、他人からの依頼によりその身体・生命・財産等を守ることを業務としている。

警備業は請負サービス業であることから、発注側である日本の産業の成長・成熟とほぼ軌を一にしており、1962年にわが国初の専門警備会社が創業されて以来、ほぼ60年にわたり警備業はほぼ右肩上がりでも展開してきた。しかし、その過程で業界内では様々な問題が発生し、これまで主に国（公安委員会・警察庁）による規制という形で解決が図られてきている。

国との関係では、警備業法による規制は受けてはいるものの、産業育成という点では薄いと言わざるを得ない。このような国の関与に対して業界からは不満の声もあがったが、国による規制は業界全体の課題解決のためであり、産業全体の経営（マネジメント）、すなわち、「産業経営」と捉えることができる。

産業の発展には、社会的ニーズに加え、業界全般にわたる問題解決の取組みである産業経営が不可欠であることから、本研究では、警備業における産業経営として、国による規制と業界団体の活動を取り上げて分析・考察する。

また、これまでの産業経営の取組みによって、暴力団関係者の排除や教育・検定制度の導入など業界発展のための環境整備がなされてきているが、警備業が抱える構造的・経営的課題は依然として解決されていない状況にある。例えば、警備業の業界団体では、警備料金の低廉化が慢性的な警備員不足に陥っていることから、適正料金の確保等により経営基盤を強化することの重要性を指摘している。

こうした警備業における経営的課題の解決のためには、個々の中小企業による努力だけでなく、業界団体による積極的な取組みが求められており、本研究では警備業の特徴と課題について整理し、産業経営という視点から業界の課題解決と将来展望について考察する。

## 1.2 先行研究と本研究の意義

### 1.2.1 警備業関係の先行研究

警備業をめぐる先行研究としては、単著では、田中智仁（2009a, 2012）と遠藤保雄（2017）が挙げられる。

田中智仁氏は仙台大学准教授（現代武道学科学科長）であり、社会学の立場から、修士論文及び博士論文は警備業をテーマとし、それぞれ、『警備業の社会学——「安全神話崩壊」の不安とリスクに対するコントロール』（田中 2009a）、『警備業の分析視角——「安全・安心な社会」と社会学』（田中 2012）として公刊している。これは田中による学会発表論文をも包括した広範なもので、警備業の研究においては基本文献といえる。遠藤保雄氏は、仙台大学の元学長であり、『日本経済と警備業——ゼロから 3 兆円産業への軌跡』（遠藤 2017）を公刊している。これは大学での講義がベースになったもので、経済学的視点から警備業についてコンパクトにまとめられている。

また、田中智仁・仁階堂拓哉編（2009）は、警備業をテーマとした 5 人の修士論文をとりまとめたものである。

#### ○警備業の歴史

警備業・警備員の世界史は、古くは古代エジプトのテーベでの外国人による警備、古代ローマでの犯罪抑止のための警備員の雇用に遡るが、英国では中世の封建制度のもとで家畜などの財産保護のため警備員が雇われ、産業革命後は、犯罪防止の観点から警備業が盛んになったという（Fischer 2019: 4-5; Hess 2009: 5-9; Maggio 2009: 2-14）。

米国では、ピンカートン（Allan Pinkerton）が 1855 年に鉄道における犯罪防止・犯罪捜査を開始し、1858 年にはピンカートン探偵社（Pinkerton National Detective Agency）を立ち上げ、鉄道や産業界の警備を請け負ったが、南北戦争中はスパイ活動に従事していたという（Fischer 2019: 5-8; Hess 2009: 9-13; Maggio 2009: 14-16; Morn 1999: 544-546）。また、現代の警備業の嚆矢として、1955 年の米国警備業協会（American Society for Industrial Security）の創設が指摘されている（Fischer 2019: 8-9）。

日本の警備業は、高度経済成長期の 1962 年に日本船貨保全株式会社（現：大日警株式会社）及び日本警備保障株式会社（現：セコム株式会社）が創業したことにはじまり、バブル経済崩壊後も成長をつづけてきた（田中 2009a: 45-75, 2012: 33-51; 遠藤 2017: 7-128）。なお、山崎節代（2009）は、警備業及び警備業法などの歴史について触れ、安全は自己責任という意識が警備業の需要を促したとしている。

#### ○警備業の課題

警備業の課題としては、劣悪な雇用環境、警備業者間の過当競争と労務単価の下落、定着率の低下等が指摘されている（田中 2012: 105-146; 遠藤 2017: 101-103）。田中（2009b）は、日本の警備業の特性として人材派遣業的、防犯設備業的、警邏警察業務的であることを挙げ、警備料金の適正化のためには、専門性の確立とその方策として教育体制の充実が必要であると指摘している。

岩崎弘泰（2021）は、1986 年に施行された労働者派遣法では警備業は適用外とされ、請負労働の固定化につながったが、警備業における過当競争は続いているとしている。

#### ○警備業務の特徴

警備業務の概要については田中（2009a: 110-154）が、警備業務別の特徴とその発展については遠藤（2017: 40-128）が触れている。

諸外国の警備業務の概要については、田中（2009a: 155-206）、公益財団法人日工組社会安全研究財団（2017）及び財団法人社会安全研究財団（株式会社 UFJ 総合研究所）（2013）にとりまとめられている。

また、社会学における犯罪予防理論から警備業をセミフォーマル・コントロールとして位置づけているのが田中（2009a: 209-393）であり、犯罪不安心理から社会が警備業を求めているとしたのが田中（2012: 147-195）である。

遠藤（2017: iii-iv）によると、警備業はリスク社会における価値創造産業であり、リスク管理・危機対応型の損失抑制産業として、日本社会における経済的損失を回避・軽減してきたものであり、警備業の経済的機能と経済的効果の体系的な分析が求められているとしている。田中（2012: 85-86）は、警備業はセミフォーマル・コントロールの主体に位置づけられているが、警備業がもたらす公益に着目する必要があるとしている。

#### ○警備業と労働争議等

岩崎（2018）は、1970年前後の労働争議に対し経営者側から警備会社に対する「暴力のアウトソーシング」がなされ、労働組合側の規制法要求が警備業法の成立につながったとしている。岩崎（2019）は、警備業法の制定により警備業者による「組合・スト潰し」が困難となったものの、岩崎（2022）は、警備業法の制定により労働組合弾圧主体が警備業者から警察に移行したとしている。

大澤隆夫（2023）は、労働争議における警備業の暴力的警備・過剰警備が警備業法の制定につながったことから、警察庁の資料をもとに問題事例を明らかにし、労働争議の統計データから警備業法の制定後には警備業者による問題事例が大幅に減少していることを示している。

#### ○警備業法関係

大澤（2022a）は、産業経営という視点から、警備業法の制定及び改正について法の内容及び国会審議を中心にとりまとめ、国の規制について分析・考察を行っている。田中（2023）は、警備業法について批評的に解説・考察を加えている。

二階堂（2009）は、民間警備業の法的位置付け及び限界を明らかにし、公私の警備における溝を埋める一案として市民警察制度を提言している。

#### ○警備業の将来展望

大澤（2022b）は、産業経営という視点から国と業界団体の相補性に鑑み、業界団体の重要性を指摘した上で、中小警備業者の戦略など今後の将来展望を提示している。

#### ○警備業者

藤本章博（2009）は、営業利益について、セコム株式会社が総合警備保障株式会社より高い理由を創業者の視点の対比に求め、セコム株式会社の飯田氏の「警備はシステム」という視点と総合警備保障株式会社の村井氏の「警備は人」という視点の差に基づく警備

業務の設計思想の違いであると指摘している。

## (2) 産業研究の先行研究

今回、「警備業における産業経営」をテーマとするに当たり、産業政策、産業発達史を扱っている学術書を参考にした。

小宮隆太郎ほか編（1984）では、市場機構の欠陥を補うことが産業政策の基本的課題ではあるが、産業政策の「産業」とは大体において製造業を指し、農業・建設業・サービス・交通は含まれないとしており、警備業というサービス業は対象とされていないことが理解される。

植草益（1991, 1997）では、公的規制（社会的規制）は、市場機構の内在する問題を是正・補正する目的で、政府が企業等の行動に関与・干渉する行為であるとして、特定の行為の禁止や営業活動の制限を行うとともに、資格制度、検査検定制及び基準認証制度によって補完しているとしている。なお、規制の強さからは、強い順に、許認可、認定・確認等、届出・報告としている。

特定産業の産業史という観点から、最近出版された学術書からパチンコ産業及び塩産業について取り上げてみる。韓載香（2018）によると、パチンコ産業は風俗営業取締法の対象であり、行政及び業界自らのルールで規制されている上、パチンコ機器の開発リスクが高いとしている。前田廉孝（2022）によると、戦前の日本では植民地が食塩などの1次産品を供給していたが、敗戦で途絶し、現在、日本では食料等を対外的に依存しているとしている。

また、太田和博ほか編（2017）では、タクシー業界は道路運送法により規制されているが、2000年の法改正により需給調整規制が撤廃され、競争激化による高運賃・低品質が問題になっていると指摘した上で、地域主導の政策決定を提言している。

### 1.2.2 本研究の意義

警備業についての先行研究としては、警備員の体験を踏まえた、社会学の立場からの分析（田中 2009a, 2012）や請負労働という視点での分析（岩崎 2018, 2019, 2021）のほか、経済学的観点からの論述（遠藤 2017）などが挙げられるが、ともすれば、警備業の固有性・特殊性を強調しすぎているきらいがあり、警備業の発達過程において、業界の問題解決のために国・業界団体がどのような対応をしたのかという視点が十分ではない。

一般に、産業全体の研究の視点や方法論はさまざまある。例えば、特定の産業の発達史を描くもの（韓 2018; 前田 2022）、産業政策あるいは規制という括りで国の政策を論じるもの（小宮ほか編 1984; 植草 1991, 1997）、特定の保護産業と規制緩和の影響という視点で描くもの（太田ほか編 2017）などが挙げられる。ただ、業界の課題解決という観点から、国の規制と業界団体の活動を併せて包括的に分析・評価されてきたとは言い難い。

本研究では、警備業における業界全体の問題解決という観点から国の規制・業界団体の

取組みについて、全体として「産業経営」という視点で分析・考察することとした。その上で、労働集約型である警備業の経営的課題を踏まえて、産業経営という観点から業界の課題解決と将来展望を考察するものである。

国の規制の分析にあたっては、1次資料として、警備業法の内容及びそれを巡る国会会議録等を取りあげる。国会における様々な角度からの質問に対する当局の答弁を丁寧に追っていくことで、国側の問題意識と解決策の考え方が把握できると考えている。また、業法の変遷をたどることで業界における課題の変容及びそれに対する国による規制対応を追うことができる。国会答弁にあたっては事前に作成した想定問答や当日の答弁書を踏まえるのが基本であるが、答弁者の認識がにじみ出る場合がある。国会会議録は答弁者の立場で読むと、実にスリリングな読み物となる。国会会議録の引用にあたっては、その臨場感及び答弁の文脈がわかるように、端折らない形で長めの引用を行うこととした。なお、それは、あくまでも法律の背景分析であり、業法の解説を目指すものではない。業界団体の活動については、団体が発行している書籍及びホームページを参照することとした。

警備業界の特徴・課題及び将来展望については、各種統計による業界の特徴を踏まえた上で、産業経営という視点から業界の課題解決と将来展望を考察する。

本研究における「産業経営」という視点は、国の規制と業界団体の活動の相補性を強調するものであり、産業研究における一つの視座となりうるものと考えている。

### 1.3 産業経営主体

本研究では、警備業における業界全体の問題解決という観点から国及び業界団体の取組みについて、「産業経営」という視点で分析・考察することとしている。「産業経営」という用語は馴染みが薄いと思われるので、少し補足することとしたい。

「警備業の産業経営」は英文では、"Management on the Private Security Industry in Japan" と表現しており、本研究の狙いとするところが理解されるであろう。

警備業を対象にしたのは、筆者自身が4年ほど関わったことが大きいものの、研究対象として警備業の調査を進めていくにつれ、産業研究の対象として非常に興味深いことが理解されたからである。

日本における警備業は、創業が1962年とされるなど、戦後の日本経済の発展とともに成長してきたサービス業である。国との関わりでは、届出制（後、認定制）など弱い規制となっている。国は、許可など強い規制ではなく、なぜ、弱い規制を選択したのか、その結果、業界の課題は解決されたのかなど、国の関わり方はある意味で社会実験のひとつとして捉えられる。また、当然のことながら、警備業自身の成長・進展により新たな課題が発生し、それに国がどのように対応してきたかということも法の改正内容及び国会審議で把握できる。

ただ、業界の課題解決には、国だけでなく業界自身、特に、業界団体も関わっており、

産業経営主体としては国だけでなく、業界団体も対象とすべきであろう。

図 1.1 に示したのは、警備業における産業経営主体と産業経営の構造を示したものである。警備業の取引は、発注者（国民）と受注者（警備業者）との間で契約がなされる。ここで、一部の業者により不祥事が発生し、社会問題化すれば、国による規制が検討される（国民と国の間の矢印）。その結果、規制が行われれば、警備業者への強制力となる（国と警備業者の矢印）。一般には、そのように理解されているが、実際には、業界団体に関わる。業界としても国民の信頼を失うことは避けつつ、業界としての自主的取組みを進める上で、業界団体の取組みは重要である。ただ、業界団体の役割として、国の行政指導の窓口や国への要望窓口のほか、研修・教育等の自主的対応などさまざまあり、求められる業界団体像も状況に応じ変化している。

また、警備業では、どちらかという、業界団体と発注者側である国民との関係性は薄く、業界団体が表に出てこなかったと言えるが、今後ともそれでいいのかどうかは意見がわかれると思われる。産業経営上の国と業界団体の相補性からは、むしろ、業界団体の積極的取組みが国民にアピールされる状況も想定され、そのためには、業界団体自身が国民から信頼されることが必要となる。

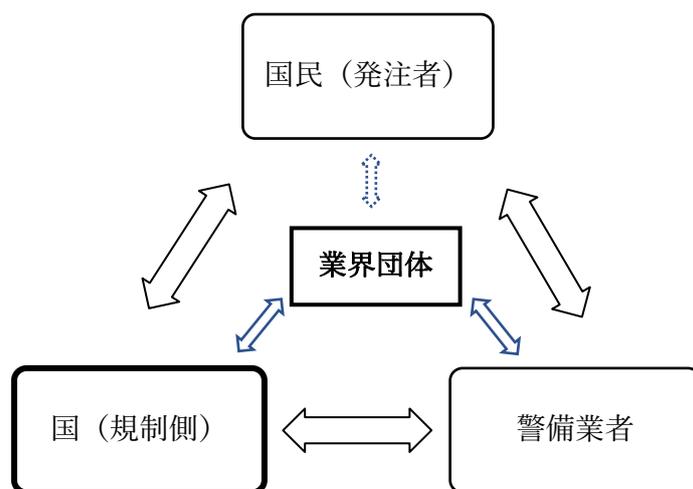


図 1.1 警備業における産業経営主体

出典：筆者作成

ここで、産業研究の方法として、リーディング・カンパニーの経営手法を把握することも考えられる。どの業界でもそうだが、最初の創業者はやはり先見の明、ずばぬけた経営・判断能力があり、業界の方向性を担う存在である。ただ、業界全体を考察する上では、大多数を占める中小企業の態様を捉える必要があると考える。

○国の業界への関与

国としての業界に対する関与の仕方には、規制や育成など様々な対応がある。

植草（1991: 24-33）は、自然独占分野や情報偏在分野を対象とするのが経済的規制であり、外部不経済・非価値財に対処するのを社会的規制であると分類し、経済的規制では参入、価格等について許認可等により介入し、社会的規制では安全・健康・衛生の確保、環境保全、公害防止等を目的として、財・サービスの質やその提供に伴う活動に一定の基準を設定したり、特定行為の禁止・制限を加えたりする、とした上で、警備業法はサービス産業における規制として示している。

警備業法は届出制（後に、認定制）であり、弱いながらも参入規制が行われている。また、植草（1997: 50-71）では、社会的規制手段として、資格制度、検査・検定制、基準・認証制度等を取り上げ、警備業法関係では、名称独占資格として警備員、業務必置資格として警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者を取り上げている。

このように、警備業法は経済的規制・社会的規制を受けてきたものであるが、警備業の発展とともに、規制内容も拡充化されてきており、同時に、これは規制当局の煩雑さを生じさせる要因となっている。国の規制は方向性を示しつつ、基準の内容・運用等は業界団体と協議をする、あるいは、業界団体の自主的対応に任せつつも、国は業界団体による対応を監査・検査するなどの方策が考えられる。

しかし、国が業者の問題行動を可能な限り事前に抑えようとするのは果たして合理的と言えるのだろうか。こうした観点からは、規制といっても、国と業界団体が両輪として機能する必要があると思われる。

なお、国による規制といっても、規制と育成がセットであるのが通常であり、警備業のように育成という視点がほぼないのはむしろ稀ではないだろうか。

また、日本では、特に、戦後、「産業政策」という掛け声のもと、特定産業の育成が図られてきた。

小宮ほか編（1984: 6-11）によると、戦後初期の産業政策としては、傾斜生産方式、基幹産業の育成、重要物資の低位安定価格による供給、輸出の振興がモチーフとされ、高度成長期には重化学工業化、産業構造の高度化がスローガンとなり、石油危機以後は、産業構造審議会が「知識集約化構想」を打ち出したが、石炭、繊維、海運・造船、非鉄、石油化学等に対する救済措置に要した財政負担が新規産業のための財政負担をはるかに上回ったと考えられるとしている。また、産業政策の手法としては、政府が行う投融資活動である財政投融資、補助金、輸出入の調整などがある（小宮ほか編 1984: 26-30）。

ここで、産業政策、規制、産業経営との違いを表にすると、表 1.1 に示すとおりである。産業政策は特定産業の育成・保護のため、国による財政面での支援、貿易のコントロールなどが行われてきたものであり、規制は安全確保・災害防止等の観点から、国によって参入規制、特定行為の禁止・制限、サービス等の基準設定などが行われている。

警備業において、国との関わりは育成という観点が非常に薄く、「産業政策」という枠組みでの捉え方はなじまないと思われる。また、「規制」と言っても弱い規制であり、安全確保などの観点というよりサービスの質の確保が主たる目的であると考えられ、逆にこのような規制が警備業全体の問題の解決に繋がり、警備業の発展を促してきたとも受け止められる。そのような積極的受け止め方と同時に、国と業界団体の相補的役割に焦点を当てるためには、「産業経営」という枠組みが適切であると考えている。警備業における国と産業との関係性は他の産業と比べた差異に焦点が当てられがちだが、最小限の規制哲学のもとでの産業発展の事例として非常に興味深いものである。

国の規制には強制力があり、業界の自主的取組みには強制力がない。そうした捉え方では、両者の取組みは別とも言えるが、国は最小限の規制を行い、業界団体は行為のルール化とサービスの向上に向けた取組みを行うことで相補的な産業経営主体となりうることに鑑みると、両者に焦点を当てることで産業に対するマネジメント（経営）が立体的に理解されるものとする。

表 1.1 産業政策、規制及び産業経営の違い

|      | 目 的             | 主 体    | 手 法                  |
|------|-----------------|--------|----------------------|
| 産業政策 | 産業の育成・保護        | 国      | 財政投融资・補助金等           |
| 規 制  | 参入規制、安全確保・災害防止等 | 国      | 許認可、行為の禁止・制限、基準設定    |
| 産業経営 | 業界の課題解決         | 国・業界団体 | 国による規制、業界団体によるルール・育成 |

出典：小宮ほか編（1984）及び植草（1991, 1997）等より筆者作成

## 第2章 警備業の概要

警備業の概要として、産業規模、警備業務の種類、業務別の事業者割合、これまでの展開について、概説する。

### 2.1 警備業の産業規模

日本の警備業は1962（昭和37）年に最初の専業の警備会社が創業されて以来、約60年を迎えており、2021年末現在、警備員数が58万9,938人、警備業者数が1万359社、売上高<sup>1</sup>が3兆4,537億6,500万円の規模である（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022）。

参考までに警察庁と都道府県警察をあわせた警察関係の数値を示すと、2022年4月1日現在、警察職員の定員は29万6,194人、2021年度最終補正後の予算額は3兆6,888億4,800万円である（国家公安委員会・警察庁 2022: 200, 202）。

また、業界内での売上高について、警備保障タイムズ株式会社の「2022年警備業売上高ランキング」では、1位がセコム株式会社で3,951億8,100万円、2位が総合警備保障株式会社（アルソック）で2,564億4,900万円、3位がセントラル警備保障株式会社で557億1,800万円<sup>2</sup>と、セコム株式会社と総合警備保障株式会社が警備業大手2社となっている（警備保障タイムズ株式会社 2022）。

### 2.2 警備業務の種類

警備業務は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項において、第1号から第4号まで4種類が定められている<sup>3</sup>。

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）

における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

---

<sup>1</sup> 売上高は、一般社団法人全国警備業協会による調査で回答があった9,098業者の合計である（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022）。

<sup>2</sup> この3社の売上高は、各社の有価証券報告書では、セコム株式会社と総合警備保障株式会社は2022年3月決算、セントラル警備保障株式会社は2022年2月決算の値である。

<sup>3</sup> 法令の参照にあたって、漢数字は半角の算用数字に置き換えることを原則とするが、法令の引用にあたっては、漢数字と算用数字は原文のままとする。

三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

四 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務

2～4 (略)

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

6 (略)

### 2.2.1 第1号警備業務

第1号警備業務は、「施設警備業務」と「機械警備業務」に大別され、そのほか、保安警備業務、空港保安警備業務も含まれる（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 21）。

#### (1) 施設警備業務

施設警備業務<sup>4</sup>については、ビル、工場等の施設に警備員を常駐させ、出入管理業務や巡回業務を行う形態と、施設に警備員を常駐させず、対象施設を車両等で巡回する形態がある（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 21）。

警備員は、火災を発見した場合には、人の生命、身体、財産等の被害の発生を防止するため、避難誘導等の応急処置、さらには、応急消火義務者として、消防法上、消防機関への通報、消火活動等の処置をとる必要がある（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 170-173）。防火管理業務の一部を受託している場合もある（一般社団法人全国警備業協会 2019a: 144）。

また、窃盗等の事故が発生した場合、一般私人同様、現行犯逮捕は可能であり、犯人は警察等へ引渡す必要がある（一般社団法人全国警備業協会 2020a: 85, 93）。

#### (2) 機械警備業務

機械警備業務は、対象施設に各種センサーを設置し、対象施設とは別の施設に設けた基地局でセンサーによって感知した情報を受信し、待機する警備員を現場に急行させる形態である（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 21）。なお、施設警備業務と機械警備業務を併用する場合もある（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 94）。

#### (3) 保安警備業務

保安警備業務は、スーパー、デパート等において、店内を巡回しながら主として万引きの防止を行う形態である（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 21）。店舗が保安員を配置して自主警備を行う形態と業務の外部委託によって警備する形態がある。また、警備方法

---

<sup>4</sup> 機械警備業務は、1982（昭和57）年の警備業法の改正により、第2条第5項で追加された業務で、第1号警備業務に位置づけられている。

には、監視カメラや不正持出防止機器を設置して監視を行う方法と、保安警備員が巡回して監視する方法がある。巡回には制服の場合と私服の場合がある（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 123）

#### (4) 空港保安警備業務

空港保安警備業務は、空港において、航空機内への危険物の持込みを防止するために手荷物検査を行う形態である（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 21）。具体的には、X線透視装置及び金属探知機等を使用し、航空機に搭乗する旅客等の手荷物及び所持品について検査を行い、持込禁止品を排除する業務である（一般社団法人全国警備業協会 2020b: 106）。

### 2.2.2 第2号警備業務

第2号警備業務には、「**雑踏警備業務**」と「**交通誘導警備業務**」がある。

雑踏警備業務は、博覧会や初詣、コンサート、競技場、花火大会、マラソンの沿道等、多くの人が集まる場所において、負傷の発生や事故の未然防止を行う業務である（一般社団法人全国警備業協会 2020c: 21）。交通誘導警備業務は、道路工事や道路に面する建築工事、大規模な商業施設等のオープン、駐車場への車両の頻繁な出入りなどにおいて、交通の円滑に対する支障の軽減や事故の要因を取り除くために、通行する人や車両の誘導を行うものである（一般社団法人全国警備業協会 2020c: 98）。

なお、交通誘導警備業務は、バブル景気を背景に進展した日本独自の警備業務であり（一般社団法人全国警備業協会 2020c: 98）、諸外国ではほとんど見受けられない（一般社団法人全国警備業協会 2022b）。

### 2.2.3 第3号警備業務

第3号警備業務には、核燃料物質等危険物を運搬する「**核燃料物質等危険物運搬警備業務**」と、現金、貴重品等を運搬する「**貴重品運搬警備業務**」がある（一般社団法人全国警備業協会 2020d: 13）。

核燃料物質等危険物とは、原子力発電所の燃料、燃料の原料、使用済燃料、放射性廃棄物等を指している（一般社団法人全国警備業協会 2020d: 23-28）。貴重品運搬警備業務は、銀行間の現送業務、売上金回収業務、屋外型の無人 ATM や深夜コンビニ等の ATM での現金装填業務など、拡販傾向にある（一般社団法人全国警備業協会 2020d: 106）。

### 2.2.4 第4号警備業務

第4号警備業務は、「**身辺警備業務**」、いわゆる「ボディガード」業務である（一般社団法人全国警備業協会 2020e: 25）。また、新たな形態として、子供や女性に対する「エスコートサービス」や GPS を活用した「位置情報サービス」（利用者通報、安否・安全確認、現場急行サービス）がある（一般社団法人全国警備業協会 2020e: 28-31）。

### 2.3 警備業務別の事業者割合

警備業務別のデータとしては、警察庁が警備業者の割合を公表しており、2021 年末現在の構成比は次のとおりである（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022）。なお、1 社で 2 以上の種別の警備業務を行っている場合は、種別ごとにそれぞれ計上されている。

- ・第 1 号警備業務 66.6% うち<sup>5</sup>、施設警備 65.1%、機械警備 5.5%
- ・第 2 号警備業務 75.8% うち、交通誘導 73.6%、雑踏警備 40.8%
- ・第 3 号警備業務 6.5%
- ・第 4 号警備業務 6.4%

特徴としては、施設警備 65.1%、交通誘導警備 73.6%と、労働集約型の警備業務を行う警備業者の割合が高い。

警備業務別の警備員数割合は、2003 年以降のデータは公表されていないため、2002 年末現在の状況を警備業者割合とともに次に示す（警察庁生活安全局生活安全企画課 2003）。なお、( ) 内が警備員数の割合である。

- ・第 1 号警備業務 51.1% (37.7%) うち、施設警備<sup>6</sup> 45.7% (31.7%) 機械 9.6%(5.9%)
- ・第 2 号警備業務 54.3%(42.4%) うち、交通誘導 51.4%(39.5%) 雑踏 12.5%(9.3%)
- ・第 3 号警備業務 4.3% (3.2%)
- ・第 4 号警備業務 1.1% (0.3%)

警備業者数の割合と警備員数の割合は、比較的よく合致していることがわかる。

また、警備業者数の推移として、2021 年現在と 2002 年末現在を比較してみると、次のとおりである。

|        | 2021 年末                      | 2002 年末                    |
|--------|------------------------------|----------------------------|
| ・第 1 号 | 6,897 (うち、施設 6,740 機械 571)   | 4,831 うち、施設 4,328 機械 911   |
| ・第 2 号 | 7,854 (うち、交通 7,624 雑踏 4,226) | 5,140 うち、交通 4,866 雑踏 1,186 |
| ・第 3 号 | 670                          | 403                        |
| ・第 4 号 | 661                          | 102                        |
| 総数     | 10,359                       | 9,463                      |

<sup>5</sup> 「うち」として示す割合は、警備業者全体に占める割合であり、各号の警備業務に占める割合ではないことに留意。

<sup>6</sup> 当時の分類では、「施設警備」ではなく、「常駐警備」と表現されている。

労働集約型の施設警備、交通誘導警備、雑踏警備の警備業者数が伸びている一方で、機械警備業者数は減少している。

## 2.4 警備業の展開

我が国最初の警備会社が設立されたのは、1962（昭和 37）年とされている。3月に日本船貨保全株式会社（現・株式会社大日警）、7月に日本警備保障株式会社（現・セコム株式会社）が設立された（株式会社大日警 2023；セコム株式会社 2023）。

日本警備保障株式会社は、1962年の創業当初は受注に苦労したようだが、1964年の東京オリンピックでの選手村警備、1965年4月から警備員をテーマにしたテレビ番組「ザ・ガードマン」の放送開始等により社会的に認知されるに至った（セコム株式会社 2023）。

日本警備保障株式会社の創業3年後、1965年7月に、総合警備保障株式会社が創業している。創業者の村井順氏は、警察官僚出身で、1964年当時、オリンピック東京大会組織委員会事務局次長であった（総合警備保障株式会社 2015a, 2015b）。

1970年の日本万国博覧会（大阪万博）では、建設現場警備に始まり、会場警備、機械警備などを行い、その後の業界の発展につながった（セコム株式会社 2023；総合警備保障株式会社 2015a, 2015b）。

また、日本の警備業は当初、警備員を施設に常駐させる形態から出発したが、1970年頃には機械警備の本格導入、1980年代には家庭での機械警備であるホームセキュリティの導入など、時代に合わせた警備業務を展開している（セコム株式会社 2023；総合警備保障 2015a, 2015b）。

警備業における警備員数、警備業者数及び売上高の推移（図 2.1～図 2.3）からは、産業としてはほぼ右肩上がりに展開していることが示されている。

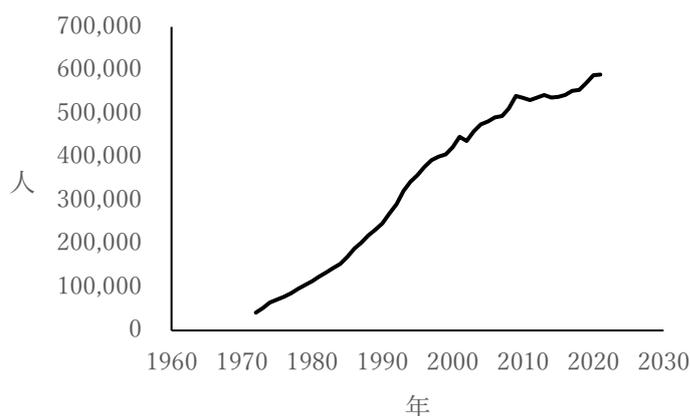


図 2.1 警備員数の推移

出典：『警備業の概況』（平成 13 年～令和 3 年の各年）及び  
総務省統計局監修（2006: 399）をもとに作成

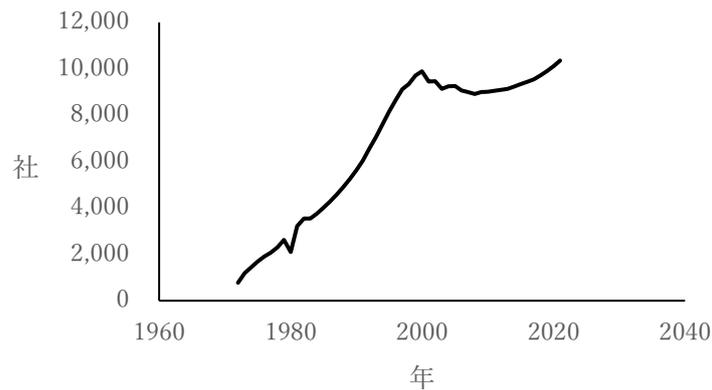


図 2.2 警備業者数の推移

出典：『警備業の概況』（平成 13 年～令和 3 年の各年）及び  
総務省統計局監修（2006: 399）をもとに作成

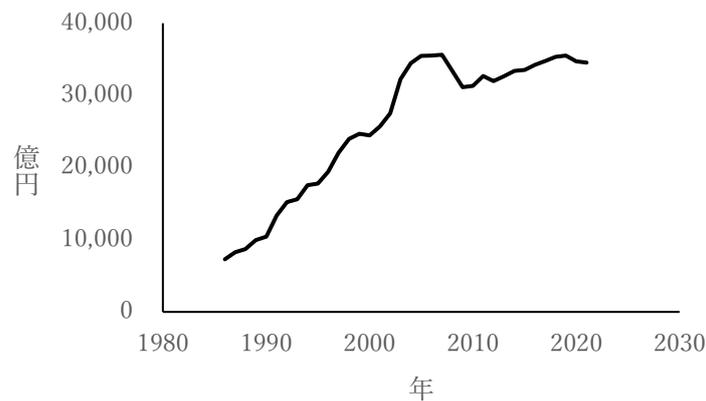


図 2.3 警備業における売上高の推移

出典：『警備業の概況』（平成 13 年～令和 3 年の各年）及び  
田中（2012: 402-403）をもとに作成

なお、図 2.2 から警備業者数は 2000 年から 2008 年までは微減傾向にあったが、その後微増傾向に転じている。図 2.3 から売上高<sup>7</sup>は 2007 年から 2010 年まで減少傾向にあったが、それ以降微増傾向にある。田中（2009: 65, 72）は、警備業法改正に伴う規制強化による倒産と業界内の過当競争の影響が大きいと考えられるとしている。遠藤（2017: 48）は、売上高について、2008 年 9 月のリーマンショック後の日本経済の動向を反映した結果としている。

<sup>7</sup>警察庁生活安全局生活安全企画課『警備業の概況』（各年）を見る限り、2006 年以降の概況では、売上高について全国警備業協会の調査によるとしている。

## 第3章 警備業法の制定（1972年）

産業経営主体としての国の取組みについては、量が多いことから、「第3章 警備業法の制定（1972年）」及び「第4章 警備業法の改正」の2章構成とする。

国の取組み（警備業法の制定）については課題（立法事実）及び対応（法規制）について整理することとし、資料としては、法案の内容、国会会議録及び想定問答を中心にとりまとめる。国会審議の状況については、国の規制内容（条文）毎に整理することで、国の産業経営哲学（規制哲学）についても立体的に浮かび上がらせることとする。

### 3.1 制定の背景

1962年に日本で最初の警備会社が創業してから10年後、1972年に警備業法が制定された。その間、警備業は社会的に認知され、1972年11月には、警備業者数775社、警備員数41,146人までに成長した（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 5）が、その一方で、業界としての不祥事が発生している。例えば、杉山（1993: 62-63）は、

- ・警察官類似制服の悪用：警察官と誤認されて届けられた拾得物のネコババ、交通違反者から罰金をだましとろうとした事案
- ・警備中の窃盗：勤務中のガードマンによるデパートでの貴金属窃取・金庫荒らし
- ・暴力的警備・過剰警備：成田空港建設に伴う紛争で反対派を警棒で殴打した事件・特殊警棒で酔っぱらいを殴打した事件。特に1970年から1971年にかけて、ガードマンが労働争議等に使用される事例が続出したこと

を挙げている。また、岩崎（2018: 13-14）は、1970年から1972年にかけて警備業者による労働争議介入事例12例のうち、9例が特別防衛保障株式会社によるものであると紹介している。

このように、特別防衛保障株式会社など一部の警備会社が、会社から依頼された争議行為・総会等での警備中に暴力行為・過剰警備を行ったことで、「世論の批判とともに、国会においても議論される」（杉山 1993: 63）ところとなり、社会的問題となった。

そのため、1971年5月31日に実施されたサンケイ新聞の世論調査（資料1）では、「ガードマンと聞いて用心棒・暴力団まがい・横暴という感じがする」が66.6%、「警棒を持つ必要がないと思う」が64.8%、「警察官とよく似た服装をするのは、警察官のような権力をふるいやすくなるからよくない・ほかの服装でも任務をはたせるからよくない」が68.9%、警備業を「規制すべき」が93.2%に達する事態となるなど、国による規制の必要性が社会的に認識されるようになった。

### 3.2 規制法案の検討

警備業を所管する警察庁では、警備業者に対し行政指導を行うとともに、法的規制に検

討を加え、1972（昭和 47）年 2 月に「警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）」（資料 2）を公表し、3 月には警備業法案を国会に提出した（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 8; 杉山 1993: 64-65; 社団法人東京都警備業協会 1991: 31）。

### 3.3 警備業法の成立経緯

最初に、内閣提出法律案の成立過程について、ロー・ライブリアン研究会（2022: 72-74）及び内閣法制局（2023）により説明する。

内閣提出法律案は、内閣法制局による法律的、立法技術的な審査を経て、閣議決定の後、国会に提出される。議案として衆議院または参議院の議長あてに提出され、予備審査のために他の院にも送付され、議長は、所管する常任委員会等に付託する。委員会では、法律案の趣旨説明、質疑・討論の後、採決が行われ、政府に対する要望や意見として「附帯決議」が付される場合がある。他の議院では送付された法律案について前議院と同様の手続により審議が行われ、同一内容（修正も含む。）が可決されたときは、法律が成立する。

警備業法案の提出及び成立経緯は次のとおりである。

（法律案名）警備業法案（内閣提出第 85 号）（資料 3）

（提出年月日）第 68 回国会 1972（昭和 47）年 3 月 17 日<sup>8</sup>

衆議院

本会議

地方行政委員会に付託 1972（昭和 47）年 3 月 21 日<sup>9</sup>

地方行政委員会 1972（昭和 47）年 4 月 4 日～6 月 2 日

① 4 月 4 日 提案理由の説明（大臣）（資料 4）

② 5 月 12 日 補足説明（警察庁長官 後藤田正晴 資料 5）、質疑<sup>10</sup>

③ 5 月 16 日 質疑<sup>11</sup>

④ 5 月 18 日 参考人招致（意見、質疑）<sup>12</sup>

⑤ 5 月 23 日 質疑<sup>13</sup>

⑥ 5 月 30 日 質疑<sup>14</sup>

---

<sup>8</sup> 『第 68 回国会衆議院会議録第 14 号』1972.3.20: 20

<sup>9</sup> 『第 68 回国会衆議院会議録第 17 号』1972.3.30: 61

<sup>10</sup> 『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 1-20

<sup>11</sup> 『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』1972.5.16: 19-26

<sup>12</sup> 『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 26 号』1972.5.18: 1-25

<sup>13</sup> 『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23: 1-24

<sup>14</sup> 『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 29 号』1972.5.30: 1-14

⑦ 6月2日 修正案趣旨説明、討論、可決、附帯決議<sup>15</sup>

本会議

1972（昭和47）年6月6日 修正案可決、報告書、附帯決議<sup>16</sup>  
（衆議院から参議院へ法案送付）

参議院

本会議

1972（昭和47）年3月17日 予備審査のため内閣より警備業法案送付<sup>17</sup>

1972（昭和47）年3月21日 地方行政委員会に付託<sup>18</sup>

地方行政委員会 1972（昭和47）年5月9日～6月12日

① 5月9日 4月27日予備審査のため委員会に付託の報告<sup>19</sup>

② 6月6日 趣旨説明、修正部分趣旨説明、補足説明<sup>20</sup>

③ 6月8日 質疑<sup>21</sup>

④ 6月12日 質疑、採決、附帯決議<sup>22</sup>

本会議

1972（昭和47）年6月16日 審査報告書、附帯決議、委員長報告、可決、法案成立<sup>23</sup>

（成立年月日）1972（昭和47）年6月16日

（公布年月日）1972（昭和47）年7月5日<sup>24</sup>

（法律名）警備業法（昭和47年法律第117号）<sup>24</sup>

（施行年月日）1972（昭和47）年11月1日<sup>25</sup>

### 3.4 警備業法案及び国会審議

警備業法案の条文ごとに法案及び国会審議の状況等を次に示す。

---

<sup>15</sup> 『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第31号』1972.6.2: 1-13

<sup>16</sup> 『第68回国会衆議院議録第36号』1972.6.6: 1-3

<sup>17</sup> 『第68回国会参議院議録第8号』1972.3.24: 22-23

<sup>18</sup> 『第68回国会参議院議録第17号』1972.3.30: 61

<sup>19</sup> 『第68回国会参議院地方行政委員会議録第13号』1972.5.9: 15

<sup>20</sup> 『第68回国会参議院地方行政委員会議録第22号』1972.6.6: 22-24

<sup>21</sup> 『第68回国会参議院地方行政委員会議録第23号』1972.6.8: 16-19

<sup>22</sup> 『第68回国会参議院地方行政委員会議録第24号』1972.6.12: 2-20

<sup>23</sup> 『第68回国会参議院議録第21号』1972.6.16: 72-74

<sup>24</sup> 『昭和47年7月5日官報第13659号』1972.7.5: 2-3

<sup>25</sup> 『昭和47年9月2日官報第13710号』1972.9.2: 2

(1) 第1条（目的）

○法案

警備業法案第1条（目的）は次のとおりである。

（目的）

第一条 この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

○国会審議及び業界団体の反応

第1条（目的）では、警備業法の目的として、規制による業務実施の適正化が挙げられ、育成という視点が薄いことが指摘できる。実際、本庄務警察庁刑事局保安部長（当時）は、警備業法の目的について次のように答弁している。

警備業務の実施に関しまして、違法あるいは不当な事案がぼつぼつ発生してきておるといふ実情にかんがみて、必要な法律の規制を加える、そして警備業務が適正に行なわれるということを確保するというのがこの法律全体の目的であるということを目頭に鮮明にしたというのが第一条の規定の趣旨でございます。

（中略）したがいまして、他の省庁のような、いわゆる育成、保護助成といったような要素は今回の警備業法にはほとんど入っておらないと申していいかと思ひます。

（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第24号』1972.5.12: 10）

内閣は警備業法案を3月17日に国会に提出したが、その前月、警察庁は法案の内容を「警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）」（資料2）として公表していた（社団法人東京都警備業協会 1991: 31; 社団法人大阪府警備業協会 1994: 52）。この内容に示される、国の姿勢に対し、業界では強く反発した。

東京都警備会社連絡協議会<sup>26</sup>（東京都警備業協会の前身）が3月27日に定例理事会で了承し関係方面に配布した意見要望書では、規制のみを目的としている警備業法案に対し、次のような見解を表明している。

今回の警備業法制定にあたっては、悪質警備会社の規制と同時に警備会社の健全な育成発展の面を期待し、かねてその趣旨の立法方を要望してきたところであるが、示された法案は警備会社不信の上に立って、規制のみを目的とした法案となっており、（略）警備会社の社会的役割が無視されており、甚だ残念である。

このように警備員ないしは警備会社不信の基礎に立った法律が施行されると、警備

---

<sup>26</sup> 1971年10月28日設立（社団法人東京都警備業協会 1991: 28）。

員の士気に及ぼす影響は甚大であり、ひいては社会の安全保持に寄与している警備活動にも影響があるものと憂慮される。(社団法人東京都警備業協会 1991: 32-33)

また、大阪府警備保障事業連絡協議会<sup>27</sup>(大阪府警備業協会の前身)でも、5月4日に同様の趣旨の反対意見書をまとめ、関係機関に配布している。

今般の警備業法案の策定にあたって専ら業界の健全な育成を趣旨とする内容のものであれば、業界の現状からして策定もやむを得ないものと存じ、そのような好ましい内容を期待してまいったのであります。しかるにその内容たるや全く業界の意図したことは異なり完全な取締法的なもので、全業者を「すべて犯罪醸成の可能性あるもの」と思われる基本的思想のもとに策定されたものと言えるのであります。かかる立法は業者が民法上の契約に基づき相互信頼のもとに行っている「警備請負」という営業自由の原則を真向から無視されたものと思惟せざるを得ないのでありまして、業界としてはかかる立法そのものに根本的に反対せざるを得ないのであります。

現在各種業界には規制を内容として数多くの法律等がありますが、その多くは営業の自由を容認する最小限の規制であり、内容的には業界の保護育成と過当競争による大衆への影響を考慮されたものであります。都道府県の公安委員会が所管する法律の多くは業者の故意または重大な過失による行為が直ちに犯罪に繋がるものに限られており、かかる法律(例えば質屋、古物商、風俗営業法)と同様の見地にたつて当業界の規制を行おうとすることはおよそ業界の実態を究めて策定されたものとは思われないのみならず「営業の自由権」の保障すら完全に無視された重大な誤謬に基づくものであると言わざるを得ないのであります。(社団法人大阪府警備業協会 1994: 53)

#### ◎まとめ(第1条(目的))

警備業法の性格はあくまで規制であり業界育成という観点が非常に薄いことから業界では大いなる不満を持っていたが、最小限の規制を行うという国の姿勢がかえって業界の発展に資することとなったのではないかと受け止めている。

#### (2) 第2条(定義)

##### ○法案

警備業法案第2条(定義)は次のとおりである。

##### (定義)

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務で

---

<sup>27</sup> 1970年9月1日設立(社団法人大阪府警備業協会 1994: 45)。

あつて、他人の需要に応じて行なうものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 四 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務
- 2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。
  - 3 この法律において「警備業者」とは、第四条の規定による届出をして警備業を営む者をいう。
  - 4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

また、「警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）」では、次のとおりである。

## 2 （用語の定義）

- (1) 警備業・・・他人の需要に応じて見張り、巡回、誘導等により人の身体または財産の安全を守る業務（以下「警備業務」という。）を行なう営業をいう。
- (2) 警備業者・・・警備業を営む者をいう。
- (3) 警備員・・・警備業者（法人の場合はその役員を含む。）または警備業者に雇された者で、警備業務に従事する者をいう。

警備業務について、保安部試案では「人の身体または財産の安全を守る業務」であったが、法案では「事故の発生を警戒し、防止する業務」となっている。法案の方がより明確な表現である。

警備業法上の警備業務については、法案第2条第1項において、「他人の需要に応じて行なうもの」で同項第1号から第4号までのいずれかに該当する業務と定められている。

## ○国会審議

「他人」について、後藤田正晴警察庁長官は、『「他人」は、私人として持っている権限以上のものではないわけですから、したがって、その『他人』が持っている権限以上のものは初めから警備業者は行ない得ないんだと、文字どおり私人である』（『第68回国会参議院地方行政委員会会議録第24号』1972.6.12:8）と答弁しており、警備業務は私人間の契約に基づくものということを強調している。

また、1972年5月18日に開催された衆議院地方行政委員会に参考人として出席した古賀定日本労働組合総評議会法規対策部長は、次のとおり、法案第2条第1項の第2号（交通誘導警備業務）及び第4号（身辺警備業務）は警察の任務であるから削除すべきとの意見を述べている。

法案の第二条、「定義」の第一項の二号及び四号は削除すべきであるということがあります。皆さん御承知のとおり、警察法第二条は「警察の責務」として「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当る」と明記してあります。この二号は公共の場所における交通整理でありますし、四号は個人の生命、身体の保護であります。これらは警察の最も重要な任務の一つであるからであります。したがって、こういう重要な任務は警察が当然行なうべきものであって、会社組織である警備保障業者にゆだねるべきものでないと考えるわけであります。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第26号』1972.5.18: 1）

このことについて、1972年5月30日に開催された衆議院地方行政委員会において、門司亮委員から、交通誘導を第2号警備業務として定義することは、公権力を与えることになるのではないかとこの質問があり、林信一内閣法制局第二部長は次のように答弁している。

これが公権力を意味するものであるかどうかというお尋ねでございますが、二条一項の柱書きにございますように、「他人の需要に応じて」とございますが、これは、たとえば道路運送法などと同じ表現がございますが、要するに、私的契約を個人の私的な需要に応じてやることであるということをお前提にしております。したがって、二条の中からは、特に権限を与えたものであるとか、あるいは、これは公権力を意味しておるものであるというようなことは出てこない。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第29号』1972.5.30: 11）

以上から、第2条で警備業を定義することにより、民間の警備会社に公権力を与えるものになるのではという意見に対し、国（警察庁）としては、警備業はあくまでの私人間の契約であり、公権力を与えるものではないとしている。

なお、『警備業法の解説』（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 23）では、「『他人の需要に応じて行う』とは、他人の委託に基づき、他人のために行うことをいう」と整理している。

また、1972年5月12日の衆議院地方行政委員会において、中村弘海委員は、次のように「警備保障」が含まれているのかどうかについて質問している。

次に、それでは第二条の「定義」ですが、この法律では警備業だけに限定されておると思いますが、何か特別の意味があるのか。またねらいがあるのか。(略)おそらく、警備業のほかに、保障という業務を兼ねておるところが大半を占めておるのではないかと思います。この場合の保障業務というのは、この「事故」の範疇外なのかどうか、そういったことをひとつ……。『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 10)

この質問に対し、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、現法案では保障（補償）について規定を加えていないが、将来の検討課題としている。

現在のこの法律におきましては、補償ということを一応考えておりません。と申しますのは、現実には補償契約を結んでおる事案もあるようでございますが、現在のところ、警備中に生じた損害補償に関しまして問題を生じ、トラブルになっておるといふ問題は、幸いにしてほとんどございませぬ。この面からの弊害というほどのものは、いまのところ認められておりませぬ。本来、損害補償の問題は、民事上の問題として処理されるべき性質のものであるといったようなことも考えまして、今回は特にこの法律におきまして補償について特別の規定を加えることをいたさなかつたわけでございます。ただし、将来、状況の変化によりましてその必要性が生じた場合におきましては、所要の法的措置を講ずることについて十分検討いたしたいと考えております。『第 68 回国会参議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 10)

#### ◎まとめ（第 2 条（定義））

第 2 条の定義では、第 2 号警備業務（交通誘導警備）や第 4 号警備業務（身辺警備）が警察の業務であることから、これを警備業法で定義すれば、警備業者に対して公権力を認めることになるとの懸念が示されたが、国では、警備業務はあくまでも私人間の契約に基づくものであり、特に権限を与えるとか、公権力を意味するものではないとしている。

また、警備業務の契約に際して、損害に対する補償契約を結んでいる事例があるものの、国としては、警備業務の定義において補償を規定せず、将来の検討課題であるとしている。

#### (3) 第 3 条（警備業者の欠格事由）

##### ○法案

警備業法案第 3 条（警備業者の欠格事由）は次のとおりである。

（警備業者の欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者
- 二 法人でその役員のうち前号に該当する者があるもの

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

#### 8 （警備業者の欠格事由）

次の各号の一に該当する者は、警備業を営むことができないものとする。

- ア 兇悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）、粗暴犯（兇器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯、暴力行為事犯、鉄砲刀剣類不法所持事犯を犯し、またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、またはその執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者
- イ 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者

保安部試案では具体的に列挙されていた犯罪が法案では「禁錮以上の刑」となっている。

#### ○国会審議

法案の「3年を経過しない者」における3年の根拠について、本庄務警察庁刑事局保安部長は、1972年6月12日の参議院地方行政委員会において、次のとおり他の法令を踏まえたものとしている。

また、警備員の欠格事由については、第7条（警備員の制限）を参照のこと。

似ていると思われるような法律あるいは他の一般営業法規を見まして、大体こういった禁錮以上の刑に処せられてから云々として三年というのが多いようでございまして、それからさらに、この法律の規定に反して罰金の刑に処せられる、一般的には禁錮以上、しかし当該法律については罰金だ、そして三年だというのが多いようでございまして、(略)やはり他とのバランスというのが一つの大きな要素であろうか、そういう意味での規定でございます。(『第68回国会参議院地方行政委員会会議録第24号』1972.6.12:12)

他の法令としては、1972年5月18日の参考人招致の場で、田上穰治一橋大学名誉教授は、次のとおり、質屋営業法、古物営業法、道路交通法を例示している。

法案の三条では、三年間その資格を認めないということでございますが、これは御

承知のように、質屋とか古物商の常業の取り締まりに関する法律でございますとか、あるいは道交法にもやや近い三年ということで、三年以内の期間、一度交通違反でもって免許を取り消されたような者は、再度試験を受けて免許されることは法律で認めないようになっております（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 26 号』1972.5.18: 3）

1972 年 5 月 12 日の衆議院地方行政委員会において、中村弘海委員は欠格事由に該当する前歴をだれがどのような方法で調べるのかと質問したところ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、公安委員会において調査すると答弁している。

警備業者自体の欠格事由につきましては、それぞれ関係の都道府県公安委員会におきまして、各種の方法で調査をいたしまして判定するわけでございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 10）

第 3 条の規定において、暴力団については言及していないが、警察庁の想定問答<sup>28</sup>（1972 年 3 月）では、次のとおり一応排除できるものと考えているとしている。

問 5 暴力団の排除についてはどう考えているのか。

答 警備業者および警備員について一定の欠格事由を定めることにより悪質な暴力団員は一応排除できるものと考えている。

これによつても身代りを立てる等の脱法行為が考えられないではないが、現実の行為、活動面において暴力団取締りを強化することにより、総合的に対処していきたいと考えている。（警察庁「警備業法案想定問答その 1」1972: 5）

また、警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、欠格事由に該当する犯罪を具体的に列挙していたが、この点について、5 月 30 日に開催された衆議院地方行政委員会において、山口鶴男委員は次のように質問した。

保安部試案であげられましたような具体的な「兇悪犯、粗暴犯、窃盗犯、暴行行為事犯、銃砲刀剣類不法所持事犯」等については、禁錮以下の刑でありましても欠格事由に当たるといふふうにされたほうが、国民の心配をなくするという意味ではより

---

<sup>28</sup> 警察庁「警備業法案想定問答」（1972 年 3 月）は、「その 1」から「その 5」まであり、出典としては、『法律案審議録（警備業法その 2 外 1 件）昭和 47 年第 68 回国会警察庁関係 2』（国立公文書館所蔵、平 15 法制 00095100）である。

けっこうなことではないだろうか。(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 29 号』1972.5.30: 7)

この点について、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、立法技術上の困難さとどんな犯罪であれ犯罪者は一定期間やらせるべきではないという 2 点の理由から、と答弁している。

保安部試案と今回提案いたしました原案とが若干変わっておるのは仰せのとおりでございます。これは、変わりました理由は主として技術的な理由でございまして、したがって、率直に申しますと、いまでも、立法技術としてうまく仕上げられるならば最初の保安部試案のような考え方のほうがベターではないかということで、私個人としては山口先生と同じように考えております。現実に条文化いたします際に、いろいろ検討をいたしましたわけでありまして。

他の法令の例も検討いたしましたわけですが、確かに先生のお考えのような法令も多うございまして、「禁錮以上」というふうに一般的に広く包括する例もございまして、中には、たとえば酒税法第十条のようなものもあります。これは酒類の製造、販売免許に関する規制法規でございまして、これなんかは「国税若しくは地方税に関する法令若しくは酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法若しくは関税法の規定により通告処分を受け、」云々と、きわめて限定した明確な規定でございまして、これはお尋ねのように、規制しようとする酒類の製造、販売業に明らかになじむと申しますか、直結する犯罪を拾い上げたということであろうかと思えます。こういった業態の場合には、その業態に直結する犯罪を他の犯罪と区別して拾うということが技術的に可能である。

ところが、この警備業者につきましては、多くの刑事法令の中に掲げております犯罪の中で、いま申しましたような酒類製造、販売免許と同じような意味で、確実になじむものを拾い上げて、そうでないものと明確に区分をするという作業が、実は立法技術として非常に困難であるという結論が出たというのが第一点でございます。それからもう一つは、警備業を営む警備員についても同じでございますが、特定の犯罪についてのみ欠格事由を列記するよりも、むしろ、どういう犯罪であれ、犯罪を犯した者、いわゆる順法精神の欠けた者については、一定期間やらせるべきではないという考え方をとったほうがいいのじゃないだろうか。そういったことも考えまして、一応いま申しました二点が主たる理由で、原案のように策定したわけでありまして。(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 29 号』1972.5.30: 8)

山口委員からの再度の質問に対し、後藤田正晴警察庁長官は、次のとおり、法律を守る人でなければ警備業者として不適格であり、原案のほうが正しいとしている。

御意見はよくわかるわけでございます。また、本庄部長からも、内心そういうものも適当ではなかろうかと思っておるんだという発言がございましたけれども、これは立法論として、できればそれがいいんじゃないかなと思っておるという趣旨だと思います。しかし、私は、立法論としては御趣旨はよくわかりますけれども、原案のようであれば、警備業と限定した罪種との客観的な証明が非常に困難だ。むしろ、警備業者なり警備業務に従事する警備員については、一番肝要なことは、相当重いといえますか、罪を犯して、そしてある一定期間来ていないというような者はこの際避けてもらう。一般的に、やはり法律をみんなまじめに守る人なんだということであれば警備業者あるいは警備員にするのには不適合ではなかろうか。かように思います。したがって、私は、立法論として原案のほうが正しいという見解でございます。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第29号』1972.5.30: 8）

◎まとめ（第3条（警備業者の欠格事由））

警備業者の欠格事由について、該当する具体的犯罪を列挙せずに、「禁錮以上の刑」としているが、国は、立法技術上の困難さや罪種を問わない方が重いことを理由にあげている。「立法技術として非常に困難であるという結論が出た」という答弁からは、内閣法制局の審査過程で指摘があったのではないかと想像される。

なお、警備業法に違反して罰金となった場合も3年は営業ができない規定となっている。

(4) 第4条（警備業の届出）・第5条（営業所の届出等）・第6条（廃止等の届出）

○法案

警備業法案第4条（警備業の届出）、第5条（営業所の届出等）及び第6条（廃止等の届出）は次のとおりである。

（警備業の届出）

第四条 警備業を営もうとする者は、総理府令で定めるところにより、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

- 一 氏名又は名称
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

（営業所の届出等）

第五条 警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内

に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務（総理府令で定めるものを除く。）を行なおうとするときは、総理府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

#### （廃止等の届出）

第六条 警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

#### 14 （営業の届出等）

- (1) 警備業を行なおうとする者は、総理府令の定めるところにより、営業を行なおうとする地域を管轄する公安委員会にその旨を予め届出なければならないものとする。
- (2) 警備業者が、8（警備業者の欠格事由）に該当することとなつたときは遅滞なく廃業しなければならないものとする。
- (3) 警備業者が次の各号の一に該当することとなつた場合は、総理府令の定めるところによりその旨を公安委員会に届け出なければならないものとする。
  - ア 警備業を廃止した場合
  - イ 第1項による届出の内容に変更を生じた場合

警備業の規制の枠組みとしては届出制を採用している。また、保安部試案では、警備業者の欠格事由に該当すれば遅滞なく廃業することとなるが、法案では公安委員会が営業の廃止を命ずることができるという規定（第15条第2項参照）となっている。

なお、法案では、主たる営業所の所在する都道府県以外に営業所を設け、警備業務を行おうときの届出義務があるが、これは保安部試案ではなかった。おそらく、主たる営業所の所在する都道府県公安委員会以外の公安委員会は、警備業の届出をした事実を把握できないためと思われる。

#### ○国会審議

第4条、第5条及び第6条については、第4条の届出制に質問が集中している。届出制ではなく、許可制にすべきではないのかという立場からの質問である。警備業者に問題が

あるから、警備業法の制定をしようとしているのに、なぜ、届出制という厳しくない方法を採用するのかという趣旨であろう。

ここで、許可制と届出制の違いについて、櫻井・橋本（2019: 20, 77）では、「届出は、国民の側が行政庁に事実を通知する行為であり、国民の側が行政庁に対して一定の行為（諾否の応答）を求める申請とは異なる」としており、一方、「許可は、本来誰でも享受できる個人の自由を、公共の福祉の観点からあらかじめ一般的に禁止しておき、個別の申請に基づいて禁止を解除する行政行為である」とした上で、食品衛生法に基づく営業許可、旅館業の営業許可、風俗営業の許可等、営業規制の多くはこれに該当する、としている。植草ほか（2002: 242）によると、許認可等の用語を規制の強さの順に分類すると、おおよそ、①強い規制（許可、認可、免許、承認、指定など）、②中間の規制（認定、証明、検査、登録など）、③弱い規制（届出、報告、交付など）に区分されるとしている。

また、杉山（1993: 71）によると、「当時、人的欠格事由を定めた営業規制立法は、すべて、許可（免許・登録）制をとっていた。（中略）欠格事由付きで純粹の届出制を採用している（旧）警備業法は、全く新しい法制であった。人的欠格事由の届出制ということと欠格事由該当者が、警備業を営んでいるときには、営業の廃止を命ずることができる」とし、この命令に従わない場合に、はじめて罰則を適用する構成になっていた」としている。

つまり、警備業法における、人的欠格事由による届出制は当時目新しい営業規制であり、なぜ、許可制にしなかったのかが問われている。

1972年5月12日の衆議院地方行政委員会で、本庄務警察庁刑事局保安部長は、許可制にしなかった理由として、①憲法で保証された営業の自由との兼ね合い、②大部分の警備業者・警備員は適正に業務を実施していること、③会社の規模・技術能力などの要件を設ける必要性がないことの3点を挙げている。

許可営業にしなかった理由は幾つかございますが、第一に、先生も御案内のように、営業というものは、一般的には自由である。憲法で保障された営業の自由でございますが、拘束しないで済むならば、結局自由営業というのが好ましいわけでございます。したがって、許可営業にしなければならない積極的な理由が幾つか存在すれば許可営業にするわけでございますが、現在の警備業の実態を見ました場合には、先ほどからのお話のように、若干の犯罪あるいはけしからぬことが行なわれておりますが、大部分の警備業者及び警備員は、正当に適正な警備業務実施をやっておるといふふうに考えてよろしいかと思えます。その実態がさようであるということ。それから、さらに、今後の問題になるかと思えますが、たとえば、警備業につきまして、資力基準をきめる、あるいは会社の規模の基準をきめる、あるいは技術能力の基準をきめる。そういう必要が生じた場合には、これはあるいは許可制度をとらなければならないかと思えますが、現状におきましては、資本金は幾ら以上でなければならないとか、あ

るいは警備員は何人以上でなければならないとか、そういう制約を加えなければならない必要性というものは、現時点においては生じておりません。それや、これや、要するに、現状からいたしますと、許可制度をとる実態ではない。しかし、全く野放しではぐあいが悪いので、届け出をさせて、実態を把握しつつ所要の監督をやっているというのが今回の趣旨でございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 18）

1972 年 5 月 23 日の衆議院地方行政委員会でも、本庄務警察庁刑事局保安部長は同様の答弁をしているが、許可制をとらない理由として、一般的に禁止して許可制にする必要があるのかどうかの判断、人的な欠格事由を許可要件とする許可制はほとんどないこと<sup>29</sup>を付け加えている。

許可制というのは、一般的に、その営業を禁止する、そして特定の要件を具備した場合にのみその禁止を解除するという法律制度になっておるわけでございまして、したがって、許可制をとるかどうかということにつきましては慎重に判断する必要があるかと思えます。

先般来申し上げておりますように、最近の警備業の実態を見ますと、確かに、警備員自身が警備中に犯罪を犯す、あるいは先ほど来お話のございます労働争議等の際にトラブルを起こすといった好ましくない事例もございます。しかしながら、全国で、約四百五十人<sup>三〇</sup>といわれております大部分の警備会社がおおむねまじめに適正にその仕事をやっておるといふ実態でございまして、一般的な禁止をかけるという必要性があるかどうか、この点が第一点。それから、もう一つは、この立法で業者の営業開始の要件として業者をしぼっておりますのは「警備業者の欠格事由。」これは人的欠格事由だけでございまして、人的な欠格事由だけを許可要件とする許可制というものも、必ずしも法律的にはできないわけではないと思えます。しかしながら、立法の通例を見ましても、そういう立法はほとんどございませぬし、大部分の場合に、資力の要件とか、あるいは技術上の基準その他規模の要件とか、幾つかの要件を設定いたしまして、そういう要件を満たした場合に初めて営業をさせるというのが許可制の立法の通例のようでございます。

このような幾つかの理由で届け出制をとっております、現在のところ、この届け出制でもって立法の目的を達し得る、達し得るならば、憲法の営業の自由という関係から申しましてもこれでよろしかろう、こういう判断でございます。（『第 68 回国

---

<sup>29</sup> しかし、杉山（1993: 71）は「当時、人的欠格事由を定めた営業規制立法は、すべて許可（免許、登録）制をとっていた」と説明している。

1972 年 6 月 8 日の参議院地方行政委員会でも、本庄務警察庁刑事局保安部長は同様の理由を挙げた上で、技術面、資力面、規模等で縛る必要がないことから、人的欠格事由だけを定めた届出制としており、現行の法律制度の中では新しい一つのタイプと説明している。

許可制というのは、御案内のように一般的に営業を禁止する、つまりそのもの自体が非常に危険性を持った業務であるとか、あるいはその他いろんな技術的な面、あるいは経済的な事由、そういった幾つかの事由によりまして、一般的に営業を禁止して、特定の要件を具備した場合に、その禁止を解除して営業を認めるというのが許可制でございます。したがって、一般論といたしましては、やはり営業はなるべく自由であるというのが現行憲法上からしても望ましいわけでございます。その意味におきまして、いままで警備業につきましても全く何らの規制をしておらなかったのでございます。で、規制をする必要は先ほど申しましたような事情で出てまいりましたが、しからば、この業態につきまして一般的に禁止をかけるほどの必要性があるかということにつきましては、それほどの弊害と申しますか必要性が現在のところはないと、したがって届け出制をとる。やはり届け出はしていただかないと、どこでだれが営業をしておるか、そしてどの程度のガードマンを雇っておるか、その営業内容はどうかということの把握すらもできませんので届け出は最小限していただく。そして法律に基づいて所要の監督をしてまいりたいというのが、これが一つの事由でございます。

それからもう一つは、これも法律論になりますが、許可制をとっております場合は、全部が全部そうではございませんが、大部分のものは人的な要件、あるいはそのほか一定の技術要件、あるいは資力の要件、資本金は幾ら以上とかあるいは事業の規模、そういったような幾つかの要件をきめておるわけでございます。この警備業につきましては、たとえば資本金は幾ら以上なければいけないとか、あるいは警備員は何人以上なければいけないとか、そういう制約を課する必要は今のところはございませんし、またそういう理由もございません。したがって、目下のところ技術面、資力面、規模、その他の点につきまして縛る必要がございません。ただ、先ほど申しましたような、やらせたくない人間、あるいは雇ってもらっては困る人間、これだけは押えたい、そういうことでございますので欠格事由だけをきめました届け出制としたわけでございます。現行の法律制度の中ではやや異例と申しますか新しい一つのタイプではなかろうか、かように考えております。(『第 68 回国会参議院地方行政委員会会議録第 23 号』1972.6.8: 18)

1972 年 6 月 12 日の参議院地方行政委員会では、本庄務警察庁刑事局保安部長は、一般

論として、許可制より届出制の方がゆるやかではあるが、人的欠格事由による届出制で立法の目的を十分達せられるとしている。

許可制というのは、御案内のように、警察目的のために一般的に禁止する、この営業についていえば、営業を禁止する、そして一定の要件を具備した者についてその禁止を解除して営業させる。こういう制度でございますが、この営業の禁止ということは、憲法に定められております基本的人権の大きな制約でございますからあくまでも慎重に考えなければなりませんし、また、なるべくならば、禁止しないで自由に営業させるのが本来としては好ましいわけでございますが、しかし、いろんな事情によりましてそうはいかないというので制約、禁止をするということになるわけでございます。しからば、警備業につきまして現在の状況はどうかと申しますと、先ほど申しました約四百五十社、それからガードマン、約三万二千ぐらいと一応踏んでおりますが、大部分の業者、警備員はまじめにその業務をやっております。しかし、一部の不心得な者によって不当不法な事案があるという次第でございます。そういった現在の事態からいたしますと、一般的に禁止をするということの必要性はないのではないかとというのが第一の理由でございます。

それからもう一つは、まあ立法の通例といたしまして、一般的な禁止をかけて、特定要件を具備した場合に解除する。これは人的な要件だけをきめた許可制というものも、法律的にはこれは成り立ち得ますし、またそういう例が絶無ではございません。しかし、一般的な禁止をかけるのは、単に人的な要件だけではなくして、たとえば資力の基準あるいは技術の基準あるいは事業の規模、そういった、要するに一般的な禁止をかけるべき要因として幾つかの要素が入っておるのが通例でございます。そういった立法の通例からいたしましても、一般的な禁止を意味する許可制をとる必要はないのではないかと。しかしながら、やはり立法目的を達するためには、やらせたくない人間というものがございまして、それだけは押えたい。そういう意味で、人的な欠格条項だけをつけた届け出制という、やや立法としては新しい型に属するものにいたしましたわけございまして、一般論といたしましては、禁止より届け出制のほうがゆるやかなことは事実でございます。しかし、そのゆるやかな届け出でありましても立法の目的を十分達せられる場合には、私はあえてきびしい許可制をとる必要はないのではないかと、さように考えておる次第でございます。(『第68回国会参議院地方行政委員会会議録第24号』1972.6.12: 11-12)

本庄務警察庁刑事局保安部長の説明は、許可制にしたくない、あるいは許可制になじまない理由であり、人的欠格事由による届出制という新たなタイプの規制を採用する積極的理由が判然としない。

1972年5月16日の衆議院地方行政委員会では、桑名義治委員から、なぜ許可制にせずに届出制にとどめたかという点について問われ、後藤田正晴警察庁長官は次のとおり、営業の自由から最低限の規制を採用し、指示に従わない場合には廃止で対応することで目的が達せられるとしたほか、あまり厳しくやると会社がつぶれかねないので、最小限の規制で健全化を図りたいとしている。

その点も、実は、立法過程で部内的に非常に議論をした点でございますので、お答えいたしておきたいと思えます。

本来、私は、基本的には営業は自由であると思えます。そういうことですから、できれば許可制なんというものは避けたほうがベターである。しかし、法律的に考えますと、こういった立法は多くの場合許可制が多いわけですね。そこで、私どもも、許可制にしたらばどうであろうかといったような法律屋的な考え方も一方にございました。しかし、やはり基本は、規制の目的さえ果たせられるならば、法の、こういった許可制にするか届け出制にするかということは最低限のやり方にとどめるべきであろうということで、いろいろ法律屋には議論がございましたけれども、届け出制にする。しかし同時に、よくないことがあるならば、それによって直させるような指示をしますよ。指示に従わない場合には、場合によれば営業を、許可であれば取り消しになりましょうけれども、廃止という処置でやっていこう。これで十分目的は達せられる。目的が達せられる以上は最低限にしたほうがよかろうということで、あえて届け出制にした。これが実情でございます。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第25号』1972.5.16:22）

あるいは許可制度のお話もあったのです。これは許可にしても一向——これは立法政策の問題だと思えます。御質疑の点は、私よくわかるのです。しかしながら、今日ここであまりにもきびしいものを行ったときには、これはみんな会社をつぶしてしまう結果にもなりかねない。そこまで私どもが踏み切るのはいささか無理があるだろう。やはり、最小限の規制によって、まず、ともかく健全化をはかっていきたい。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第25号』1972.5.16:26）

この後藤田正晴警察庁長官の発言は、業界寄りとも受け取られかねないが、警備業に対するスタンスは、例えば、「警備業というものは、正直言って、必ずしも望ましい仕事だとは私は思っておりません」（5月16日）、「必要悪といったような考え方で対処しなければならぬ」（5月18日）という発言に見られるように、決して業界寄りではない。

最近雨後のタケノコのように警備会社あるいは警備保障会社というものがどんどんできておるわけです。これは、営業自由ですからやむを得ません。しかしながら、そ

の業務の内容から見て、いまにして何らかの規制を加えなければ、これはとんでもないことになるおそれがあるということで、私どもとしては、今回立法を考えたわけなんです。

そこで、何ぶんにも対象が千差万別、大小さまざまです。また、その業務の内容も、当初に御質問がありましたように、警備のものもあれば、保障のものもあるし、あるいは調査といったようなものもあるといったようなことで、千差万別である。今日ともかくこのまま放置できない。今日弊害を流しておる部面、つまり、言えば、有形力を行って財産等の管理を引き受けておる部面、これが非常に問題を起しておると私は思います。そこで、私どもとしては、いろいろ落ちなくきめたいんだけど、何ぶんにもそういった千差万別の状況もあり、このまま放置できない。そこで、一番弊害のある面についてだけ最小限の規制をこの際やりたい。そして、それによってこの法律がお認め願えれば、この法律を根拠にして、まず行政指導を徹底したい。その上で、推移を見て、これでは不十分である、あるいはこの点は不要であるといったような点があれば、それは、私は、今後の推移をまって検討をし直していきたい。今日のこの警備業というものは、正直言って、必ずしも望ましい仕事だとは私は思っておりません。これは警備会社の人に聞かればおしかりを受けるかもしれませんが、これは私どもが反省しなければならぬ事柄であるというくらいに私は思っております。しかし、やはり社会の需要があり、また、私どもも十分手が届きかねる。また、それぞれの個人なり団体は、自分自身の財産なり、安全なりは、自分自身で守るという基本的な権利があるんだ、それをこういった業態にまかせるのが今日の社会の実態であり、経済的な必要性だということであるならば、そのあるという前提をやはり認めながら、適正な規制によって正しい業務運営に導いていきたい。これが私の今日の将来に対する一応の方針でございます。

(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』 1972.5.16: 26)

ただいま御質問にございましたように、警備会社というものが続々と生まれてくる。その社会的、経済的背景は、御指摘のようにいろいろあろうかと思えます。警察がやってくれないとか、あるいは警察の介入のらち外のことであるとか、あるいは手不足であるとか、あるいは依頼者の特有の理由だとか、いろいろあることは事実でございます。そこで、警察としては、こういう事態に対して一体どう考えておるのかということではありますが、先般の当委員会でもお答えいたしましたように、私は、この種のものが続出をするということが好ましい状況であるとは考えないわけです。これは、ことばは必ずしも適切でないかもしれませんが、やはり必要悪といったような考え方で対処しなければならぬと考えておるわけでございます。もちろん、ただいまおっしゃったように、事実上ということになると、警察がやるべき分野ではないのかとおっしゃれば、そうでないんだと言い切るわけにもまいりません。しかし、されば

とって、警察の分野なんだ、そのとおりだということも言い得ない面もあるのではないか。というのは、先ほど言いましたように、本来、どんな人でも、財産なり生命なりは自分自身の支配下に置き、管理を自分の力でやっていくという権利はあるのですから、それを自分の力でやるか、それとも他に委託するかということは当然出てくるわけでございます。そこまで全部警察が担当すべきかということとはちょっと違うだろうと思う。しかし、先ほど言ったように、反省しなければならぬというのは、本来警察がもう少しやればいいじゃないかという点も、そこに手抜きがあるから出てくる面もある、しかし、その範囲外の面もやはりあるのではないか、こういうふうに私自身は考えております。いずれにいたしましても、この種の会社が続出をするという背景については、必ずしもこれは好ましい傾向ではない、しかし、現実には、ある以上は、これの面の弊害を除去するんだということに踏み切らざるを得ないのではないだろうか、かように考えて立法いたしたような次第でございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 26 号』1972.5.18: 10）

こうした発言からは、後藤田正晴警察庁長官は、当時、警備業が社会に進出してきた現状に対して、その必要性を感じつつも、警察として苦々しい思いで受け止めていたかのようだ。したがって、規制は最小限にすべしという哲学は、決して業界寄りではなく、むしろ、行政改革（規制改革）につながる問題意識かもしれないと思う。

なお、1982（昭和 57）年の警備業法の改正により、届出制から認定制となった。一般社団法人全国警備業協会（2022: 39）によれば、その理由として、警備業者の適格性の確保（暴力団排除など）について社会の要請が高まり、警備業の要件を厳格化することで不適格者の的確な排除のためとし、「認定」については、行政法学上の確認行為であるとしている。

また、法案の「総理府令」は、警備業法施行規則（昭和 47 年 10 月 13 日総理府令第 64 号）として制定されている（警備業法令研究会編 2018: 406-415）。

#### ◎まとめ（第 4 条（警備業の届出）等）

警備業に対する規制の枠組みとしては許可制ではなく、届出制を採用している。これは、営業の自由との兼ね合いで、最小限の規制を行うという哲学によるものであり、人的欠格事由を定めた届出制は当時としては目新しい規制であった。

国会審議ではなぜ許可制にしないのかという点についてかなり議論が繰り返されたものの、このような国の規制哲学は、後に行政改革（規制改革）につながる問題意識かもしれないと受け止めている。ただし、それは、同時に、競争を生むことにつながるものもある。

(5) 第7条（警備員の制限）

○法案

警備業法案第7条は次のとおりである。

（警備員の制限）

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号<sup>30</sup>に該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

9 （警備員の選任）

(1) 警備業者は、その性癖、素行に照らし警備業務を行なうに不適当な者を警備員に選任してはならないものとする。

(2) 警備業者は、18才未満の者を警備員に選任してはならないものとする。

第3条は警備業者の欠格事由であるが、第7条は警備員の欠格事由に相当する。保安部試案では、性癖、素行が不適当な者と曖昧な表現であったが、法案では警備業者の欠格事由と同じにしている。

また、保安部試案では、警備業者が選任してはならないという表現であったの対し、法案では欠格事由該当者は「警備員になってはならない」と個人に対する禁止を課すと同時に、事業者に対して「警備業務に従事させてはならない」と排除の義務を課するという、2段構えになっている。

○国会審議

1972年5月18日の衆議院地方行政委員会において、横山利秋委員から警備会社が警備員の欠格事由を知りうるのか、また、国の方で警備員が欠格事由に該当することがわかった場合、連絡するのかなどの質問があり、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、欠格事由に該当することを知りながら警備業務につけてはならないという趣旨であり、また、

---

<sup>30</sup> 警備業法案第3条第1項は次のとおりである。

（警備業者の欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者

仮に、警察で欠格事由に該当していることが判明したら、警備業務以外への配置転換等を指示<sup>31</sup>することになると、答弁している。

七条の一項では、「十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。」とあって、この「十八歳未満の者」は明白でございますが、「第三条第一号」つまり、これは警備業者の欠格事由と全く同じ欠格事由であります。これに「該当する者は、警備員となつてはならない。」これは本人に対する認識程度と申しましょうか、それを明確にしたわけでございますが、問題は、二項の「警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。」ということで、この点につきまして業界のほうからの意見が出ておるのかと思いますが、御案内のように、日本の現在の制度のもとにおきましては、他人のいわゆる前科、欠格事由について完全に知る方法というものはございません。したがって、この規定は、ある人間が欠格事由に該当しておるということを知りながら、警備会社はその人間を警備業務に従事させてはならないという趣旨でございます。また、警備業務につける場合には、通常、社会通念上妥当と思われる範囲内でいろいろな調査をやっておるようですが、そういった調査をやってもらった上で判断していただきたいという趣旨でございます。

それから、第二の、警備員が欠格事由に該当しておることが警察でわかった場合にどうするかということにつきましては、これは、ただいま申しました第七条の第一項で「警備員となつてはならない。」ということを確認しておりますから、警備業務に従事することはぐあいが悪い。したがって、警備業務でなしに、他の業務に配置転換をしてもらうとか、そういった必要な措置をとっていただくように業者に話をする。こういうことになると思います。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会会議録第 26 号』1972.5.18: 11）

#### ◎まとめ（第 7 条（警備員の制限））

警備業者は公安委員会に届出するので、公安委員会が欠格事由に該当するかどうかを判断する。警備員の場合、警備業者が欠格事由への該当を判断することとなるが、民間企業である以上おのずから限界がある。そのため、欠格事由該当者については、個人に対する禁止及び警備業者に対する排除の義務という 2 段構えとなっている。

仮に警備員に採用した者が欠格事由に該当することが判明した場合、配置転換等の措置を講じることとなる。

---

<sup>31</sup> 警備業法案第 14 条を参照のこと。「公安委員会は、(略) 当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる」。

(6) 第 8 条（警備業務実施の基本原則）

○法案

警備業法案第 8 条（警備業務実施の基本原則）は次のとおりである。

（警備業務実施の基本原則）

第八条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

第 8 条は警備業法案の中で最も質問・意見が集中した部分である。特に、会社側に雇われた警備員の労働争議への介入、暴力的警備が問題となっていた。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、第 8 条に相当する部分は、次の 2 つであろう。

3 （警備業務実施の基本）

警備業者および警備員は警備業務を行なうにあつては、法令を遵守するとともに、誠実にその業務を行ない、かつ、他人の権利を侵害することのないよう留意しなければならないものとする。

4 （威力行為の禁止）

警備業者および警備員は、警備業務を行なうにあつて、みだりに威力を示して他人に不安をあたえる行為をしてはならないものとする。

保安部試案と法案を比較すると、警備業法案第 8 条では、「この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意する」及び「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」の部分が特に付け加えられていることがわかる。

警察庁の想定問答（1972 年 3 月）では、第 8 条前半部分についての趣旨は次のとおりとしている。

問 13 「この法律により特別の権限を与えられているものでないこと」の意義。

答 ガードマンは、制服を着用して警察官等と外見的には類似した業務に従事する場合があります、ともすれば、ある種の特権意識をもちがちであり、特に、法律制定により特別の権限を与えられたかの如く誤解するおそれもあるので、当然のことであるが、一般人の有しない特別な権限は何も与えない旨を明確にしたものである。（警

察庁『警備業法案想定問答その2』1972.3:15)

「一般人の有しない特別な権限は何も与えない」との表現はまわりくどいが、警察のような公権力はなく、あくまで、一般人（私人）としての権限に限るという趣旨だと思われるが、これと警備業務との関係は後に国会審議の項で触れる。

また、第8条後半部分に対する警察庁の想定問答は次のとおりである。

問 15 ガードマンによつて争議中の労働組合員が暴行を受けたり、市民団体がいやがらせをされたりする事件が多発しているが、本法ではどのように措置されるか。

答 (略) 団体交渉権行使、団体行動の自由、労働争議行為に対し物理的な妨害を受けない自由、その他社会通念上正当と認められる活動に対し、ガードマンが挑発的言動をして、争議行為の遂行に不安を感じさせたり、空手の素振りをわざとらしく行ない不当に精神的威圧を加えるような、従来法令によっては取締ることがむずかしかつたものについても本条項は禁止しようとする趣旨である。(警察庁『警備業法案想定問答その2』1972.3:17)

問 7 労働争議の場合で第8条の「正当な活動の干渉」にあたる行為を具体例をあげて説明せよ。

答 (中略)

なお、第8条の規定は、正当な活動に対する干渉の禁止規定であつて、違法な活動に対するガードマンの防衛的、合法的な警備措置まで禁止するものではない。(警察庁『警備業法案想定問答その5』1972.3:9)

団体交渉・労働争議等への物理的妨害だけでなく、威圧的態度も禁止していることがわかる。組合活動への介入について特に意を用いている表現と言える。

#### ○労働組合側の問題意識

1972年5月18日の衆議院地方行政委員会に参考人招致された古賀定日本労働組合総評議会法規対策部長は、第8条について「労働組合が最も重視するところ」であり、「労働組合の正当な活動、争議行為には一切介入してはならない」等禁止行為を列挙することが好ましいとしている。

第八条の「警備業務実施の基本原則」についてであります。この点が労働組合が

最も重視するところであります。法案は、労働権、争議権、所有権、表現の自由など、権利侵害の防止に留意しておられますし、この点は理解することができますが、労組法第七条には使用者の不当労働行為を禁止しておりますが、これと同様に列挙主義をとって、もっと明確に明示することが必要ではないかと思えます。たとえば、労働組合の正当な活動、争議行為には一切介入してはならないとか、労使紛争中の企業とは契約してはならないとかいうふうに列挙することが好ましいと思えます。

なぜかと申し上げますと、私どもが調査した一、二年の間にも、報知新聞、宮崎放送、日本テレビ、日向糖業、千代田学園、那珂湊、東京発動機、森村製作所、細川鉄工所、光文社、教育社、京葉ボーリング、ゼネラル石油など多くの企業で、正当な団体交渉権や団体行動権が暴力的行為で侵害され、負傷者が発生をしている事実があるから特に重要だと考えるわけであります。四十六年二月十八日の衆議院予算委員会における当時の野原労働大臣の答弁でも、労使の関係はすべてお互いが話し合いによって円満に解決すべきであり、ガードマンが労働問題に直接介入することは絶対避くべきであるとの回答が行なわれておりますが、こういう立場からも、いま主張したような修正が当然必要だと思います。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会会議録第 26 号』1972.5.18 : 2）

#### ○暴力的警備・過剰警備の状況

では、当時、労働争議等における警備でどのような問題が発生していたのか。警察庁の想定問答（「警備業法案想定問答その 3」1972.3 : 6-18）に挙げられた事例を整理すると、次のとおりである。

（労働争議関係）

##### ○第一糖業における争議（宮城県）

- ・1970.8.19 中央警備保障株式会社のガードマンによる組合員に対する暴行、脅迫事案
- ・1970.11.9 会社構内に入ろうとした組合員を阻止しようとして双方に負傷者が出た。

##### ○宮崎放送における争議（宮崎県）

- ・1970.12.14 無断使用していた倉庫から組合員を立ち退かせたが、組合員 1 人が中央警備保障株式会社のガードマンと衝突し転倒した。

##### ○時事通信社における争議（東京都）

- ・1970.6.12 以降、総合警備保障株式会社のガードマン側と組合がもみ合い、双方に軽傷者を出したとの情報があったが、事実の確認はできなかった。

##### ○報知新聞社における争議（東京都）

- ・1970.5.28 組合側はガードマンにより暴行をうけ負傷したとして告訴。捜査の結果、組合員とガードマンが押し合いとなったが、兇準、暴行、傷害等の事実については証拠不十分のまま書類送検した。

○那珂湊市におけるガードマン採用事件（茨城県）

・1971.1.11 那珂湊市では特別防衛保障株式会社のガードマンを臨時職員に採用。新聞記者の取材妨害、市庁舎内で黒メガネをかけ、あるいは空手の訓練をするなどした。

○ゼネラル石油精製（株）堺製油所における争議（大阪府）

・1970.6.30 会社は中央警備保障株式会社と契約。

・1970.8.2 ロックアウトを実施した。ガードマンが警棒を携えて組合員の入場を阻止したため、口論、押し合い程度の紛争が生じた。

○ヤマト鍍金における争議（大阪府）

・1970.11.21 組合側が社屋入口付近で集会を開いたが、特別防衛保障株式会社のガードマンが「もう、お前らの時代ではない」等、挑発的言動を行った。

○細川鉄工所における争議（大阪府）

・1971.5.12 会社側は特別警備保障株式会社と契約。ガードマンは本社入口付近に配置され、会社誹謗文を消去し、組合旗 12 本をたばねる等の処置を行った。

○株式会社教育社における争議（東京都）

・1971.12.27 会社側は特別防衛保障株式会社からガードマンを雇用した。

・1972.1.14 組合員がデモ体形でガードマンに体当たりし、盾を奪い取って殴りかかるなどし、両者殴り合いとなり、双方に負傷者が出た。

・同日 組合員がガードマンの乗車する車両を取り囲み、足蹴りしたうえ、降車したガードマンを小突くなどの暴行を加え負傷させた。

・1972.3.6 会社構内で立小便をしたことから、ガードマンが鉄棒で胸を突く、木刀を振り下ろして威圧するなどの暴行、脅迫を加えた。

（市民運動、学園紛争等関係）

○新東京国際空港建設用地整備第 1 次代執行に伴う反対派集団とガードマンの紛争事案（千葉県）

・1971.2.22-3.26 の第 1 次代執行中、公団側では成田空港警備株式会社、国際警備保障株式会社、総合警備保障株式会社と契約し、施設警備、代執行妨害行為の排除にあたらせた。

・ガードマンの警備棒使用事案、ガードマンの負傷事案、社会党議員団に対する暴行事案が発生した。

○新東京国際空港建設地における反対派とガードマンの紛争事案（千葉県）

・公団職員とガードマンが反対派の地下壕で座り込んでいた者の手足を持って外へ連れ出した。

○新東京国際空港建設地における反対派極左暴力集団とガードマンの乱闘事件（千葉県）

・公団側では、第 1 次代執行後も成田空港警備株式会社、帝国警備保障株式会社及び国際警備保障会社と契約し、施設・資器材の警備にあたらせていた。

- ・1971.5.2 ガードマン2人が鉄パイプを持った学生に襲われ、ガードマンと極左暴力集団の学生が乱闘した。
  - ・1971.5.3 引き続き、ガードマンと極左暴力集団の学生が乱闘した。
  - ・上記のほか、4回にわたる乱闘があり双方に負傷者を出した。
- チッソ株主総会におけるガードマンと一株株主との乱闘事案（大阪府）
- ・1971.5.26の株主総会において、会社側は特別防衛保障株式会社と契約した。
  - ・総会終了後、場内の一株株主が演壇にパン、空きびん等を投げつけたことから、ガードマンと乱闘になり、双方に負傷者を出した。
- 神奈川大学における警備中のガードマンがロックアウト中の学内から学生を連れ出した事案（横浜市）
- ・神奈川大学では教員に対する暴行事件が発生したことから、休校とし、帝国警備保障株式会社と契約し、大学施設の警備にあたらせた。
  - ・1971.10.31 大学のロックアウトに対し、学生が本館前に座り込み、正面にバリケードを構築するなどした。ガードマンが座り込み中の学生を学外に追い出したが、学生の投げつけた火炎びんによってガードマン2人が負傷した。

岩崎（2018）は、全国金属労働組合大阪地方本部の資料をもとに1970年4月から1972年5月にかけての警備業者による労働争議介入の事例を紹介しており、労働争議介入事例12件のうち、特別警備防衛保障株式会社が9件、中央警備保障株式会社が2件であったとしている。

ここでは、規制サイドである警察庁による問題の把握及び認識という観点から、上記で紹介した警察庁の「警備業法案想定問答その3」をもとに、岩崎（2018）に対比するよう表形式で問題事例を整理する（表3.1、表3.2）。

表 3.1 労働争議における警備業者の問題事例

| 対 象      | 時 期         | 問題事例           | 警備業者   |
|----------|-------------|----------------|--------|
| 第一糖業     | 1970年8月・11月 | 警棒による暴行・脅迫、負傷者 | 中央警備保障 |
| 宮崎放送     | 1970年12月    | 衝突による転倒        | 中央警備保障 |
| 時事通信社    | 1970年6月     | 双方に軽傷者？        | 総合警備保障 |
| 報知新聞社    | 1970年5月     | 暴行？            | 特別防衛保障 |
| 那珂湊市     | 1971年1月     | 取材妨害、威嚇        | 特別防衛保障 |
| ゼネラル石油精製 | 1970年8月     | 口論、押し合い        | 中央警備保障 |
| ヤマト鍍金    | 1970年11月    | 挑発的言動          | 特別警備保障 |
| 細川鉄工所    | 1971年5月     | 会社誹謗文を消去       | 特別警備保障 |
| 教育社      | 1972年1月・3月  | 双方に負傷者、暴行・脅迫   | 特別警備保障 |

出典：「警備業法案想定問答その3」（警察庁1972:6-13）を基に筆者作成

表 3.2 市民運動・学園紛争等における警備業者の問題事例

| 対 象              | 時 期       | 問題事例                   | 警備業者                       |
|------------------|-----------|------------------------|----------------------------|
| 成田空港建設<br>第1次代執行 | 1971年2～3月 | 警備棒使用。社会党議員団への暴行。      | 成田空港警備<br>国際警備保障<br>総合警備保障 |
| 成田空港建設<br>地      | 第1次代執行以後  | 座り込み者の強制排除             | 成田空港警備<br>帝国警備保障<br>国際警備保障 |
|                  | 1971年5月   | 学生との乱闘                 |                            |
| チッソ株主総<br>会      | 1971年5月   | 一株株主との乱闘               | 特別防衛保障                     |
| 神奈川大学            | 1971年10月  | 座り込み学生の排除。火炎瓶でガードマン負傷。 | 帝国警備保障                     |

出典：「警備業法案想定問答その3」（警察庁1972:14-18）を基に筆者作成

表 3.1 から、労働争議での問題事例は 9 件で、警備業者としては、特別警備保障株式会社が 5 件、中央警備保障株式会社が 3 件を占める。表 3.2 から、市民運動・学園紛争等での問題事例は 4 件で、国際警備保障株式会社が 2 件、帝国警備保障株式会社が 2 件を占める。

以上から、特に問題となった警備業者としては、特別防衛保障株式会社、中央警備保障株式会社、帝国警備保障株式会社があげられる。この 3 社は、中央警備保障株式会社（代表取締役 荒井利雄、ガードマン 287 人）、特別防衛保障株式会社（社長 飯島勇、ガードマン 45 人）、帝国警備保障株式会社（社長 高花豊、ガードマン 517 人）であり、特殊警備、特別警備、あるいは紛争警備と称して、労働争議、学園紛争等を対象とする警備業務を営業しており、特に、中央警備保障株式会社は、代表取締役・取締役とも元暴力団幹部であった（警察庁「警備業法案想定問答その3」1972.3:21-24）。

#### ○国会審議

第 8 条（警備業務実施の基本原則）に関する国会審議の状況は次のとおりである。

1972 年 5 月 12 日の衆議院地方行政委員会において、中村弘海委員から第 8 条の内容について質問があり、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

第八条は、警備業務の実施に伴いまして、違法あるいは不当な事態が発生することのないように、基本的な原則について定めたものでございます。したがって、警備業務実施に関する違法あるいは不当な行為につきましては、すべて本条の対象と

なるわけですが、具体的なケースといたしましては、たとえば暴行、傷害、窃盗、いろいろございますが、そういった一般の刑罰法規に抵触する行為、これは当然該当するわけですが、しかし、直接刑罰法規には触れませんが、労働組合あるいはその他の諸団体の合法的な、あるいは平和的な活動、たとえば集会とか、デモとか、いろいろございますし、その他の諸行事がございますが、そういったものにして、威圧的と申しますか、暴力的と申しますか、そういったような言動をする行為等も、八条の後段の正当な活動の干渉に入ることがあろうかと、かように考えております。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 10）

答弁の前半部分では干渉してはならない例示が示されている。また、作成時期は不明ながら、次のような手書きの資料<sup>32</sup>が残されている。

#### 警備業法案第 8 条の解釈について

1. 第 8 条の規定は、警備業務の実施に伴って発生するおそれのある警備業者及び警備員の違法又は不当な事案を防止するため、警備業務実施の基本原則について規定したものである。
2. 第 8 条前段の規定は、警備業者及び警備員に対し、一般私人の有しない権限をこの法律によって特別に与えられているものでないことに留意して、警備業務の実施にあたるべきことを義務づける規定である。  
このことは、とくに規定するまでもなく明白なことであるが、特別の権限を有しない私人の行為である警備業務に従事する者が、あたかも特別の権限を与えられているかの如くふるまうことは許されないことであり、警備業務の実施にあたって違法又は不当な事案を発生させることともなるので、特に明文の規定を設けたものである。
3. 第 8 条後段の規定は、警備業者及び警備員に対し、警備業務を実施するにあたって、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉することを禁ずる規定である。

したがって、警備業務の実施に伴う警備業者及び警備員の暴行、傷害、窃盗その他刑罰法規に抵触する行為はもとより、刑罰法規に抵触するにいたらない程度のものであっても、威迫的な妨害行為等他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉する行為は、本条の対象となるものである。

この場合、「団体の正当な活動」には、労働組合の正当な争議行為その他の合法

---

<sup>32</sup> 「警備業法」：39-41『法律案審議録（警備業法その 2 外 1 件）昭和 47 年第 68 回国会警察庁関係 2』（国立公文書館所蔵、平 15 法制 00095100）

的な活動が含まれることはいうまでもない。

4. したがって、労働争議の発生している事業所における警備業務にあたる警備業者及び警備員は、警備業務の実施にあたって、いやしくも労働争議に不当に介入し、労働者の労働基本権を不法に侵害するようなことがあってはならないことは当然であり、また、違法にわたらない行為であっても正当な争議行為その他の労働組合の正当な活動に干渉するようなことがあってはならないものである。

重複の多い文章だが、趣旨は本庄務警察庁刑事局保安部長の答弁と同じであり、想定問答作成後、国会答弁の直前に作成されたか、答弁後に整理のために作成されたかのいずれかであろう。ただ、想定問答との違いは、「暴行、傷害、窃盗その他刑罰法規に抵触する行為」は禁じられている旨が付け加えられており、この方が理解しやすくなっている。

1972年5月12日、山本弥之助委員が、争議行為に関与しないということは、「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」ということに含まれるのかと質問したところ、本庄務警察庁刑事局保安部長は、次のとおり、当然含む旨答弁している。

法第八条にあります「個人若しくは団体の、正当な活動に干渉してはならない。」というのは、正当な争議行為に対する干渉というものを当然含むつもりで立法をいたしております。(『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第24号』1972.5.12: 18)

山本弥之助委員は「争議行為等に干渉してはならない」という明文を入れたらどうかとの再質問をしたが、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、労働争議の現場での警備自体を禁止するのは理由として乏しい旨答弁している。

争議行為に介入してはならないということを明文化せよという御質問でございますが、いろいろな考え方はあると思いますが、私たちといたしましては、使用者が従業員以外の第三者に、盗難等の事故の発生の防止その他企業施設の保全と申しますか、保安等の業務に当たらせるということは、当該事業所におきまして労働争議が発生している場合におきまして、現行法上は禁止をされておられませんし、警備業者あるいは警備員についてのみそれを禁止するということは、ちょっと理由としては乏しいのではないかと考えております。もちろん、争議行為が発生している場合におきます警備業務につきましては、特に慎重な配慮が必要であろうと思います。また、さらに、労働争議が発生しております事業所におきまして警備業務を委託された警備業者あるいは警備員が、労働争議に不当に介入し、労働者の労働基本権を不当に侵害するようなことがあってはならないということは、これはもちろんでございまして、この点につきまして、今回のこの第八条によって明らかにいたしましたというつもりでございまして。

(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 18)

山本弥之助委員は再度確認のため、争議行為への不介入は第 8 条に含まれるのでわざわざ明文化する必要はないということかと質問したところ、本庄務警察庁刑事局保安部長は「労働争議に不当な介入をしてはいけないということははっきり言える」と答弁している。

先ほども申しましたように、この八条が「団体の正当な活動」でございますから、正当な争議行為と申しますか、活動と申しますか、それに干渉してはならない。つまり、労働争議に不当な介入をしてはいけないということは、これははっきり申し上げられると思います。(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 19)

労働争議の現場での警備自体を禁止することへの否定的な見解は、次の「警備業法案第 8 条の修正に関する見解」の第 1 段落にも見受けられる。この資料<sup>33</sup>も手書き資料であり、作成時期は不明であるが、1972 年 3 月の警察庁の想定問答より後と考えられる。

#### 警備業法案第 8 条の修正に関する見解

- 1 労働争議が発生している事業所におけるいっさいの警備業務を禁止する趣旨の規定を設けることは、使用者等の自己の身体及び財産を自から保全する基本的権利を制限することになり、また、警備業の実態からみて、警備業者及び警備員について、その営業の自由を必要の限度こえて制限することになるので、適切でないと考えられる。
- 2 第 8 条後段の「団体の正当な活動」の例示として「労働組合の正当な争議行為」を規定することは、「団体の正当な活動」に労働組合の正当な争議行為の含まれることが解釈上明白であるので、とくに例示を設ける必要はないと考えられる。第 8 条の規定は、労働組合の正当な争議行為その他の正当な活動に対する不当な介入を防止するためには、必要にして十分な規定であると考えられる。
- 3 第 8 条の前段と後段の規定を第 1 項及び第 2 項として分割規定することについては、前段の規定は後段の規定に違反する行為を防止する趣旨のものであるため、同一の条項に規定することが適当であると考えられる。

山本弥之助委員は、さらに、争議行為に介入した場合、「警備業務の適正な実施が著し

---

<sup>33</sup> 「警備業法」：37-38『法律案審議録（警備業法その 2 外 1 件）昭和 47 年第 68 回国会警察庁関係 2』（国立公文書館所蔵、平 15 法制 00095100）

く害されるおそれがあると認められるとき」に該当して、「営業の全部又は一部の停止を命ずることができる」という第 15 条が適用になるかどうかと質問しており、本庄務警察庁刑事局保安部長は「十五条の点につきましては、お説のとおりでございます」（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 19）と答弁している。

なお、警備業法案第 18 条（罰則）では、「第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する」としており、警備業者及び警備員が争議行為に不当に介入した場合、第 15 条の営業停止、さらには第 18 条の罰則が適用されることとなる。

1972 年 5 月 23 日の衆議院地方行政委員会において、門司亮委員は、第 8 条違反時の処置について質問したところ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

八条の前段のほうは、「この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意する」で、後段のほうは「他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」で、後段のほうは具体的に書いてあるわけですが、こういった規定に違反をいたしました場合には、その次の十四条で公安委員会が指示権を発動するということになるかと思えます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23: 9-10）

十四条は「公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、」云々と書いてございまして、都道府県公安委員会規則というのは、十条第二項の規定に基づく規則でございまして、いわゆる護身用具に関する公安委員会の規則に違反した場合でございまして、その前のほうに、この法律の違反というものが十四条の指示の対象になっております。したがって、先ほど申し上げました八条につきまして指示権が働く。

それから、なおつけ加えますならば、十五条の「営業停止」、これも同様にこの法律に違反した場合というふうに読むわけでございます。ただし、十四条と十五条の場合には若干ニュアンスが違っておりますが、いずれにいたしましても、十四条、十五条がこの八条を担保する規定にもなっておるということでございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23: 10）

本庄務警察庁刑事局保安部長の答弁から、警備業法案に違反した場合には、第 14 条による公安委員会の指示、第 15 条による営業停止、第 18 条の罰則という 3 段階の規制構造になっていることがわかる。なお、正確には、(14 条→) 15 条→ 18 条のパターンである（法案第 14 条・第 15 条関係を参照）。

1972年5月23日、林百郎委員は、第8条の「正当な活動」はだれが判断するのかとの質問に対し、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり法律的には公安委員会か究極的には裁判所と答弁している。

団体の正当な活動であるかどうかの判断、これは、むづかしく申しますれば、法律的には、最終的な判断は裁判所ということになると思いますが、そこへ行くまでにいろいろ、たとえば、この法律に基づいて権限を持っております公安委員会の判断という段階もございますし、あるいは、先生がおっしゃいましたように、警察官が現場において、状況を見て、正当であるかどうかということ判断する場合もあると思います。また、法律上の判断ではないにいたしましても、事実上の判断といたしまして、現場における関係者、すなわち、いわゆる警備員の幹部なりあるいは個々の警備員といった現場の人間の判断、これは判断と申しましても、法律的な判断ではございません。むしろ、その者としての事実上の判断であろうかと思いますが、法律的には公安委員会、あるいは究極的には裁判所、と、こういうことになろうかと思えます。(『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第27号』1972.5.23:15)

林百郎委員が重ねて、警察官がいない場合、警備業者の判断によって、団体交渉中、あるいは株主総会の場で、実力的な排除を許していいのかと尋ねたところ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、警備業者は、自分の身体・財産を守るという固有の権利に基づく管理行為の委託を受けているものであり、その管理の限界を逸脱する行為は許されないとしている。

警備会社の幹部なりあるいは個々の警備員が警察官のような権限行使活動を許されないということは、これは当然でございまして、警察官の場合は、御承知のように、警職法その他の関係法規に基づきまして正当な権限行使行為を行なうわけでございますが、警備員につきましては何らそういう権限が与えられておりませんから、そういった行為を行なうことは絶対に許されません。警備員の行なう行為といたしましては、けさほど来申しております、いわゆる自分の身体あるいは財産を守るという固有の権利に基づく管理者の管理行為、それを委託を受けておるわけですが、その管理行為の限界内にとどまるべき行為はやれるわけでございますが、それを逸脱した行為というものは許されない、かように解すべきものと思えます。(『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第27号』1972.5.23:16)

1972年6月12日、参議院地方行政委員会で、神沢浄委員は、第8条について、組合活

動ないしは労働争議については干渉してはならないとの修正が必要と質問をしたところ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

先般来先生から御意見承りました点につきまして、私たちもいろいろ問題点といたしまして、相当時間を費やして私たちの内部あるいは関係の行政庁といろいろ協議をいたしまして、案文の作成につきましても知恵をしぼったわけでございまして、その結果、先ほどから説明いたしましたような第八条の規定になったわけでございまして、先生の御懸念の点も私十分わかる気持ちがいたします。ただ法律の表現といたしまして、ここに書いてありますような「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」、これはおそらく他に例のない新しい規定であろうかと思えます。先ほど来の先生の御心配になるような事案もまさに考えまして、こういったような規定を新たに設けたわけでございますが、この「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」と申しますのは、権利、自由の侵害とならない場合でありまして、正当な活動に不当に影響を及ぼす行為もしくは、たとえば刑罰法令に触れない程度の威嚇的な妨害行為を禁止する趣旨でございまして、したがって、先ほど先生から設例のございました大阪日日新聞の事案、これは実はまだ捜査当局のほうで完全に客観的な事態をつかんでおりませんので、直ちにいま断定はできないのでございまして、先生のお話を聞いておりますと、おそらくこれに該当するような内容があるのではないかと私も考えております。それはとにかくといたしまして、いま申しましたような刑罰法令に触れるのはこれはもう問題外——問題外といえますか当然でございまして、触れない程度の威嚇的な妨害行為等を禁止する意味でこういう規定を入れております。この場合に、「団体の正当な活動」には、労働組合の正当な争議行為その他の合法的な活動が含まれることは言うまでもございませぬ。したがって、警備業者及び警備員が労働争議に不当に介入いたしまして労働基本権を不法に侵害する場合、その行為が違法にわたらない場合でありまして、正当な争議行為その他の労働組合の正当な活動に干渉するということは明らかに本条に該当する、かように考えております。

なお、ここに法律の条文ができただけで、はたしてうまくいくのかどうかというふうな御懸念もあろうかと思えます。そういった点につきましてもいろいろと配慮をいたしておるわけでございまして、たとえばこの十一条で「教育等」ということをきめておりますが、この警備員が警備業務を行なうにあたって必要な最小限度の教育をやることを規定しておるわけでございまして、その教育の中身といたしましては、まさに先生の御意見のございましたようなこと、そういったことが起こらないように、この警備業法の正しい理解、あるいは運用と申しますか、運用と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、警備業務の実施ということについて重点的な教育をやらせるようにいたしたいと考えております。さらに警備業者そのものにつきまして、最近組織化されてきておりまして全国的な組織もほぼできつつあるようございまして、

そういった組織を通じて、法律問題を離れて行政指導も十分に行ないたいと思います。さらには、この法律の運用に当たる一線の関係職員、まあ警察官になろうと思いますが、そういった職員にも十分各種の方法を通じましてこの趣旨を徹底させて、先生の御懸念になるようなことの起こらないように最大限の努力をいたしたいと、かように考えております。(『第 68 回国会参議院地方行政委員会会議録第 24 号』1972.6.12: 7-8)

この答弁のポイントをまとめると次のとおりである。

- ・労働争議への干渉の禁止については、警察庁内部あるいは関係の行政庁といろいろと協議して、案文に知恵を絞った。「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」は他に例のない新しい規定であろう。
- ・刑罰法令に触れるのは論外だが、触れない程度の威嚇的な妨害行為等を禁止する意味で当該規定を入れている。
- ・労働基本権を不当に侵害する場合、違法でなくとも、争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉すれば、本条に該当する。

第 8 条の規定では、行政内部で議論があったことがわかる。たしかに、警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）との比較では、「若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」との文言が付け加えられており、労働争議への干渉の禁止を意識していたと思われる。さらに、本庄保安部長は、第 11 条の教育等や業界団体を通じての行政指導により法の趣旨を徹底したいとしている。

神沢浄委員は、さらに、通達等を通じて法案の運用に全きを期する態度を有しているかと質問したところ、後藤田正晴警察庁長官は次のとおり答弁している。

そのような態度を持っております。先ほど来の御質疑を承っております。御懸念になっておる点は、この法律によって警備会社というものにある種の権限を与える、それを公認をすることになりはせぬか。その警備会社に警察が支配権力を持つ、そして第二警察的なものをつくるのではないかと、こういうところが根本的な御懸念の点だと思います。その設例としていろいろおあげになって、今日の警備保障会社の中には、多くのものはまじめにやっておるであろうけれども、しかし一部のものにとどうい認められがたい、よくない体質があるのじゃないかと、こういうことで設例をあげて御質疑になられたように理解をいたします。私はやはりそういう心配すべき体質が一部にあるということは承知をいたしております。また設例にあげられたような点、いろいろ双方に理屈はあると思います。しかしながら、私は必ずしも最近のこういう傾向を好ましいものとは思っておりません。これにはやはり何らかの規制が必要だと

ということがこの立法の背景の一つになっておるんだということは、ぜひ御理解をしておいていただきたいと思います。

そこで、まず法律的にはそういう御懸念のないように、いろいろ御質問ございましたが、実は第二条各号の柱をひとつお読み取り願いたいと思います。つまり「他人の需要に応じて行なう」んだと、その「他人」は、私人として持つておる権限以上のものではないわけですから、したがって、その「他人」が持つておる権限以上のものは初めから警備業者は行ない得ないんだと、文字どおり私人であるということをごひとも法律的には御理解を願いたい。さらに、それだけではやはり不十分だろうということで、第八条に、権限はおまえさん方持つておらぬよということをさらに念押しで実は立法的に十分注意して書いてあるんだと。それからまた労働組合その他あるいは市民団体、こういうものの活動の際にいろいろ問題があることは事実でございます。そこで、そういった問題をすべてひっくるめて、ここに「個人若しくは団体の正当な活動」にはおまえさん方干渉してはいかぬよと、こういうこともまたうたったわけでございます。しかし、この規定が抽象的ではないのか、今日心配なのは、ガードマン会社を雇うほうの企業側に必ずしも好ましくない動きがあるんじゃないか、また業者それ自身の中に右翼とか暴力団とかいった好ましくない連中がやっていやしないのか、またそういう心配がこれからよけいに出てきやしないかという御懸念もございました。したがって、私たちは、こういうことを踏まえて、この法律をお認め願えますならば、これは長官通達によってそういう点については十分第一線に通達をする。指導もするし、同時に業者団体についてもこの趣旨をよく浸透させて、今日一部の方が御心配になっている動きがさらに拡大生産せられることのないようにやってまいりたいと、かように考えております。(『第 68 回国会参議院地方行政委員会会議録第 27 号』1972.6.12: 8)

後藤田正晴警察庁長官の答弁では、第 2 条に「他人の需要に応じて行なう」とあることから、私人としての権限以上のものを警備業者は行いえないことを示しており、第 8 条で「特別に権限を与えられているものでないことに留意する」とともに、「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」と規定しており、さらに、業界に対しては、通達、行政指導で法案の趣旨を徹底したいとしている。

#### ◎まとめ（第 8 条（警備業務実施の基本原則））

1968 年 2 月に、警備業の主務官庁となった警察庁は、1968 年、1969 年に警備業の実態調査を実施し、立法の必要性も検討しつつ、当面の対策として、業界に対し、「ガードマンの服装、パトカーの識別化」、「犯罪・トラブルの防止」、「護身用具等の使用の限定」、「警察業務への積極的協力」、「業界の連合組織の結成」を要望した（杉山 1993: 64-65）。

この時点では、労働争議への介入が問題となっていないと思われる。

その後、1970年から1971年にかけて、労働争議への介入、暴力的警備・過剰警備が社会問題となり、警察庁は1972年3月に警備業法案を国会に提出するに至った。したがって、警備業者による労働争議への介入が法案提出に際しての大きなきっかけとなったものと思われる。

実際、法案提出に先立ち、「警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）」が1972年2月8日に公表（朝日新聞 1972.2.9）されているが、保安部試案では含まれていなかった「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」という表現が第8条に追加されている。

国会では、第8条について、組合活動や労働争議への不介入を明示すべきとの議論があったが、警察庁は「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」との規定に当然に含まれているとの立場であり、さらに、法令に触れない程度の威嚇的な妨害行為等を禁止する意味で当該規定を入れており、違法でなくとも争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉すれば第8条に該当する、としている。

さらに、国会では、警備業に対する警戒、不安に基づく質問が行われたが、あくまで「他人の需要に応じて行なう」もの、つまり、委託者の自分の身体・財産を守るという固有の権利を超えることは許されないもので、第8条の前段で「特別に権限を与えられているものでないことに留意する」とともに、「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」としている。さらに、第8条違反の場合は、第14条による公安委員会の指示、第15条による営業停止・廃止、第18条の罰則という3段階の規制構造になっている。

また、警察庁は第11条の教育、通達、業界団体を通じての行政指導により法案の趣旨を徹底したいとしている。

警備業法の3次にわたる改正でも第8条（警備業務実施の基本原則）は改正されておらず、「4.4 補論 労働争議と警備業法」で示すように、労働争議における警備員による問題事例件数は、警備業法制定前に比べ制定後には1～2割と、大幅に減少している（大澤2023: 21）。

## (7) 第9条（服装）

### ○法案

警備業法案第9条（服装）は次のとおりである。

#### （服装）

第九条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、総理府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。

## ○国会審議

1972年5月18日、衆議院地方行政委員会の参考人招致において、古賀定日本労働組合総評議会法規対策部長からは、次のような発言があった。

第九条の「服装」についてであります。法案もこの点については十分留意されております。したがって、ただ一つだけ申し上げたいのは、四十五年十一月、三十二名しかいない京葉ボーリングの争議に四十名程度のガードマンが、防石装備のついたヘルメット、てこを着用し、こん棒、たてなどを携行し、機動隊類似の服装をしてピケ隊の排除を行ない、二名の負傷者を出したという事実があります。したがって、今日、労使紛争の前面に立ってくるガードマンの服装等は全く機動隊と同様の装備をいたしておりますし、これらの点については特に禁止を要請したいという意見を持っております。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第26号』1972.5.18:2）

## ◎まとめ（第9条（服装））

警備員の服装については、第9条で警察等との類似制服が禁止されており、そのこと自体は質問も取り立ててない状況である。

なお、法案第9条の「総理府令で定める公務員」は、警備業法施行規則第11条により警察官及び海上保安官と定められた（警備業法令研究会編2018:408）。

## (8) 第10条（護身用具）

### ○法案

警備業法案第10条（護身用具）は次のとおりである。

#### （護身用具）

第十条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することができる。

2 公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

## 6 （護身用具）

警備員は、警備業務を行なうにあつて、総理府令の定めるところにより護身のため必要な用具を携帯することができるものとする。

警備業法案では、第 10 条第 2 項において、携帯の禁止又は制限が追加されている。この追加により、規制強化の方向性が打ち出されている。

なお、護身用具で社会問題となった事案としては、「新東京国際用地の強制代執行のさい、ガードマンの警棒所持が問題」（『サンケイ新聞』1972.6.1）になったことが挙げられ、サンケイ新聞アンケートによると、「ガードマンが警棒を持つ必要があるか」の問いに対して、「必要ないと思う」が 64.8%、「必要があると思う」が 28.6%だった（資料 1『サンケイ新聞』1972.6.1）。

ここで疑問なのは、サンケイ新聞アンケートでは、実に約 3 分の 2 の方が警備員の警棒携帯は必要ないと思うと回答している状況なのに、なぜ、あえて第 1 項で「必要な護身用具を携帯することができる」とした上で、第 2 項で「護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる」という「できる規定」としたのか。

警察庁の警備業法案の想定問答では、

問 19 ガードマンに護身用具の名目で武器の使用を認めるならば、会社に押しかけた労組員に武器をかざしておそいかかる恐れが十分ある。この法律では過剰警備の歯止めにはならないのではないか。

答 第 10 条第 1 項は、警備業務の実情に照らし、一般人が通常携帯することを認められている程度の護身用具を警備員も携帯できる旨を明らかにしたに過ぎず、武器に類するものの携帯は認めていない。更に同条第 2 項において一般人には制限されていない程度の護身用具であっても公安委員会規則によつて制限できる旨を規定して万全を期しており、同第 2 項ならび第 8 条（警備業務実施の基本原則）および第 11 条（教育等）の規定により警備業務の行きすぎに対する歯止めは十分であると考えられる。（警察庁「警備業法案想定問答その 2」1972.3: 21）

としている。一見、もっともらしいが、通常、一般人は警棒を所持しない。警備業法案第 8 条（基本原則）の「特別に権限を与えられているものでない」との留意事項から考えると、ここでの「一般人」は警備員のことであり、「できる規定」としたのは夜間警備で強盗・窃盗に遭遇しかねない警備員に配慮したものとも考えられる。

#### ○国会審議

警備員が所持している護身用具については、1972 年 5 月 12 日の衆議院地方行政委員会

において、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、警棒様のものを一部の会社では夜間警備の際に持たせている旨答弁している。

現在警備員が持っております護身用具は、警察官が持っております警棒とほぼ同様の棒、それが大部分でございます。

警棒様のものは、必ずしも全部の警備員が持っておるわけではございません。むしろ、常時は持っていないほうが多いようでございまして、夜間の警備の場合等には一部の会社では持たせておる。そういう状況のように承知いたしております。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 10）

護身用具の種類及び性格について、1972 年 5 月 16 日の衆議院地方行政委員会において、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、警察官の警棒程度のもので自分の身を守るためと答弁している。

携帯につきましては、いまのところ、具体的にはほんとうに自分の身を守る。たとえば申しますならば、現在の警察官が持っておる警棒程度のものについては、これはやむを得ないんじゃないでしょうか。（略）攻撃的なもの等につきましては、持たせないような措置を講じたい。

それから、その使用につきましては、（略）当然関係法令の制約を受けまして、正当防衛、緊急避難、特に、急迫不正の侵害があって、自分の身を守るというときでなければ使えない。そういうことであろうと思います。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』1972.5.16: 24）

同様の趣旨の答弁を 1972 年 5 月 30 日の衆議院地方行政委員会でも本庄務警察庁刑事局保安部長は行っている。

護身用具の点につきましては、（略）、第一項は警備員というものは、その業務の性格上護身用具を携帯することが必要な場合がございます、また、現実にも、夜間の警ら警戒等の場合に護身用具の携帯を必要としております。また、護身用具なくして被害を受けたというふうな事例もございます。こういったことを法律上明確にしたものでございまして、新たな権限を付与するという創設的な意味のものではもちろんございません。しかし、同じ棒でございまして、暴力団が携帯しておる場合と、それから警備員が同じものを携帯している場合と、その性格の違いというものを明らかにした規定でございまして、そういった意味の規定であると、かように御理解願いたいと思います。

さらに、第二項の規定におきまして、公安委員会が護身用具につきまして必要な規

制を加え、護身用具の携帯について適正を期することにしております。そういう意味におきまして、第一項、第二項をあわせて考えていただきたい、かように考えておる次第でございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 29 号』1972.5.30: 8-9）

同日、後藤田正晴警察庁長官は次のような答弁をしている。

護身用具というのは、法令で禁止されていない以上はだれでも持てるわけですね。そこで、警備業というのは、やはりああいった危険な業務ですから、だれでも持てるということで、どんどんエスカレートするわけです。これはいけないということで、警備業者あるいは警備員に対しては、私は第二項を主眼に置いておるわけでございます。

ところが、それじゃ第一項は何のためだということでございますが、だれでも持てるわけではありますけれども、警備員がこういうものを持てるということを書くことによって、一般に、先ほどは暴力団の例だけあげましたが、正当防衛の論であるとか、緊急避難の論理であるとか、いろんな論理が横行するわけでございます。何だ警備員は持っているじゃないか、おれらが持ってなぜ悪いというような種類の議論を起す。私は、それは封じたい。警備員に対して第一項を置いた理由は、一般に対しては、そこは違うんだよ——つまり、第一項は、しからばそれじゃ権限規定かということ、権限規定ではございません。創設の規定ではないわけでございます。創設の規定は私は認めないということでこの規定は一応できております。それじゃ必要ないじゃないかということですが、具体的に護身用具を使った場合の法律的価値判断、それが過剰防衛になるか、それとも凶器準備集合罪になるか、いろいろな論議があるわけですが、その具体的な行為についての法律的価値判断は違うんだよという意味合いを持たせたいんだということでこの規定は入れてあるんだ、こういうふうにとつ御理解を願いたいと思います。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 29 号』1972.5.30: 9）

後藤田正晴警察庁長官の第 1 項についての説明はわかりにくいですが、警備員が携帯することができる護身用具は警備業務を行うにあたって必要なものに限るという趣旨と思われる。

1972 年 5 月 18 日の参考人招致では、古賀定日本労働組合総評議会法規対策部長は、第 10 条の護身用具について「禁止をお願いしたい。やむを得ない場合でも、労使関係に関する限りは絶対禁止すべきであろう」としている。

その六は、護身用具としての警棒の保持なんでございますが、調査対象者中、資料の中でも、六四・八%の人が護身用具は必要はないという意思を表明しております

が、こういう立場からでも禁止すべきであろうと思います。本委員会に提案されております法案の内容でも、この点についてはきわめて留意されておりますが、特にこれらの点については禁止をお願いしたい。やむを得ない場合でも、労使関係に関する限りは絶対禁止すべきであろう、このように考えます。(『第 68 国会衆議院地方行政委員会議録第 26 号』1972.5.18: 2)

1972 年 5 月 23 日の衆議院地方行政委員会において、門司亮委員が「ガードマンは特別の護身用具を持って歩いていいというような権限を与えることにはならないか」と質問したのに対し、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、新たな権限を付与するものではない旨答弁している。

十条につきましては、いわゆる護身用具を一般の人が法令の規定により禁止されているもの以外は持てるということは、これは先生のお説のとおりでございます。しかし、日本の現在の社会の実態といたしまして、あるいは慣行といたしまして、一般私人が護身用具をぶら下げて携帯して歩くという慣習はございません。しかし、ガードマンの仕事の場合にはその仕事の性格上、いわゆる護身用具を必要とする場合、いま御指摘のような夜間の警戒といったような場合には護身用具を必要とする場合が多いでありましょうし、また、現実にもそういったものを使用している例もあるようでございまして、そういった実態というものを法律上明確にした。しかし、一方、この第二項のほうで、法令で禁止されていないものでありましても、公安委員会が必要な規制ができるようにして、妥当な範囲に限ることとしたものでございます。したがって、第一項の「護身用具を携帯することができる。」という規定は、先ほど申しましたような意味でございますので、新しい権限を付与するというふうな創設的な意味ではございません。一項と二項とをあわせて総合して御解釈、御判断をお願いいたします、かように考えております。(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23: 10)

1972 年 5 月 30 日の衆議院地方行政委員会において、門司委員が「警察官にひとしいような、警棒を与えるという特権を与えることはやめておいていただきたい」と質したのに対し、林信一内閣法制局第二部長は次のように、「特権を与えているとは考えていない」とした上で、法制局の立場からは、第 10 条第 1 項はなくても解釈が同じになるかもしれないが、警察庁の意向を受け入れたものという趣旨の答弁をしている。

この法律がガードマンに特権を与えているというふうにはわれわれ考えておりません。十条一項がよけいな規定ではないかというお話でございしますが、法律的に非常に冷やかに申し上げますと、十条一項は当然のことが書いてあるということで、なく

てもいいではないかという議論もあるいは成り立つかと思いますが、十条二項におきまして、公安委員会が一定の護身用具の携帯の禁止ができる、という規定を置きますことは、まあ、まくらことばと申しますか、そういう関係で、置いたほうがわかりやすいだろうということが一つございます。

さらに、十条一項自体について申し上げますと、「警備業務を行なうにあたっては、」というしぼりが一つございまして、さらに、「法令の規定により禁止されているものを除き、」という、この法令の規定の中には当然二項の規定も入ります。さらに、「必要な護身用具を携帯することができる。」ということで、簡単な文章ではございますが、意味の上におきましては、警備員が注意すべきことを含んだ規定になっておる。さような意味におきまして、これは法律的にどうしてもなければならぬ条文であるかと言われますと、私たち法制局の立場から申し上げますと、なくても、あるいは解釈が同じになるかもしれません。しかし、文章があるということによりまして事柄が明確になるであろう。で、置くか置かないかということは、これはおそらく政策的な考慮が働いていく問題でございまして、先ほど警察庁の長官からお話がありましたようなことで、警察庁が文章を書かれることを希望しておられるということで、私たち受け入れたわけでございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 29 号』1972.5.30: 13）

#### ○修正動議

以上のような質疑を経て、1972 年 6 月 2 日の衆議院地方行政委員会では、自由民主党を代表して上村千一郎委員から、第 10 条等を次のように改める修正案が提出された。

##### （護身用具）

第十条 警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあたって携帯する護身用具については、公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、その携帯を禁止し、又は制限することができる。

第十四条及び第十五条第一項中「第十条第二項」を「第十条」に改める。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 31 号』1972.6.2: 10）

修正案の趣旨については、次のように説明している。

本条の規定が警備業者及び警備員に特別の権限を与えた趣旨でないことを明確にするため、修正案においては、警備業者及び警備員が携帯する護身用具について、公安委員会が禁止または制限することができるものとする規定のみに改めたのであります。

（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 31 号』1972.6.2: 10）

修正案を含む警備業法案は、同日、起立多数で可決された。衆議院から参議院に送付された修正後の警備業法案は6月12日の参議院地方行政委員会において賛成多数で可決された。

なお、護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準として、警察庁は、「警備業法の施行について」（昭和47年10月13日付け警察庁乙保発第10号）の別紙「護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準」を定め、警備業者及び警備員が、①金属製の盾及び②鉄棒その他人の身体に重大な害を与えるおそれのあるものを護身用具として携帯することを禁止し、一定の規格の警戒棒（ただし、集団の力を用いて警備業務を行う場合は競輪場等の公営競技場における警備業務のみ）について、例外的にその携帯を認めることとした（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 88-89）。

#### ◎まとめ（第10条（護身用具））

1972年2月に公表された警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、護身用具について「携帯することができる」規定のみだったのが、1972年3月に提出された警備業法案では、第2項の携帯の禁止・制限が追加されている。その理由は明らかではないが、第1項の「できる規定」だけだと権限創設と誤解を招くおそれがあるからではないかと考えられる。

国会に提出された警備業法案で修正されたのはこの第10条のみであるが、修正前と修正後を比べても実質同じではないかと思う。修正後、「警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあたって携帯する護身用具については」となっており、結局、警備員が護身用具を携帯することが前提となっている。多少野党に譲歩した形をとっているのかもしれない。

ただ、ちょっと気になるのが後藤田正晴警察庁長官の答弁の中で暴力団の所持と兇器準備集合罪に触れている箇所である。暴力団が警棒を所持していたら、兇器準備集合罪となるが、警備員の場合はならないという趣旨の発言なのか、今一つはっきりしない。

#### (9) 第11条（教育等）

##### ○法案

警備業法案第11条（教育等）は次のとおりである。

##### （教育等）

第十一条 警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

## 7 （教育等）

警備業者は、警備員に対し、総理府令の定めるところにより警備業務を行なうに必要な教育を実施し、指導および監督を適正に行なわなければならないものとする。

保安部試案では、「必要な教育を実施」となっているが、法案では「法律により定められた義務を履行させるため」と、より厳しい内容となっている。

### ○国会審議

1972年5月12日、衆議院地方行政員会で第11条の教育等について質問された後藤田正晴警察庁長官は、総理府令で教育（現任教育、初任教育）の項目や時間を定めるとともに、会社としての教育については行政指導したい旨答弁している。

教育につきましては、総理府令では、教育の項目であるとか、あるいは所要時間の問題であるとか——所要時間については、あまり無理なことを言ってもいけませんので、とりあえずは、大体二十時間、三日間程度。これが最小限である。これは総理府令できめるものですが、しかし、同時に、会社としては、会社自体の教育もあろうかと思えます。したがって、それに何日間かまた加わっていただろうと思えます。さらに、実施の時期は、現任教育の問題もありましようけれども、私どもが考えておるのは、やはり基礎教育、初任の教育、こういうことについて総理府令では考えていきたい。こういうようなことを考えながら、同時に、業者あるいは業者団体自体の自主的な教育についての何らかのやり方について、私どもとしては、行政上の指導も加えていきたい。かように考えております。御説のように、教育が一番の問題だと思っております。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第24号』1972.5.12: 11）

1972年5月16日の衆議院地方行政員会では、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、教育項目としては、法令上の知識、警備業務実施上の技能を想定していると答弁している。

警備員に対する教育といたしましては、一つは、いま御審議いただいておりますこの警備業法その他警備業務の実施に必要とされる法令、刑法その他各種法令があると思えますが、そういった法令につきましては知識、それからもう一つは、たとえば、護身用具の適正な使用その他警備業務の適正な実施に必要とされる技能といったものを一応ぜひやっていただきたいと私たちは考えております。しかし、そのほかに、そ

それぞれの会社、業者によりまして、いわゆる自社教育と申しますか、社内教育と申しますか、その社として必要な教育を当然行なうということを予想しております。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』1972.5.16: 23）

1972 年 5 月 18 日の衆議院地方行政委員会では、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり指導監督の必要性も言及している。

要するに、適正な業務実施が行なわれるように平素から十分教育をする。これは先生が御指摘されましたような事態が起こらないように、そういうことを起こさないように教育をやる。この教育と申しますのは、事前の教育あるいは採用してあとからの、中間における、いわゆる私たちのことばで言えば現任教育もやるわけでございます。それと同時に、個々の業務の勤務についての必要な指導、監督を十分やっていただくという考え方で臨んでおる次第でございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 26 号』1972.5.18: 21）

法案第 11 条（教育等）の「総理府令で定めるところ」による教育事項については、警備業法施行規則第 12 条で次の 6 項目が示されている（警備業法令研究会編 2018: 408）。

- ・警備業務実施の基本原則
- ・警備員の資質向上
- ・警備業務の適正な実施に必要な法令
- ・事故発生時の警察機関への連絡等の応急措置
- ・護身用具の取扱い
- ・その他警備業務の適正な実施に必要な事項

なお、教育時間については、同施行規則第 12 条で次のとおり定められた。

- ・新人 20 時間以上
- ・警備員 1 年間に 10 時間以上

1972 年 3 月時点での警察庁の想定問答（「警備業法案想定問答その 2」1972.3: 23）では、教育内容としては次のとおりである。

- ・警備業法その他警備業務に関する法令および警備業務の実施について必要な知識
- ・護身用具の取扱い方法その他警備業務の実施に必要な技能

つまり、1972年3月時点では知識と技能の2本立てであった。また、想定問答に記載がなく、総理府令に記載がある事項としては、警備業務実施の基本原則、警備員の資質向上、事故発生時の警察機関への連絡等の応急措置の3項目であり、とくに「警備員の資質向上」が追加されている。

◎まとめ（第11条（教育等））

警備員による犯罪等不適切行為を未然に防ぐには、欠格事由で排除することもさることながら、入社してからの教育も重要であると思われる。教育については具体的な内容が提示されなかったこともあり、国会の場ではあまり取り上げられなかった。

(10) 第12条（警備員の名簿等）

○法案

警備業法案第12条（警備員の名簿等）は次のとおりである。

（警備員の名簿等）

第十二条 警備業者は、総理府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の総理府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

10 （資料の整備）

警備業者は、総理府令の定めるところにより、警備員の名簿、その他警備業務に関する資料を整備しておかなければならないものとする。

保安部試案に比べ、法案では、「営業所ごとに」と「必要な事項を記載しなければならない」が追加されている。

法案第12条（警備員の名簿等）の「総理府令で定める書類」については、警備業法施行規則第13条において、次の4項目が示されている（警備業法令研究会編 2018: 409）。

- ・ 警備員の名簿
- ・ 護身用具の種類ごとの数量を記載した書類
- ・ 警備員の制限（18歳未満でないこと。禁錮以上の刑の執行後、3年未満でないこと。）に該当しない旨を誓約する書類
- ・ 警備業務の契約ごとに契約の相手方及び警備業務の実施内容（期間、場所、方法及び警備員数）を記載した書類

警備業者の立入検査では、帳簿やこの書類がベースになることから、備えるべき書類について警備業の課題との関連で整理してみる（表 3.3）。

表 3.3 警備業の課題と備えるべき書類

| 警備業の課題        | 警備業法               | 警備業法施行規則（総理府令）   |
|---------------|--------------------|--|
| 過剰警備<br>暴力的警備 | 第 8 条（警備業務実施の基本原則） | 第 13 条第 4 号（法第 8 条関連）<br>契約ごとに、警備業務の実施内容等の書類   |
|               | 第 7 条（警備員の制限）      | 第 13 条第 1 号・第 3 号（法第 7 条関連）<br>警備員の名簿（氏名、本籍、住所、生年月日、採用年月日、教育を受けた年月日・教育時間、写真）、欠格事由非該当の誓約書 |
| 護身用具          | 第 10 条（護身用具）       | 第 13 条第 2 号（法第 10 条・第 4 条関連）<br>護身用具の種類ごとの数量   |

出典：筆者作成

また、第 4 条（警備業の届出）に規定する届出書について、警備業の課題との関連で整理してみる（表 3.4）。

表 3.3 及び表 3.4 からは、次のような確認方法を定めていることがわかる。

警備業者の欠格事由については、営業の届出書に本籍・住所・生年月日を記載させ、欠格事由非該当の誓約書等を添付させることで確認する。警備員の欠格事由については、欠格事由非該当の誓約書を書類として備えさせ確認する。護身用具については、その種類及び規格を営業の届出書に記載させるほか、種類ごとの数量を書類として備えさせ確認する。教育については、教育計画を営業の届出書に記載させるほか、警備員の名簿において教育を受けた年月日及び教育時間を備えさせ確認する。

表 3.4 営業の届出書

| 警備業の課題        | 警備業法                                       | 警備業法施行規則（総理府令）  |
|---------------|--|---|
| 過剰警備<br>暴力的警備 | 第 3 条（欠格事由）<br>第 4 条（営業の届出）<br>第 1 号氏名又は名称 | 第 2 条第 1 号・第 2 号（法第 4 条関連）<br>（個人）本籍、住所、生年月日<br>（法人）役員の氏名、本籍、住所、生年月日<br>第 3 条第 1 号・第 2 号（法第 4 条関連）<br>（個人）履歴書、住民票の写し、欠格事由非<br>該当の誓約書<br>（法人）定款・登記簿の謄本、役員の履歴<br>書、住民票の写し、欠格事由非該当の誓約書 |
| 教育            | 第 11 条（教育等）                                | 第 2 条第 7 号（法第 11 条・第 4 条関連）<br>教育計画   |
| 制服            | 第 9 条（服装）<br>第 4 条（営業の届出）                  | 第 2 条第 4 号（法第 9 条・第 4 条関連）<br>制服・標章の種類、色、型式<br>第 3 条第 3 号（法第 4 条関連）<br>制服着用中の警備員の正面・側面の全身写真   |
| 護身用具          | 第 10 条（護身用具）<br>第 4 条（営業の届出）               | 第 2 条第 5 号（法第 10 条・第 4 条関連）<br>護身用具の種類・規格   |

出典：筆者作成

◎まとめ（第 12 条（警備員の名簿等））

警備員の名簿等の書類及び営業の届出書・添付書類により、国は、警備業の課題を含む、警備業の実態を把握しようとしていることがわかる。

(11) 第 13 条（報告及び立入検査）

○法案

警備業法案第 13 条（報告及び立入検査）は次のとおりである。

（報告及び立入検査）

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官にその営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察官が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

#### 11 （報告、検査等）

- (1) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該公安委員会の管轄区域（以下「管轄区域」という。）内において営業を行なう者に対して、警備業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、または警察職員に警備業者の事務所に立入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させもしくは質問させることができるものとする。
- (2) 前項の立入りについて身分を示す証票の携帯等について所要の規定を設けるものとする。

法案では、「質問させる」の前に「関係者に」が追加されており、警備業者（経営者）以外にも質問することができるよう、より実効性が高い規定となっている。

#### (12) 第 14 条（指示）

##### ○法案

警備業法案第 14 条（指示）は次のとおりである。

##### （指示）

第十四条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

#### 12 （公安委員会）

公安委員会は、警備業者（法人の場合の役員を含む。）または警備員が、業務を行なうにあたって法令の規定に違反した場合は警備業者に対して必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

法案の方が詳しく（正確に）定義されているほか、「警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるとき」という規定が追加され、違反だけではなく、この規定に該当しないと、指示できないこととなっている。

法案第 14 条は構成がわかりにくいので、より大きな括りとして大かっこ [ ]、より小さな括りとして小かっこ ( ) を用いて整理すると、次のとおり。

公安委員会は、警備業者又はその警備員が、[(この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則)の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反し] た場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

ただ、これでも構造がわかりにくいので、さらに整理すると、次の構造となっている。

A の規定に違反し又は B の規定に違反した場合において、C があると認められるときは、(略) 必要な措置 (D) をとるべきことを指示することができる。

A は、次のとおり、A<sub>1</sub> or A<sub>2</sub> or A<sub>3</sub> で構成されている。

A<sub>1</sub>: この法律 = 警備業法

A<sub>2</sub>: この法律に基づく命令 = 政令 (施行令) や府省令 (施行規則) 等

A<sub>3</sub>: 第 10 条第 2 項の規定に基づく都道府県公安委員会規則 (護身用具に関する規則)

また、B~D は次のとおりである。

B: 警備業に関し他の法令

C: 警備業務の適正な実施が害されるおそれ

D: 必要な措置

B の「警備業に関し他の法令」については、1972 年 5 月 12 日の衆議院地方行政委員会で本庄警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

「他の法令」と申しますのは、現在御審議いただいております警備業法以外の法律は一切入っております。中でも、特に、刑法あるいは刑法系統の一連の法律というものが一切関係してくることが多かろうと思います。そこで「警備業務に関し」というふうに制限をしております。これは、例をあげて申しますと、警備員がある施設警備をやっておる、その間に、自分が警備しておる施設の中に侵入して、その中の物品を盗み出すというようなことなどは最も古典的な事例であろうと思います。(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 12)

また、『警備業法の解説』では、刑事法令、労働法令、交通法令などとしている（一般社団法人全国警備業協会 2023: 233）。

つまり、警備員が警備業務以外で起こした犯罪は、あくまで他の法律の対象となり、警備中の犯罪は警備業法の対象となることが示されている。

Dの「その他必要な措置」の具体的内容について、国の想定問答（警察庁「警備業法案想定問答その2」1972.3: 25）では、次のような例示を示している。

- ・ガードマンが現行犯人を逮捕後警察に引き渡すまでに長時間被疑者を拘束するようなことがあったときには、直ちに引渡すべき旨の教育を警備員に対して徹底すべきことを指示
- ・警備業務実施についての監督等が不十分だと認められるようなときに警備業者に対し、しかるべき幹部に一日何回か現場を巡視させて指導監督を強化するよう指示

Cの「警備業務の適正な実施が害されるおそれ」については、『警備業法の解説』（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 233）では、「法令違反の状態が現存している場合のほか、その違反の状態は現存していないが、その違反の原因となった事由が存続しており、その違反が偶発的なものではなく、繰り返されるおそれがあるような場合をいう」としている。また、「本条の指示は、警備業者に対し、その営業を継続しながら必要な是正、改善措置をとらせることによって、違反状態を解消し、又は違反の原因となった事由を除去して、警備業務実施の適正化を図ろうとするものである」「本条の指示は、単なる行政指導とは異なって、罰則及び営業停止命令等によって担保されている処分」であるとしている。

したがって、指示の内容は、想定問答よりも広範囲な内容となりうることが想定されるほか、規制の第一段階が指示であることがわかる。

#### ◎まとめ（第14条（指示））

警備業法関係の違反や警備業務に関する法令違反で、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会が必要な措置を指示することができる。

この「指示」は単なる行政指導ではなく、営業停止等や罰則によって担保されている。つまり、規制の第一段階となっている。

なお、法令違反だけでは「指示」できず、あくまでも「警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められる」ことが必要である。

#### (13) 第15条（営業の停止等）

##### ○法案

警備業法案第15条（営業の停止等）は次のとおりである。

(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定に基づく指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、次のとおりである。

### 13 (業務の停止等)

- (1) 公安委員会は、その管轄区域において営業を行なう警備業者が、業務を行なうにあたって法令の規定に違反しまたはこの法律に基づく処分に違反した場合は、管轄区域内における一定期間の業務の停止を命ずることができるものとする。
- (2) この場合における聴聞に関し所要の規定を設けるものとする。

保安部試案に比べ、法案の方が詳しく（正確に）定義されているほか、「警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき」という規定が追加され、違反だけではなく、この規定に該当しないと、指示できないことになっている。なお、保安部試案(2)の「聴聞」については、法案では第16条に規定されている。

第15条（営業の停止等）の構造を整理すると、次のとおりである。

第1項 Aに違反し、若しくはBに違反した場合において、Cがあると認められるとき、又はD（第14条の指示）に違反したときは、営業の停止を命ずることができる。

第2項 第3条（警備業者の欠格事由）違反の場合、営業の廃止を命ずることができる。

A : A<sub>1</sub> or A<sub>2</sub> or A<sub>3</sub>

A<sub>1</sub> : この法律 = 警備業法

A<sub>2</sub> : この法律に基づく命令 = 政令（施行令）や府省令（施行規則）等

A<sub>3</sub> : 第10条第2項の規定に基づく都道府県公安委員会規則（護身用具に関する規則）

B：警備業に関し他の法令

C：警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれ（下線は筆者）

D：第 14 条の指示

全体の構造としては、第 3 条（事業者の欠格事由）違反の場合は「営業の廃止」、第 14 条（指示）違反または警備業関係法令違反で警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるときは「営業の停止」を命ずることができることになっている。

第 14 条（指示）と第 15 条（営業の停止等）第 1 項では、「A に違反し、若しくは B に違反した場合において、C があると認められるとき」という規定が共通しているが、第 15 条第 1 項の C には「著しく」という表現が付加されている。

#### ○国会審議

第 8 条（警備業実施の基本原則）違反時において直接罰則規定がないことについて、1972 年 5 月 23 日の衆議院地方行政委員会において門司亮委員から問われた本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

八条の前段のほうは、「この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意する」で、後段のほうは「他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」で、後段のほうは具体的に書いてあるわけですが、こういった規定に違反をいたしました場合には、その次の十四条で公安委員会が指示権を発動するということになるかと思えます。

（中略）この法律の違反というものが十四条の指示の対象になっております。したがって、先ほど申し上げました八条につきまして指示権が働く。

それから、なおつけ加えますならば、十五条の「営業停止」、これも同様にこの法律に違反した場合というふうに読むわけですが、ただし、十四条と十五条の場合には若干ニュアンスが違ってはおりますが、いずれにいたしましても、十四条、十五条がこの八条を担保する規定にもなっておるということでございます。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23: 9-10）

つまり、第 8 条違反の場合、第 14 条違反や第 15 条違反となり、これが第 8 条を担保する規定であるとしている。

また、1972 年 5 月 23 日の衆議院地方行政委員会で林百郎委員から、8 条に違反して労働組合の正当な労働運動に介入・干渉したような場合、直接 15 条 第 1 項は適用しないで、14 条の措置を経なければいけないのかと問われて、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

八条の正当な活動の干渉にもいろいろな態様があると思います。非常に軽い場合、あるいは非常に重いといえますか、悪質な場合、あるいはその中間の場合。したがって、いわゆる重い場合、指示権の発動よりも直ちに営業停止を命じたほうが妥当であると判断されるような事態の場合には、直接十五条を発動するということがあるかと思いますが。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23: 14）

つまり、第 8 条違反でも態様の軽重により、第 14 条指示か第 15 条営業の停止等となるか分かれるとしている。

また、1972 年 5 月 23 日の衆議院地方行政委員会で林百郎委員から「労働争議に不当な介入、干渉をしたという場合は、十五条の一項の六カ月以内の停止ができるということで、二項は適用はない」のかと問われて、本庄務警察庁刑事局保安部長は「正当な活動の干渉だけでは、十五条の二項の適用はございません。」と答弁している。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23 : 14）

1972 年 5 月 16 日の衆議院地方行政委員会で、桑名義治委員から「警備業務の適正な実施が著しく害される」の具体的想定について質問があり、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

「著しく害される」場合、表現が抽象的ですが、たとえば一、二例をあげてみますと、先ほどから話題になっております第八条に相反した場合、あるいはその他でも、法律違反行為というものが考えられるわけですが、そういった法律違反行為をたまたまその警備員がやったということではなくして、会社の幹部の方針によるものであるというような場合、これなんかは明らかにこの十五条に該当するのではなかろうか。あるいは、会社自体にそういう委託はなかったといたしましても、会社が警備員に対する指導、監督を十分やっておらないで、はなはだしい不行き届きと申しますか、そういったことが原因となって警備員が強盗をやったというふうな場合、こういう場合が十五条に該当する場合の一つの典型的な例と申していいかと思います。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』1972.5.16: 22-23）

つまり、組合活動への介入など第 8 条違反の場合、警備員の法律違反が会社の方針である場合や、会社の警備員に対する指導・監督が不十分で警備員が強盗をした場合は、第 14 条の指示を経ないで第 15 条（営業の停止等）が適用されるとしている。

なお、『警備業法の解説』（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 235-236）では、「警備

業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき」については、「当該警備業者が引き続き警備業務を行う場合には、警備業務の実施に伴って違法又は不当な事態が発生する蓋然性が極めて高いとみとめられるとき、あるいは著しく不適切な警備業務の実施が継続的に行われることが予想されるようなときをいう。例えば、法第 15 条<sup>34</sup>の違反が警備業者の経営方針に従って行われた場合、法第 21 条の違反があまりにも著しく、営業を継続したまま改善することが困難である場合等である」としている。つまり、違法・不当事態の発生の蓋然性が高い場合や著しく不適切な警備業務の継続実施が想定される場合など、営業継続のままで改善が困難な場合等としている。

また、1972 年 5 月 23 日の衆議院地方行政委員会で小濱新次委員から、停止期間である「六月以内の期間」について質問があり、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり立法例として「六カ月以内」が多い旨答弁している。

行政処分の内容といたしまして、六カ月以内の事業停止をきわめておる立法例はかなりございます。先ほど申しました倉庫業者、それから宅地建物取引業者、建設業者、道路運送業者、風俗営業。まだほかにもございますが、そういったものにつきましては六カ月以内というのが多いようでございまして、もちろん、中には一年というのもございますし、古い立法では、そういった最高の期間の明示のない立法が多いようでございますが、最近は大体期間をきめておるように承知しております。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 27 号』1972.5.23: 23）

#### ◎まとめ（第 15 条（営業の停止等））

国会では、労働争議への介入など、第 8 条（警備業務実施の基本原則）違反の罰則規定がないという質問がなされたが、警備業法違反ということで、事態の重さにより第 14 条の指示または第 15 条の営業停止命令を受けることとなる。

第 3 条（警備業者の欠格事由）違反で営業の廃止命令を受けることとなる。

違反の態様と第 14 条・第 15 条による対応の関係について、表 3.5 に示す。

---

<sup>34</sup> 現在の警備業法では、法第 15 条は警備業務実施の基本原則、法第 21 条は警備業者等の責務（教育や指導・監督の義務）である。

表 3.5 違反の態様と第 14 条・第 15 条による対応

| 態 様                                 | 対 応                  |
|-------------------------------------|----------------------|
| 「警備業法・関連法令違反」かつ「警備業務の適正が害されるおそれ」    | 措置の指示（第 14 条）        |
| 「警備業法・関連法令違反」かつ「警備業務の適正が著しく害されるおそれ」 | 営業の停止命令（第 15 条第 1 項） |
| 第 14 条（指示）違反                        |                      |
| 第 3 条（警備業者の欠格事由）違反                  | 営業の廃止命令（第 15 条第 2 項） |

出典：筆者作成

つまり、第 14 条、第 15 条の適用の流れとしては、次のパターンが考えられる。

- ・ 軽い違反⇒措置の指示
- ・ 指示違反⇒営業の停止命令
- ・ 重い違反⇒営業の停止命令
- ・ 欠格事由違反⇒営業の廃止命令

なお、第 14 条の指示違反、第 15 条の処分（停止・廃止命令）違反で罰則適用となる（法案第 18 条、第 19 条）。罰則適用で 3 年は営業できない（法案第 3 条）。

(14) 第 16 条（聴聞）・第 17 条（方面公安委員会への権限の委任）

○法案

警備業法案第 16 条（聴聞）・第 17 条（方面公安委員会への権限の委任）は次のとおりである。

（聴聞）

第十六条 公安委員会は、前条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、当該警備業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。聴聞に際しては、当該警備業者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（方面公安委員会への権限の委任）

第十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、13(2)に「聴聞に関し所要の規定を設け

る」旨の規定があるが、法案第 17 条（方面公安委員会への権限の委任）では相当する規定がない。

第 17 条「方面公安委員会への権限の委任」について、『警備業法の解説』によれば、次のとおり、北海道では道公安委員会のほか、4 つの方面公安委員会（警察法で規定）があり、方面公安委員会に対し警備業法の公安委員会の権限に属する事務について委任できるようにしたものである、としている。

北海道においては、その地域的な特殊性によって、道公安委員会のほかに四つの方面公安委員会が置かれ、それぞれの方面警察本部を管理するものとされている（略）。このように、方面公安委員会は、実質的には都道府県公安委員会と同一の性格を有し、これに準ずる権限が与えられているが、法令上は、他に特別の規定がない限り、警備業法にいう「公安委員会」にそのまま該当することにはならない。そこで、本条において、必要と認められる範囲において、警備業法の規定によって道公安委員会の権限に属する事務を方面公安委員会に委任する政令を定めることができるようにしたものである。（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 244）

#### (15) 第 18 条～第 21 条（罰則）

##### ○法案

警備業法案第 18 条～第 21 条（罰則）は次のとおりである。

##### （罰則）

第十八条 第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定による届出をしないで警備業を営んだ者
- 二 第十四条の規定に基づく指示に違反した者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の届出について虚偽の届出書又は虚偽の添附書類を提出した者
- 二 第五条若しくは第六条の規定に違反して届出をせず、又は第五条若しくは第六条の届出について虚偽の届出書若しくは虚偽の添附書類を提出した者
- 三 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）では、警備業者の欠格事由、警備員の欠格事由（18歳未満）、報告・検査等、業務の停止等、営業の届出等について、罰則を設ける旨の記述がある（資料2）。

罰則関係の規定を整理すると表 3.6 のとおりである。事案の軽重に応じ罰金額が 30 万円以下、10 万円以下、3 万円以下の 3 段階になっている。

罰則規定では、営業・廃止等の届出関係、報告・立入調査関係、営業の停止処分・指示等に分かれており、業の開始・停止・廃止にかかわること、業の実態把握に関すること、営業の停止等・指示の行政処分違反が対象となっている。

表 3.6 警備業法の違反内容と罰金の額

| 条項     | 違反内容   | 罰金の額    |
|--------|--|---------|
| 第 18 条 | 第 15 条（営業の停止等）の処分違反  | 30 万円以下 |
| 第 19 条 | ①第 4 条（営業の届出）の規定違反<br>②第 14 条（指示）の規定違反   | 10 万円以下 |
| 第 20 条 | ①第 4 条（営業の届出）で虚偽の届出<br>②第 5 条（営業所の届出等）・第 6 条（廃止等の届出）の規定違反または虚偽の届出<br>③第 13 条第 1 項（報告及び立入検査）の規定違反（未報告・未提出、虚偽報告、検査拒否等） | 3 万円以下  |
| 第 21 条 | 第 18 条～第 20 条の規定は、行為者及び法人等に対して科する。   |         |

出典：筆者作成

#### ○想定問答

疑問に思うのが、罰則が罰金だけなら軽すぎないかという点である。これについては、次のような想定問答がある。

問 1 8 罰則には体刑<sup>35</sup>がなく軽すぎないか。

<sup>35</sup> 体刑とは、自由刑の俗称。自由刑とは、自由の剥奪を内容とする刑罰。懲役・禁錮・拘留の総称。（『広辞苑第 7 版』岩波書店 2018）

答 警備業者がこの法律に違反して罰金刑に処せられると第3条の規定により3年間は警備業を営むことができない構成をとっており、この罰則で十分法律の目的を達成できるものと考えている。(『警備業法案想定問答その1』1972.3:18)

つまり、警備業法で罰金刑に処せられたら、欠格事由に該当し、3年間は警備業を営むことができない上に、もし営んだら、第15条第2項により営業の廃止命令処分となりうる。

次に、罰則規定で直接言及されていない第7条から第12条違反の場合はどうなるかという疑問である。これについては、次のような想定問答がある。

問17 第7条から第12条までの規定違反に対して直接罰則を適用しない事由は何か。

答 第7条から第12条までのいわば業務実施上の遵守義務規定違反に対しては、個々の事犯を直ちに処罰するよりも、公安委員会の指示または営業の停止等の処分を的確に行なうことにより、警備業者の反省を求め、違反行為の是正その他適正な警備業務の実施の確保を図ることが適切であると考えられる。なお、これらの処分については罰則によって最終の担保がなされているところである。(『警備業法案想定問答その1』1972.3:17)

罰則規定(法案第18条～第21条)に言及がない第7条～第12条は、第7条(警備員の制限)、第8条(警備業務実施の基本原則)、第9条(服装)、第10条(護身用具)、第11条(教育等)、第12条(警備員の名簿等)であり、「業務実施上の遵守義務規定」といえる。この想定問答からは、指示の対象をかなり広く捉えていることがわかる。また、直ちに罰則や営業停止処分の適用ではなく、指示により適正な業務の実施を確保する、確保できなければ指示違反で営業停止や罰則を適用するという構成になっている。

また、国会では特に組合活動への警備業者の介入が問題とされたが、第8条(警備業務実施の基本原則)違反については、次のような想定問答がある。

問10 法案第8条に直罰規定がなく、規制立法として不十分である。直罰規定を設けるべきでないか。

答 第8条違反は、各種の刑罰法規に抵触して犯罪になるものと犯罪にならない犯罪周縁的なものを含むが、犯罪該当行為に更に刑罰規定を設けることは妥当でない。

犯罪周近的な行為については、不当労働行為等の場合と同様に、まず行政措置により担保し、行政措置に違反する行為に刑罰を課することが適当であるとする。また、周近的行為については、各種各様の態様が考えられ、明確な犯罪構成要件を定めることがむづかしいため、まず公安委員会の指示等の行政措置にまつこととし、行政措置違反に対して刑罰を課することが適当と考える。

このような見解のもとに、第 8 条違反の犯罪周近的行為については、警備員からの排除、営業停止等の強い処分を含む行政措置をもって臨み、当該措置違反に対して刑罰を課することになっているため、規制立法としては必要にして十分なものと考えられる。(警察庁『警備業法案想定問答その 5』1972.3: 14)

問 9 法案第 8 条で禁止する「団体の正当な活動に干渉する行為」と労働組合法で禁止する不当労働行為との関係いかに。

答 1 警備業法案第 8 条は、労働組合を含む団体の正当な活動に対する警備業者又は警備員の干渉を禁止する規定であり、労組法第 7 条は、労働組合の結成運営に対する使用者の支配介入等を禁止する規定である。

双方の規定は、義務者と保護法益の範囲を異にするが、労働組合の正当な活動の保護については、共に作動するものである。

第 8 条違反については、態樣的には、各種の刑罰法規に抵触して犯罪になるものと、犯罪に該当しないがその周辺にあるものが含まれ、周辺にあるものとしては、たとえば不当労働行為的なものが考えられる。

犯罪該当行為については、犯罪として取締るほか、警備業法によって、警備員からの排除、営業の停止等の行政的措置等をとることにしようとするものである。

犯罪の周近的行為については、警備業法によって警備員からの排除、営業の停止等の行政措置をとり、これに違反する場合には、両罰規定をもって臨もうとするものである。

答 2 第 8 条違反の場合の依頼者の責任については、依頼者が犯罪該当行為に干与して共犯関係にあるときは、その責任の追求を受け、周近的行為に干与して不当労働行為に該当するときは、その責任を免れ難い。(警察庁『警備業法案想定問答その 5』1972.3: 12-13)

想定問答を整理すると、次のような考え方となっている。

- (1) 第 8 条違反で各種の刑罰法規に抵触して犯罪となる場合は、その法規で対応する。
- (2) 第 8 条違反だが、(1)ではない犯罪周近的なものは、指示⇒営業の停止等⇒罰則という流れで対処する。
- (3) (2)で罰則の場合、法人にも罰則を科する両罰規定となっている。

(4) 第 8 条違反で、警備業務の依頼者（会社側）が共犯関係にある場合は、会社側の責任も免れ難い。

#### ○国会審議

1972 年 5 月 12 日衆議院地方行政委員会で中村弘海委員から、虚偽の届出による営業の方が、無届け営業より罰則が軽いのはなぜかと問われ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

まことにもっともな御説だと思います。いまおっしゃいましたように、ケース・バイ・ケースでございまして、無届け営業でありまして、届け出なければならぬという法律を知らなくて無届け営業になる場合もあるし、それから、自分がいわゆる欠格条項該当者であるがために、もぐりで営業するという無届け営業の場合もあります。また、虚偽の届け出にいたしましても、悪意で、承知の上で虚偽の届け出をする場合もありましょうし、そうでなくして、善意と言うのもおかしいですが、いわゆる善意の間違った届け出もあろうと思いますから、一がいにどちらが悪いということは言えないかと思いますが、一般的なお話といたしましては、この無届け営業と申しますのは、警備業の営業をやる、つまり、営業開始の要件となる届け出を怠る行為でございまして、この法律の趣旨からいたしますと、重要な規定でございまして、他の常業におきましては、許可を、受けて初めて営業できるというふうな制度もございまして、これは許可ではなくして、届け出をすれば、欠格条項がない限りは営業ができる。こういう制度をとっております。したがって、この届け出をしていただくということは、主務行政庁といたしましては非常に重要視している点でございまして、届け出がなければ、そういう営業がなされておるという実態の把握すらもできない。したがって、その営業に対して必要な監督も全くできない。こういう意味におきまして、届け出がなされないということは社会的に非常に困ることです。

それに反しまして、虚偽の届け出の場合は、それが悪意である場合と、あるいは善意である場合とを問わず、届け出がなされておるわけですから、その届け出に基づきまして、公安委員会がいろいろなことを把握して、所要の監督はできる。もちろん、届け出の内容の一部が虚偽であるという点で瑕疵はあるわけですが、そういった点を比較いたしますと、一般論といたしましては、やはり、無届け営業と虚偽の届け出との間にはある程度の差異がある。そういう意味におきまして、罰則に差異をつけておるということでは、やはり、無届け営業と虚偽の届け出との間にはある程度の差異がある。そういう意味におきまして、罰則に差異をつけておるということでは、やはり、無届け営業と虚偽の届け出との間にはある程度の差異がある。『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 12)

つまり、無届け営業の場合は、実態の把握、監督もできないことから社会的に非常に困ることであるのに対し、虚偽の届け出は届け出に基づき監督可能であり、事態の軽重が罰則の

軽重に結びついているとしている。

この答弁に対し、中村弘海委員は、第4条では無届け営業と虚偽営業の罰則が異なるのに対し、第5条及び第6条では区別していないのはなぜかという再質問をしたところ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

第四条に関連するものについて重要視をした、あとは全部三万円というふうに一応区別をしておるといふこととございませう。(『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第24号』1972.5.12:12)

つまり、第5条(営業所の届出等)、第6条(廃止等の届出)も第4条(警備業の届出)が前提となっており、第4条より軽いとしている。この点について、同日、川崎幸司警察庁刑事局保安部防犯少年課長から、次のような補足答弁がなされている。

中村先生の、四、五、六条関係の届け出違反の罰則について御説明申し上げたいと思います

御案内のように、営業関係の届け出制度につきましては、実態掌握と、それから行政監督、そういうもののために行なわれるものであるわけとございませうが、それに対する違反につきましては、そういう当該届け出なり、その届け出に対する違反というものの持つ意味合いによって罰則の程度というものはきめられるべき筋合いのものであろうというふうに思うわけとございませう。そういう点から考えてみました場合に、四、五、六条違反で無届けで営業するということにつきましては、欠格事由、その他法的な規制を加えておきまして、この警備業というものの営業廃止の要件になるという筋合いのものでございまして、そういう意味で基本的な違反になる。そういう性質のものであろうというふうに思うわけとございませう。そういうことで、四、五、六条の虚偽届け出であるとか、五、六条関係の届け出違反につきましては、言うならば部分的な違反である。そういう筋合いのものであろうというふうに思うわけとございませう。そういう点で、四、五、六条違反の無届け営業につきましては十万円、四、五、六条の虚偽違反、それから五、六条関係の無届け、虚偽違反につきましては三万円の罰金というふうな線をきめておきまして、五、六条関係におきまして無届け違反と虚偽違反を区別しなかつた点につきましては、通常の立法例に従つたわけとございませう。国内立法におきましては、宅建業法その他いろいろの法律で届け出義務を課しておきまして、そういう届け出義務につきましては、部分的な届け出違反につきましては、無届けであろうと虚偽届け出であろうと、同じ罰則でもって臨むというふうなかつたこととございませうので、その例に従つてまいつたものでございませう。(『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第24号』1972.5.12:19)

つまり、第4条の無届け営業は、欠格事由違反の場合は営業廃止となる基本的な違反であるのに対し、第5条違反、第6条違反は部分的な違反であるとしている。

1972年6月12日、参議院地方行政委員会で、上林繁次郎委員から、罰則が10万円と3万円に分かれた根拠を尋ねられ、川崎幸司警察庁刑事局保安部防犯少年課長は次のとおり答弁している。

主として届け出のことについての御質問じゃないかというふうに承るわけですが一十万円と三万円に分かれておりますのは、十九条の「四条の規定による届出」というのは、この状態についての基本的な届け出、そういうものを怠った、そういう者についてはやはり違反の悪性の度合いというものが非常に高いと。それに対して二十条で掲げております事項につきましては、これは何と申しますか、そういう四条の基本的な届け出に対して、部分的な届け出の違反態様である。そういう意味で、これについての違反の悪性の程度というものが非常に低いと。そういう差別でありますので、十万、三万と区別したわけでございます。(『第68回国会参議院地方行政委員会会議録第24号』1972.6.12:14)

第4条は基本的な届け出であり、違反の悪質の度合いが非常に高いが、第5条・第6条は部分的な届け出であり、違反の悪質の程度が非常に低いことを罰金の差を設けた理由にあげている。

#### ◎まとめ(第18条～第21条(罰則))

警備業法の規制については、報告・立入検査⇒指示⇒営業の停止・廃止命令⇒罰則という流れであり、罰則は警備業法の実効性を担保するものとなっている。

罰則は、報告・立入検査違反より営業の届出違反・指示違反の方が重く、営業の停止・廃止処分違反が一番重いという軽重となっている。

届出関係違反では、警察庁は、第4条の営業の届出を規制の出発点として重要視しており、無届営業は虚偽届出より重い罰則を適用している。

罰則は行為者と法人に科すという両罰規定である。

なお、罰則が適用されれば、欠格事由に抵触して、3年は営業ができないこととなる。

#### (16) その他

警備業法案以外の話題について、想定問答や国会審議から取り上げる。

#### ○法案の名称

警察庁の想定問答では、次のとおり、「業務の規制を主たる目的とした法律」の先例を参考にした、としている。

問2 「警備業法」という用語は不適切ではないか。むしろ「ガードマン法」などとするべきでないか。

答 「ガードマン」という通称はテレビ等を通じて一般に知られているが、この法律が対象とする「ガードマン」はテレビで印象づけられた「ガードマン」の概念とはことなっている。また、警備会社においても正式の名称としては「警備員」、「警備士」、「警務士」等が使われているところなので、通称としてはともかく正式の法律上の名称としては「ガードマン」という用語は用いないこととしたものである。

題名については、業務の規制を主な目的とした法律としては、「旅館業法」、「倉庫業法」、「建設業法」等の先例もあり、これらを参考として「警備業法」としているものである。（警察庁『警備業法案想定問答その1』1972.3:2）

1972年5月12日の衆議院地方行政委員会において山本弥之助委員から警備業法という名称が「機動隊の下請業者のような印象を受ける」との発言があり、本庄務警察庁刑事局保安部長は、次のとおり、「ガードマン営業法」という名称も検討したが、テレビ放映のガードマンのイメージと日本のガードマンの実態が異なることが理由であることを明らかにしている。

警備業法という名称は、必ずしも私たちも最善と思っておるわけではございません。たとえばガードマン営業法というようなことも考えたこともございますが、ガードマンと申しますと、先ほどお話もございましたテレビに出てくるガードマンのイメージが一般国民にございますので、あのテレビに出てくるいわゆるプライベートポリスのなガードマンでは、日本のガードマンはない。そういう意味で、そういう名称も避けたい。したがって、非常に平凡な、無難な名称をとったということでございます。ちょっと話がわき道にそれましたが、それならば、警備営業取締法あるいは警備営業を規制する法律というのが最も正確な表現であろうかと思いますが、しかし、ほかの法律を見ましても、倉庫業法とか、何々業法とか、そういった例も多分ございますので、一応平凡な名称を採用したというわけでございます。（『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第24号』1972.5.12:14-15）

（まとめ）法案の名称としては、「ガードマン営業法」という名称も検討したが、他の業法の先例を参考に、「警備業法」にしたとしている。

○警察第二軍、民間警察

警察庁の想定問答では、次のとおり、法案の趣旨はガードマン会社に対する監督権を持って不法不当事案の発生を防止するためのものであり、ガードマンが警察第二軍的なものになるようなことは全くあり得ないし、警備業法によってガードマンを民間警察として公認するものでは全くない、としている。

問2 多数の警察OBがガードマン会社の役員になつて営業を支配し、また、警察がガードマン会社に対する監督権を持つことになれば、ガードマンは警察第二軍的なものにならないか。

答 ガードマン又はガードマン営業は、警察権限と何等の関係はなく、自己の身体、財産の安全を守るという国民の基本的権利に関係し、これにつながるものである。国民が自から又は守衛等を雇入れて行なう自主警備・自主防犯の業務を民事契約によつて代行するものであり、あくまで民間の自主活動の範囲と限界にとどまるものである。従つて、警察とガードマン又はガードマン業務との関係は、基本的には、警察と守衛又は守衛業務等と何等かわりのないものであつて、ガードマン業務が適正に実施されれば、防犯効果を期待することができるが、そのことは守衛業務の適正な実施の場合と同様である。

最近の傾向として、ガードマン又はガードマン会社が、社会の需要に応じて急増し、ガードマン業務の不法不当事案が発生することになつたため、警備業法を制定し、警察がガードマン会社に対する監督権を持つて不法不当事案の発生を防止しようとするものである。

従つて、警察OBがガードマン会社の役員になり、また警察がガードマン会社に監督権を持つことにより、ガードマンが警察第二軍的なものになるようなことは、全くあり得ないことである。(警察庁『警備業法案想定問答その5』1972.3: 2-3)

問3 国民の身体、財産の安全を守ることは警察の責務であるが、警備業法によつて、他人の身体、財産の安全を守るガードマン営業を公認することは、警察の責務の放棄であり、民間警察を公認することにならないか。

答 国民の生命、身体、財産の保護は警察の責務であるが、警備業法によるガードマン営業の規制は、警察の責務の放棄でもなければ、ガードマン営業を公認し又はそれを民間警察として公認するものでは全くない。

国民の生命、身体、財産の安全は、公の機関としての警察の責務及び活動と国民のみづからを守る基本的権利及び活動とによつて達成されるものであり、ガードマン営業は、この国民の基本的権利と活動に根拠を置くものである。従つて、ガード

マン営業に対する法的規制は、いかなる意味においても警察の責務の放棄になるものではない。

ガードマン営業の公認については、営業に対する法的規制は、本来自由である営業に対して公共福祉観点から制限を加えるものであるため、警備業法によるガードマン営業の規制が、ガードマン営業の公認になるという考え方は、理解し難い。

警備業法案は、ガードマン営業に伴う不法不当な事案を防止するために規制しようとするものであり、また、ガードマン営業は、特別の権限をもつことなく、民間の自主警備、自主防犯業務を行なうものであるため、いかなる意味においても、警備業法によつてガードマンを民間警察として公認するものではない。(警察庁『警備業法案想定問答その5』1972.3: 4-5)

1972年5月16日の衆議院地方行政委員会において桑名義治委員から、今回の立法措置により警備保障会社が公認の存在となったのではという質問に対し、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、立法の趣旨は警備業者を公認して特権的なものを与えるものではないと答弁している。

今回この警備業法がかりにできますと、この法律ができましたことによりまして、国がこの警備業というものを公認したというふう一般の人がとって、したがって、いままで日陰者であったものが大手を振るといふような印象を受けるのではないかと、御懸念もごもっともかと思いますが、先般から申しておりますように、今回の立案の趣旨は、そういったいわゆる公認をして特権的なものを与えるという意味での立法ではございません。そういう点の誤解のないように、たとえばこの条文を見ましても、第八条は、「この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意する」といふようなことを念のため明記をいたしております。この法律の趣旨、内容というものを一般の国民の方々が十分御理解いただければ、そういう御心配は解消するのではなかろうか。また、法律ができました暁には、私たちは、その啓蒙、PRにつとめ、国民に理解をしていただくということに十分努力をいたして、さような御心配のないようにいたしたいと考えております。(『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第25号』1972.5.16: 20-21)

1972年6月8日の参議院地方行政委員会において、中沢伊登子委員から、法律制定により警備業者が国に公認され、警察でない警察が誕生するおそれはないかと問われ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、警察業務は法令の権限に基づくものであり、他人の需要に応じて行う警備業務とは性格が異なり、第二警察といった性質のものではないと答弁している。

この法律ができることによりまして、警備業者というものが国によって公認されるかどうかということ、これは用語の問題もありますが、法律的な意味において公認されたというふうに解してはおりません。もともとこれは自由営業として現実の姿で存在しておったわけですが、先ほど申しましたように、最近の不法、不当な事案の発生を防止するために必要な規制を設けるわけですが、その意味におきまして、何か国がお墨つきを与えるという意味での公認ではございません。で、先ほど申しましたように、この警備業務の内容も、他人の需要に応じまして生命、身体あるいは財産の保護に任ずる。その内容も具体的に二条に一号から四号まできめてございますが、こういったものに従事する。これが警備業の内容でございますが、警察の業務と一見似たような感じはいたしますが、法令によって権限を付与されて、一般的に人の生命、身体、財産の保護に当たる警察の業務とは性格的に別個のものでございますから、第二警察といったような性質のものではないと、かように御理解いただきたいと思っております。(『第68回国会参議院地方行政委員会会議録第23号』 1972.6.8: 18)

(まとめ) 警備業法は警備業者を規制するものであり、警備業者を公認する、あるいは、第二警察、民間警察に位置づける性格のものではないとしている。

#### ○諸外国の規制

警察庁の想定問答では、次のとおり、外国における警備業に対する規制としては、許可制、損害補償義務、秘密保持義務等を挙げている。

問13 外国における警備業に対する法的規制の状況はどうか。

答1 各国の規制概況

国際警備連盟(本部 スイス ベルン)に加盟している警備会社の所属国15か国について法的規制の有無を調査した結果、未回報のベルギーを除き、アメリカ、西ドイツ等8か国においては法的規制があり、他方イギリス、フランス等6か国においては何ら特別の規制がなく、一般業種と同様の取扱いとなつている。

2 各国の規制内容

警備営業に対する法的規制が行なわれている8か国の規制内容は、資料がかならずしも十分でなく不明確な点も多いが、共通している点は、営業者の信頼性を確保する観点からこの種営業について監督行政庁の許可制をとり、また、依頼者もしくは第三者に損害を与えた場合にはその保障が実行出来るように営業者に対して一定の保障金の積立てや損害保険への加入を義務付けていることである。また、営業者もしくはガードマンには特別の権限を認めず警察との類似性を排除す

る規定を持つところが多い。(警察庁『警備業法案想定問答その3』1972.3: 33-34)

問16 諸外国での立法例によれば、営業の許可制、損害賠償に関する事項、秘密の保持に関する事項等が規定されていると聞かすが、この法律案にこれらの事項を採り入れない理由はなにか。

答 この法案の作成にあたっては、外国の立法例についても調査を行ない参考としてきたところであるが、わが国における警備業の実情、具体的な違法または不当な警備業務の実態、関係する諸法令等を十分に検討した結果、警備員の資格制限、護身用具の制限、警備業に対する監督権限等に関する規定については諸外国の立法例も参考にしてこの法律案に規定することとした。しかし、営業の許可、損害賠償、秘密の保持等の規定についてはかならずしもわが国の警備業の実情からみて必須のものとは認めがたいので、規定しないこととしたものである。(警察庁『警備業法案想定問答その3』1972.3: 36)

1972年5月12日の衆議院地方行政委員会において山本弥之助委員から外国での規制例を問われ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、許可制、欠格事由、損害賠償の制度化、服装の規制、行政監督等と答弁している。

外国の状況でございますが、簡単に申し上げますと、必ずしも全部を把握しているわけではございませんが、一応十六カ国について簡単な調査をしておるわけでございます。そのうち、法的規制を加えている国は八カ国で、アメリカ、カナダ、西ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストリア、フィンランド、スイス。法的規制がない国が六カ国で、イギリス、フランス、オーストラリア、ノルウェー、デンマーク。それから、日本も現在のところはございませんが、これを入れまして六カ国。それからベルギーにつきましては、調査中ございまして、この点はまだはっきりしておりません。

それで、法的な規制があると申しましても、各国によりまして、また、アメリカのごときは州によりまして、中身はかなり異なっております。その内容は、アメリカあたりでは、私立の探偵業というのが前から相当あるようであります。その私立探偵業を規制するこまかい法律がありまして、それにあわせて、いわゆる制服の警備業についての規定を設けておるようでございます。ドイツの場合は、警備業としての単独の規制をやっておるようでございます。その中身といたしましては、営業につきましても免許あるいは許可制をとったり、あるいは営業者と警備員の欠格事由についてかなりきびしい制限をしたり、それから、先ほどお話の出ました損害賠償を制度化しておる。さらには、服装の規制、行政監督といったことについてのかかなり細部の規定を

してある国と、大まかな規定をしてある国と、いろいろあるようでございますが、いずれも、それは、その国の社会実態と申しますか、その社会実態に伴う警備業の実態、つまり、法規制の基盤が非常に異なっておりますので、その基盤に相応した規制がなされているというふうに解しております。

日本は比較いたしましてどうかと申しますと、日本のような企業形態のところは少ないようでございます。少なくとも、アメリカあたりとは全くと言っていいくらい事情を異にしてあるようでございます。したがって、今回考えております警備業の規制の内容も、アメリカ——アメリカと申しましても州によって違いますが、アメリカの州法とはかなり趣を異にいたしておるかと思っております。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 17）

1972 年 6 月 12 日の参議院地方行政委員会において上林繁次郎委員から先進諸国の警備業者、業務の実態について問われ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

外国の警備会社の状況でございますが、外国で警備会社のある国が幾つあるか、これは必ずしも正確な数ではございませんかもしれませんが、国際警備連盟という一つの組織がございますが、これに加盟している国は十五カ国でございます。そのうち法的な規制のある国と、ない国がございますが、法的な規制を加えてある国は八カ国でございます。アメリカ、カナダ、西ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストリア、フィンランド、スイスでございます。法的規制のない国が六カ国、イギリス、フランス、オーストラリア、ノルウェー、デンマーク、それから日本と、現在日本は法律ができておりません。八つと六つで十四、数が一つ合わないのでございますが、ベルギーが一つあるのでございますが、これはちょっといまのところまだ調査中でございます。この法律の規制のしかたもいろいろございまして、アメリカ、カナダ等は、御承知のように州の法律によって規制をされておりますが、アメリカの州で、規制のあるところとないところと両方あるようでございます。

それから次に規制の内容でございますが、これは国または州によって相当の差があるようでございまして、特にアメリカの場合は、日本と違ひまして私立探偵業というのがたいへん発達しておるようでございまして、この私立探偵業を規制する法規の一部に、いわゆる制服のガードマン業務についてもあわせて規制をしておるといいうのが多いようでございますが、ドイツの場合はやや日本的な傾向という形になっております。さらにこまかい中身といたしましては、営業につきましての免許制、あるいは許可制、それから営業者あるいは警備員についての欠格事由、それから服装の規制、それから中には損害を与えた場合の賠償についての規定、そういったものを設けておるところもあるようでございますが、西独の法律では拳銃を持つことを認めておる、

このような特異な例もございます。やっておる仕事の中身は、かなり国によって違っておるようでございまして、実態が必ずしも一様でございませぬので、法規制もその実態に応じた規制がなされておるようでございます。したがいまして、現在の日本と比べますと法制的な中身はかなり差異がございまして。（『第 68 回国会参議院地方行政委員会会議録第 24 号』1972.6.12: 9）

（まとめ）調査した外国では半数程度で警備業に対する規制があり、規制の内容として許可制、損害賠償義務、秘密保持義務については警備業法案と異なっているが、警備業法案は日本の警備業の実態に応じた規制であるとしている。

○警備業者の資力要件、損害賠償義務、秘密の保持義務

警察庁の想定問答では、次のとおり、この面での問題は生じていないことから規定しないとしている。

問 7 警備業者の資力要件、損害賠償義務、秘密の保持義務等依頼者保護の規定を設けない理由いかん。

答 わが国ではこれまでのところ、警備業について、このような面からの問題は生じておらず、むしろ業務実施面において依頼者の期待に過度に応えようとするあまり、第三者との関係において問題を生じたりしていることが立法の動機となっている。また、営業上の事故があつた場合における損害賠償等の問題は、純然たる民事問題とも考えられその必要性も現段階では薄いと思われるので営業者の経済的資力要件や損害賠償義務等については、規定しないこととしたのである。（警察庁『警備業法案想定問答その 1』1972.3: 7）

○警備補償

警察庁の想定問答では、次のとおり、専門警備会社では約 8 割が補償契約を行い、そのほとんどが保険会社と契約しているとしている。

問 1 2 警備中に生じた事故に対する補償はどうか。

答 警備会社との契約書の状況についてみるとおよそ次のようになっている。  
警備を専門とする会社においては、その 78 %が補償契約を行なっている。  
その内容は対人補償、対物補償とも 1,000 万円から、5,000 万円程度である。  
これらの補償方法はそのほとんどが保険会社と契約し、事故の発生があつたときに支払うようにしているが、一部に自社の準備金で補償することとしている会社も

ある。

次に警備を他の業務のかたわら行なっているいわゆる兼業会社についてみると、その 28 %が補償契約を行なっている。

その補償内容、補償方法は専業会社の場合とほぼ同様のようである。(警察庁『警備業法案想定問答その 3』1972.3: 30)

1972 年 5 月 16 日の衆議院地方行政委員会において桑名義治委員から外国と異なり補償の規定がない理由について問われ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、「一応ペンディングに」したと答弁している。

警備業法を今回立案するにあたりまして、補償に関する規定をなぜ削ったかという御質問でございますが、先般も申しましたように、警備業というものはだんだんふえてまいりまして、その増加に伴いまして、いろいろ社会的に不正と申しますか、不当と申しますか、そういったような事案がぼつぼつ出てまいりました。そういった行為を防止するというのがこの法案の主眼でございますが、この警備業務に伴って、警備中に損害を生ずるということも絶無ではないわけでございますが、現存のところ、それぞれの会社と依頼者との間に、補償契約に基づきまして、あるいは民事の一般原則に基づきまして、適切に処理をされておる。中には一、二、いわゆるトラブルということになっておるのも聞かないわけではございませんが、いま直ちに法律でそのことを義務化するという程度の事態にはないというのが一つの理由でございます。

それともう一つは、この損害補償につきましては、当然、その補償契約のバックに損害保険というものが関連してくるわけでございます。そういった損害保険業界といたものの体制が、必ずしも、この警備業界との関連におきましてしっくり確立されていないというふうに見られる点がございまして、そういったような諸般の事情からいたしまして、今回の最初の立案の際には削ったと申しますよりも、一応ペンディングにいたしましたということでございまして、将来、情勢の推移によりましては、そういうものを挿入するということは当然考えられるかと思えます。(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』1972.5.16: 19-20)

同日、桑名義治委員から、警備保障会社と被害者の間の補償について問われ、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり「一定の補償の限度額をきめ、警備中にその警備会社の警備員の責めに帰すべき事由によって損害を生じた場合には、その限度内において補償をするというのが通例のように聞いている」旨答弁している。(『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』1972.5.16: 20)

さらに、補償について、桑名義治委員から、警備保障会社と名前がついている以上、

損害が発生すれば会社の補償力が問題になるのではという再質問に対し、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のとおり、利用者と補償契約を結んでいない警備会社が問題を起こしているとは聞いていないと答弁している。

大部分と申しますか、相当多くの会社は、何々警備保障会社という名前で補償契約を結んでいるのが多いようでございますが、中には、そういう補償ということを全然やらない会社がある。したがって、名称といたしましても「保障」という名前をつけておらないで、単に警備だけをやる。したがって、補償はいたしませんということを別に宣伝はいたしません、全然ノータッチの会社がございまして。利用者のほうも、補償はされないということは承知の上で契約しておる。そのかわり、料金が安いとか何とか、いろいろな経済上の問題があると思っておりますが、現実には補償契約を結んでやっておるのは七、八〇%ということございまして、あとの二〇ないし三〇%は補償契約を結んでおらない。しかし、その補償契約を結んでおらない会社がいろいろ問題を起こしておるかといいますと、幸いに、このところ、そういう話は実は聞いておらないわけございまして、私たちのほうは、警備保障会社業法ではなくて、警備業法ということで、補償するものもしないものも、先ほど申しましたようないわゆる警察障害の除去という問題で、とりあえず今回基本的なものをつくったという趣旨でございますから、その点御理解をお願いいたします。（『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 25 号』1972.5.16: 20）

（まとめ）国としては、補償契約の有無で問題が起きているとは聞いていないので、補償の規定は設けていないが、一応ペンディングとし、将来の規制への含みを残している。

#### ○欠格事由と暴力団排除

警察庁の想定問答では、次のとおり、欠格事由の定めにより悪質な暴力団は一応排除できるとしている（再掲）。

問5 暴力団の排除についてどう考えているのか。

答 警備業者および警備員について一定の欠格事由を定めることにより悪質な暴力団員は一応排除できるものと考えている。

これによつても身代わりを立てる等の脱法行為が考えられないではないが、現実の行為、活動面において暴力団取締りを強化することにより、総合的に対処していきたいと考えている。（警察庁『警備業法案想定問答その1』1972.3: 5）

#### ○労働者供給事業関係

警察庁の想定問答では、次のとおり、警備員は警備業者の指揮監督の下、警備業者の責任において業務を行うものであり、労働者供給事業に該当しないとしている。

問14 警備業の実態は職安法で禁止されている労働者供給事業でないか。これを法律でもつて公認するのはおかしくないか。

答 警備業は依頼者の求めに応じて警備契約を締結し、その範囲内で警備員を派遣し、その業務を行なうのが主な形態であるが、この場合その業務の実施にあたる警備員は警備業者の指揮監督の下にもつばら警備業者の責任においてその業務を行なうものであつて、依頼者との間に直接の使用関係がないので職業安定法第44条にいう労働者供給事業には該当しない。

なお、この法律は職安法を排除するものでなく、万一職安法違反の事実があつた場合には取締の対象になることは当然である。(警察庁『警備業法案想定問答その1』1972.3:14)

#### ○火災の予防業務

警察庁の想定問答では、次のとおり、火災予防業務は盗難予防等と併せ行われている実態であり、火災の予防のみの業務は警備業務には該当しない、としている。

問6 火災の予防業務は警備業務に含まれるか。

答 盗難予防等と併せ行なわれている実態であるので、火災予防業務というとらえ方はしなかつたものであり、もともと火災予防のみを目的とする業務についてこの法律の目的とする規制は必要ないと考えられる。したがつて、火災の発生のみを予防する業務というものがあればこの法律でいう警備業務には該当しないと解している。(警察庁『警備業法案想定問答その2』1972.3:6)

#### ○警備業の発展の背景

警察庁の想定問答では、次のとおり、自社員による警備の合理化策と考えられるとしている。

問3 警備業はいつ頃からできたのか。また、その後急速に増加している理由は何か。

答 わが国に警備業務を営業として行なう企業がでてきたのは昭和37年ころである。その後、急速に増加しているが、その理由は、経済、社会の成長発展に伴う社会的需要が急増したためである。従来自社員によつて行なつていた保安警備業務の合

理化策として委託警備の効用が一般に認められるようになったためと考えられる。  
(警察庁『警備業法案想定問答その3』1972.3:4)

◎まとめ（その他）

警備業法により警備業の公認に繋がり、警察庁の監督のもと、民間警察、第二警察になるのではないかとの指摘があり、国はそれを否定しているが、その指摘の根底には警備業者及び警察への拭い難い不信感があるものと思われる。

規制の内容は諸外国に比べて緩やかな印象を受けるが、日本の実態に応じて規制するという考え方は理解できる。

欠格事由により悪質な暴力団は一応排除できるとしているが、実際には3次にわたる警備業法の改正において暴力団及びその関係者の排除に向けて規制強化がなされている。

警備業は職業安定法第44条の労働者供給事業には該当しないとしている。

火災予防業務は単独では警備業務には該当しないとしている。

(17) 国会での採決及び附帯決議

これまで、警備業法案の衆議院及び参議院の地方行政委員会での審議状況を主として条文ごとに整理してきたが、両院での討論、採決、附帯決議について整理する。

衆議院

地方行政委員会 1972年6月2日 討論、採決、附帯決議

本会議 1972年6月6日 採決、附帯決議

参議院

地方行政委員会 1972年6月12日 討論、採決、附帯決議

本会議 1972年6月16日 附帯決議、採決

衆議院

1) 地方行政委員会 1972年6月2日 (『第68回国会衆議院地方行政委員会議録第31号』1972.6.2: 10-13)

○修正案

自由民主党の上村千一郎委員から第10条(護身用具)等の修正案が提出された(修正案については、第10条の項を参照のこと)。

○討論

・日本社会党(山本弥之助委員): 反対討論

違法行為を誘発するおそれのある警備業務（第 2 条の第 2 号及び第 4 号等<sup>36</sup>）は削除すべきであり、既存の許可営業の欠格事由よりも厳正にする必要がある。

第 15 条の警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあるときや、営業の停止期間について、他の法令よりも厳しくすべき。

争議行為に介入については明文を設けて禁止する規定を置くべき。

・公明党（小濱新次委員）：反対討論

第 2 条第 2 号は本来警察の業務であり、これを民間業者に特別な権限を与えるような規定は、法律上の均衡を欠くとともに、国民の権利を侵すおそれがある。

第 2 条第 4 号は本来警察の業務であり、警備業者に対する特殊意識を助長することにもなりかねない。

第 8 条で争議行為等の規定を注入する必要があると強く主張したが、原案のままである。

・民社党（門司亮委員）：修正部分を除く原案に反対

第 2 条第 2 号は警察との協力のもとに行われているが、新たな規定により特殊の権限を与えているというような錯覚・誤認から必要以上の行為に出かねない。

第 2 条第 4 号は個人が個人を雇って指揮、命令するとなれば、労働基準法との関係から疑問があり、拡大解釈されて乱用されると非常に大きな問題を起こすという懸念がある。

第 8 条では正当な労働争議等に干渉してはならないとなぜ入れられないのか。非常に大きなあいまいな規定を残している。

第 10 条（護身用具）については特権を与えられたような印象を与えるので、修正案には賛成。

警察官の類似行為、警察官に類似した服装だけを取り除けばよかったのではないか。民法上の私契約に公権力を与えるような印象を与えることは慎むべき。

・日本共産党（林百郎委員）：法案及び修正案に反対討論

労働争議、学園紛争、大衆運動への介入を実質的には規制できないだけでなく、ガードマンに警棒やゲバ棒を持つことを法制的に認めて権利的な意識を与える。市民への思想調査も事情聴取の形で自由にできる。

私設警察公認法あるいは警察の補完部隊づくりとも言える部分もある。

第 2 条第 2 号・第 4 号の警察がやるべき責務を警備業者にやらせるということは私権を公権化することになる。

第 8 条はガードマンが正当と判断すれば実力行使ができるという意味を含んでいる。違反した場合に直接の罰則がないことから明らかである。

第 10 条では、護身用具は武器として使えるものなのに、これを法的に認め、特権

---

<sup>36</sup> 第 2 号は交通誘導・雑踏警備、第 4 号は身辺警備等。

的な意識を与えることなる。

第3条（警備業者の欠格事由）では、3年ごとにガードマンに前科を持つ者が入り得る余地は十分ある。役員の場合でも、顧問という形で黒幕として実権を握ることができる。

警官まがいの仕事を業務とさせて、労働争議・市民運動への介入を認め、暴力団員の雇入れもできる会社を公認し、情報提供させるのでは、現在の警察を補完する私設警察公認法と言ってもよい。

○修正案 起立多数で可決

○原案（修正部分を除く） 起立多数で可決

○附帯決議 起立総員で可決

#### 警備業法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に左の点に留意し、遺憾なきを期すべきである。

一、人もしくは車両の雑踏する場所、またはこれらの通行に危険のある場所における事故防止および人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒、防止する業務は、警察の業務と関連のあるものであることにかんがみ、警備業者および警備員が警備業務を行なうにあたっては、本法によって特別の権限が与えられているものでないことに十分留意し、行き過ぎることがないようにすること。

二、警備業者および警備員は、警備業務を行なうにあたり、いやしくも労働者の労働基本権を侵害し、または正当な争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉することがないようにすること。

三、警備業者および警備員が警備業務を行なうにあたっては、職業安定法の趣旨にのっとり、ほんらいの警備業務の範囲を逸脱することなく、いやしくも労働者供給事業の禁止規定にふれることがないように厳正に運営すること。

右決議する。

#### 2) 本会議 1972年6月6日（『第68回国会衆議院会議録第36号』1972.6.6:2-3）

大野市郎地方行政委員長から地方行政委員会における審査の経過及び結果について報告（修正案及び修正部分を除く政府原案は、賛成多数をもって可決。附帯決議として、本案は、警備員等に特別の権限を付与するものでなく、警備業務の遂行にあたっては、労働者の正当な争議行為等に干渉しないこと、また、職業安定法の趣旨に即し、厳正に運営すべき旨）。

起立多数で委員長報告のとおり可決。（同日、修正議決された法案は衆議院議長から参議院議長に送付された。）

## 参議院

1) 地方行政委員 1972年6月12日(『第68回国会参議院方行政委員会会議録第24号』1972.6.12: 19-20)

### ○討論

#### ・日本社会党(神沢浄委員): 反対

警備業について法律をもって公認している。第2条第2号・第4号業務は本来警察の任務であり、法律的に認知するということは、この法律を根拠として私設警察の公然性を許していくことにはならないかという危惧がある。

第8条はより具体的より細目的に禁止行為を規定すべき。

運用しだいで、警察支配を拡大し、警察への従属関係を強め、警察の補助組織化に発展していくことにならないかという大きな疑問がある。

#### ・自由民主党(増田盛委員): 賛成

本法律案は、国民の要請に基づき、警備業に対する需要の傾向を考慮しつつ警備業の行き過ぎを是正し、国民生活の安全を守る観点から立案されたもので、きわめて適切な措置であると考えます。

#### ・公明党(上林繁次郎委員): 反対

第2条第2号業務は本来警察官及び交通巡視員が行う業務であり、警備業者にその義務の一端をゆだねるあり方は好ましくない。

第2条第4号業務も本来警察の業務であり、警備員に対しますます特権意識を助長させ、さらにはこれを公認するような結果となりかねない。

第8条では労働争議等の規定を明確にする必要がある。

#### ・民社党(中沢伊登子委員): 反対

警備員に護身用具を装着することを法律上許すと、私的に雇われた私的警備集団の武装化を促すおそれのみならず、警備集団が暴力団の経営する会社や事業所等に雇われた場合は、その外郭的役割を果たしかねない。夜間警備の任以外の時間は護身用具を手にさせないように厳格にすべき。

第2条第2号警備は、公道等における公衆の安全確保はどうなるのか危惧せざるを得ないのみならず、警察固有の業務を民間の警備業者にゆだねることは、統一ある交通警察行政を現場で崩壊させる。

労働基本権に基づく争議の際、今後も介入させないという厳正な規定がない。

#### ・日本共産党(河田賢治委員): 反対

法案により警備業者は私設の警察官、私的な警察官として働く役割を持つに違いない。警察官上部と警備業者との癒着が密になれば、大資本家並びに警察、警備業者という三位一体の支配を強めて、人民に対立するものであると考える。

### ○原案(衆議院から参議院へ送付された修正案)

挙手多数により可決。

○附帯決議全会一致で決議

警備業法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に留意し、遺憾なきを期すべきである。

- 一 警備業者および警備員は本法によって特別の権限が与えられているものでないことに十分留意し、行き過ぎることがないように指導すること。
- 二 警備業務を行なうにあたっては、職業安定法の趣旨を十分尊重し、労働者供給事業に該当するような行為のないよう厳正を期すること。

右決議する。

2) 本会議 1972年6月16日（『第68回国会参議院会議録第21号』1972.6.16:78）

玉置猛夫地方行政委員長より多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した旨を報告。

原案は過半数の起立により可決。

◎まとめ（反対討論及び附帯決議）

反対討論及び附帯決議を整理すると、次のような懸念事項が浮かび上がってくる。

警備業者を公認しており、警備業者に特権的意識を与えるものである。また、警備業者が私設警察、警察の補完部隊となりかねない。

第8条の規定には労働争議不介入を明記すべきである。

第2条第2号・第4号業務は警察の業務であり、警備業者が特権的意識を持ちかねない。

労働者供給事業に該当するおそれがある。

これらの懸念についてありえないとは言えないが、基本的な規制は法令で行うものであるから、具体的には厳格な運用に期待することとなる。警備業者が不祥事を起こせば、監督官庁の責任が問われるものである。反対討論に通底しているのは、警察及び警備業者に対する不信感であろう。

3.5 まとめ（警備業法の制定）

警備業法案は警察庁により1972（昭和47）年3月、第68回国会に提出された。警備業法案は全体で21条の構成となっており、第10条（護身用具）の一部修正の後、1972（昭和47）年6月に可決されている。

国会審議においては、第4条（警備業の届出）と第8条（警備業務の基本原則）に質疑が集中している。

規制の枠組みとして、一般的に禁止した上で個別申請に基づき解除する「許可制」があるが、なぜ、警備業法案では許可制ではなく届出制にしたのかが問われている。国としては、営業の自由との兼ね合いで最小限の規制を行うという哲学であり、後の行政改革（規制改革）につながる問題意識とも受け止められる。ただし、営業の自由である以上、価格やサービスの競争となることは避けられない。また、届出制といっても、第3条（警備業者の欠格事由）に該当することが判明すれば、営業の廃止命令が適用される。

第8条（警備業務実施の基本原則）は、警備業の根幹をなすものである。警備業に対する法的規制は、1970年から1971年にかけて、警備員による労働争議への介入、暴力的警備・過剰警備が社会問題となり、規制の必要性が社会的に認識されるようになったことに基づくものである。

国会では、組合活動や労働争議への干渉の禁止を明示すべきとの議論がなされたが、国は第8条後段の「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」に当然含まれているとしている。また、この表現で、法令に触れない程度の威嚇的な妨害行為等も禁止しているとしている。

第8条を含め、警備業法違反の場合は、第14条による公安委員会の指示、第15条による営業の停止・廃止、第18条から第21条の罰則という3段階の規制構造となっていることで、法の実効性が担保されているとしている。なお、罰則適用となれば、法案第3条の欠格事由に抵触し、3年は営業できない。

第10条（護身用具）では、護身用具で暴力的行為がなされた事案もあり、「護身用具を携帯することができる」との表現に質問が集中し、自由民主党の修正案により「携帯することができる」との表現が削除され、可決された。

また、国による規制の出発点は、警備業の届出及び営業所に備えられる書類である。

警備業法による警備業者に対する通常の規制スキーマは、報告徴収・立入検査により個別の警備業者の実態を把握し、違反事案があれば行政処分（指示、営業の停止命令・廃止命令）を行い、処分に違反した場合は罰則を科すという3段階になっている。

さらに、国会では、警備業法の制定により警備業が公認され、民間警察、第二警察ができるのではという質問があり、国はあくまでも私人間の契約であることから、警備業が特権的に公認されるという趣旨ではないと説明しているが、警察及び警備業者に対する根強い不信感を感じさせる。

## 第4章 警備業法の改正

1972年に制定された警備業法は、これまで3次にわたる改正が行われている（1982年、2002年及び2004年）。新たな問題事案が生じたための国としての対応（産業経営）である。

### 4.1 警備業法の第1次改正（1982年）

#### 4.1.1 概要

警備業法（昭和47年法律第117号）の制定後、ほぼ10年を迎え、警備業者数及び警備員数は1972年11月の775社、41,146人から1981年12月の3,210社、124,286人と業者数4.1倍、警備員数3.0倍までになった（一般社団法人全国警備業協会2022a: 5; 総務省統計局監修2006: 399）が、その間、不適切事案が発生したため、第1次改正が行われた。

#### 4.1.2 成立過程

第1次改正としての「警備業の一部を改正する法律」の成立過程は次のとおりである<sup>37</sup>。

（法律案名）警備業の一部を改正する法律案

（提出年月日）第96回国会 1982（昭和57）年3月16日

衆議院

地方行政委員会

1982（昭和57）年4月15日（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第12号』）

1982（昭和57）年4月22日（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第15号』）

1982（昭和57）年4月23日（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第16号』）

本会議

1982（昭和57）年4月27日（『第96回国会衆議院会議録第20号』）

参議院

地方行政委員会

1982（昭和57）年3月23日（『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第4号』）

1982（昭和57）年5月11日（『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第12号』）

---

<sup>37</sup> 成立過程の年月日のうち、出典が国会会議録と記載されていないものは、「日本法令索引」による。<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000070406&current=1>

1982（昭和 57）年 5 月 13 日（『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』）

1982（昭和 57）年 7 月 6 日（『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 14 号』）  
本会議

1982（昭和 57）年 7 月 9 日（『第 96 回国会参議院会議録第 22 号』）

（成立年月日）1982（昭和 57）年 7 月 9 日

（公布年月日）1982（昭和 57）年 7 月 16 日

（法律名）警備業の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 67 号）（資料 7）

#### 4.1.3 不適切事案

問題とされた不適切事案は次のとおりである（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会会議録第 12 号』1982.4.15: 30）。

- ・ 一部には、暴力団関係者等の不適格業者も見られること
- ・ 警備員に対する指導、教育義務を怠る業者が増加したこと
- ・ 警備員の非行を初め警備業務の実施の適正を害する事件等も後を絶たないこと
- ・ 機械警備業の即応体制の不備により事件または事故の発生時に十分な対応ができないこと

#### 4.1.4 改正法案の概要

改正法案の概要は次のとおりである（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会会議録第 12 号』1982.4.15: 30-31）。

##### (1) 警備業を営む者の要件及び警備業の開始手続の整備

- ① 警備業を営む者の要件の整備：禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等に該当しないことを新たに要件に加える。
- ② 警備業の開始手続の整備：現在の届け出制を認定制に改める。警備業を営もうとする者は、警備業の要件について都道府県公安委員会の認定を受けることとする。認定証の有効期間とその更新、認定の取り消し、認定証の返納等について所要の規定を設ける。

##### (2) 警備員の欠格事由の整備

禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等を欠格事由に加える。

##### (3) 警備員の指導及び教育についての規定の整備

- ① 検定制の新設：都道府県公安委員会は、警備員等について、その知識及び能力に関する検定を行うことができることとする。
- ② 警備員指導教育責任者制度の新設：警備業者は、営業所ごとに、警備員の指導及び教育に関する業務を行う警備員指導教育責任者を、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから選任することとする。警備員指導教育責任者資格者

証の欠格事由、資格者証の返納命令等について所要の規定を設ける。

(4) 機械警備業に対する規制の新設

- ① 機械警備業務の届出：機械警備業務を行おうとする警備業者は、その区域を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。
- ② 機械警備業務管理者制度の新設：機械警備業者は、基地局ごとに、機械警備業務を管理する業務を行う機械警備業務管理者を機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任することとする。機械警備業務管理者資格者証の欠格事由、資格者証の返納命令等について所要の規定を設ける。
- ③ 即応体制の整備：機械警備業者は、盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、必要な措置をとることができるよう、必要な数の警備員、待機所、車両等を適正に配置しておくこととする。
- ④ 説明：機械警備業者は、機械警備業務を行う契約を締結するときは、その相手方に対し、基地局及び待機所の名称及び所在地その他の事項について説明しなければならないこととする。

4.1.5 改正法案及び国会審議

(1) 警備業の要件

○法案

「警備業の欠格事由」という表現を「警備業の要件」に改め、欠格事由を追加している。なお、警備業の要件ではないが、第6条の3として、名義貸しの禁止が追加されている。

(改正前)

(警備業者の欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者
- 二 法人でその役員のうち前号に該当する者があるもの

(改正後)

第二章 警備業

(警備業の要件)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しな

い者

三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者

四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

五 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

七 営業所ごとに第十一条の三第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

(中略)

(名義貸しの禁止)

第六条の三 警備業者は、自己の名義をもつて、他人に警備業を営ませてはならない。

○改正の骨子

①改正前の第3条第1号に規定する警備業を営業できない期間を「3年」から「5年」に延長する。

②警備業の要件（従前は、「警備業者の欠格事由」）に次の欠格事由を追加

- ・第1号 禁治産者、準禁治産者等
- ・第4号 暴力団関係者
- ・第5号 覚せい剤等の中毒者等

③名義貸しの禁止

○国会審議

1982年4月22日、衆議院地方行政委員会で青山丘委員から「警備業者の欠格事由」を「警備業の要件」に変更した理由を問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は改正後の第7号は人的欠格事由ではなく、営業開始の要件であるから、「警備業の要件」としたとしている。

改正法の一号から五号までにつきましては、現行法の一号と同じく人的欠格事由ということが言えるかと思います。特定の前科者あるいは禁治産者あるいは暴力団員

あるいは覚せい剤中毒者などがございます。

しかしながら、七号でございますが、「営業所ごとに第十一条の三第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者」というのを規定してございます。つまり、警備業を営もうとする者が認定申請をするに当たりまして、警備員指導教育責任者が選任される見込みがない者、こういった者は警備業を営んではならないということにしたわけでございます。これは、必ずしも人的欠格事由ではないわけでございます。言葉をかえて言いますと、いわば警備業を開始する際の要件ということが言えようかと思うわけでございます。したがって、人的欠格事由に七号の開始する際の要件というものをつけ加えたために、「警備業者の欠格事由」を「警備業の要件」と改めたものでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 14）

1982 年 4 月 23 日、衆議院地方行政委員会で五十嵐広三委員から改正後の第 3 条第 2 号で営業できない期間を 3 年から 5 年に延伸した理由を問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のように警備業務の重要性と他の立法例を踏まえたと答えている。

警備業務の重要性と警備員が直接従事するその活動範囲が拡大しておるというようなことも勘案いたしまして、警備員の欠格事由を厳格にする必要があると考えておるわけで、このたび改正をお願いしておるところでございます。特に、この犯罪歴のある者につきましては、その業務の性格上厳しくする必要があるという判断のもとに、他の立法例などをも考慮いたしまして、このたび三年から五年に延長することをお願いしておるところでございます。

他の立法例と申しますと、証券取引法の証券外務員あるいは保険業務の取締に関する法律に基づく生命保険募集人、こういった立法例ではいずれも五年、執行が終わってからたっていないとなれないという規定があるわけでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 16 号』1982.4.23: 3）

また、五十嵐広三委員から再度、延伸の理由を問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のように、前科者を意識的に雇用する業者もいることからそれを排除したいとしている。

現に起きておる例でございますけれども、ある警備業者は、できるだけ安く人を雇いたいということで意識的に前科者を雇い入れまして、それを法定教育も経ずして警備業務に従事させているという例があるわけでございます。それを排除したいわけでございます。普通の大部分の業者は、刑務所から出てきた直後の者を雇うことは当然あり得ないわけでございますけれども、そういう場合があるので、それを防

ごうというのが今回の延伸の理由であり、現行法のたてまえでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 16 号』1982.4.23: 4）

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で青山丘委員から改正後の第 3 条第 3 号及び第 4 号について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長はそれぞれ次のように答えている。

警備業が他人の生命、身体、財産を守るという重要な営業であるということ、しかも先生がさきに御指摘になりましたように、その社会的需要を受けてますます発展してきたわけでございます。それだけに、警備業の要件も厳格にする必要があるわけでございます。現行法では、特定の前科者につきまして、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者」というだけの規定があるわけでございますが、この三年を今回五年に延長するとともに、これでは対応できない者につきまして、新たに三号で欠格事由を定めまして排除しようということでございます。この警備業法の規定、命令、処分に違反し、または警備業務に関して他の法令、典型的な事例が刑法だと思えますけれども、そういったものに違反する重大な不正行為で、しかも国家公安委員会規則で定めるもの、これにつきましては警備業を営む資格がない、適当ではないということでございます。

そこで問題は、重大な不正行為で国家公安委員会規則で具体的にどういう定め方をするかということでございますが、たとえば警備業法関係で申し上げますと、第十五条で営業の停止命令あるいは廃止命令が出せるわけでございます。その処分に違反する行為または悪質な無認定営業等でございますが、これは命令を含みますが、そういった警備業法に違反する行為で特に悪質なものというもの。

それから他の法令関係では、警備業務を行うに当たり、あるいは警備業者または警備員としての立場を利用して行う窃盗、横領などの財産を害する罪、殺人、傷害等の人の生命、身体を害する罪、それから職業安定法、労働者供給事業に違反するというようなものでございますが、こういった警備業務の実施の適正と密接な関連のある罪に当たる違法行為を、国家公安委員会規則で定めることを予定しておるわけでございます。

そのように、「重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるもの」というのは、二号の禁錮以上の刑に処せられた者と、警備業務の適正な執行を担保するという意味では、同じように悪質であると認められる者を限定列挙いたしまして、その者につきましてはやはり五年間は排除したいということでございます。

ちなみに、欠格期間を五年とする立法例は、宅地建物取引業法あるいは証券取引法などでもあるところでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 14）

犯罪を犯すおそれと申しますのは、犯罪を犯す可能性または蓋然性があるということになります。それから「相当な理由」というのは、単に主観的なものではなくて、社会通念上、客観的、合理的に見てそのように判断されるということでございます。

そこで、犯罪を犯すおそれがある相当な理由があるか否かの認定でございますが、都道府県公安委員会が一定期間におきます前科、前歴はもとよりでございますけれども、その罪種、罪数、言動、暴力団との関係等を勘案いたしまして、将来ここに規定されております犯罪を犯す可能性があるとして社会通念上、客観的、合理的に認められるかどうかにつきまして判断するということになるわけでございます。

おっしゃるとおり、その認定につきましては、警備業を営めなくなる、あるいは警備員になれなくなるという重要な意味があるわけでございまして、この運用につきましては十分慎重に取り扱う必要があるかと思うわけでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 14）

同日、岩佐恵美委員から第 3 条第 4 号の「国家公安委員会規則で定めるもの」の内容を問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり答弁している。

「暴力的不法行為」そのものは、暴力的手段をもって人の生命、身体または財産を害するような不法な行為を言うわけでございます。国家公安委員会規則では、凶悪犯罪等の暴力的不法行為その他暴力団員が犯しやすい犯罪行為などを定める予定でございます。たとえば殺人罪、傷害罪、暴行罪、それから凶器準備集合罪、脅迫罪、強要罪、威力業務妨害罪、恐喝罪、強姦罪、強制わいせつ罪、暴力行為等処罰法違反があります。それ以外に、窃盗罪とか賭博罪、それから銃刀法違反、覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反などが考えられると思います。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 17）

また、谷口守正警察庁刑事局保安部長は補足として、次のとおり、第 4 号は暴力団排除が目的であるとしている。

本号はもっぱらと申しますか、暴力団を排除するというを目的にしておるわけでございまして、そういう面で常習的または集団的に云々ということになっております。通常の場合には、まず該当しないと考えて結構だと思います。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 17）

1982 年 4 月 23 日、衆議院地方行政委員会五十嵐広三委員から第 3 条第 4 号の認定は非常に抽象的で主観的な判断となるのではないかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部

長は次のとおり過去の犯歴等を勘案し、将来のおそれを客観的合理的に判断するとしている。

この認定につきましては、警備業に関しましては都道府県公安委員会が行うということになるわけでございます。主観的な要素が強いと言われるのですが、私どもはそのようにしておりません。

「集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由」ということでございますけれども、集团的、常習的というのはいろいろな資料に基づいて認定するということでございますし、それからこの客体といいますか、それを今度は「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」ということでしぼっておるわけでございます。暴力的不法行為につきましても、国家公安委員会規則で限定列挙をすることになっておるわけで、殺人罪、傷害罪、暴行罪などが挙げられるわけでございます。その他の罪でございますが、これも暴力団員が通常犯しやすいような犯罪行為を定めることにしておるわけでございます。たとえば賭博罪とか窃盗罪とか銃刀法とか覚せい剤取締法、麻薬法違反というようなものにこれまた限定列挙するということでございます。そういったことをするおそれがあると認められる相当の理由ということでございまして、この表現につきましては他の法律でも使われておるところでございます。

問題は、その認定、判断ということでございしますが、これは当該業者あるいは警備員につきまして、一定期間におきます前科、前歴あるいは罪種、罪質、その他暴力団との関係、いろいろな要素を勘案し、将来こういった暴力的不法行為その他の罪に当たるものを犯すおそれがあるかどうか、その可能性があるかどうかということをして社会通念上、客観的にかつ合理的に認めるかどうかということで判断するものでございまして、決して主観的なものではないわけでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 16 号』1982.4.23: 5）

1982 年 5 月 13 日、参議院地方行政委員会で山田譲委員から第 4 号について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり、「集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれのある組織」が暴力団の定義であり、それを援用したとしている。

第三条の四号では、これは暴力団に関する条項でございまして、これはなかなか法律上定義がむずかしくてあれでございましてけれども、実はすでに政令の段階では暴力団の定義がございまして、「集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれのある組織」、これが暴力団だということで、それを援用しまして欠格事項としましてここに入れたわけでございます。ただ、この条項について申し上げましても、

「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で」というだけではなくて、さらに「国家公安委員会規則で定めるもの」ということでしぼりをつけるつもりでございませぬ。

これはどういうことかと申し上げますと、やはり「暴力的不法行為」だけでは押しさえ切れませぬので、たとえば賭博をやるとかあるいは銃刀法違反の問題とか、いろいろ暴力団がやるおそれのあるような犯罪があるわけです。それを全部列挙するというのははむずかしいので「国家公安委員会規則で定める」ということにしておるわけですが、それを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者ということでございまして、この理由があるか否かにつきましては、都道府県公安委員会が最終的に判断をとらうんですか、そういう面の事実認定、事実確認をするということでございませぬ。

この点につきましては、特定の前科者と違ひまして、確かに明々白々でない面も率直に申し上げてあると思ふのでございませぬ。こういった点につきましては、当該申請者につきましていろいろ事情を聞き、いろいろな資料の提出を求めまして、それで警察既存の資料、そういったものを総合的に突き合わせまして慎重に行いたい、こう思つておるところでございませぬ。(『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第13号』1982.5.13: 3-4)

同日、第4号について、山田譲委員から「常習的」からは集団性が出てこないのではないかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり、個人が常習的に暴力的行為をやる、すり・万引きをやる場合もこの規定が適用されるとした。

暴力団の定義、意義でございませぬけれども、取り締まりの観点から実態に即して申し上げますと、主として市民の日常生活を脅かすような反社会的な集団である、その行動ないしは生態において、団体もしくは多数の威力を背景に集団的または常習的に暴力的不法行為を行う、あるいは行うおそれのある者であつて、それを生活資金獲得の手段としている組織団体と、こういうことにならうかと思ふわけでございませぬ。

おっしゃるとおり、「集団的に、又は常習的に」ということで、「常習的に」は集団性というあれが入っていないじゃないかということでございませぬけれども、こういった常習的に暴力的不法行為等を行う者につきましては、当然集団的に行うというような形にならうかと、こう思ふわけでございませぬけれども、そういった実情を踏まえて規定したということでございませぬ。

(中略)

四号は、いわゆる暴力団に係る条項であるわけでございませぬけれども、御指摘のように、全くの一人の場合、個人の場合ですけれども、ある特定の者が常習的に何回も何回も暴力的不法行為をやる、あるいはすり、万引きをやるという者が仮にいた

として、その者が警備業をやりたいと言った場合にはこの規定が適用されるということになろうかと思えます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 6)

1982 年 5 月 13 日、参議院地方行政委員会で伊藤郁男委員から第 4 号の趣旨について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長はつぎのとおり第 2 号では排除できないこともあるとしている。

私が申し上げたいのは、やはり特定の前科者ではカバーできない問題が出ておる。特定前科者に接着するその周辺部分があるわけでございます。それを何とか排除したいということでございます。そのことは先ほど御質問がありました三号でも同じことでございまして、これでは、警備業法あるいは職業安定法に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者という者で、こういった場合には罰金刑だけで終わってしまっている者が多いわけでございますね。そうすると、罰金刑だと、たとえば職業安定法四十四条の問題だとこれは二号では排除できないんですね。それをやっぱり三号で、「重大な不正行為」ということで排除したい。それから四号では、いわゆる暴力団の大親分の場合、みずからは何も刑事事件を起こさない、自分の配下の組員に悪いことをさせて、その上納金でこのうのうとしてやっている、その組長が警備業をやりたいと言った場合に、この条項を発動して排除したいということでございます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 22)

1982 年 5 月 13 日、参議院地方行政委員会で山田譲委員から第 6 号について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり、未成年であっても営業可能な者や成年者とみなされる者がいることからこのような規定を設けたとしている。

この第六号に言います「営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。」とは、未成年者の中で親権者または後見人から営業を営むことについて許可された者あるいは婚姻をして成年者とみなされた者以外の者を言うわけでございます。そういった者につきましては当然のことながら法律行為を行うのに法定代理人の同意を要し、独立して営業を営みたい者のために規定しておるということでございます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 6)

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で小川省吾委員から第 6 条の 3 の名義貸しの禁止を問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり、暴力団員が刑務所を出て間もなく親族の名義で警備業の届出をしている例もあるとして、その理由を説明している。

第六条の三には、「警備業者は、自己の名義をもつて、他人に警備業を営ませてはならない。」こう規定されておるところでございます。いわゆる警備業者の名義貸しを禁止する規定でございます。

この規定につきましては、警備業の要件につきまして整備することになり、そうなりますと、警備業の要件に該当しない者がどうしても警備業をやりたいということで、勢い他人名義で認定申請してくるということが考えられます。また、営業の停止処分を受けている者が引き続き営業したいというようなことで、同様のことが行われるおそれもあるわけでございます。そこで、この制度の実効を担保しようということで、現行法ではございません名義貸しの禁止の規定を入れることにしたいということでございます。

現に、暴力団員が刑務所を出て間もなく警備業をやりたいということで、自分の親族の名義で届け出をし、営業をやっているというような例もあるわけでございます。

(『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』 1982.4.22: 4)

1982 年 7 月 6 日、参議院地方行政委員会で佐藤三吾委員から名義貸し禁止について問われ、佐野国臣警察庁刑事局保安部防犯課長は同様の趣旨を答えている。

名義貸しの禁止につきましては、この規定は認定手続を得る義務や営業停止処分の脱法を図るような行為を当該行為者に名義を貸す者の面からも禁止し、制度の実効を担保しようとするものであります。したがって、暴力団員など認定を受けられない者に警備業を事実上営ませるため、他の者が認定を受けてその名義を貸すような行為などが典型的な例と考えられるわけでございます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会議録第 14 号』 1982.7.6: 10)

#### ◎まとめ（第 3 条（警備業の要件）他）

法第 3 条を「警備業者の欠格事由」から「警備業の要件」に変更したが、これは、改正後第 7 号（営業に当たり警備員指導教育責任者が選任される見込みがない場合）があるためである。

第 2 号で欠格期間を 3 年から 5 年に延伸した理由としては、前科者を意識的に雇用する警備業者も現にいることからそれを排除したい、また、5 年については、証券取引法の外務員、保険募集の取締に関する法律の生命保険募集人などの立法例を踏まえたとしている。

警備業者の欠格事由については、次の事由が追加されている。

従来の前科者の排除（第 2 号）だけでは対応できない者については、第 3 号で排除する。例えば、警備業法第 15 条の停止命令・廃止命令に違反し無認定営業を続ける場合や警備業務に関し窃盗、横領、殺人、傷害、職業安定法や労働者供給事業違反などを行った場合

である。

第4号は暴力団排除が目的であり、「集团的に、又は常習的に」国家公安委員会規則で定める暴力的不法行為等を行うおそれがある者を排除するものである。なお、5年の欠格期間は宅地建物取引業法や証券取引法などにも例があるとしている。

第6号は未成年であっても営業可能な者や成年者とみなされる者がいることから設けたものである。

第7号は営業の認定申請に当たり、警備員指導教育責任者が選任される見込みがない場合である。ただ、改正後第4条の2で、認定申請書の添付書類として、「選任する警備員指導教育責任者の指名及び住所」があるのに、あえて、第7号を設けていることから、国では指導教育責任者制度をかなり重要視しているものと考えられる。

名義貸しの禁止については、暴力団員等が親族等他人の名義で営業するなどを防ぐために設けるとしている。

なお、第3号及び第4号の「国家公安委員会規則で定めるもの」は、『警備業の要件に関する規則』（1983年1月10日 国家公安委員会規則第1号）に限定列挙されている。

今回の第3条の改正では、警備業者の欠格事由相当項目が、改正前の1項目から改正後には7項目に大幅に増加している。それだけ、暴力団に関係しているなど問題のある業者が多いことを示していると思われる。

## (2) 認定制

### ○法案

警備業の営業開始手続きを「届出制」から「認定制」に変更するものであり、改正前・改正後の当該条文は次のとおりである。

#### (改正前)

##### (警備業の届出)

第四条 警備業を営もうとする者は、総理府令で定めるところにより、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

- 一 氏名又は名称
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

#### (改正後)

##### (認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

（認定手続及び認定証）

第四条の二 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 営業所ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所
- 四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めたときは、総理府令で定めるところにより、その者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 認定証の有効期間（第四条の四第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。

5 （略）

（認定証の掲示義務）

第四条の三 （略）

（認定証の有効期間の更新）

第四条の四 警備業者は、認定証の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

2 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、認定証の有効期間を更新しなければならない。

3 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めたときは、総理府令で定めるところにより、その者に対し、認定証の有効期間を更新しない旨を通知しなければならない。

4 第四条の二第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替えるものとする。

5 認定証の有効期間が満了したときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第四条の五 公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと。
- 二 第三条各号（第七号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。

(廃止等の届出)

第六条 警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条の二第一項各号に掲げる事項若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定による警備業の廃止の届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

(認定証の返納等)

第六条の二 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

- 一 警備業を廃止したとき。
- 二 認定が取り消されたとき。
- 三 認定証の有効期間が満了したとき。
- 四 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2～3 (略)

○認定制の骨子

警備業を営もうとする者は第3条（警備業の要件）各号に該当しないことについて公安委員会の認定を受けなければならない（第4条）。公安委員会は第3条各号に該当しないと認定したときは、速やかに認定証を交付する（第4条の2第2項）。該当するときは、その旨を通知する（第4条の2第3項）。

認定証の有効期間は5年（第4条の2第4項）。認定証の有効期間の満了後も営業を継続する場合は、公安委員会に認定証の有効期間の更新を受ける（第4条の4第1項）。

○国会審議

1982年4月22日の衆議院地方行政委員会において小川省吾委員から届出制から認定制に変更した理由について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、次のとおり、警備業者の欠格事由等を増やしたことで都道府県公安委員会の確認・調査に時間がかかるため、警備業の要件を営業開始前にチェックする認定制に変更した、としている。

最近残念なことに、悪質業者等によります不適正事例が多発しております。それに対処するために、警備業を営む者の要件を整備することにしました。その場合に、現行法では、欠格事由につきましては特定の前科者だけでございましたが、整備に伴いまして項目がふえたわけでございます。そういうことで、これらの欠格事由を含めた要件につきましての確認に都道府県公安委員会の判断を要する、またその調査等にある程度の時間がかかるわけでございます。そこで、現行法のように届け出制のままでございますと、営業開始後相当の期間を経過した後に要件を満たさないことが判明する場合が増加するということが予想されるわけでございます。

そうなりますと、業者はもとよりでありますけれども、ユーザーの方々に対しましてもいろんな意味の損害だとかあるいは不安を与えるということになりますし、また不適格業者が、警備業の要件を充足していないにもかかわらずある程度の期間営業するということになって、これを排除するという目的も十分達成できないということになるわけでございます。そういう意味におきまして、この警備業の要件につきまして、営業開始前に都道府県公安委員会でチェックいたしまして、その結果を警備業を営もうとする者に知らせめることのできる制度といたしまして、今回の改正で認定制を採用することにいたしたいということでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 2）

また、同日、認定制と許可制の違いについて、小川省吾委員から問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、届出制と認定制は本質的に同じで営業の自由を前提に不適格者の審査について事後審査か事前審査の違いであるとした上で、許可制は一般的に禁止され、特定の能力・資力・信用力の前提に禁止を解除するもので、罰則でも許可制は重いなど、認定制と許可制は異なるとしている。

認定制と届け出制とは本質的には同じでございます。つまり、営業の自由を前提にいたしまして特定の不適格者を排除するということでございます。ただ不適格者の審査につきまして、現行法では営業後、すなわち事後に審査するということでございます。それに対しまして認定制というのは、営業開始前に事前審査をするということになっておるわけでございます。

これに対しまして許可制でございますが、当該事業が一般的に禁止されまして、特定の者の能力あるいは資力、信用あることを前提にいたしまして、その一般的な禁止を解除するというものでございます。その許可要件の存否などにつきましては行政庁の判断によるわけでございますが、一定の裁量が認められ、その上に立って許可処分が行われるということになるわけでございます。

また、罰則の関係でございますが、認定制につきましてはその欠格事由、今回の改

正法案では警備業の要件でございますが、その存否の判断のために、とりあえずすべての者に都道府県公安委員会に認定申請させるという認定手続を踏まさせることにしております。この認定手続に従わない者に対しましては、軽い罰金刑で臨むということになっておるわけでございます。しかしながら、現に警備業の要件に該当しない者、こういった者が警備業を営んでいる場合については廃止命令を出す。さらに、これをも無視して営業を継続するというような者につきましては、一段と厳しい罰則をもって臨むということにしておるわけでございます。

これに対しまして無許可営業の場合でございますが、先ほど申し上げましたように一般的に禁止は書いており、特定の者についてその禁止を解除し許可するという制度の趣旨にかんがみまして、無許可営業者に対しましては、その事柄の性質上直ちに重い罰則がかけられるということになっておるわけでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 2）

1982 年 5 月 13 日、参議院地方行政委員会で山田譲委員から認定制の内容やその法律の意味を問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、行政法学上の確認行為と考えられるとしている。

今回の改正法案では、現行法の届け出制から認定制へ移行したいということでございます。

そこで、現行法の届け出制と申し上げますのは、御案内のとおり、警備業法では警備業者の欠格事由については実質的な項目として一項目あるわけでございます。すなわち、特定の前科者についての規定でございます。この欠格事由に該当するか否かの審査手続でございますが、現行法の届け出制では、警備業を営もうとする者は、極端なことを言いまして、営業開始の前日までに都道府県公安委員会に届け出をするわけでございます。それで、その届け出が終わりますと翌日からでも、どなたでも警備業を営むことができるというような仕組みになっております。都道府県公安委員会は、その届け出を受理いたしますと早速、欠格事由に該当するか否かにつきまして調査をいたします。通常の場合はほとんど、該当しないということでそのままになるわけでございます。ただ、まれに欠格事由に該当する、すなわち特定の前科者であるということがわかりますと、この業者に対しまして廃止命令を出しまして、警備業の営業を廃止させるというようなシステムになっておるわけでございます。

ところが、今回の改正法の改正項目の主なものといまして、この特定の前科者に関する欠格事由だけでは不十分である、不適格業者を排除することが十分でないというようなことで、欠格事由の整備を図ることにいたしましたわけでございますが、そうなりますと、やはり都道府県公安委員会としてその欠格事由に該当するかどうか

かの審査に非常に時間がかかるというようなこともございますし、営業を開始してからその後に欠格事由に該当するというところで廃止するということになりまして、当該業者はもとよりでございますが、ユーザーの方々にとっても不利益になるというようにいろんなことがございまして、この点につきまして、今回、認定制というものをお願いしておるわけでございます。

認定制と申しますのは、警備業を営もうとする者が、その欠格事由に該当するかどうかということが中心でございますが、そういった審査をしてもらうという意味であらかじめ都道府県公安委員会に申請をするわけでございます。それを受けまして都道府県公安委員会が審査を行います。その結果、大部分の申請者につきましては欠格事由に該当しないと思えますけれども、認定証を交付をします。それを受けますとその者が警備業を行うことができるというようなたてまえになっておるわけでございます。そのことによりまして現行の届け出制の持ついろいろな問題点というものが排除できると、こういうことでございます。

以上のような届け出制と認定制との違いでございまして、これをまとめて申し上げますと、結局、警備業につきましては営業の自由というものを前提にしておるわけでございます。どなたでも警備業を営んでもらって結構ですと、こういうことでございますが、特定の前科者などにつきましてはこれはやはり排除せざるを得ない。その排除の仕方につきまして、現行法の届け出制では事後審査になる、それを今度の改正法案では事前審査にする。あらかじめ審査してそして認定証を交付してやるということでございまして、この警備業法の考え方というものは今回の届け出制から認定制への移行に伴って何ら変わるところはない、たまたま手続上の違いだけであるということでございます。

そこで、認定というのは法律的性格はどうだという御指摘でございますが、これは行政法学上のやはり確認行為と考えられるわけでございます。この警備業法に言う認定制で申し上げますと、ただいま申し上げましたように、認定申請者が警備業の要件を満たしているか否かを確認する行為である、こういうことでございます。

次に、それでは許可制と届け出制ないし認定制との違いいかんということになろうかと思えます。

許可制につきましては、御案内のとおり、こういった業法につきまして申し上げますと、当該事業につきましては一般的に禁止をしておるということでございますが、そして特定の資格、能力、信用のある者に対しまして、行政官庁がその禁止を解除して許可する、それで初めてその事業というか営業を行うことができるということになっておるわけでございます。そういう面で許可要件というものが非常に厳しく定められておりますとともに、その要件の存否などにつきましては一定の裁量が認められる、まあ行政庁の判断に基づくものとなっておるわけでございます。そういう許可制の場合には、当然のことながら許可を受けないで営業をした者に対しまし

ては、一般的な禁止行為、禁止に違反するという事で重い罰則が直ちにかけておられるというような形になっておるわけでございます。それに対しまして、届け出制あるいは認定制というのは、あくまでも営業の自由を前提としながら一定の欠格者を排除する、いわば個別的禁止というのですか、個別的な排除というような形になるわけでございます。

そういうことで、無届け営業あるいは改正法案の無認定営業者に対しまして、欠格事由が該当するにもかかわらず依然として営業している者に対する罰則の問題でございしますが、無許可営業のように、直ちに重い罰則を適用するというのではなくて、廃止命令を出しまして、それに従わないで依然として営業を続けておるといった場合に、廃止命令に従わなかったということで初めて罰則が適用されるというようなことになっておるわけでございます。そういった罰則のあり方につきましても、やはり許可制と認定制、あるいは届け出制との法律的な性格の違いが出ておるわけでございます。（『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 2）

さらに、山田譲委員から、確認行為であって、それ以外の判断は一切入らないのかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は警備業の要件に該当するか否かの確認を行うだけだとしている。

警備業の要件につきましても、第三条で一号から八号まで列挙されておるわけでございます。これらのいわゆる欠格事由を中心とする警備業の要件でございしますが、この列挙しておる事項に認定申請者が該当するか否かという事実の認定を都道府県公安委員会が行うと、それだけでございまして、先生のおっしゃる、いわゆる許可制の場合の一定の資力とか信用とか、若干羈束裁量的な判断というものにつきましても、この一号から八号をごらんになってもおわかりになりますように、いわゆる欠格事由を中心に掲げておるということで、その事実というんですか、ここに列挙されております警備業の要件に該当するか否かの確認ですか、を行うということでございます。（『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 3）

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で松本幸男委員から認定の方法について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり、都道府県公安委員会で前科照会や警察の既存資料・調査で総合的かつ慎重に判断するとしている。

警備業の要件に関する都道府県公安委員会の認定の方法でございしますが、各都道府県公安委員会は、認定申請があった場合には前科照会をもとよりでございしますが、警察の既存の資料あるいはいろいろな調査をいたしまして総合的かつ慎重に判断し、その存否につきまして認定をしていかなければならない、こう思います。（『第 96 回

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で青山丘委員から認定証の有効期間を 5 年とした理由等について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり、立入調査等で警備業の要件を把握するが、必ずしも十分でない場合があり、5 年毎に警備業の要件をチェックすることとしたとしている。

一度認定を受けた者でありましても、時間の経過に伴いまして警備業の要件を満たさなくなるということが考えられるわけでございます。その把握につきましては、当然のことながら立ち入り、その他の調査によって行うわけでございますが、必ずしも十分でないということがあります。そこで、五年ごとに警備業の要件についてチェックするというので、認定証の有効期間を五年と定めることにしたわけでございます。許可制の場合の更新期間でございますが、大体三年から五年というようなことで決められておるわけでございます。そういった他の立法例をも参酌しまして、こういう制度を設けたということでございます。

それから、更新の審査でございますが、認定申請時の場合と同様でございます、必要な書類の添付、関係機関への照会、あるいは警察の既存資料等によって慎重に行うこととしておるところでございます。(『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 15)

### ◎まとめ（認定制）

第 3 条で暴力団関係者等を排除する等の目的で欠格事由を増やしたため、公安委員会での審査に時間がかかることが想定され、従来の事後審査（届出制）では警備業の要件に抵触する場合でも営業可能な期間が生じるおそれがあることから事前審査（認定制）に変更した。認定は行政法上の確認行為である。

認定申請書には、営業所ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名・住所を添付する（第 4 条の 2 第 1 項第 3 号）。認定証の有効期間は 5 年である（第 4 条の 2 第 4 項）。

届出制・認定制は営業の自由を前提として、特定の前科者等を審査で排除するものである。許可制は一般的に禁止し、特定の資格、能力、信用のある者に対し禁止を解除するもので、一定の裁量が認められる。また、罰則では、許可制は無許可営業では直ちに重い罰則となるが、届出制・認定制では廃止命令を出して、それに従わない場合に罰則を適用することになっている。

公安委員会の認定は、前科照会や警察の既存資料・調査を踏まえて総合的慎重に判断することとなる。

### (3) 警備員の欠格事由

○法案

警備員の欠格事由と警備業者の欠格事由を同じにしているのは変わらない。改正前と改正後の条文を次に示す。

(改正前)

(警備員の制限)

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号<sup>38</sup>に該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

(改正後)

第三章 警備業務実施上の義務

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号から第五号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

○国会審議

1982年4月22日、衆議院地方行政委員会で大橋敏雄委員から、第3条第3号で警備業者の5年はやむを得ないにしても警備員の5年は短くすべきではないかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、次のとおり前科者の社会復帰を妨げるものではないが、警備業務の重要性と最近の不祥事案の多発状況からやむを得ない制限であるとしている。

この二号に言う五年の期間をもう少し短くしたらどうかという御指摘でございますが、先ほど来お答え申し上げますように、警備業務の持つ重要性とそれから最近の警備員の不祥事案の多発状況にかんがみまして、今回警備業者の要件、警備員の制限を図ろうとするものでございます。この場合、営業の主体になります業者についての要件もさることながら、やはり雇われる立場の警備員個々につきましても、被雇用者とはいいいながら、現実に警備業務に従事するのは警備員の方々なわけでございます。その警備員の質の良否というのですか、これが国民の方々あるいはユーザーの方々にとって影響がより大きいところから五年ということにしたものでございまして、決して私ども、いわゆる前科者の社会復帰をことさらに妨げるものではないということでございます。あくまでも警備業務の性格にかんがみ、やむを得ずこういった警備員の制限を付したということでございます。(『第96回国会衆議

---

<sup>38</sup> 改正前第3条第1号の規定に該当する者とは、「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者」である。

◎まとめ（警備員の欠格事由）

警備員の欠格事由は 18 歳未満または警備業の要件の第 1 号から第 5 号までと同じである。

(4) 検定制の新設等

○法案

第 11 条第 1 項で警備業務に関する知識・能力の向上の努力義務を新たに課すとともに、第 11 条の 2 で「できる」規定により検定制が新設されている。改正前後の条文を示す。

(改正前)

(教育等)

第十一条 警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

(改正後)

第四章 教育等

(教育等)

第十一条 警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行うようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

2 警備業者は、その警備員に対し、警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか、総理府令で定めるところにより教育を行うとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

(検定)

第十一条の二 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、国家公安委員会規則で定めるところにより、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行うことができる。

○国会審議

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で大橋敏雄委員から検定の趣旨について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は警備業務で専門的、技術的な知識・能力が要求されていることから、警備業務実施の適正を図るため、知識及び能力の向上の努力義務を課した上に、さらに積極的に知識及び能力の向上を図る制度として検定制を取り入れたもの

としている。

まず検定の趣旨についてでございますが、先ほど来からお答え申し上げておりますように、警備業が急速に発展をしておる、しかもその業務範囲が複雑多岐になってきておるということでございます。そのために、業務の適否が社会に及ぼす影響がきわめて大きくなっており、専門的、技術的な知識、能力がますます要求されることになっておるわけでございます。そういうような情勢下におきまして、警備業務実施の適正を図るためには、何よりも警備員の知識及び能力を向上させ、しかも維持させることが必要だということでございます。そこで、現行法でも、この警備業者に警備員の教育義務というものを課しておるわけでございますけれども、さらに知識及び能力の向上の努力義務というものを課した上に、さらに積極的に知識及び能力向上を図る制度といたしまして検定制度を取り入れたものでございます。

体制でございますけれども、この検定は、十二万余のすべての警備員に対して一挙に行うものではございません。ただいま申し上げましたような検定制度の趣旨にかんがみまして最も必要だ、緊急度が高いというものから行いたい、こう思っておるわけでございますし、検定を行う体制そのものの整備につきましても受検者の状況などに応じまして順次考えてまいりたい、こう思っておるわけでございます。（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第15号』1982.4.22: 10-11）

1982年5月13日、参議院地方行政委員会で山田譲委員から検定制度の内容について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、交通誘導業務、原子力関係の警備業務、危険物輸送警備業務と、やや特殊専門的な警備業務に係る検定について実施してみたいとしている。

今回の改正法案で検定制度を採用することについてお願いしておるところでございますが、御案内のとおり、警備業務というのは、最近の社会的な実情を反映しまして、非常に警備業務が多岐にわたってきております。その業務範囲というのが、たとえば空港、あるいは原子力関連施設だとか、あるいは金融機関の施設警備というようなものにまで広がりつつあるということでございます。そういうようなことで、その警備業務の適否というものが社会に及ぼす影響というものがきわめて大きくなってきておりますし、それとともに、専門的、技術的な知識及び能力がますます要求されてきておるわけでございます。そういう面で、警備業務の実施の適正を図るためにはどうしても警備員の知識及び能力を向上させる、これを維持させるということが必要でございます。そういうことで今回警備業者に対しまして警備員の教育義務を、いままでも課しておったわけでございますけれども、知識及び能力の向上の努力義務を課しますとともに、さらに進めて、警備員の知識及び能力の向上を図

る制度といたしまして検定制度を取り入れたものでございます。

この検定の効果ということでございますが、いま申し上げましたように、警備員の知識及び能力を向上維持させる、そのことによって警備業務の実施の適正化を図ろうということございまして、逆にその検定合格者でなければ特定の仕事はできないというような、いわゆる就業制限を伴うような法律効果というものは考えていないところでございます。しかしながら、やっぱり検定に合格した者が一定水準以上の知識及び能力を有するというを法的に認められたというようなことで、恐らく会社の内外におきます評価というんですか、あるいは処遇ですね、こういった面につきましてもおのずから異なることになると思いますし、検定に合格した警備員にとりましてはやはり誇りというんですか、一層の自主的な研さんというものが期待されるところでございます。

そういう検定のねらいがあるわけございまして、当面どうするのかということございまして、この点につきましては、現在のところは交通誘導業務、それから原子力関係の警備業務、それから危険物輸送警備業務と、こういったやや特殊専門的な警備業務、これに係る検定について実施してみたいと、こう思っておるわけでございます。

この関係につきましては、当然のことながら関係機関あるいは団体、そういった方々の協力を得ながらやってみたいと、こう思っておる次第でございます。（『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 7-8）

同日、大坪健一郎委員から検定の対象業務について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は当面、交通誘導業務、機械警備業務、危険物の運搬業務などが考えられるとしている。

警備業務の適正な実施を図るためにいろいろな改正事項をお願いしておるところでございますが、その一つといたしまして、検定制度をお願いすることにしておるわけでございます。

これは、最近警備業務が非常に複雑多岐になってきている、社会のいろんな分野にまで警備員の活躍する場面が多くなってきたということでございます。それに伴いまして、やはり警備業務で専門的な知識と能力というものが要求されるわけでございます。そこで、この検定制度を採用いたしまして、警備員の知識、能力の向上を図ろう、その結果警備業務の適正な実施を図ってまいりたいと、こう思っておるところでございます。当面、検定の対象業務といたしましては、交通誘導業務、それから機械警備業務、危険物の運搬業務などが考えられるわけでございます。

（『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 12-13）

1982年7月6日、参議院地方行政員会で神谷信之助委員から検定の対象業務について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、緊急度の高い業種として交通誘導業務、危険物輸送業務、機械警備業務の3業務について考えているとしている。

当面緊急度の強いものという業種でございますけれども、交通誘導業務それから危険物搬送業務ですね。それで、原子力というのは特殊専門的な分野ということでちょっと答弁申し上げましたけれども、危険物輸送業務という形でとらえております。それから第三が機械警備業務ですか。大体三業種というかこの三つの分野についていま考えておるといふことでございます。(『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第14号』1982.7.6:14)

同日、神谷信之助委員から再質問で原子力関係は原子力発電所の警備ではないという意味かと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、核燃料物質等の危険物輸送業務であり、原子力施設警備は考えていないとしている。

その点、私のさきの答弁がやや正確を欠いたと思えますけれども、危険物輸送業務ということございまして、その中には原子力関係のいわゆる核燃料物質等のものも含まれるということございまして、原子力施設警備ということはいまのところ考えていないということでございます。(『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第14号』1982.7.6:14)

1982年7月6日、参議院地方行政員会で佐藤三吾委員から検定を受けなければ警備員ができないというものではないと理解していいかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、就業制限は考えていないとしている。

そのとおりでございまして、全業種について検定制度を実施するということは考えておりませんし、また、おっしゃるように、検定に合格した者でなければ警備業務に従事できないといういわゆる就業制限ですね、こういうことは毛頭考えておりません。(『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第14号』1982.7.6:9)

佐藤三吾委員からなぜ検定制度が必要なのかと再度問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、次のとおり、専門的、技術的な知識・能力を要求される分野においてレベルに達している者に合格証を渡すことで警備員のレベルアップにつながるのではないかとしている。

先ほどからお答えしておることに尽きるわけでございますけれども、警備業務が

多岐にわたってきて、そのうち、たとえばでございますけれども、機械警備業務だとか、あるいは危険物輸送業務とか、あるいは交通誘導業務のように専門的、技術的な知識、能力を要求されるというものもあるわけでございます。そういったものにつきましては、それに従事する警備員のやはりある程度の質を確保しなきゃならぬ、こういうことでございます。

その質の確保というか、レベルアップといいますか、そういった点につきましてはいろいろな方法があると思います。その一つは、指導教育責任者制度というものもあるかと思いますが、それとともに検定制度を導入したいということもございます。これはある程度のレベルをセットしておきまして、そしてそのレベルに達したかどうかというものを判断して、そのレベルに達しているという者につきましては合格者証を渡すと、こういうことでございます。そのことによってその業務に従事する警備員の全体のレベルアップにもなるのではないかと、こういうことでございます。

もとより、先ほど申し上げましたように就業制限とか、その法的効果というものは全く考えていないわけでございますけれども、副次的な問題かもしれませんけれども、この検定に合格した者につきましては、まあ一定の水準以上の知識、技能というものを有するということが公的に認められたということになるわけでございます。そういうようなことから会社の内部あるいは外部における評価、処遇というものもおのずから異なってくるのじゃないかなと、こういうことでございます。また、その当該警備員にとりましても、誇りというのですか、一層自主研さんするというふうな形になると思います。それから、まだ検定を受けていないという警備員にとりましても、能力向上に関して自主的な努力というものが期待されるのではないかと、こういうことでございます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 14 号』1982.7.6: 9)

さらに、佐藤三吾委員から検定方法について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、学科と実技のテストであるとしている。

都道府県公安委員会がこういった検定をしますということで、学科あるいは実務というんですか、そういうものを行いまして、テストを行いましてそれにパスした者に対して検定を合格したと、合格者証を渡すというような形になるわけでございます。

(中略)

検定のやり方でございますけれども、学科については簡単なペーパーテストということと、それから実技のテストというようなことでございます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 14 号』1982.7.6: 10)

1982 年 7 月 6 日、伊藤郁男委員から警備員の質的向上について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、指導教育責任者制度とともに検定制度を考えたとした上で、検定に

については、次のとおり、全警備員対象の検定は考えておらず、緊急度、必要度の高い3分野についての実施を考えているとしている。

検定制度のねらいとするところは、近代的な、技術的な、専門的な、そういった警備分野での警備員のレベルアップをさせ、それによって警備業が適正に執行されることを担保したい、こういうことをございます。そういうことで十二万四千余人の警備員全体について検定を受けなさいというような指導をやるつもりは毛頭ありませんし、全業種について検定項目をセットして、設定してやるというようなことを全然考えていないわけをございます。当面、緊急度、必要度の高い三つの分野について、やるとすればこの三つかなというふうなことをございます。その場合であっても直ちに云々ということは考えられないと思います。相当の準備が必要ではないか、こう思っておる次第をございます。(『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第14号』1982.7.6: 23)

また、同日、伊藤郁男委員から「検定を行うことができる」の意味について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、都道府県公安委員会が検定を行う権限を有しており、そのやり方は裁量に任されているとしている。

この十一条の二の「検定を行うことができる。」というあれをございますけれども、このことによって都道府県公安委員会が検定を行う権限を有するという意味をございます。したがって、その検定をして、合格者に対して合格者証を出すとか、そういった意味の法的効果があるわけをございます。

ただ、「検定を行うことができる。」ということで、しなければならないというのとは違うわけをございまして、ある程度都道府県公安委員会にその検定のやり方、時期等につきましては裁量的な、裁量に任せられているということをございます。(『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第14号』1982.7.6: 23)

1982年4月22日、衆議院地方行政員会で田島衛委員から第11条の警備員の教育について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、次のとおり、教育内容の整備とともに教育時間を増やすとしている。

警備員に対する教育をございますが、現行法の十一条では教育の義務を課しておるわけをございます。その内容、時間をございますが、教育事項といたしましては、先ほど来からお話が出ております警備業務実施の基本原則あるいは法令に関する知識、事故発生における措置に関すること、護身用具の取り扱い、その他警備業務の適正実施に必要な事項というようなことをございます。それから教育時間をございますが、

新たに警備業務に従事しようという者につきましては、警備業務に従事する以前に二十時間以上、現に警備業務に従事している警備員にありましては一年間に十時間以上を行うべきこととされておるわけでございます。以上が現行法でございますが、今回の法改正の趣旨にかんがみまして、この内容、時間等につきましても見直しを行って充実強化を図りたい、こう思っております。

教育事項につきましては、基本的な警戒予防措置とかあるいは各種警備業務ごとの特殊性に応じた措置などにつきまして教育内容の整備を図ることとしておりますし、教育時間につきましては、事前教育時間二十時間を三十時間程度に、年間教育時間を十時間を十五時間程度にふやすことを考えております。(『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 24)

#### ◎まとめ（検定制の新設等）

警備業において専門的・技術的な知識・能力が要求されるようになり、当面、緊急度・必要度の高い3分野（機械警備業務、危険物輸送業務、交通誘導業務）について検定制を導入し（第11条の2）、警備員のレベルアップ等を期待している。

検定方法は学科及び実技で合格証を交付することを考えているが、検定のやり方や時期等についてはある程度都道府県公安委員会の裁量に任される。ただ、合格しなければ従事できないという就業制限は考えていない。

なお、第11条（教育等）では警備業務に関する知識・能力の向上の努力義務が追加され、教育内容の整備とともに教育時間の増加が計画されている。

#### (5) 警備員指導教育責任者制度の新設

##### ○法案

新設された警備員指導教育責任者制度の条文は次のとおりである。

##### （警備員指導教育責任者等）

第十一条の三 警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く。）ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で総理府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、  
（略）

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警備員指導教育責任者資格者証を交付する。

- 一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務について行う警備員指導教育責任者講習を受け、その課程を修了した者
- 二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関

- する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 3 前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。
    - 一 未成年者
    - 二 第三条第一号から第五号までのいずれかに掲げる者
    - 三 次項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者
  - 4 公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。
    - 一 第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
    - 二 偽りその他不正の手段により警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けたとき。
    - 三 この法律、この法律に基づく命令又は第十条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その情状が警備員指導教育責任者として不相当であると認められるとき。
  - 5 公安委員会は、総理府令で定める者に、警備員指導教育責任者講習の実施を委託することができる。

#### ○警備員指導教育責任者制度の骨子

営業所ごとに、計画に基づき警備員を指導・教育する警備員指導教育責任者を選任する（第11条の3第1項）。

警備員指導教育責任者は、講習を修了した者か、同等の知識・能力を有する者から選任する（第11条の3第2項）。

#### ○国会審議

1982年4月22日、衆議院地方行政委員会で小川省吾委員から警備員指導教育責任者講習はまだ行われていないと思うがどうかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長はまだ行われていないが、全国規模の教育担当者の研修は業界の方で実施している旨回答している。

警備員指導教育責任者講習につきましては、この指導教育責任者制度が今回の改正法案で新設されることになり、そのための講習でございますので、現行法では法律に基づくこの種講習が行われていないということは先生御指摘のとおりでございます。しかしながら業界の方では、こういった教育担当者の業務の重要性にかんがみまして、すでに各種の講習が行われております。全国規模について申し上げますと、社団法人全国警備業協会主催の研修会でございますが、毎年開催されておるところ

でございます。一回約三百名程度でございまして、年三回、合計いたしまして九百名が二日間にわたってこの研修を受けておるといふことで、成果が着々上がっておるところでございます。

なお、これ以外に全国規模としましては、社団法人全国ビルメンテナンス協会がございまして、御案内のとおり、ビルメンテナンス業者が警備業をもあわせて経営しておるといふものが多いわけでございます、そのビルメンテナンス業者の業界団体といたしまして全国ビルメンテナンス協会がございまして、ここでもその必要性を認めまして、昨年同じような規模の講習を行っておるところでございます。

また、地方におきましても都道府県単位あるいはブロック単位で、それぞれの実情に応じましてこの全国警備業協会主催によります講習会が開催されておるところでございます。東京都の例をとってみますと、東京都警備業協会主催で一回約六十名規模でございますが、年二回、合計約百二十名の教育担当者の一日講習を実施しておるといふことでございます。

(中略)

今回の改正法で行います警備員指導教育責任者講習のカリキュラム、講習内容につきましては、現在次のようなものを予定しておるところでございます。

まず、警備員に対します実務教育の概要、それからその教育の内容あるいは指導の方法、それから教育計画、その他必要な書類に関する事、また教育及び指導の管理に関する事、こういったものがあるわけでございます。そしてこの講習につきましては、警察庁の示す基準あるいは指導によりまして、各都道府県公安委員会ごとに行うということになっております。講習時間といたしましては、一応五十時間を予定しておるところでございます。(『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録 第 15 号』1982.4.22: 2-3)

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で大橋敏雄委員から警備員指導教育責任者講習の内容と委託先(第 11 条の 3 第 5 項)について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は講習の内容としては、実務教育の概要、教育の内容、指導方法、教育計画、教育指導の管理などが挙げられるもので、講習の開催については原則的に都道府県公安委員会が行い、近い将来委託することは考えていないとしている。

今回新たに設けます警備員指導教育責任者に対する講習でございますが、具体的には総理府令で定めることになっておるわけでございます。

その内容でございますが、警備員に対する実務教育の概要だとか、あるいは教育の内容とか、指導の方法とか、教育計画その他必要な書類に関する事、ただし教育指導の管理に関する事、そういうようなものが挙げられるわけでございます。

この講習でございますが、各都道府県公安委員会がそれぞれ実施するということ

ございます。期間としては、おおむね一週間程度を考えておるということでございます。講師につきましては、警察の職員は当然でございますが、部外の専門家の方、有識者の方をお願いいたしましてやりたい、こう思っておるわけでございます。警備業務がどんどん多岐にわたっておりますし、専門的知識が必要でございますので、関係団体はもとよりでございますけれども、いろいろな方々の御協力をいただきたい、こう思っておるわけでございます。何と云っても、この指導教育責任者というものが警備員の教育の中核になるわけでございます。この方たちがしっかりした能力、知識、人格、識見、これが必要でございますので、この講習については私どもとしてはもっと力を入れて運用してまいりたい、こう思っておるわけでございます。

そういう面におきまして、確かに法文上はこの講習を他の者に委託することができるという規定を入れておりますけれども、これは原則的に都道府県公安委員会が行うということでございまして、現段階では近い将来委託する云々ということは考えていない。都道府県公安委員会みずからの責任でやりたい、こう思っております。

(『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』 1982.4.22: 10)

1982 年 4 月 23 日、衆議院地方行政委員会で寺前巖委員から指導教育責任者講習の委託をめぐって警察庁と厚生労働省との間で一定の合意ができていたとの報道があったかどうかと問われ、花輪隆昭厚生省環境衛生局企画課長は次のとおり、公益法人に委託したらどうかとの合意を得ている旨答えている。

先生御指摘の警備業法の改正案、第十一条の三第五項におきまして「指導教育責任者講習の実施を委託することができる。」という規定が入っております。新しい規定でございますので、その実施方法等につきまして、警察庁と私どもの方でいろいろと御相談をいたしたわけでございます。

先生御案内のことだと思っておりますが、これは委託でございますから、委託する場合は公益性のある団体を選ぶということに当然なるわけでございまして、現在そういう観点で言いますと、全国警備業協会というのが社団法人にございます。それから、私ども厚生省の所管している団体に全国ビルメンテナンス協会、これは社団法人でございますが、ございまして、ビルメンテナンス協会も企業数で申しますと、警備業を実施しているものは千二百余ございます。従業員で約四万というふうなことになるようになっておまして、かなりのウエートがあるわけでございます。こういう実態を踏まえまして、今後実施を委託する場合におきましては、こういうふうな両団体を中心に統一のある団体をつくりまして、その公益団体に委託をしたらどうか、こういうことでこどもも相談いたしまして、そういうふうな合意を得ているところでございます。(『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 16 号』 1982.4.23: 7)

この答弁に対し、寺前巖委員から4月22日の警察庁の答弁と食い違うのではないかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、講習は公安委員会が実施するが、全国警備業協会及び全国ビルメンテナンス協会から委託を引き受けたいという強い要望があったことから、厚生省と話し合い、仮に委託する場合、委託先としては公益法人がふさわしいだろうとなっていると答弁している。

この講習につきましては、指導教育責任者の持つ役割りの重要性にかんがみ、都道府県公安委員会が直接実施するというところでございます。近い将来どうか、それについてもそのとおりということでございます。その点は現在も変わらないということでございます。

それから、厚生省との話し合いにつきましては、ただいま厚生省からお答え申し上げたところでございます。そこに食い違いがあるではないかという御指摘でございますが、この委託先につきましては、実は全国警備業協会及び全国ビルメンテナンス協会から、将来委託する場合にはぜひうちの協会で引き受けたいという強い要望があったことは事実でございます。そういった点でいろいろと厚生省とも話し合いをしたわけでございますが、冒頭お答え申し上げたとおり、現時点、当面と申しますか、まずその必要性はないと思います。都道府県公安委員会が直接実施すべきであるし、また実施することができるということでございます。

仮に委託する必要がある場合にはということになりますと、何か公益法人がふさわしいだろうということになるわけでございます。その場合に、現在全国警備業協会、全国ビルメンテナンス協会という業界団体としての全国組織があるわけでございますが、それ以外にも関連業界あるいは都道府県単位の業界団体がないわけではないのでございますし、また業界団体だけではなく、やはり関係団体の御協力もいただかなければならないというような点をも含めまして、両協会が中心になった公益法人、これが設立された場合、もし委託する必要があるとすれば、そういった団体に委託することになろうということでございます。

何回も繰り返すようでございますが、この講習の重要性にかんがみ、各都道府県公安委員会が直接実施するというところでございます。（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第16号』1982.4.23:8）

1982年5月13日、参議院地方行政員会で山田譲委員から第11条の3第2項で「同等以上の知識及び能力を有すると認める者」とあるが、だれが認めるのか、認める基準はあるのかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長はあくまでも第1号が大原則で、第2号は、例外的補完的な運用として、例えば、警備業務に関し管理的地位に10年以上いた者を認定したいとしている。

第十一条の三の第二項第二号でございます。この同等以上の知識及び能力を有すると認めるかどうかということでございますけれども、これは都道府県公安委員会がその判断を行います。具体的には、国家公安委員会規則で定めるところによりまして行うということになるわけでございますが、警備業務の適正な実施に関する知識、指導及び教育を含めた管理経験等を考慮した基準を定めることにいたしております。たとえば警備業務に関しまして管理的地位に一定期間あった者などがこれに当たるということでございます。

(中略)

具体的には恐らく、警備業務に関し管理的地位にたとえば十年以上ついていた者というふうなきちんとした形の規定になろうかと思えます。これはあくまでも二号は一号を補完する問題でございます。一号で、各都道府県公安委員会が講習を実施いたします。そして、その課程を修了しましてテストをやって、それにパスしたといった者に資格者証を与える、これが大原則でございます。

これで運用してまいりたいと、こう思っておるわけでございますが、いま申し上げましたように、ある業者で管理的地位について十年なら十年以上継続してやっておったという場合につきましては、講習を経ずして同等以上の知識、能力があると、こういうふう認定しまして、この指導教育責任者たる資格は有するようになりたいということでございます。あくまでも例外的、補完的な運用で、しかも慎重に実施してまいりたいとこう思っております。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録 第 13 号』1982.5.13: 8)

1982 年 7 月 6 日、参議院地方行政委員会で佐藤三吾委員から指導教育責任者制度について警察官の天下りの確保に狙いがあるのではないかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり否定している。

警察官天下り云々ということは全然あり得ません。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録 第 14 号』1982.7.6: 8)

佐藤三吾委員から再度、警察官の天下りになることはありえないのかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、天下り先を見つけるための制度ではないが、一般論として第二の職場として民間で活躍することはありうるとしている。

いわゆる警察官の天下り先を見つけるというんですか、そのための制度ではないかと、そういった先生の御質問の趣旨ととりまして、そういうことは全くあり得ませんということをお願いいたします。ただ一般に、公務員が第二の職場として、在職中の経験、知識を生かして民間の分野で活躍されることはあり得るわけでござ

ざいます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 14 号』1982.7.6: 9)

1982 年 5 月 13 日、参議院地方行政委員会で神谷信之助委員から教育をするためには最低賃金の保障がなされないと指導教育責任者の講習と各企業の教育が実効性を持たないのではとの質問に対し、谷口守正警察庁刑事局保安部長から指導教育責任者制度は業界の要望であり、社内教育については業者で対応していると思っているとしている。

実は、その指導教育責任者制度につきましては、業界の方からやはり必要があるということで強く陳情というんですか、要望があった制度でございます。それだけに指導教育責任者に対する講習について、そういったそれなりの講習を受ける者に対する措置というんですか、講じられている措置、それからその指導教育責任者が中心になって行います社内教育の必要性というものを認めて、業者はそれなりの対応をしておられるだろう、こう思っておるわけでございますが、私どもの立場はありますけれども、業界団体ともよく連携をとりながら必要な対応をしてみたいと思っております。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 28)

#### ◎まとめ（警備員指導教育責任者制度の新設）

業界では教育担当者の講習が行われているが、業界の要望を受け、教育担当者の重要性に鑑みて、警備員指導教育責任者制度を新設する。

警備員指導教育責任者は、営業所ごとに、警備員の指導・教育に関する計画に基づき警備員を指導・教育する者として選任する（第 11 条の 3 第 1 項）。警備員指導教育責任者の選任は、講習を修了した者か、同等の知識・能力を有する者で資格者証の交付を受けている者から行う（第 11 条の 3 第 2 項）。

講習内容としては、実務教育の概要、教育内容、指導方法、教育計画、教育指導の管理に関することなどである。

第 2 項第 2 号の「同等以上の知識及び能力を有すると認める者」は、例外的で例えば管理的地位に 10 年以上従事していた者などを考えている。

警察庁としては、警察官の天下り先のための制度であることは明確に否定している<sup>39</sup>。

#### (6) 機械警備業に対する規制の新設

##### ○法案

機械警備については、第 2 条（定義）において、第 5 項・第 6 項として追加されたほか、第 11 条の 4 から第 11 条の 9 で規制が新設されている。改正後の条文を示す。

---

<sup>39</sup> ただ、現実には、警察官が警備員指導教育責任者講習を修了し、警備業者に就職する事例はある。

(改正後)

(定義)

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

二～四 (略)

2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

3 この法律において「警備業者」とは、第四条の規定による認定を受けて警備業を営む者をいう。

4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で総理府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

## 第五章 機械警備業

(機械警備業務の届出)

第十一条の四 機械警備業を営む警備業者（以下「機械警備業者」という。）は、機械警備業務を行おうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設（以下「基地局」という。）又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該機械警備業務に係る基地局の名称及び所在地並びに第十一条の六第一項の規定により選任する機械警備業務管理者の氏名及び住所

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

(廃止等の届出)

第十一条の五 機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、

基地局の廃止等に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(機械警備業務管理者等)

第十一条の六 機械警備業者は、基地局ごとに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で総理府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、機械警備業務管理者資格者証を交付する。

一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務について行う機械警備業務管理者講習を受け、その課程を修了した者

二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 第十一条の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至った場合について、同条第三項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付について、同条第四項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第五項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第四項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

(即応体制の整備)

第十一条の七 機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、速やかに、現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられるようにするため、必要な数の警備員、待機所（警備員の待機する施設をいう。以下同じ。）及び車両その他の装備を適正に配置しておかなければならない。

(説明)

第十一条の八 機械警備業者は、機械警備業務を行う契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする相手方に対し、当該機械警備業務に係る基地局及び待機所の名称及び所在地、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に機械警備業者がとるべき措置その他総理府令で定める事項について説明しなければならない。

(書類の備付け)

第十一条の九 機械警備業者は、基地局ごとに、次の事項を記載した書類を備えなければならない。

- 一 待機所ごとに、配置する警備員の氏名
- 二 警備業務対象施設の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

#### ○機械警備業の規制の骨子

機械警備業務とは、警備業務用機械装置を使用する第2条第1号警備業務（施設警備）をいう（第2条第5項）。機械警備業務の開始及び廃止等は、公安委員会に届出書を提出して行う（第11条の4、第11条の5）。

機械警備の基地局ごとに、装置の運用を監督し、指令業務を統制するなど機械警備業務を管理する機械警備業務管理者を選任しなければならない（第11条の6）。

即応体制の整備として、事故発生情報を受信した場合、速やかに、必要な措置を講じられるよう、必要な数の警備員、待機所、車両等を適正に配置する（第11条の7）。

締結に際して、契約の相手方に、基地局・待機所の名称及び所在地、とるべき措置等について説明する（第11条の8）。

基地局ごとに、配置警備員、機械警備対象施設等の書類を備える（第11条の9）。

#### ○国会審議

機械警備の規制新設の背景について、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり機械警備の比重の増加と答弁している。

警備業務の内容もだんだん変わってきているんだろうと、こう思います。現に今度の改正法案でお願いしておる機械警備が典型的な例だと思います。十年前の現行法制定時にはそう大した問題ではなかったんですけども、ここ十年で急速に進展してきておるといってございまして、機械警備の対象施設というのも工場、会社あるいはビルといったところだけじゃなくて、最近是一般家庭にまでふえている、こういうことで、こういった機械警備業務、その他いろいろありますけれども、そういった近代的な警備業務と言ったらおかしいですけども、そういった比重がどんどんふえてくるのではないかと、こう思うわけでございます。それにやっぱり対応して、警備業者の方々も経営姿勢というものを変えていただかなきゃなりませんし、また、そういった業務に従事される警備員の方々も自主的な研さん、努力というものを払っていただきたいと、こう思うわけでございます。（『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第14号』1982.7.6: 23）

1982年4月22日、衆議院地方行政委員会で大橋敏雄委員から機械警備では誤報が多く、機器の性能と設置基準等が不明であるために問題があるのではないかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は現在のところハード面ではなくソフト面で法的手当をしたいと答弁している。

機械警備が最近特に進展を見たわけでございますけれども、現行法では全く規定がないということでございます。一方、この機械警備業者の即応体制が、人的にも物的にも必ずしも十分でないということでもいろいろな問題がある。そこで、最小限度の改正を行いたいということでございますが、率直に言いましてハードの面じゃなくてソフトの面に問題がある、そういった面の法的手当てをしたいということでございます。

ただ、御指摘のように、センサーというのですか感知器というのですか、それについても必ずしも整備が行われていない、あるいは機能そのものが十分でないといったために、誤報の原因になっているという場合も多々ございます。将来としてはやはり、消防器具の場合検定制になっておりますけれども、そういった面を考えていかなければならぬのじゃないかと思っておりますけれども、現在のところは、とりあえずそのソフト面だけの改正をお願いしておるということでございます。（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第15号』1982.4.22: 12）

1982年4月22日、衆議院地方行政委員会で青山丘委員から即応体制の整備で「都道府県公安委員会が定める基準」の内容について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は盗難等の情報を受信した場合に、例えば30分以内に、警備員が現場に到着するように警備員、車両を配置すべきことなどを基準として定めることが考えられると答弁している。

その内容につきましては、盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、警備員が現場に到着するまでに要する時間が一定の時間、たとえば三十分以内となるように警備員、車両を配置すべきことなどを基準として定めることが考えられるところでございます。この規定は、そもそも即応体制が不十分なために機械警備業務の実施の適正が害されることがないようにするためのものでありまして、基準も必要以上に業者に過重な負担をかけないように配慮してまいりたい、こう思っております。（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第15号』1982.4.22: 16）

青山丘委員から同基準の性格や違反時の対応について再質問があり、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり基準には法的義務があることから、違反時には、行政指導や第14条の指示で対応すると答弁している。

この基準は、これに従って業者が体制を整備しなければならないという法的義務を課するものでございます。したがって、これに違反した場合でございますが、軽微なものにつきましては、当然のことながら都道府県公安委員会、都道府県警察の指導によって改善を図らしめるということになります。悪質な違反につきましては、第十四条の規定によりまして具体的に改善方を指示することにしております。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』 1982.4.22: 16）

青山丘委員から、「都道府県公安委員会規則で定める基準」について地域的特性についてはどう考慮するのかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は次のとおり、地域の実態に合った基準を都道府県公安委員会規則で定めるとしている。

地域の人口密度だとかあるいは道路交通状況、犯罪の発生状況等、いろいろな条件を総合的に判断いたしまして、その地域の実態に合った基準を当該都道府県公安委員会規則で定めていくことを考えておるところでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』 1982.4.22: 16）

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で岩佐恵美委員から第 11 条の 7 の「現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置」について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は守衛がやることを警備員が補完・代行する措置としている。

警備業務は、他の人の委託、需要に基づきまして、その生命、身体、財産の保護に任ずるという私的な営業でございます。その委託を受けた警備業務の内容といたしまして、機械警備の関係で申し上げますと、たとえば、夜間無人になるビルだとか工場に必要なセンサーを設置いたしまして、異常があった場合には警備業者の基地局に連絡がある。その場合には、待機所におります警備員が現場に急行しまして、異常の有無を確認するというところでございます。

その他必要な措置ということでございますが、たとえば現場に急行してみたところ、ガラス窓が破られておって、中に犯人がいるようだといった場合には、その犯人の行動を確認するとか、あるいは現場保全のことをやるというようなことでございまして、これはあくまでも、そのビルあるいは工場の経営者が守衛さんにやってもらうことを、かわりに警備員が補完あるいは代行するという措置でございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』 1982.4.22: 18）

#### ◎まとめ（機械警備業に対する規制の新設）

機械警備が進展を見たが、即応体制が十分でないことから、機械警備業に対する規制を新設した。

機械警業務は第2条第1号警備業務（施設警備）である（第2条第5号）。機械警備業務の開始及び廃止等は、公安委員会に届出書を提出して行う（第11条の4、第11条の5）。基地局ごとに、機械警備業務管理者を選任する（第11条の6）。

即応体制の整備として、事故発生情報を受信した場合、速やかに、必要な措置を講じられるよう、必要な数の警備員、待機所、車両等を適正に配置する（第11条の7）。即応体制の基準としては、盗難等の信号を受信してから、例えば30分以内に警備員が現場に到着することが考えられるとしている。

契約の相手方に、基地局・待機所の名称及び所在地、とるべき措置等について説明する（第11条の8）。基地局ごとに書類を備える（第11条の9）。

機械警備業務の新設に至った問題については国会審議では具体的に問われなかったが、即応体制の整備及び説明の規定から考えると、現場での措置についての説明や現場への到着時間について問題が生じたのではないかと推察される。

#### (7) 認定制に伴う営業の廃止手続き

##### ○法案

改正前後の条文を示す。

##### (改正前)

(営業の停止等)

##### 第十五条 (略)

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

##### (改正後)

(営業の停止等)

##### 第十五条 (略)

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

- 一 第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいる者
- 二 第四条の五の規定により認定を取り消されて警備業を営んでいる者
- 三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）

##### ○認定制に伴う営業の廃止手続きの骨子

認定申請・認定証の有効期間の更新申請で警備業の要件に該当しない（欠格事由に該

当する)旨の通知を受けた場合、認定の取消しを受けた場合、第3条各号に該当する場合のいずれかで警備業を営んでいる者に対しては営業の廃止を命ずることができる(第15条第2項)。

#### (8) 罰則強化

##### ○法案

改正前後の条文を示す。

##### (改正前)

##### (罰則)

第十八条 第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定による届出をしないで警備業を営んだ者
- 二 第十四条の規定に基づく指示に違反した者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の届出について虚偽の届出書又は虚偽の添附書類を提出した者
- 二 第五条若しくは第六条の規定に違反して届出をせず、又は第五条若しくは第六条の届出について虚偽の届出書若しくは虚偽の添附書類を提出した者
- 三 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

##### (改正後)

##### 第八章 罰則

第十八条 第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の二第一項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者
- 二 第四条の四第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者
- 三 第六条の三の規定に違反して他人に警備業を営ませた者
- 四 第十一条の三第一項の規定に違反して警備員指導教育責任者を選任しなかつた者

- 五 第十一条の四の規定に違反して届出をしなかつた者
- 六 第十四条の規定に基づく指示に違反した者
- 七 偽りその他不正の手段により第四条の認定又は第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の二第一項（第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第四条の三の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者
- 三 第五条、第六条第一項（第九条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第九条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第十一条の五の規定に違反して届出をせず、又は第五条、第六条第一項、第九条第二項、第十一条の四若しくは第十一条の五の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 四 第六条の二第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者
- 五 第十一条の三第四項（第十一条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分に違反した者
- 六 第十一条の六第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者
- 七 第十一条の九若しくは第十二条の書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 八 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十二条 第六条の二第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をしなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

#### ○罰則強化の骨子

第 15 条（営業の停止等）違反では、「30 万円以下」から「1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金」（又は併科）に強化する（第 18 条）。

第 19 条に各号に該当した場合（無届営業、第 14 条指示違反）の罰金を「10 万円以下」から「20 万円以下」に増額し、該当内容として法改正に伴い変更（無認定営業、認定証の更新違反等）するとともに、名義貸し、警備員指導教育責任者の不選任等を追加する。

第 20 条の各号に該当した場合（認定申請書の添付書類の虚偽記載等）の罰金を「3 万

円以下」から「10万円以下」に増額するとともに、該当内容を追加する。第22条では認定証の不返納の場合、「5万円以下」の罰金を追加する。

#### (9) 防火業務

防火業務は警備業務ではないが、ホテル・ニュージャパンで1982年2月8日に火災が発生し、33人が死亡した（平凡社編2019:119）こともあり、国会審議の場で問われている。

#### ○国会審議

1982年4月22日、衆議院地方行政委員会で小川省吾委員からホテル・ニュージャパンの火災を経験したが、防火業務は警備業法で考える余地がないのかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は火事の場合の避難誘導について教育内容を再検討したいと回答した。

それから最後、第四点でございますが、防災業務関連でございます。

御案内のとおり、現行法では警備業務は四つの種類になっておるわけでございます。第二条でございますが、簡単に申し上げますといわゆる施設警備でございますが、事務所等に常駐いたしまして警備をするということでございます。それから第二点は雑踏警備と言うのですか、交通誘導、それから第三点が輸送警備、現金等を輸送する際に警備する、それから第四点がボデーガードという四つの種類でございます。この中には、御指摘の防火防災関係の業務というものは入っていないわけでございます。しかしながら大部分の業者は、防犯的な警備業務とともに防火的あるいは防災的な業務をやっていることは、そのとおりでございます。ただ、四つの種類のうち問題になりますのは、事柄の性質上施設警備だけだと思っております。

そこで、この関係についてどうなのだということになろうかと思っておりますが、私どもといたしましていろいろと検討は加えたわけでございますが、結論から申し上げますと、今回の改正で警備員の教育の充実強化というのが必要だということでございます。現在でも、いろいろな事故が起きた場合の現場措置に関しては、教育をなささいということで業者に義務づけておるわけでございますが、率直に申し上げまして、火事の場合のお客さんあるいはいろいろな関係者の避難誘導についての教育というのが十分でなかった、こう思うわけでございます。そういう意味におきまして、このたびの改正を契機にいたしまして、その教育内容につきまして再検討したいと思っております。（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第15号』1982.4.22:6-7）

1982年4月22日、衆議院地方行政委員会で青山丘委員から今回の改定にあたり防火業務について対応措置がとられてもよかったのではと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部

長は、警察庁は警備業務に関する指導監督を強化し、消防当局は法令に従い行政指導を行っており、密接な連携をとりながら指導を強化したいと答弁した。

私どもといたしましては、やはり警察の業務に関連するものとしての警備業者に対する指導監督を強化し、消防当局は消防法等の関係法令に従いまして、それぞれの行政指導が行われるところでございます。今回の火災を契機にいたしまして、それぞれのレベルでより密接な連携をとりながら警備業者に対する指導を強化してまいりたい、こう思っております。、『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 16)

これに対し、青山丘委員から消防庁は防火防災に関し警備委託をどう受け止めているのかと問われ、鹿児島重治消防庁次長は自主防災組織、自主防火管理が基本であり、警備委託の建物についてどう消防が対応するかについて苦慮しているとした。

警備の委託につきましても基本的な私どもの考え方を申し上げますと、御案内のように防火管理につきましても、私どもは、基本は自主防災組織、自主防火管理ということをとてまえにいたしております。このたてまえに基づきまして防火管理者を選任し、消防計画を作成し、これに基づいて自衛消防組織をつくり、訓練を行い、消火活動をするというたてまえになっております。

しかしながら、先ほど来お話がございましたように、現実には社会の省力化の中でいわゆる無人化の建物でありますとか、あるいは警備を全部または一部委託する建物というものが出てまいりまして、率直に申しまして、こういう施設につきましてどのように消防が対応するかということに、私どもは苦慮いたしておるわけでございます。その結果、昨年秋から、私ども防火管理の体制の研究会をつくりまして、その中で夜間対策でありますとかあるいは無人化対策でありますとか、そういう問題について現在検討中でございます。、『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 16)

1982 年 4 月 22 日、衆議院地方行政委員会で岩佐恵美委員から今回の改定にあたり全国警備業協会や全国ビルメンテナンス協会から防災業務を警備業務の中に入れてほしいとの要望が寄せられているが、この点についてどうかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は検討したが、結論として今回の改正には防火関係は触れなかったとしている。

全国警備業協会並びに全国ビルメンテナンス協会から、私どもに対する警備業法改正の陳情がなされております。その中に、警備業法に言う警備業務の中に防火防災業務を加えてほしいという項目があることは事実でございます。しかも現在、施設

警備、常駐警備を担当している警備業者が、当然のことながら防犯とともに防火防災業務をも委託されているというのも事実でございます。

そういった面で、警備業者、警備員に対する防火防災業務の指導、教育という必要性があることも、否めない事実だと思います。そういう事実を踏まえまして、私どももいろいろな角度から検討をしたわけでございますが、結論におきましては、今回の改正には防火関係については触れなかったということでございます。当面警備業務というものを、現行法の枠というかたてまえを踏襲しつつ、その中で必要な教育、訓練を強化するという形にいたしたいと思っておるわけでございます。

消防当局の方はその立場からいろいろな指導をされることになっておりますし、先ほど消防庁の方から答弁がございましたように、現在そういった点をも含めて研究会を開催し、検討をされておることでございますので、私どももいたしましても、その結果につきまして関心を寄せておるところでございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 15 号』1982.4.22: 20）

1982 年 4 月 23 日、衆議院地方行政委員会で五十嵐広三委員から防災業務について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長から防火業務は消防庁・市町村の消防の行政指導等によるので、関係当局と連携をとり防火業務の指導・教育について配慮したいとしている。

第二条に規定されております警備業務、四種類ございますが、この中にはいわゆる防火業務というものが含まれておりません。現実には第一号のいわゆる施設警備、常駐警備につきましては、防犯的な業務のみならず、防火的な業務をやっておるのが通例でございます。そういう点におきまして、現実に警備業務の行っております防火業務につきましても、当然その適正化を図る必要があると私どもも考えておるところでございますが、先生御案内のとおり、こういった防火業務につきましては、消防庁並びに市町村の消防の行政指導等にまつところでございますので、その点につきましては、消防庁並びに関係当局と十分連携をとりながら、警備業者あるいは警備員に対する防火業務の指導、教育につきましても十分配慮してまいりたい、こう思っている次第でございます。（『第 96 回国会衆議院地方行政委員会議録第 16 号』1982.4.23: 1）

五十嵐広三委員から再度、法律に明記して防災上の指導をすべきではないかと問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は、根拠法規・行政機関が異なることから一元的に指導監督することが難しい旨回答している。

いろいろと検討をいたしました、やはりいろいろな観点から問題が出てくるわけですね。確かに警備業者の立場からいいますと、一本の法律でいろいろな面で規制というか指導が行われるということがベターであることは間違いのないわけでございます

けれども、何分この根拠法規あるいは行政機関というものが違っておりますので、直ちにここで一元的に指導監督することが果たしてできるのかどうかというような問題とか、いろいろ立法技術的にもむずかしい問題もございます。しかしながら私どもといたしましては、先生御指摘のとおりでございますので、そういう趣旨のもとに今後さらに検討を続けてまいりたい、こう思っております。

現在、消防庁におかれましては、すでに研究会を開催されまして鋭意検討されておられるということでございますし、警備会社の方もその委員として参加されて、警備業者の立場からのそういったビル等の火災予防の観点のいろいろな要望が出ておると思うのでございます。したがって、その研究会の結果をも参酌しつつ、消防庁とも緊密な連絡をとりまして検討を進めてまいりたい、こう思っておる次第でございます。（『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第16号』1982.4.23: 1-2）

1982年5月13日、参議院地方行政委員会で大川清幸委員から防災業務について今回の改正に含まれなかった理由について問われ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は監督官庁や規制内容が異なることから今回の改正では見合わせたとしている。

消防行政を担当されております消防庁とも十分検討を加えたわけでございますが、結論においては、今回の改正ではお願いしていないということでございます。

理由としていろいろあるわけでございますが、当面、警備業法に言う警備業務の中に防火あるいは防災業務を加えてほしいというような改正の場合につきましては、警察は都道府県警察、それから消防は市町村というふうな形で組織上の違いによります監督関係を調整しなければならぬとか、あるいは規制内容につきましては消防の関係は当然消防法の問題も出てきますし、そういったいろいろな調整が必要になってくるわけでございます。いろいろな問題も多いということで、今回の改正にはこういった防火業務に関する規制を盛り込むことについては見合わせたところでございます。

ただ、やはり警備業者が防火業務を実施していることは間違いのないわけでございまして、私どもの立場から申し上げても、火災発生後の避難誘導などにつきましては警備員に対する教育訓練が必ずしも十分でなかったと思っておりますので、そういった現行法の枠内でできる問題につきましては業界団体ともよく連絡をとりながら所要の措置を講じてまいりたいと、こう思っております。

また、伺いますところ、消防庁の方ではこの問題につきまして研究委員会も開かれているわけでございますが、警察庁におきましても、すでに警備業問題研究会というのが五十年十二月に発足しまして、現行法の基本的な問題について洗い直して、そして今回の改正法案に至ったわけでございますけれども、この研究会を再開しまして、こういった新しい問題、基本的な問題等につきましても検討を進めてまいり

たいと、こう思っておる次第でございます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 13 号』1982.5.13: 19)

1982 年 4 月 23 日、衆議院地方行政委員会で細谷治嘉委員から防火業務の監督権限行使について問われ、鹿児島重治消防庁次長は市町村による監督が建前であるとしている。

私ども火災の観点からいたしますと、やはり市町村がこれを監督をするというのがたてまえであるというぐあいに考えております。(『第 96 回国会衆議院地方行政委員会会議録第 16 号』1982.4.23: 14)

#### ◎まとめ（防火業務）

全国警備業協会及び全国ビルメンテナンス協会から、警備業務の中に防火業務を加えてほしいという要望があり、検討したものの、根拠法規や規制主体が異なっており、一元的に指導監督することは難しいとしている。

ただ、火災発生後の避難誘導などは十分でなかったと思うので、教育内容について検討したいとしている。

#### (10) その他

谷口守正警察庁刑事局保安部長は不適正事例の背景としてダンピングを指摘している。

確かに最近受注競争が激しいためか、一部業者だとは思いますがけれども、いわゆるダンピングが行われまして、その結果、アルバイトなどを雇いまして警備業務に従事させるというような不適正事例が出てきておるわけでございます。やはり経営状態が安定し、そして警備員に対する処遇と申しますか、待遇と申しますか、これが適正に行われませんと警備業務が適正に行われないうことになるわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、警備業法の枠内で申し上げますと、やはり基本的には業者そのもののレベルアップを図ることが大事であると考えられるわけでございます。そこで今回の改正法案でも欠格事由の整備を図りまして不適正業者を排除する、その結果、そういった不当な事例がなくなるのではないかと、こう思うわけでございます。しかしながら、現実の警備業の実態を見ますといろいろ問題があるわけございまして、私どもといたしましても十分関心を持ち、関係当局とも連携をとりながら排除してまいりたい、こう思っておる次第でございます。(『第 96 回国会参議院地方行政委員会会議録第 14 号』1982.7.6: 7)

#### (11) 国会での採決及び附帯決議

##### ○衆議院

1982年4月23日の衆議院地方行政委員会で、警備業法の一部を改正する法律案は起立多数で可決され、次の附帯決議が付されることとなった。(『第96回国会衆議院地方行政委員会議録第16号』1982.4.23: 18-19)

1982年4月27日には、衆議院本会議で起立多数で可決した。(『第96回国会衆議院会議録第20号』1982.4.27: 2)

#### 警備業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、警備業の健全な運営を図るため、左の事項について十分留意すべきである。

- 一 警備業の要件の強化は、不適格警備業者を排除することを目的とするものであって、中小警備業者を排除するものでないことに留意するとともに、中小警備業者の健全な発展を妨げないように配慮すること。
- 二 認定制度は、単に警備業の要件に該当しているか否かを事前に判断するための手続にすぎないことにかんがみ、認定にあたっては、本法が認定制度を設けた趣旨を尊重して慎重な運用を行うこと。
- 三 認定手続において警備業者の欠格事由を審査するにあたっては、本法の立法趣旨に基づいて審査にあたることとし、いやしくも個人の基本的人権を侵害することのないようにすること。
- 四 警備業者が警備員の欠格事由を調査するにあたっては、本法の立法趣旨に基づいて調査することとし、いやしくも個人の基本的人権を侵害することのないようにすること。
- 五 警備業者及び警備員は、警備業務を行うにあたり、いやしくも労働者の労働基本権を侵害し、又は正当な争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉することがないようにすること。
- 六 警備業者及び警備員が、業務上知り得た他人の秘密、プライバシーを漏らし、その他他人の基本的人権を侵害することのないように指導すること。
- 七 警備業者が防犯等の警備業務のみならず、防火・防災に関する業務をあわせて実施していることが多い実情にかんがみ、防火・防災業務のあり方について、消防・防災法令の趣旨に即して適切に対処すること。

右決議する。

#### ○参議院

1982年7月6日、参議院地方行政委員会で警備業法の一部を改正する法律案は賛成多数で可決され、次の附帯決議が全会一致で決議された。(『第96回国会参議院地方行政委員会会議録第14号』1982.7.6: 24-25)

1982年7月9日には、参議院本会議において賛成過半数で可決された。(『第96回国会

### 附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左の事項について善処すべきである。

- 一、警備業を営む者の要件に関する改正規定の運用については、中小警備業者の排除とならないよう留意し、とくに警備員指導教育責任者制度の運用にあたっては、中小警備業者の健全な発展を妨げないよう配慮すること。
  - 二、認定制度は、単に警備業の要件に該当しているか否かを事前に判断するための手続にすぎないことにかんがみ、認定にあたっては、本法が認定制度を設けた趣旨を尊重して慎重な運用を行うこと。
  - 三、警備業者の欠格事由の審査並びに警備業者が行う警備員の欠格事由の調査にあたっては、個人の基本的人権を侵害することがないようにすること。
  - 四、警備業者及び警備員は、警備業務を行うにあたり、労働者の労働基本権を侵害し、又は正当な争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉することがないようにすること。なお、良質な労働力の確保と適正な賃金が保障されるよう所要の措置を検討すること。
  - 五、警備業者及び警備員が、業務上知り得た他人の秘密、プライバシーを漏らし、その他他人の基本的人権を侵害することのないように指導すること。
  - 六、警備業者が防犯等の警備業務のみならず防火・防災に関する業務をあわせて実施していることが多い実情にかんがみ、防火・防災業務のあり方について、消防・防災法令の趣旨に即して適切に対処すること。
  - 七、検定制度の実施にあたっては、特定分野に限定することとするなど、各警備業務の実態を考慮し、事業の円滑な運営に支障が生じないよう配慮すること。
- 右決議する。

### ◎まとめ（附帯決議）

附帯決議は政府に対する要望や意見であることから、国会として次のような懸念があるものと受け止められる。

警備業の要件の強化は中小警備業者の排除や健全な発展の妨げにつながるのではないか。

認定制度は行政庁の裁量が入る余地があるのではないか。

警備業者及び警備員の欠格事由の調査にあたって基本的人権が侵害されるおそれがあるのではないか。

第8条の遵守がされていない事例がある。

業務上知り得た他人の秘密、プライバシーを漏洩する可能性があるのではないか。

防火・防災業務のあり方について、適切に対処する必要があるのではないか。

警備業の要件強化は暴力団員排除が目的であり、中小警備業者への配慮を求める意見についてはやや違和感がある。ただ、指導教育責任者制度の導入や警備員の教育時間の増加は警備業者にとってコストアップにつながることから料金改定ができなければ経営に影響が生じるおそれはある。

#### 4.1.6 まとめ（警備業法の第1次改正）

1972年の警備業制定後、10年を迎え、1982年に警備業法の第1次改正が行われた。

改正の骨子としては、次のとおりである。

暴力団員等を排除するため、警備業者の要件（欠格事由）に追加している。また、警備業の規制の枠組みを届出制から事前に確認する認定制に変更している。

警備業務の適正実施の観点から、知識・能力の向上義務を追加し、検定制度、警備員指導教育責任者制度を新設している。

機械警備業に対する規制を新設している。警備業務は4種類であることは変わらないものの、機械警備業務の浸透に伴い、新たに規制対象とされている。特に、異常時の信号を受信してから30分以内<sup>40</sup>に現場に到着できるような体制整備が求められる。

罰則を強化（営業停止命令違反は「罰金」から「1年以下の懲役または罰金」等）を行う。

また、国会では、防火業務について質疑がなされたが、消防行政とは根拠法規・行政機関が異なることから警察庁で一元的に監督するのは困難であるとしている。

---

<sup>40</sup> 『警備業法の解説』（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 219）によると、都道府県公安委員会規則では、即応体制の基準として、おおむね、盗難等の事故発生の受信から25分以内（交通の便が特に悪い等の事情のある地域は30分以内）に現場に警備員を到着させることが求められているとしている。

## 4.2 警備業法の第2次改正（2002年）

### 4.2.1 概要

警備業法が1982年の第1次改正から約20年を経過した、2001年12月には、警備業者数9,452社、警備員数446,703名とそれぞれ2.6倍、3.3倍となった（警察庁生活安全局生活安全企画課2002）。その一方で、暴力団の組長が親族を警備会社の役員とし、警備業務の請負を他人に強要する事件が発生した。

また、2001年7月、第32回明石市民夏まつり花火大会で大規模な雑踏事故が発生し、死者11名、重軽傷者247名に及ぶ事態となった（明石市民夏まつり事故調査委員会2002:1）。

### 4.2.2 成立過程

第2次改正としての「警備業法の一部を改正する法律」の成立過程は、次のとおりである<sup>41</sup>。

（法律案名）警備業の一部を改正する法律案

（提出年月日）第155回国会 2002（平成14）年3月1日

衆議院

内閣委員会

2002（平成14）年10月30日（『第155回国会衆議院内閣委員会議録第2号』）

2002（平成14）年11月1日（『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』）

本会議

2002（平成14）年11月5日（『第155回国会衆議院会議録第6号』）

参議院

内閣委員会

2002（平成14）年11月12日（『第155回国会参議院内閣委員会会議録第3号』）

2002（平成14）年11月14日（『第155回国会参議院内閣委員会会議録第4号』）

本会議

2002（平成14）年11月15日（『第155回国会参議院会議録第6号』）

（成立年月日）2002（平成14）年11月15日

（公布年月日）2002（平成14）年11月22日

（法律名）警備業の一部を改正する法律（平成14年法律第108号）（資料8）

---

<sup>41</sup> 成立過程の年月日のうち、出典が国会会議録と記載されていないものは、「日本法令索引」による。<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000070406&current=1>

#### 4.2.3 改正の理由<sup>42</sup>

最近における警備業の実情にかんがみ、警備業者等の欠格事由について、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、変更の届け出 процедуруを簡素化する。

#### 4.2.4 改正法案の概要

改正法案の概要<sup>43</sup>は次のとおりである。

##### (1) 警備業者等の欠格事由に関する規定の整備

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による一定の命令等を受けてから三年を経過しない者を、警備業者、警備員、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の欠格事由に追加するとともに、暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する者等を、警備業者の欠格事由に追加する。
- ② 精神病者に係る欠格事由のうち、警備業者、警備員及び機械警備業務管理者に係るものを、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるものに改めるとともに、警備員指導教育責任者に係るものを削ることとする。

##### (2) 変更の届け出に関する規定の整備等

警備業者は、一定の事項の変更に係る届け出書については、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会にのみ提出すれば足りることとする。

その他所要の規定の整備を行う。

#### 4.2.5 改正法案及び国会審議

##### (1) 警備業の要件

###### ○法案

改正後の第3条（警備業の要件）を次に示す。下線部分が変更箇所（主として追加。号数の場合は変更を含む。）である。

警備業者の欠格事由として追加されたのは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による命令・指示を受けてから3年を経過しない者（第5号）、心身の障害者（第7号）、暴力団員等が事業活動に支配的な影響力を有する者（第11号）であり、第10号では役員の範囲を法人に対し支配力を有する者に拡大している。

なお、第5号は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、暴力団員に暴力的要求行為をするよう依頼したり（同法第10条第1項）、暴力団員による暴力的要求行為をその場で助けたため（同法第10条第2項）、公安委員会から再発防止命令や中止

---

<sup>42</sup> 『第155回国会衆議院内閣委員会議録第2号』 2002.10.30: 40

<sup>43</sup> 『第155回国会衆議院内閣委員会議録第2号』 2002.10.30: 40

命令を受けた者などを指す。

また、改正後第6号では、改正前にあった「精神病患者」が削除され、新たに第7号で心身障害者が追加されている。

(改正後)

## 第二章 警備業

### (警備業の要件)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者
- 四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの
- 六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 九 営業所ごとに第十一条の三第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- 十 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十一 第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

○国会審議の状況

(暴力団員関係 第5号、第10号、第11号)

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から第3条第5号、第10号、第11号において暴力団員関係者を欠格事由として追加した理由・背景を問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、本人が暴力団員でなくとも、暴力団員と密接な関係にある者が警備業者となれば暴力団が警備業に関与するおそれが大きいため、その者を新たに欠格事由として追加することとしたとしている。

今、第三条の五号、十号、十一号の改正の趣旨についてのお尋ねでございますが、これは、現行法上でも暴力団員は警備業の欠格事由になっておりまして、個人で警備業を営むことはできませんし、暴力団員が役員である法人も警備業を営むことはできません。しかし、本人が暴力団員でなくとも、暴力団員と一定の密接な関係を有する者が警備業を営んだ場合には、結果的に暴力団が警備業に関与するというおそれが大きく、暴力団員を欠格事由としている法の趣旨を没却してしまうということになるわけであります。

具体的に幾つか事例もございまして、一、二御紹介させていただきますと、例えば、暴力団の組長が自分の親族を警備会社の役員につけて、その会社に警備業務を請け負わせるように他人に強要して恐喝未遂の疑いで逮捕される。さらに、その警備会社も、先ほど来御指摘のありますような警備員の教育、これも大事なことでございますが、これを懈怠する、あるいは備えつけなければいけない書類に虚偽の記載をするというような、警備業法自体を無視したような運営を行っているということで、事件として送致をし、廃業させたというような事例もございまして。

そのほか、例えば、暴力団員ではありませんけれども、暴力団と密接な関係を持つ右翼団体の構成員が取締役となっている警備会社がある。これが暴力団の名刺を使って強引に警備契約の獲得をはかったというようなことで相談が寄せられて、これも、こういった会社ですので警備員に対する教育もしっかりやっていない等々のことで、警備業法違反で検挙いたしまして警備業の認定を取り消す、こういうような事案もございまして。

こういった実態があり、また、暴力団員を欠格事由としている趣旨が没却されてしまうというようなことが懸念されるということで、今回、この三条の五号、十号、十一号の規定を改正あるいは追加するというので、こういった暴力団員と密接な関係にある者を新たに欠格事由として追加しようとしたものでございます。(『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1: 3-4)

2002年11月14日、参議院内閣委員会で吉川春子委員会から暴力団の参入を規制する条項の強化理由を問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、暴力団員の親族等を役員に

して支配する例があり、第 10 号で黒幕規定を設けたとしている。

今回の改正におきまして、現行法上、暴力団の欠格事由に該当する者が例えば形式的に法人の役員となっていないという場合には、たとえ実際には当該法人に対して役員と同等以上の支配力を有していたとしましても、当該法人が警備業を営むことは禁じられないわけでありまして、例えば一定の前科を有する者や暴力団員などが、自らは法人の役員となることなく、正規の役員には親族等を充てた上で、実質的に経営を支配している例が見られているわけでありまして、そしてまたそういった警備業者による不適正な事例というものも発生をしておるわけでありまして、

こういった状況を放置すれば、せっかく欠格事由を設けているという趣旨が没却されるということで、黒幕規定として今回第三条の第十号を設けて、こういった者は警備業を営めないようにしようというようなことを定めようというものでございます。

(『第 155 回国会参議院内閣委員会会議録第 4 号』 2002.11.14: 7)

(精神病患者・心身障害者関係)

2002 年 1 月 1 日、衆議院内閣委員会で北川れん子委員から 1982 年の第 1 次改正で精神病患者を欠格事由に含めた理由を問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は死傷事件、殺人事件等があったとしている。

御質問にありましたように、昭和五十七年、一九八二年の法改正で、現行の警備業法でございますが、精神病患者またはアルコール、麻薬、大麻、アヘンもしくは覚せい剤の中毒者につきまして、これは、他人の生命、身体または財産を侵害することも考えられ、警備業法の目的とする適正な業務運営が期待できないという判断で欠格要件としたという経緯でございます。

このときの法改正におきましては、この精神病患者等だけではなくて、暴力団員ではないこととか、あるいは重大な不正をした者でないことといったことも欠格要件として追加をするということで、同時に行われたものであります。御質問にもありましたとおり、昭和四十七年、一九七二年に警備業法が施行されました。実は、それ以降、警備員の非行が急増をいたしました。例えば、その中に、アルコール中毒で入院歴のある者が三人に暴行を働き死傷させるというような事件等もありました。殺人事件等もありまして、大変大きくマスコミ等でも取り上げられたというようなこともあります。

そういったことで、警備員の資質について、一定の社会的信頼が求められるという状況がございまして、このような改正が行われたものというふうに承知をしております。(『第 155 回国会衆議院内閣委員会会議録第 3 号』 2002.11.1: 8)

さらに、北川れん子委員から、1987年に精神保健健康福祉法が改正されたのに、これまで警備業法の見直しがなかった理由について問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、1999年の障害者施策推進本部決定に基づき政府全体として取り組んでいるとしている。

我が国の障害者対策であります。昭和五十七年三月の「障害者対策に関する長期計画」、それから昭和六十二年六月の「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」などを経まして、平成五年三月に「障害者対策に関する新長期計画」が策定されてその推進が図られているというふうに承知をしております。

障害者に係る欠格事由の見直しにつきましては、この「障害者対策に関する新長期計画」に基づきまして平成十一年八月の障害者施策推進本部決定というものがあり、これにより、現在、政府全体として取り組んでいるものと理解をしております。警備業法におきましても、この政府全体の取り組みの一環として、精神病者に係る欠格事由を定めることについての必要性の再検討を行いまして、今回の改正によりましてその見直しを行おうということとしたものでございます。（『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:8）

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から改正法案第3条第7号の国家公安委員会規則で定める内容について問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」で検討しているとしている。

国家公安委員会規則でどのように定めるかということですが、現在検討している段階でございますが、現時点では、私どもとしましては、精神機能の障害により、警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者というふうにしてはどうかということでも検討しているところでございます。

このような規定ぶりは、例えば医師法の施行規則でありますとか、歯科医師法の施行規則、あるいは理容師法の施行規則等に類似の規定例が見られるところでございます。（『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:4）

また、北川れん子委員から精神病者の欠格条項の廃止ではなく見直しにとどまった理由を問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は精神病者を一律に排除するのではなく、業務を適正に行えるかどうかの能力に着目した欠格事由に変えたとしている。

欠格条項の廃止ではなく見直しにとどまった理由でございますけれども、今回の

改正案では、警備業者、警備員及び機械警備業務管理者という、これは、いわば人の生命、身体、財産を守る業務に直接携わる、あるいは直接携わる者を指揮監督するという立場にあるということで、国民生活の安全ということで、一定の欠格事由は必要だろうというふうに考えました。

そして、障害者施策推進本部決定の見直しに基づきまして、私どもとしては、従来のように精神病者を一律に排除するというのではなくて、業務を適正に行うことができるかどうかという能力に着目して、そういった内容の欠格事由ということに変えることとしたものであります。

また、警備員指導教育責任者につきましては、直接そういった人の生命、身体、財産に関する業務に携わらない、あるいはそういった業務に携わる者を指揮監督するわけではないということで、こういったものにつきましては、従来は同じように欠格要件が適用になっていたわけですが、その部分につきましては欠格要件を廃止するというにしましたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:9)

2002年11月14日、参議院内閣委員会で岡崎トミ子委員から心身障害者を欠格事由に残している理由を問われ、谷垣禎一国家公安委員会委員長は、障害者施策推進本部決定の「障害者に係る欠格条項の見直しについて」<sup>44</sup>に基づいて対応したとしている。

警備業者あるいは警備員、それから機械警備業務管理者、こういう方々は、人の生命、身体又は財産を守る業務に直接携わっておられる、あるいは直接携わる方を指揮監督する、こういうお仕事ですから、そういう観点から考えますと、国民生活の安定というか安全を守るためには、一定の欠格事由はやっぱり考えざるを得ないのじゃないかと、こういうことがまずございます。

そこで、従来は、精神病者を一律に排除して規定を立てておりましたけれども、障害者施策推進本部の決定、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」に基づきまして、業務を適正に行うことができるかどうかという、そういう能力に着目した欠格事由に改めようとするのが今回のこの改正の一つの目的でございます。

これによって、これまでは精神病者であれば一律に欠格事由に該当していたわけですが、精神病者と診断されている場合でも、症状が軽度で日常生活に支障がない、そして警備業務を適正に行うことができると認められる者については、欠格事由に該当しないこととしたということです。

それから、もう一方、警備員指導教育責任者については、こういう精神病に係る

---

<sup>44</sup> 「障害者に係る欠格条項の見直しについて」 1999（平成11）年8月9日 障害者施策推進本部決定 <https://www8.cao.go.jp/shougai/honbu/jyoukou.html>

欠格事由を今回すべて廃止をしました。それは、直接人の生命、身体又は財産を守る業務に携わっていない、あるいはそういう者を指揮監督する業務に携わっていない、こういうことで今回欠格事由を廃止したということであります。(『第155回国会参議院内閣委員会会議録第4号』2002.11.14:2)

さらに、岡崎トミ子委員から1982年当時、精神病者による事件・事故がどのくらいあったのか、因果関係は検証したのかと問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は当時の資料は残っていないが、1982年の改正後に傷害・暴行という事例があったとしている。

残念ながら、当時のそういった調査状況等についての資料等は残っておりませんで、当時どういう調査が行われ、どういう因果関係があったのかということをお答えすることができません。

ただ、ちなみに、昭和五十七年の法改正後でございますけれども、事例として、例えば交通誘導警備に従事中の警備員が歩行者を後方からいきなり突き飛ばして転倒させて傷害を負わせたとか、あるいは施設警備に従事中の警備員が突然暴れ出して同僚等に暴行を加えた、そういった事例は把握をしているところでございます。(『第155回国会参議院内閣委員会会議録第4号』2002.11.14:3)

さらに、岡崎トミ子委員から欠格条項を残すのであれば、専門家の参加、公開ヒアリングを行うべきと問われ、谷垣禎一国家公安委員会委員長は障害者関係の学会・団体から意見を伺い、パブリックコメントを実施したとしている。

こういう規定を整備していくときに、やはり障害者始め関係の方の御意見を十分に取り入れて検討を重ねていくということは私は当然やらなければならないことだろうと思います。

そういう観点から、障害者関係の四つの学会や団体から個別に今回御意見を伺って、そしてパブリックコメントも実施したわけです。それから、新たに国家公安委員会規則を、このために、この法律の改正に伴って策定するに当たっては、改めてパブリックコメントを実施する、そして障害者団体からも御意見を聞きまして検討を進めていく、こういう予定にしております。

そこで、公開のヒアリングということは今、岡崎委員おっしゃいましたけれども、そういう形式を取るかどうかは別として、専門家や障害者団体を始めいろいろな意見を伺ってやっていきたいと、こう思っております。(『第155回国会参議院内閣委員会会議録第4号』2002.11.14:4)

また、岡崎トミ子委員からパブリックコメントの評価について問われ、瀬川勝久警察

庁生活安全局長から次のとおり、障害者の社会活動参加の促進という観点で一定の評価をいただいているとしている。

今回の改正に当たってのパブリックコメントでございますけれども、昨年十二月から本年の一月に掛けて実施をいたしました。障害者関係の四団体を含め八名の方から意見をいただきました。さらに、これとは別に昨年十一月でございまして、各団体からも個別に意見を伺ったということでございます。

まず、警備業者、警備員及び機械警備業務管理者資格者証の交付に係る欠格事由の見直しでございまして、個人の方の意見としてはこの改正案に賛成だという方もあり、また一方、警備業の性質上これは欠格事由をもうそのまま残すべきだというような意見もございました。また、障害者関係の団体からは、欠格事由を廃止すべきだということで反対意見もございましたが、一方、本来は廃止が望ましいもののこの改正案が一律排除ではなくて業務を適正に行うかどうかという能力に着目した言わば相対的欠格事由としている点について一定の評価ができるという意見をいただいております。

この一定の評価ということについてどう受け止めるかということでございますが、私どもとしては、精神病者を一律に排除していた今までの規定、これは当時は、先ほども申し上げましたけれども、同様の規定例がほかの法律にもたくさんございました。その後、いろいろ障害者施策に関する政府全体としての政策の見直しという過程の中で、こういった法律も含め、今回のお願いしております警備業法もいろいろ見直しをしていると、こういう流れだろうと思っておりますけれども、その中で、相対的な欠格事由というふうに改めるとということについては、障害者が社会活動に参加することを促進するという観点で一応評価をしていただいているんじゃないか、こういうふうに、一定のことであります、そういうふうに思っております。

そういった状況を踏まえまして、これらの意見を踏まえまして、国民生活の安全の確保と同時に、障害者の社会活動への参加の促進という、この両方の要素を、両立を図るという観点で今回の改正にしたということでもあります。

今後の課題でございますが、当面、法律が成立した場合には、どのように、取りあえず公安委員会規則の策定もそうでございますし、それから、現場でのやはり運用というのがこれは一番大事だというふうに思うわけでございます。いろんな障害者に対する政策の全体的な見直しということで今回の改正も行われるわけでございますので、各都道府県警察においてこの警備業に関する各種事務を執り行う際に、その趣旨がどれだけ末端にまでしっかり徹底をしていくかということが、これが私は一番重要なことではないかと、こう考えておまして、こういった点につきまして、各都道府県警察をよく指導をし、徹底をしてまいりたいと考えております。(『第 155 回国会参議院内閣委員会会議録第 4 号』 2002.11.14: 4)

2002年11月14日、参議院内閣委員会で吉川春子委員から今回の法改正で障害者の社会参加という点で改善がなされたのかと問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は軽度の障害者で警備業務を適正に行える方は警備業ができるようになるとしている。

今回の改正におきまして、今まで言わば障害者について一律排除をすることとしていたものを、基本的に警備業の業務を適正に行うことができるかどうかという能力に着目をするということとしたわけでありまして。

したがいまして、幾つか、そのメリットというお尋ねですが、あろうかと思えますけれども、一つはやはり、一律排除ということによる、障害者であるということだけのゆえをもつての社会参加を阻むというようなことがなくなるということが一番あるのではないだろうか、こういうふうに思います。

それから、実質面で見ますと、例えば病名等により一律排除ということじゃなくて、能力面に着目するというわけでありまして、実質的にも、例えば軽度の障害を持っておられる方で、例えばうつ病などはそういうものが多いのではないかと思います。実際に日常生活に支障がなくて警備業務を適正に行うことができるという方もおられると、こういうふうに思います。そういう方には警備業という仕事に就いていただくという道がこれでできると、こういうことになるのではないかと思います。(『第155回国会参議院内閣委員会会議録第4号』2002.11.14:7)

2002年11月14日、参議院内閣委員会で黒岩宇洋委員から改正前の旧5号を改正後、6号と7号に分けた理由を問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は精神傷害者の欠格事由の扱いについて警備業者、警備員及び機械警備業務管理者の場合と警備員指導教育責任者の場合とで差異が生じるからとしている。

改正前の三条五号でございますが、「精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」と規定をしております。これは昭和五十七年の改正で欠格事由として規定をされたものでございます。

ところが、今回、警備業者、警備員及び機械警備業務管理者につきましては、先ほど来御説明を申し上げますように、精神病患者を一律に排除する規定から業務を適正に行うことができるか否かといった能力に着目した欠格事由に改めることとしておりますが、一方、警備員指導教育責任者につきましては、これは従来、三条五号に掲げる者が全部これも欠格となっていたわけではございますが、今回の改正によりまして、精神病患者に係る欠格事由につきましては、この警備員指導教育責任者につきましては廃止をするということにしたわけでございます。

したがいまして、精神病患者に係る欠格事由について、警備業者、警備員及び機械警備

業務管理者の場合と警備員指導教育責任者の場合とで差異が生じると。一方は適用になり、一方は適用にならないということになります。しかし、一方、他の中毒者に係る欠格事由については同様であると。こういうことで、立法技術上の必要性によりまして、両者を別の号で規定することとしたものであります。（『第155回国会参議院内閣委員会会議録第4号』2002.11.14:13）

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で吉井英勝委員から改正法案第3条第7号の国家公安委員会規則では病名や病名が特定できる症状を明記すべきではないと思うが、と問われ、谷垣禎一国家公安委員会委員長は病名が特定できるような症状を明記することは考えていないとしている。

国家公安委員会規則をどうするか今検討中ですが、おおよその方向としては、精神機能の障害によって、警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者といったようなたぐいではどうかという検討をしております。今吉井委員が懸念されましたような、病名が特定できるような症状を明記するという事は考えておりません。（『第155回国会衆議院内閣委員会会議録第3号』2002.11.1:5）

## (2) 警備員・警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者の欠格事由

### ○法案

改正後の第7条、第11条の3及び第11条の6を次に示す。心身障害者について、警備員及び機械警備業務管理者の場合は欠格事由とされているが、警備員指導教育責任者の場合はそうになっていない。

#### (警備員の制限)

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

#### (警備員指導教育責任者等)

第十一条の三 警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く。）ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で総理府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、  
(略)

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警備員指導教育責任者資格

者証を交付する。

(略)

- 3 前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。
  - 一 未成年者
  - 二 第三条第一号から第六号までのいずれかに掲げる者
  - 三 第六項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者
- 4 (略) 書換え
- 5 (略) 再交付
- 6 公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。
  - 一 第三条第一号から第六号までに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けたとき。
  - 三 この法律、この法律に基づく命令又は第十条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その情状が警備員指導教育責任者として不相当であると認められるとき。
- 7 (略)

(機械警備業務管理者等)

第十一条の六 機械警備業者は、基地局ごとに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で総理府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

- 2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、機械警備業務管理者資格者証を交付する。
  - 一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務について行う機械警備業務管理者講習を受け、その課程を修了した者
  - 二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 3 第十一条の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至った場合について、同条第三項から第五項までの規定は機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付について、同条第六項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第七項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「掲げる者」とあるのは「掲

げる者又は心身の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者資格証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格証の返納」と、同条第六項第一号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は第十一条の六第三項において読み替えて準用する第三項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

#### ○国会審議

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から風営法では精神病に関して欠格事由としない改正があったが、警備業法で残している理由はなにかと問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、警備業は人の生命、身体または財産を守る業務に直接携わる業務であることから、一定の欠格事由は必要であろう、ただし、警備員指導教育責任者はそうした業務に携わらないことから欠格事由を廃止するとしている。

風俗営業適正化法との違いでございますが、風俗営業も、もともとこういった欠格要件を設けていたわけでありましたが、これは他の業種に比べて種々問題が生じやすい業種である、一般的に判断力や自制力に欠けるところがある者が責任ある立場につくことは好ましくないという考え方がございました。

しかし、翻って考えてみますと、風俗営業は直ちに人の生命等に具体的な危険を生じさせるという業務ではない、風俗営業を営もうとする者に対する措置としては、事後的な指示やあるいは営業の停止ということによっても一定の効果を上げることができる面があるということで、今回、障害者の社会活動への参加を促進するという観点から、平成十三年の改正で、精神病患者に関する欠格事由を廃止したというものであります。

この警備業法でございますが、これは警備業者、警備員及び機械警備業務管理者についてでございますが、人の生命、身体または財産を守る業務に直接携わる、または直接携わる者を指揮監督するというものでありますことから、一定の欠格事由は国民生活の安全を守るためにやはり必要ではないかと考えております。精神病患者を一律に排除するという規定はやめることにしよう、しかし、一定の欠格事由というのはやはり必要だろう、こういう考え方でございます。

なお、警備員指導教育責任者、警備員の教育に当たる者でございますけれども、これにつきましては同様に欠格事由が規定されていたわけでございますが、これは、人の生命、身体または財産を守るという業務に直接携わるわけではない、または直接携わる者を指揮監督するわけでもないということでございますので、この警備員指導教育責任者につきましては、風適法と同様に、精神病患者にかかわるこの欠格事由を廃止するという事としたいと考えているものでございます。（『第155回国会衆議院内

◎まとめ（警備業の要件及び警備員等の欠格事由）

従来の警備業の要件では、暴力団員は排除できるが、暴力団員と密接な関係者や暴力団員が事業活動に影響力を及ぼす場合を排除できないため、第3条（警備業の要件）では、新たに第5号、第10号、第11号の規定を設け、暴力団関係者を排除している。

今回の改正で、国会で一番質疑が行われたのは、精神病者の扱いである。改正では、第5号から「精神病患者」を削除したが、第7号「心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」の規定が追加された。

第7号（心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者）の追加について、国会で論争となったが、国としては、警備業は人の生命、身体、財産を守る業務に直接携わる、あるいは、直接携わる者を指揮監督する立場にあることから、一定の欠格事由は必要であるとしている。ただ、精神病患者を一律に排除するのではなく、業務を適正に行えるかという能力に着目することとするが、警備員指導教育責任者については直接業務に携わるわけでも、携わる者を指揮監督するわけでもないので第7号は警備員指導教育責任者の欠格事由から除外するとしている。

(3) 認定の取消し

○法案

改正後の関係条文は次のとおりであり、認定後、営業を6ヶ月以上休止している場合や3ヶ月以上所在不明の場合、認定を取り消しできることとした。（下線は追加部分等。）

（改正後）

（認定）

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

第四条の二 ～ 第四条の四 （略）

（認定の取消し）

第四条の五 公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと。
- 二 第三条各号（第九号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。
- 三 正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

#### ○国会審議

2002年11月14日、参議院内閣委員会で島袋宗康委員から営業所を有していない業者の実態を問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、営業所を有していない業者で不適正事例が発生しており、今回の改正で営業の実態がない、あるいは、所在不明の場合は認定取り消しを可能にすることとした、としている。

平成十三年末で見ますと、警備業者数九千四百五十二ございますが、そのうちの二百四十五業者、二・六%の者が営業所を有しておりません。これらの警備業者は、営業を営んでいない言わば休眠状態であったり、あるいは営業者自身が所在不明であるということで営業所を有していないという状況にある者でございます。

しかし、長期間にわたって警備業を営んでいない、あるいは警備業の認定を便宜的に得ているにすぎないと見られる者について、そもそも認定の効果を付与しておく必要性は低いというふうに思われますし、また、実際にもこういった業者による名義貸しといった不適正事例が発生をしているという状況もでございます。

このため、今回の改正で正にこの点につきましてお願いをしているわけでございます。六か月以上にわたって営業の実態がない、又は三か月以上にわたって所在不明であるにもかかわらず警備業の認定を得ているという者については認定を取り消すことができるということにさせていただきまして、こういった状況に対処してまいりたいと考えております。（『第155回国会参議院内閣委員会会議録第4号』2002.11.14: 9-10）

#### ◎まとめ（認定の取消し）

営業の実態がない場合、名義貸しが発生しており、6ヶ月以上営業の実態がないか、3ヶ月以上所在不明の場合は、認定の取り消しが可能としている。

#### (4) 明石市民夏まつり雑踏事故

2001年7月、第32回明石市民夏まつり花火大会で大規模な雑踏事故が発生し、死者11名、重軽傷者247名に及ぶ事態（明石市民夏まつり事故調査委員会2002:1）となり、大規模雑踏警備業務のあり方に波紋を投げかけた。

#### ○国会審議の状況

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から明石市花火大会の事故についてどう総括したのかと問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、関係者12名が業務上過失致死傷罪で事件送致されたほか、雑踏警備について都道府県警察に対して適切な実施を警備業者に指導するよう通達を発出するとともに、全国警備業協会に対し適正な雑踏警備業務の実施を要請したとしている。

明石市民夏祭りにおける雑踏事故であります、亡くなられた方やその御遺族の方に対しまして、改めてお悔やみを申し上げたいというふうに思います。

この事故におきましては、主催者であります明石市、それからその委託を受けた警備会社、そして明石警察署という関係の三者が、いずれも雑踏事故の危険性に対する認識が甘かったというふうに言わざるを得ないと考えております。そしてまた、警備計画や警備措置、それからこれら三者の間の連携がそれぞれ不十分であったということであろう、こういうふうに思います。

総括ということでございますが、兵庫県警察におきましては、捜査の結果、明石市、警備業者、それから明石警察署、この三者の関係者合計十二名を業務上過失致死傷罪で事件送致をしておりますし、兵庫県警察におきましては、警察関係者について懲戒処分等を行うとともに、国家公安委員会においても、前明石警察署長について懲戒処分を行っているというところでございます。

事故後の関係の対策でございますが、この関係者の事件送致や処分を機に、一つは、雑踏事故防止上の基本的な認識、留意事項、それから警備体制の確立というような点、そしてまた、的確に雑踏警備業務を行うという点につきまして、警備業者に対する指導というものを適切に行わなきゃいけないというような点について、全国警察に対し、通達等も発しまして指導を徹底しているところでございます。また、警備業者につきましても、警備業の関係団体に適正な雑踏警備業務の実施ということにつきまして要請を行っており、警備業者にこの旨が徹底されているものというふうに承知をしております。

今後とも、警察といたしましては、やはり、こういった行事の主催者、それからその委託を受けた警備業者と計画の段階から十分に連携をして、この種の事故を二度と起こさないという対策を十分に講じてまいりたいというふうに考えております。

(『第 155 回国会衆議院内閣委員会議録第 3 号』 2002.11.1: 2)

2002 年 11 月 14 日、参議院内閣委員会で田嶋陽子委員から明石市民夏まつり事故調査委員会の報告書では再発防止策の提言を行っているが、警察と警備業者にどのように反映されているかと問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、都道府県警察への指示や全国警備業協会への要請に際し事故調査委員会の報告書を参考としており、同協会では「雑踏警備の手引」を作成したとしている。

警察庁におきましては、この夏祭りの雑踏事故の発生以降、雑踏事故防止の徹底が図られるようにいろいろ検討いたしました。都道府県警察に対しまして、事故防止上の基本の確認、雑踏事故防止に関する体制の確立というようなことを指示いたしました。また、適正な雑踏警備業務の実施について警備業者に対しても指導するように

という指導をしておるところでございますし、社団法人全国警備業協会に対しましてもそういった要請を行っております。

今挙げられました事故調査委員会で挙げておりますその項目につきまして、私どもとしても十分参考にさせていただきました。基本的な事項と申しますか、その項目につきましては私どもとも一致するところが多いわけでございますので、参考にさせていただいております。

また、社団法人全国警備業協会におきましては、私どもからいろいろ要請したことを踏まえまして、いろいろ検討していただきました。今年の七月でございますが、「雑踏警備の手引」という基本的な資料を作成をいたしまして、警備業者に配付をしております。この言わばマニュアルでございますけれども、マニュアルと言っているものだと思いますが、この内容も明石市の調査委員会の報告書も参考にしているというふうに聞いております。

雑踏事故防止につきましては、警察といたしましては、やっぱり主催者ですね、何と申しましても行事の主催者、それから警備業者はその主催者の委託を受けて実施に当たるわけでございます。こういった方たちとの連携というのは非常に重要だと思っておりますので、今後ともしっかりと連携協力に努めてまいりたいと考えております。(『第 155 回国会参議院内閣委員会会議録第 4 号』 2002.11.14: 11)

#### ◎まとめ（明石市民夏まつり雑踏事故）

明石市民夏まつり花火大会での大規模雑踏事故（死者 11 名、重軽傷者 247 名）について、警察庁は、主催者、警備業者、警察において雑踏事故の危険性に対する認識が甘く、連携が不十分であったとしているが、事故を教訓とした法の改正は行われなかった。おそらく警備業法の運用の問題であると整理したと考えられる。

ただ、警察庁では、雑踏警備について都道府県警察に対し適切な実施を警備業者に指導するよう通達を発出するとともに、全国警備業協会に対し適正な雑踏警備業務の実施を要請している。それを受け、同協会では 2002 年 7 月「雑踏警備の手引」を作成した（社団法人全国警備業協会 35 周年記念誌編集会議 2007: 52-53）。

#### (5)その他

今回の改正内容以外で国会審議された内容は次のとおりである。

#### ○機械警備

2002 年 11 月 14 日、参議院内閣委員会で島袋宗康委員会から機械警備業務の即応体制の現状と課題について問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、情報受信から 25 分以内、事情がある場合は 30 分以内に到着できるようにするものと定められているとしている。

機械警備業者の即応体制についてのお尋ねでございますけれども、これは警備業法、それから都道府県公安委員会規則で即応体制について基準が定められております。盗難等の事故が発生したという情報を受信した場合は、速やかに現場における警備員の事実確認あるいは必要な措置が講じられるようにしなければいけない。そのために、必要な数の警備員、あるいは警備員の待機場所、車両その他の装備を適正に配置しておかなければいけないというふうにされているわけでありまして。

現在、都道府県公安委員会規則では、おおむねその即応体制の基準を、基地局でその情報を受信した場合に、その受信のときから二十五分以内、交通の便が特に悪いような事情がある場合は三十分以内に現場に警備員を到着させることができるようにしなければいけないというふうに決められているところであります。

しかし、御指摘のように、機械警備業の需要と申しますか、非常に増加をしております。また、近年の犯罪情勢というようなこともございます。また、それぞれの地域ごとにいろいろそういった実態も異なるであろうというふうに思われます。そういった状況を勘案して、即応体制の基準の強化ということについて検討することも考えているところでございます。（『第 155 回国会参議院内閣委員会議録第 4 号』2002.11.14: 10）

#### ○業界団体

2002 年 11 月 1 日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から業界団体の機能について問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、警備業者は都道府県警察から指導を受けると同時に、全国警備業協会から指導を受けているとしている。

警備業者につきましては、これは具体的な加入率等はあれでございますけれども、ほとんどの業者が、全国警備業協会という団体がございまして、こちらに加入をしております。

この団体におきまして、警備業者に対するいろいろな実態の把握でございますとか、あるいは警察からの、先ほどの雑踏事故防止のためのいろいろな要請もそうございますが、この全国警備業協会を通じまして要請をし、そこから各警備業者に対して指導するというような仕組みもございます。

したがって、それぞれの警備業者は、都道府県警察からいろいろ具体的な指導を受けると同時に、この全国組織を通じて各種の指導を受けている、こういう状況にございます。（『第 155 回国会衆議院内閣委員会議録第 3 号』2002.11.1: 3）

なお、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、さきほどの答弁を次のように修正している。

先ほど、警備業協会への加入につきまして、ほとんどの業者がと申し上げました

けれども、年々増加しつつはありますけれども、具体的な数字を今取り寄せてみますと、昨年末現在で約五七%という数字になっております。今後とも、こういった組織化といいますか、警備業協会への加入を促進するように私どもとしても働きかけ、そこを通じてまた十分な指導もするようにしてまいりたいというふうに思っております。訂正させていただきます。(『第155回国会参議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:3)

#### ○検定制度

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から1級、2級の検定取得者が約17%と少ないが今後の方向はと問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備、貴重品運搬警備などの種別ごとに1級、2級に区分して検定を行うもので、警備業者に検定取得を指導したいとしている。

まず、警備業者に義務づけられております警備員に対する教育でございますが、これは警備業法の十一条の二項で義務づけがなされているわけでありまして、いわば警備業務を行う上での最低限の必要な事項について、必要な知識について行われるものであります。

検定という制度でございますが、これは警備業務にもいろいろ種類がございます。空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、それから核燃料物質等運搬警備、貴重品運搬警備などございますが、こういった種別ごとに一級、二級に区分して検定を行うということになっております。二級といいますのは、適正に業務を行うために通常必要とされる知識や能力を十分に修得しているかどうかということ、また一級は、警備業務を遂行する過程におけるさまざまな状況において必要なより高度の水準、それから能力、さらに、管理的な立場にある者が保持すべき知識、能力を修得している者について一級を与えるということでございます。

この一七%という検定取得についてどのように考えるかということでございますが、先ほど来お話でございますように、平成十三年末で四十四万人あたりの警備員が警備業務に従事している、これまで検定を取得している者は七万七千人、こういう数字でございます。警備業がやはり国民の自主防犯活動を補完する、または代行するという大変重要な役割を担っているということを踏まえて考えてみますと、御指摘のように、一定水準以上の知識、技能を身につけて検定を取得した警備員がより一層ふえることが望ましいというふうに考えておまして、私どもとしては、この一七%という数字でよしというふうには考えておりません。

今後とも、警備業者に対しましては、警備員に検定を取得させることに努めるよう十分指導をしてまいりたいと考えているところであります。(『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:2)

さらに、石毛えい子委員から常駐警備と核燃料物質等運搬業務の警備に関して1級検定取得者がいないことについての認識を問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は今まで1級検定を実施してこなかったもので、今後、実施についてしっかり検討したいとしている。

常駐警備と核燃料物質運搬警備の1級検定についてのお尋ねでございますが、常駐警備検定につきましては、実は、検定制度が創設されましたのは平成十年でございます。十三年までに、七千六百六十七名が2級の検定に合格をしております。1級については、今まで実施されてきていなかったわけでありましたが、本年中に1級検定も行うようにするという事としております。

それから、核燃料物質等運搬警備につきましては、昭和六十一年に検定制度が創設をされましたが、今まで2級の検定合格が二百八十八人ということでございます。この業務に従事する警備員の数自体がほかの警備業務に比べて非常に少ないということでありまして、1級の検定の対象になる者の絶対数といえますか、それが非常に少ないということで、今まで1級検定を実施してきていなかったというものであります。1級の力を持っている者がいないということではなくて、検定ということ自体、実は運用をされていなかったということだろうと思っております。

御指摘のように、国民の安全にかかわる非常に重要な業務でございますので、今後、この核燃料運搬警備における1級検定の実施についてはしっかり検討してまいりたいというふうに思います。(『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:2-3)

#### ○警備業と警察の関係

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から警察と警備業の関係について問われ、谷垣禎一国家公安委員会委員長は次のとおり、警備業を警察の犯罪対策の体系の中でどう位置づけていくのかは今後の検討課題としている。

今石毛委員が御指摘されましたように、警備業というのは発足当時から比べまして随分大きく成長してまいりまして、平成十三年末現在においては、業者数は九千数百、警備員数も四十四万人余りに達して、今いろいろな産業の、どちらかといえば元気のない中でも、少しずつ成長を続けている産業と言ってよいのかなと思っております。

そして、その業の性格は、今もお話がありましたけれども、国民の自主防犯行動を補完して、あるいはまた代行して行っていく生活安全産業だ、私ども警察の方からもそういうとらえ方をしております、国民生活の安全の向上のために大きな役割を担っているというふうに考えているわけです。

そこで、従来は警備業務を適正に実施させるという観点から警備業者を指導監督してきたところですが、今後どうしていくか。最近の治安情勢も、今おっしゃられましたようにいろいろ厳しさを増しております、治安を守る、あるいは国民生活の安全を守るという観点から、警備業を警察が立案する犯罪対策の体系全体の中でどう位置づけていくのかということ、もう少し積極的に位置づけていられないかというのは、これからの大事な検討課題だ、こんなふうにとらえております。（『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:1）

#### ○臨時雇用の教育

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から臨時雇用<sup>45</sup>の教育について問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は臨時雇用の警備員に対しても教育する義務を負うとしている。

平成十三年末の警備員数四十四万人余りのうち、臨時警備員は十万五千人以上いるというふうに承知をしております。

警備業者は、常時雇用であれ臨時雇用であれ、雇用している警備員に対しては教育が義務づけられておりますので、こういった臨時雇用の者につきましても、当然、警備業者は教育する義務を負うということでございます。（『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:3）

#### ○認定の実効性

2002年11月1日、衆議院内閣委員会で石毛えい子委員から零細な事業者が多いが認定の実効性かどうかと問われ、瀬川勝久警察庁生活安全局長は、立入検査を通じて警備業法の要件が遵守されるよう指導したいとしている。

大変警備業者の数も多く、零細なものも多いということは御指摘のとおりでございますけれども、各都道府県警察におきましては積極的に立入検査を実施しております。

例えば、全国で、警備業の営業所の数でございますが、平成十三年で見ますと一万四千二百三十九ございます。これに対しまして、延べでございますが、立入検査の実施数が一万三千五十五ということでございまして、一営業所当たりで見ますと〇・九二ということで、一〇〇%近く、営業所に対する立ち入りを少なくとも年一回はやって業務の実施状況等をしっかりチェックしている、こういう状況でございます。

---

<sup>45</sup> 2001年末現在、全警備員に対する臨時警備員の占める割合は23.6%である（警察庁生活安全局生活安全企画課2002）。

零細も多くということですが、すべてこれは認定の業者でございますし、こういった積極的な立ち入りを通じて、警備業法に定められた各種の要件等がきちっと遵守されるように今後とも指導を進めてまいりたいと思いますし、規模が大きいからあるいは小さいからというようなことで提供されるサービスの質に差異が生じることがないように、今後とも十分指導してまいりたいと考えております。(『第155回国会衆議院内閣委員会議録第3号』2002.11.1:4)

#### 4.2.6 まとめ（警備業法の第2次改正）

警備業法の第1次改正が行われた、約20年後の2002年には第2次改正が行われた。改正の骨子は次のとおりである。

警備業者等の欠格事由（警備業の要件）に、暴力団員の影響力を排除する項目が追加された。暴力団員ではないが、事業活動に対し暴力団員による支配的影響を受ける者、暴力団員に暴力的要求行為を依頼した者、暴力団員と密接な関係にある者等を排除するとしている。

また、営業実態のない業者で不適切事案が発生していることから、営業の実態がない、あるいは所在不明の場合には、認定を取り消しできる。

なお、2001年7月の明石市民夏まつり雑踏事故は大規模雑踏警備のあり方に波紋を投げかけたが、法改正は行われずに、国からの行政指導にとどまった。

また、国会答弁において、警備業は国民の自主防犯行動を補完、あるいは代行する生活安全産業であり、国民生活の安全の向上のための大きな役割を担っているとの認識が示されている。さらに、警備業者は零細なものが多いが、立入検査を通じて警備業法の要件が遵守されるよう指導したいとしている。

### 4.3 警備業法の第3次改正（2004年）

#### 4.3.1 概要

警備業法は2002年に第2次改正が行われたが、その2年後には第3次改正が行われた。警備員の知識・能力の向上と警備業務の依頼者保護を図るためであるとしている。

#### 4.3.2 成立過程

第3次改正としての「警備業法の一部を改正する法律」の成立過程は、次のとおりである<sup>46</sup>。

（法律案名） 警備業の一部を改正する法律案

（提出年月日） 第159国会 2004（平成16）年3月9日

衆議院

内閣委員会

2004（平成16）年4月28日（『第159回国会衆議院内閣委員会議録11号』）

2004（平成16）年5月7日（『第159回国会衆議院内閣委員会議録第12号』）

本会議

2004（平成16）年5月11日（『第159回国会衆議院会議録第30号』）

参議院

内閣委員会

2004（平成16）年5月13日（『第159回国会参議院内閣委員会会議録第12号』）

2004（平成16）年5月18日（『第159回国会参議院内閣委員会会議録第13号』）

本会議

2004（平成16）年5月19日（『第159回国会参議院会議録22号』）

（成立年月日） 2004（平成16）年5月19日

（公布年月日） 2004（平成16）年5月26日

（法律名） 警備業の一部を改正する法律（平成16年法律第108号）（資料9）

#### 4.3.3 改正の理由<sup>47</sup>

警備業は、国民の自主防犯活動を補完または代行する重要な役割を果たしている。

近年の治安情勢の深刻化を受けて、警備業に対する需要が増大するとともに、その社会的影響も大きなものとなってきており、警備業務の適正な実施に対する要請が強まっている。

---

<sup>46</sup> 成立過程の年月日のうち、出典が国会会議録と記載されていないものは、「日本法令索引」による。<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000070406&current=1>

<sup>47</sup> 『第159回国会衆議院内閣委員会議録第11号』 2004.4.28: 41

る。

このような状況を踏まえ、警備業をより信頼されるものとするため、警備員の知識及び能力を向上させるとともに、警備業務の依頼者の保護を図っていく必要がある。

#### 4.3.4 改正法案の概要

改正法案の概要<sup>48</sup>は次のとおりである。

- (1) 警備員の知識及び能力の向上を図るための規定の整備
  - ① 警備業者は、営業所ごとに、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者から警備員指導教育責任者を選任しなければならないこととする。
  - ② 都道府県公安委員会による、警備員指導教育責任者に選任されている者に対する定期的な講習の制度を導入することとする。
  - ③ 警備業者は、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務については、一定の基準に従い当該警備業務に係る検定の合格証明書の交付を受けている警備員を配置して警備業務を実施しなければならないこととする。
  - ④ 都道府県公安委員会は警備員等の検定を行うものとするほか、登録講習機関における講習会の課程を修了した者について、当該課程に係る検定の学科試験または実技試験を免除することができることとする。
- (2) 警備業務の依頼者を保護するための規定の整備
  - ① 警備業者は、警備業務を行う契約を締結しようとするときは、その概要について記載した書面を、また、警備業務を行う契約を締結したときは、契約内容を明らかにする書面を警備業務の依頼者に交付しなければならないこととする。
  - ② 警備業者は、警備業務の依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととする。
- (3) 罰則の見直し等所要の規定の整備

#### 4.3.5 改正法案及び国会審議

##### (1) 警備員指導教育責任者関係

###### ○法案

改正後の警備員指導教育責任者関係の条文を次に示す。下線は主要な変更部分を示している。警備員指導教育責任者について改正後は第2条の警備業務別の選任となり、営業所で行う警備業務の区分ごとに選任され、定期的に講習を受けることとなった。

(改正後)

---

<sup>48</sup> 『第159回国会衆議院内閣委員会議録第11号』 2004.4.28: 41

## 第二章 警備業の認定等

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

一 ～ 八 (略)

九 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分（前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに第二十二條第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十 ～ 十一 (略)

(警備員指導教育責任者)

第二十二條 警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く。）ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で内閣府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、(略)

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警備員指導教育責任者資格者証を交付する。

一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務について行う警備員指導教育責任者講習を受け、その課程を修了した者

二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 警備員指導教育責任者資格者証の交付は、警備業務の区分ごとに行うものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

一 未成年者

二 第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者

三 第七項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者

5 (略) 書換え

6 (略) 再交付

7 (略) 返納

8 警備業者は、国家公安委員会規則で定める期間ごとに、警備員指導教育責任者に選任した者に、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより行う警備員の指導及び教育に関する講習を受けさせなければならない。

なお、第1次改正後の第4条の2（認定手続及び認定証）は第3次改正で第5条となり、認定書の記載事項として、営業所ごとの警備業務区分が求められるようになった。改

正後の第5条を次に示すが、下線部分が主たる変更・追加部分である。

(認定手続及び認定証)

第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。(略)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称、所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分
- 三 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所
- 四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2～5 (略)

○国会審議

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で西村康稔委員から警備員指導教育責任者の改正について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、警備員指導教育責任者については、営業所で行う警備業務の区分ごとに選任するとともに、定期的な講習を公安委員会が行うとしている。

最近の治安情勢の変化を受けまして、警備業務を取り巻く環境も厳しさを増してきております。警備員に対する指導教育につきましても、警備業務の専門別に最新の知識を身につけた警備員指導教育責任者により行われる必要があると考えております。そこで、警備業者の専門的な指導教育体制を高めるために、今回、新たに次の点について改正を行いたいと考えているところでございます。

一つは、警備員を現場で指導します警備員指導教育責任者につきましては、これまで、営業所ごとに選任することとされておりましたが、これを、営業所で行う警備業務の区分ごとに選任することといたしたいと考えているところでございます。それと、二つ目でございますけれども、警備員指導教育責任者に選任されている方々に対しまして、定期的な講習を公安委員会によりまして行っていくということを新たに導入していきたいというふうに考えております。

こうした改正によりまして、警備員に対し、現場の実態に即した実践的な指導教育が可能になってくるものというふうに考えております。(『第159回国会衆議院内閣委員会議録第12号』2004.5.7:3)

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で太田昭宏委員から今回の改正の効果について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、より適正かつ充実した警備業務の実施が期待され

るとしている。

今回の改正におきましては、警備員に対します専門的な指導教育体制が充実されることとなりますので、警備業務の依頼者からの需要に応じた、より適正な、かつ充実した警備業務の実施が期待されるわけでございます。また、社会の安全上重要な特定の種別の警備業務につきましては、専門的な知識及び能力を有する検定合格者の配置が義務づけられることによりまして、より適正かつ充実した警備業務の実施が期待されるところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』 2004.5.7: 4）

2004 年 5 月 18 日、参議院内閣委員会で岡崎トミ子委員から警備員指導教育責任者講習の内容について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、最近の不適切事例や事故事例の分析、さらには教訓等の事項を盛り込むことを検討しているとしている。

警備員指導教育責任者は、警備業におきます警備員の法定教育の責任者として、警備員の資質の向上に関することや警備業務の適正な実施に必要な法令に関することなどの教育に日ごろから当たっているわけでございますけれども、こうしたことに関する、そういった意味で十分な知識というものが必要になってくるわけでございます。

そうした意味で、警備員指導教育責任者としての資格を得るための警備員指導教育責任者講習におきましても、警備員の資質向上に関することや警備員が犯しやすい犯罪の類型についての講義等が行われているところでございます。

また、今回の改正案では、警備員指導教育責任者に対する定期的な講習というものが新設されることとなりますけれども、この講習におきましては、最近の不適切事例や事故事例の分析、さらには反省、教訓等の講習事項を盛り込むこととすることを現在検討しているところでございます。（『第 159 回国会参議院内閣委員会会議録第 13 号』 2004.5.18: 6）

2004 年 5 月 7 日、衆議院内閣委員会で太田昭宏委員から警備員指導教育責任者を警備業務の区分ごとに選任すると中小の業者の負担が重くなるのではないかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、約 8 割の営業所では 1 区分の警備業務を行っており、小規模の警備業者の新たな負担にならないと考えているとしている。

まず、警備員指導教育責任者を警備業務の区分ごとに選任することの意味でございますけれども、これによりまして警備員に対する的確な指導や教育が実施されることになりまして、適正な警備業務が確保されることとなります。これによりまして、業務災害などの減少が期待されますので、結果的には警備業者の負担を超える効果があ

るのではないかというふうに考えております。

また、小さな中小業者等に関してでございますけれども、全体的に警備業者は大変小さなものが多いというふうに申し上げましたが、警察庁において調べましたところ、一つの業者で二つ以上の区分について警備業務を実施している営業所というものが全体の二割に満たないという状況でございます、約八割の営業所が、一つの営業所で一つの区分の業務しか行っていないという実態がございます。

ですから、ほとんどの小規模業者につきましては、一つの区分の警備業務を行っているという状況がありますので、そうした小規模の警備業者につきましては、現在行っている、例えば交通誘導警備というものが多と思いますけれども、そうした警備に係る区分の警備員指導教育責任者を選任すれば足りますので、新たな負担がふえるということにはならないというふうに考えているところでございます。

また、警備員指導教育責任者の専門性を高めるということにつきましても、警備業界からもその必要性を広く御理解いただいているというふうに認識しているところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』 2004.5.7: 4）

2004 年 5 月 18 日、参議院内閣委員会で魚住裕一郎委員から警備員指導教育責任者の要件として検定合格者を入れるべきではないのかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、警備員指導教育責任者講習の受講資格については最近 5 年間に警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者、1 級の検定合格者、2 級の検定合格者で検定合格後、継続して 1 年以上警備業務に従事している者としているとしている。

現行の警備員指導教育責任者講習の受講資格につきましては、警備員の指導教育を効果的に行うためには警備業務についての一定の知識、技能及び実務経験が必要とされるところでありまして、このため、最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者、一級の検定合格者、二級の検定合格者で検定合格後、継続して一年以上警備業務に従事している者としているところでございます。

なお、社団法人全国警備業協会の調査によりますと、平成十五年四月一日現在、同協会に加盟している警備業者において、警備員指導教育責任者の資格者証の交付を受けている者は約三万人強いるわけでございます。そのうち、何らかの検定を取得している者はこの半数近くということございまして、これは常駐警備のように最近になってようやく検定が開始されたものや、身辺警備のように検定が実施されていない警備業務があることによるものだというふうに考えられます。

今回の改正によりまして、警備員指導教育責任者につきましては警備業務の区分ごとに選任されることとなりますので、警備員に対するよりきめ細かな指導教育を実現できますよう、当該警備業務の区分に係る検定合格者や、当該警備業務の区分に関して一定の実務経験を備えた者に講習の対象を限定する方向で検討してまいりたいとい

うふうに考えております。（『第 159 回国会参議院内閣委員会会議録第 13 号』  
2004.5.18: 9）

なお、『警備業法の解説』（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 149）によると、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則において、指導教育責任者講習の対象者として、警備業務の従事期間が最近 5 年間で 3 年以上の者、1 級及び 2 級検定合格者のほか、公安委員会がこれらの者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者も挙げられている。

#### ◎まとめ（警備員指導教育責任者関係）

警備員指導教育責任者は、指導・教育計画を作成し、警備員を指導・教育する責任を有しているが、今回の改正で、第 2 条の各号の警備業務の区分ごとに選任されることとなっている。国では、警備業者の専門的な指導教育体制を高めるもので、現場の実態に即した実践的な指導教育が可能になるとしている。

警備員指導教育責任者は定期的な講習を受けることとされ、講習の内容としては、不適切事例や事故事例の分析・教訓などが想定されている。講習の受講資格として、一定の知識、技能及び実務経験が必要とされる。

今回の国会審議では、警備員指導教育責任者をめぐる不適切事案は紹介されていないが、警備業務の専門性を考えれば、警備業務別に必要とする理由も頷ける。

#### (2) 検定合格者の配置義務化

##### ○法案

改正前、検定は「できる規定」であったが、改正後は専門的知識・能力を要し、事故時には不特定多数の生命、身体、財産に危険を生じるおそれのある業務については、検定合格者の配置が義務づけられている。改正後の条文を示す。

### 第三章 警備業務

#### （特定の種別の警備業務の実施）

第十八条 警備業者は、警備業務（第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。）のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別（以下単に「種別」という。）のものを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

## 第四章 教育等

### 第二節 検定

#### (検定)

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

5 (略) 書換え及び再交付

6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### (登録)

第二十四条 前条第三項の登録は、講習会を行おうとする者の申請により行う。

#### (欠格条項)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第三項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第二十六条 (略) 登録基準

第二十七条 (略) 登録更新

第二十八条 ～ 第三十九条 (略) 登録講習機関関係

#### ○国会審議

##### (検定制度)

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で西村康稔委員からよりきめ細かに検定を行う制度に変えるべきではないかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、現在、空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備、貴重品運搬警備について検定が行

われているが、雑踏警備については今後の検討と答弁している。

検定についてのお尋ねでございますけれども、現在、検定を行っております警備業務の種別といたしましては、空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、そして核燃料物質等運搬警備、さらには貴重品運搬警備等が考えられるわけでございますけれども、今お話のございました雑踏警備は、人の雑踏する場所における事故の発生を警戒し防止する業務でございます。適切な人の誘導を行うとともに、一たん雑踏事故が発生した場合には被害拡大防止のために的確な措置を講ずる必要があります。このため、これに従事する警備員には、いわゆる交通誘導警備とは異なる専門的知識及び能力が求められるところであります。

また、雑踏警備は、明石市の市民夏祭りの雑踏事故に見られますように、これが不適正に実施された場合には多くの方の生命もしくは身体に危険を生ずるおそれがありますことから、専門的な知識及び能力を有する警備員を配置することによりまして、その実施の適正を図る必要性が高いというふうに考えられます。

このため、雑踏警備につきましては、現在は検定の種別というふうには行っておりませんが、新たな種別の検定を実施する方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』 2004.5.7: 2）

2004 年 5 月 7 日、衆議院内閣委員会で太田昭宏委員から検定制度の改正内容について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、重要な一定の警備業務については検定合格者の配置を義務づけ、公安委員会による検定の実施を義務づけ、検定に係る登録講習機関制度を導入するとしている。

警備員の検定についての改正についてでございますけれども、二つの点について改正を行うというふうに考えております。

一つは、社会の安全の上で重要な一定の警備業務について検定合格者の配置を警備業者に義務づけるということでございますが、例えば、原子力発電所の警備といった、一度事故が発生した場合に国民の生命、身体、財産に重大な影響を与える社会の安全の上で重要な一定の警備については、その適正な実施が社会的にも要請されているということがございますので、そうしたところに検定合格者の配置を義務づけるということが一つでございます。

もう一つは、都道府県公安委員会によりまして検定の実施を義務づけることによりまして、検定の確実な実施を図ることとともに、検定に係る講習につきまして、登録講習機関制度を導入するための規定の整備も行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』

2004.5.7: 4-5)

2004年5月18日、参議院内閣委員会で岡崎トミ子委員から検定合格者の配置義務等について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、ハイジャック防止のための空港保安警備、テロ行為の対象となるような重要な施設警備、大規模な雑踏警備、高速道路などにおける交通誘導警備、また核燃料物質等運搬警備などで配置義務を考えているとしている。

今回の改正案におきましては、専門的な知識及び能力を要し、いったん不適正な業務が行われると事故を招来しかねない社会の安全の上で重要な一定の警備業務につきまして、検定合格者の配置を警備業者に義務付けることとしております。

具体的には、ハイジャック防止のための空港保安警備、テロ行為の対象となるような重要な施設警備、大規模な雑踏警備、高速道路などにおける交通誘導警備、また核燃料物質等運搬警備などにつきまして、現場の警備員のうち、一定の割合の者を検定合格者とするを考えているところでございます。

どのような割合で検定の合格者の配置を義務付けるかにつきましては、今後、対象となる警備業務の実態及び検定合格者数を勘案して検討を進めたいと考えております。

また、多様化する警備業務の実施の適正を確保するためには、これまで実施されていない警備業務につきましても、必要があれば検定を設けるというふうに考えておりまして、先ほども申しましたように、大規模な雑踏警備に関する警備業務につきまして新たな検定の種別として設ける方向で検討をしているところでございます。

また、どのような割合で検定合格者の配置か、そして具体的に何人必要かということにつきましては、現在、対象となる警備業務の実態及び検定合格者の数といったものも勘案しながら検討を進めていく必要があるわけで、現段階では直ちに申し上げることはできませんけれども、警備業者に対して過度の負担にならないような基準にするよう配慮していきたいというふうに考えておるところでございます。(『第159回国会参議院内閣委員会会議録第13号』2004.5.18: 6)

2004年5月18日、参議院内閣委員会で魚住裕一郎委員から検定合格者の配置義務について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、ハイジャック防止や爆発物持込み防止のための空港保安警備、原子力発電所の重要な施設警備、核燃料物質等運搬警備を想定しているとしている。

米国における同時多発テロ事件を始めテロの脅威が高まる中、ハイジャック防止や爆発物持込み防止のための空港保安警備、原子力発電所の施設警備、核燃料物質等運搬警備といった、一度事故が発生した場合に国民の生命、身体、財産に重大な影響を与える社会の安全の上で重要な一定の警備業務については、その適正な業務実施が社

会的に要請されているところでございます。

今回の警備業法の改正におきましては、警備業務のうち、このような特定の種別の警備業務につきましては、専門的な知識及び能力を有する検定合格者の配置が義務付けられることとなるわけでございます。その結果、より適正かつ充実した警備業務の実施が期待されることとなりまして、そうした意味で今御指摘がありましたように、警備業界全体にとりましても全体的な質の向上というものが図られるというふうに考えております。（『第 159 回国会参議院内閣委員会会議録第 13 号』 2004.5.18: 10）

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で泉健太委員から検定制度の理由について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、全体としての警備業あるいは警備員の質の向上につながっていくものとしている。

検定に合格した警備員というものは確かにまだまだ数は少のうございますけれども、逆に、そうした検定に合格した警備員というものは、警備現場におきまして、やはりチームをまとめるリーダー的な役割を果たしている場面が多いわけでございます。そうした意味で、いろいろな警備計画を策定したり、あるいは他と連携を行うような場合におきましても、そうした連絡の責任者となったり、あるいは計画作成の責任者となったりすることも多いわけございまして、そうした検定に合格した人の数がふえていくことによりまして、一人一人の警備員の指導というものも期待されるところでございますので、全体としての警備業あるいは警備員の質の向上につながっていくものと考えているところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会会議録第 12 号』 2004.5.7: 13）

さらに、泉健太委員から検定の取得率の状況について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、具体的な目標値を定めていないが、検定合格者の増加を期待しているとしている。

検定合格者につきましては、基本的には、警備員自身のみずからの能力、知識を高めるために検定にチャレンジして、さらにもう一つ上の資格を取っていかうとするものでございまして、警察の方で具体的な目標値を定めて、ここまで育成していかうという形で行っているものでは必ずしもございません。

そういった意味で、私どもが具体的な目標値を持って、これに到達しているあるいは到達していないというふうに考えているところではございませんけれども、現実には、重要な警備というものを行う上に当たりましては、やはり知識、能力のすぐれた警備員というものが多く輩出されることは大変重要なことだというふうに考えておりますので、そうした検定合格者が今後ふえていくということについては大いに期待をしているところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会会議録第 12 号』 2004.5.7:

14)

2004年5月18日、参議院内閣委員会で森田次夫委員から新旧の検定制度について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、警備業務のうち、専門的知識及び能力を要し、社会の安全上重要な特定の種別の警備業務について検定合格者の配置を義務付けるとしている。

御指摘のとおり、現在の検定制度は特段の法的効果はなく、また配置の義務付けといったようなものはございません。今回の改正では、そうしたことから、警備業務のうち、例えばテロ行為の対象となるような重要な施設警備、あるいは高速道路における交通誘導警備など、その実施に専門的知識及び能力を要し、また、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれのある社会の安全上重要な特定の種別の警備業務につきましては検定合格者の配置を義務付けていこうとするものでございます。

御質問の検定の種別につきましては、法改正により配置を義務付けることになるものでございますので、現行の空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備につきましては、法的効果のある検定にふさわしいものとなるように、その在り方を検討してまいりたいというふうに現在考えているところでございます。

また、いったん事案が発生した場合に多数の人の生命、身体又は財産に大きな影響を与える雑踏警備につきましては、これまで特に検定の対象としておりませんでしたけれども、検定を実施する方向で検討してまいり所存でございます。（『第159回国会参議院内閣委員会会議録第13号』2004.5.18:3）

さらに、森田次夫委員から検定合格者の配置について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、配置基準について検討中だとしている。

検定合格者の配置につきましては、先ほど申しましたように、社会の安全上重要な特定の種別の警備業務について配置を義務付けることといたしております。

配置基準の考え方につきましては、今後、対象となる種別の警備業務の実態を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えておりますけれども、当面は警備員のすべてではなく、例えば現場において警備業務を統括する者やこれを補佐する者について検定合格者を配置することを義務付けることとする方向で今検討を進めております。

将来的に配置を義務付ける警備業務につきましては、その拡大も検討の対象となりますし、配置基準につきましても、合格者の配置比率というものを高めるということは治安情勢によっては必要となってくるということもあり得ると考えておりますけれども、すべての警備員が検定合格者でなければならないというようなことは考えてお

りません。

なお、警備員の資質の向上につきましては、現在におきましても、新任の警備員は基本教育十五時間、業務別教育十五時間の計三十時間の教育を受けておりました、こうした新任教育によりましても一定の資質というものは確保されているものというふうに考えております。(『第 159 回国会参議院内閣委員会会議録第 13 号』 2004.5.18: 3)

なお、『警備業法の解説』(一般社団法人全国警備業協会 2022a: 160, 445-449)によると、警備員等の検定等に関する規則において、検定の種別としては、空港保安警備業務、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務、貴重品運搬警備業務の 6 つであり、同規則第 2 条で検定合格者の配置基準が示されている。また、特に、施設警備業務としては原子力施設及び空港が、交通誘導警備業務としては高速自動車国道、自動車専用道路及び公安委員会が認定した道路が、貴重品運搬警備業務としては現金が対象とされている。

(登録講習機関関係)

2004 年 5 月 7 日、衆議院内閣委員会で太田昭宏委員から登録講習機関について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、公益法人改革に関する閣議決定を踏まえて、現行の公益法人による指定講習を廃止し、新たに登録講習機関に関する規定を設け、講習の修了者は、検定の学科試験または技能試験を免除できるとしている。

今回の改正によりまして、現行の公益法人による指定講習というものを、公益法人改革に関する閣議決定を踏まえましてこれを廃止しまして、新たに登録講習機関に関する規定を設けるというふうにしております。登録講習機関の登録につきましては、行政の裁量の余地のない形で国家公安委員会の登録を行うこととしておきまして、講習の修了者につきましては、検定の学科試験または技能試験を免除することができることとしております。

その登録についての基準でございますけれども、科目に関する基準、あるいは施設設備に関する基準、さらには講師に関する基準等を定めておりますし、また、登録講習機関の公正性に関する基準として、登録申請者が株式会社または有限会社である場合は警備業者の商法上の小会社でないことなどを定めているところでございますけれども、こうした登録講習機関というものにつきましては、これらの基準を満たす者はだれでも広く門戸が開放されているということになりますので、こういったところに民間活力を導入して、十分な数の検定合格者の輩出というものが期待されるわけでございます。

そういった意味で、非常に、法律に書かれました基準に合致しておればだれでもそ

うした登録講習機関となることができるという趣旨でございますので、そうした意味での確保というものができるとはならないかというふうに考えておるところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』 2004.5.7: 5）

2004 年 5 月 18 日、参議院内閣委員会で小林恵美子委員から登録講習機関の基準について問われ、次のとおり答弁している。

登録講習機関としての基準でございますけれども、具体的には、科目に関する基準として、警備業務に関する法令、警備業務の実施方法及び事故の発生時の対処要領の三科目について行われるものであること。施設設備に関する基準といたしまして、講義室、訓練施設等の施設及び設備を用いて行われるものであること。講師に関する基準として、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導教育に通算三年以上従事した者等により行われるものであることを定めております。

また、登録講習機関の公正性に関する基準といたしまして、登録申請者が株式会社又は有限会社である場合は警備業者の商法上の子会社でないこと、登録申請者の役員に占める警備業者の役員等が二分の一を超えていないこと、登録申請者又はその代表権を有する役員が警備業者の役員等でないことを定めているところでございます。（『第 159 回国会参議院内閣委員会会議録第 13 号』 2004.5.18: 13）

2004 年 5 月 18 日、参議院内閣委員会で森田次夫委員から警察 OB の登録講習機関への役員就任は抑制する必要があるのではないかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、公益法人が独占する形から基準を満たす者であれば登録できることとしたもので、役員構成は団体の判断になるとしている。

まず登録講習機関でございますけれども、将来、登録を受けようとしている団体については、具体的には分かりませんが、登録講習機関制度につきましては、登録基準を満たすものであればだれでも登録を受けることが可能となるものでありますので、広く民間企業からの参入があるものと期待されるところでございます。

今回、検定に関する指定講習制度を登録講習機関制度に改めた理由といたしましては、これまでの公益法人が独占する形だったものにつきまして、これを民間ができることは民間にということで、登録基準を満たす者であればだれでも登録を受けることができることとして、行政の裁量の余地を排除したものでございます。したがって、登録講習機関あるいは登録講習機関となろうとする団体が登録基準の範囲内でのような役員構成を取るかということにつきましては、それぞれの団体の判断にゆだねられることになるものでございます。

なお、現在の二つの指定講習機関の役員のうちには占めます警備業者の割合につきま

しては、現時点では警備業者の役員又は職員の割合は二分の一以下でございまして、他の登録要件との関係は別といたしまして、この点に関してのみ申し上げますと、要件上の問題はないということになっております。（『第 159 回国会参議院内閣委員会会議録第 13 号』 2004.5.18: 4）

2004 年 5 月 18 日、参議院内閣委員会で岡崎トミ子委員から全国警備業協会は登録講習機関として基準を満たしているかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、現在の役員構成では要件を満たしていないとしている。

指定講習機関として検定に係る指定講習を実施しております全国警備業協会についても、法改正では登録講習機関の登録基準が定められることとなりますので、この登録基準を満たす必要がございます。

全国警備業協会については指定講習を行っていることから、登録基準のうちの施設、設備及び講習要件についてはおおむねこの要件に、この基準に合致しているものと考えられますけれども、現在の社団法人全国警備業協会の役員構成では、改正法第二十六条第一項第二号<sup>49</sup>の公正性の要件に関しては現状ではこれを満たしているとは言えないものと考えております。（『第 159 回国会参議院内閣委員会会議録第 13 号』 2004.5.18: 8）

#### ◎まとめ（検定合格者の配置義務化）

検定制度については、改正前は「できる規定」であったが、改正後は公安委員会が検定を行うこととなり、登録講習の修了者は試験の全部又は一部が免除されることとなる。

登録講習機関については、登録要件を満たしてれば公益法人でなくともなれる。

2001 年 9 月の米国同時多発テロ等の発生を踏まえ、専門的知識・能力を必要とし、事故時には不特定多数の生命、身体、財産に危険を生じるおそれがある警備業務については、検定合格者の配置が義務付けられた。空港保安警備、原子力発電所の施設警備、核燃料物質等運搬警備等を考えているとしている。

---

<sup>49</sup>全国警備業協会の代表は歴代警備会社の代表が務めていることから、改正後法第 26 条第 1 項第 2 号のハに該当すると思われる。

法第 26 条第 1 項第 2 号：登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- イ 登録申請者が株式会社又は有限会社場合は、警備業者がその親会社であること。
- ロ 登録申請者の役員に占める警備業者の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者が、警備業者の役員又は職員であること。

警備業は国民の自主防犯活動を補完、代行する業務<sup>50</sup>とされているが、検定合格者の配置義務により国のテロ対策に組み込まれる側面もあると思われる。

### (3) 警備業務の依頼者保護の新設

#### ○法案

警備業者は警備業務の契約の締結前及び締結時に書面を交付する義務を負うとともに、依頼者等からの苦情の解決義務が課せられる。新設された条文は次のとおりである。

#### (書面の交付)

第十九条 警備業者は、警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、当該契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付しなければならない。

- 一 警備業務の内容として内閣府令で定める事項
- 二 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額
- 三 前号の金銭の支払の時期及び方法
- 四 警備業務を行う期間
- 五 契約の解除に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 警備業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したものとみなす。

#### (苦情の解決)

第二十条 警備業者は、常に、その行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

---

<sup>50</sup>小野清子国家公安委員会委員長の提案理由説明『第159回国会衆議院内閣委員会議録第11号』2004.4.28: 41。伊藤哲朗警察庁生活安全局長の国会答弁『第159回国会衆議院内閣委員会議録第12号』2004.5.7: 7。『平成14年警察白書』(国家公安委員会・警察庁2002: 91)では、警備業は自主防犯行動を補完又は代行する重要な役割を担っていると述べている。

○国会審議

(苦情関係)

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で太田昭宏委員から警備業に対する苦情について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、国民生活センターに登録された警備業に対する苦情件数について平成14年度は平成10年度の4倍に上り、内容としては契約の締結に関するものが大半を占めたとしている。

警備業に対する苦情についてでございますけれども、平成十年四月一日から平成十五年八月十七日までに国民生活センターに登録されました警備業務の実施に関する苦情は七百四十件ございます。これらの苦情は年々増加しておりまして、平成十四年度は三百二十三件ということで、平成十年度と比べまして約四倍に達しているという状況でございます。

その苦情の内容でございますけれども、警備業務を行う契約に関して事前説明が不十分であったというような事例や、必要な書面を交付しないといった事例、さらには契約書面に不備があってという苦情といったことで、適正な契約の締結に関するものが大半を占めていたという状況でございます。(『第159回国会衆議院内閣委員会議録第12号』2004.5.7:4)

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で泉健太委員から警備業に対する苦情が多いと認識しているのかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、他のサービス業に比べても多いとしている。

平成十四年度における主な、いわゆるサービス業種に関する苦情等を見ますと、タクシー、ハイヤーが二百五件、あるいは、保育百三十一件、理髪サービス百件でございまして、こうした業種と比較しましても、警備業務の実施に関する苦情が多いというふうに考えております。また、警備業務が国民の生命、身体、財産に重大な影響を与える業務であるということの重要性にかんがみまして、大きな問題であるというふうに認識しております。(『第159回国会衆議院内閣委員会議録第12号』2004.5.7:13)

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で太田昭宏委員から今回の改正の効果について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、警備業務の依頼者の保護が充実される効果が期待されるとしている。

苦情に関してでございますけれども、警備業者に対しまして契約の際の書面交付義務や苦情の解決の努力義務が課せられることとなりますので、警備業務の内容の説明

不足に起因する苦情の減少が見込まれますほか、警備業務に関する契約内容の明確化を通じた紛議の抑止が図られるなど、警備業務の依頼者の保護が充実される効果が期待されるところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』2004.5.7: 4）

2004 年 5 月 7 日、衆議院内閣委員会で吉井英勝委員から警備業に関する国民センターへの苦情件数の推移と苦情内容について問われ、永谷安賢内閣府国民生活局長は、苦情件数は順次増加しており、苦情の内容としては契約と解約に関するものが多いとしている。

私どもの国民生活センターの P I O—N E T で収集しております警備業に関する苦情相談件数であります。

まず件数について申し上げますと、平成十一年度から十五年度、過去五年間でありますけれども、順次、百十一件、それから二百十五件、二百七十五件、三百二十三件、それから十五年度が三百七十九件という状況になっています。

それから、具体的な相談内容でありますけれども、例えば、警備会社と契約したけれども、月額サービス料とは別に電話代や通信費がかかることが判明した、契約時にはそうした説明がなかった。あるいは、業者にガス漏れ警報器をつけないといけないと言われて仕方なく契約したんだけれども、後で警報器をつけるのは任意であったということがわかったので解約したいというような、まさに契約とか解約に関するものが多いでございます。それから、それ以外には、警備サービスを申し込んだが、その業者の信用性を知りたいというような形での、業者の信頼性に関するものなどがあるという状況になっております。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』2004.5.7: 14-15）

さらに、吉井英勝委員から苦情増加の理由について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、需要増大と一般の家庭の利用（ホームセキュリティー）によるものではないかとしている。

警備業者に対する苦情が増加した原因についてのお尋ねでございます。

一つは、やはり警備業者あるいは警備員の数が増加したということで、新たな需要ができてきたということもございます。そういった意味で、新たな需要が出てきたことに伴いまして警備業者もふえたということになりますと、こうしたふえた業者に対してしっかりとした指導、教育というものが行われておれば、そうした苦情というものも必ずしもふえるものではなかったのかもしれないけれども、一つには、やはり需要が増大したということがあります。

もう一つは、いろいろな治安情勢の変化等に伴いまして、一般の家庭の方が警備業

者に警備業務を依頼するというような場面も出てきておりまして、そうした方々が国民生活センター等に対して苦情をおっしゃってこられるというケースもふえているのではないかというふうに思います。(『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』2004.5.7: 15)

さらに、吉井英勝委員からホームセキュリティーの書面交付の実態について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長はガイドラインを定め書面交付するよう指導しているとしている。

いわゆるホームセキュリティーと申しますのは、いわゆる機械警備のものが多いと思いますけれども、これにつきましてはガイドラインを定めまして、こうしたホームセキュリティーの契約者に対しましては書面交付を行うように警察庁としても指導しているところでございます。(『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』2004.5.7: 15)

また、吉井英勝委員から書面に関する苦情について問われ、永谷安賢内閣府国民生活局長は、平成 15 年で 51 件であり、内容としては契約・解約に関するものとしている。

警備業の中で、書面交付でありますとか、あるいは書面の内容に関する苦情相談件数の実情がどうかという御質問だろうと思います。

件数的に申し上げますと、先ほど警備業全体に関する苦情相談件数というものを申し上げたのですけれども、同じ期間で、平成十一年度の九件、十二年度の二十二件、十三年度の十九件、十四年度の三十六件、十五年度の五十一件ということであります。レベルとしてはそれほど多い水準ではございませんけれども、若干の増加は見られるという状況であります。

それから、具体的な相談内容でございますけれども、例えば、市の福祉の人だと思って家に上げたら、長時間帰ってくれない、断っているのに緊急通報サービスの機械を設置された、書面はないけれども解約を希望したいということであります。それから、警報機器を設置した後で業者が契約書を置いて帰ったけれども、契約書を読むと、その業者が説明した中身とは全く異なっているというふうな中身でありますとか、あるいは、解約を申し出ているけれども業者が応じてくれない、契約書の契約期間が五年間になっており、中途解約に関する記載がなく、業者が、五年分の料金を支払わなければ解約に応じないというような苦情が寄せられているというふうなことであります。(『第 159 回国会衆議院内閣委員会議録第 12 号』2004.5.7: 15)

2004 年 5 月 7 日、衆議院内閣委員会で吉井英勝委員から契約書の書面交付の義務化が

苦情解決に効果があるのかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、苦情が大幅に減ると期待しているとしている。また、書面交付する契約後の事項としては、警備業務の実施方法、支払額、契約解除、損害賠償、契約更新、契約の再委託、苦情窓口などを想定しているとしている。

今回の改正におきまして書面交付を義務づけることとしておるわけでございますけれども、これは、契約の締結前及び締結後に、二度にわたって書面交付をすることを義務づけておるわけでございます。

また、契約後の書面交付をする内容についてでございますけれども、それにつきましては、改正法の第十九条第二項各号にありますとおり、警備業務の内容として内閣府令で定める事項、あるいは警備業務の対価等依頼者が支払わなければならない金銭の額、金銭の支払い時期及び方法、警備業務を行う期間、契約の解除に関する事項、このほか内閣府令で定める事項を記載することとなっているわけでございますが、この内閣府令につきましても、第一号の、警備業務の内容として内閣府令で定める事項といたしましては、警備業務の対象となる施設、場所、物品または人物、警備業務の態様、警備員の勤務配置や事故発生時の措置等の警備業務の実施方法等について記載することを想定しているわけでございます。

また、第十九条第二項六号の内閣府令で定める事項としましては、損害賠償に関する事項、契約の更新に関する事項、契約の再委託に関する事項、警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口などについて記載することを想定しております。

こうした事項については、現在、警備業者等の関係者の意見を聞きながら検討しているところでございますけれども、そうした細部にわたっての事項について記載された書面というものが事前そして事後に交付されることとなりますと、契約の前から警備業務の内容についても理解できますし、また、ほぼそれと同様の内容の契約書というものが締結されるわけでございますので、苦情というものは大幅に減ってくるのではないかというふうに期待しているところでございます。（『第159回国会衆議院内閣委員会議録第12号』2004.5.7:16）

さらに、吉井英勝委員から苦情のあっせん体制が業界団体として必要ではないかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、全国警備業協会がガイドラインを定め、自主的に苦情の解決を実施しているとしている。

現在、警備業界の業界団体でございます全国警備業協会では、消費者契約に関するガイドラインを定めまして、同協会及び各都道府県の警備業協会において、業界団体として自主的に警備業務に関する苦情の解決を実施しているという状況がございます。そういった意味で、こうした全国警備業協会及び都道府県の警備業協会がそうした役

割を果たしておるものと承知しております。(『第159回国会衆議院内閣委員会議録第12号』2004.5.7:16)

2004年5月18日、参議院内閣委員会で岡崎トミ子委員から契約前の書面交付の内容について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、事前交付の契約の概要としては、警備業務の内容、警備業務の金銭の概算額、警備業務期間、契約解除、損害賠償等を検討しているとしている。

今回の改正では、警備業者との契約の締結の事前及び事後の書面交付義務を警備業者に課すことといたしております。このうち事前の書面につきましては、議員御指摘のとおり、契約を締結するまでに依頼者に交付しなければならないこととしております。

契約締結前の書面交付というものは、依頼者が警備業務を行う契約の内容について十分理解した上で契約することができるようにするため、警備業者にその概要について重要な情報の説明を契約の締結に先立って行わせるものでございまして、御指摘のとおり、これらの事項が依頼者にとって契約を締結する際の極めて重要な判断材料であると考えております。

また、契約の概要に関する事項でございますけれども、内閣府令で定めることとしておりますが、その内容については、警備業者等の関係者の意見を聞きつつ、契約の実情等を踏まえ検討しているところでございますが、現段階におきましては、警備業務の対象施設、態様、実施方法等の警備業務の内容に関する事項、警備業務の対価その他依頼者が支払わなければならない金銭の概算額、また金銭の支払の時期及び方法、警備業務を行う期間、契約の解除に関する事項、損害賠償に関する事項、契約の更新に関する事項、契約の再委託に関する事項などとすることを考えているところでございます。(『第159回国会参議院内閣委員会会議録第13号』2004.5.18:4)

さらに、岡崎トミ子委員から事業者の信頼性がわかる情報の提供が大事ではないかと問われ、小野清子国家公安委員会委員長は、警備業者が検定合格者の在籍状況を情報提供することが考えられるとしている。

警備業務の依頼者が警備業者を選択する場合に、今先生おっしゃいましたけれども、警備業者を、適正に実施するいわゆる警備業者を選択することができるように環境整備をする必要があると、おっしゃるとおりでございます。警備業務の依頼者からの要望も多岐にわたりますことから、まず警備業者が自らのサービス内容というものを適切に依頼者に情報として提供いたしましてその選択に資するようにすることが望ましいと、そのように考えているわけでございます。

例えば、今回の改正によりまして、特定の警備業務につきまして検定合格者の配置義務を課するという事、それから、警備業務を的確に実施できる専門的な知識及び能力を有する検定合格者がどの程度その警備業者に在籍をしているかということ、それから、依頼者が警備業者を選択する際の判断材料の一つとなるということが今申し上げた点ではないかと思っております。

なお、不良・不適格業者を排除いたしまして依頼者の保護をするためには、悪質な法令違反を行いました、営業停止命令を受けた警備業者にかかわりますいわゆる情報につきましては、ホームページへの登載等により国民に提供するように、都道府県警察を通しまして指導しているところでございます。（『第159回国会参議院内閣委員会会議録第13号』2004.5.18:5）

なお、『警備業法の解説』（一般社団法人全国警備業協会 2022a: 110-118, 346-348）によると、警備業法施行規則第33条及び第34条において、契約前・契約後の交付書面の記載事項として、警備業務の内容、措置、依頼者への報告、支払金額、再委託、免責事項、損害賠償の範囲・額、契約の更新・変更・解除、苦情窓口などが挙げられている。

#### ◎まとめ（警備業務の依頼者保護の新設）

国民生活センターに登録された警備業務の実施に関する苦情は、平成14年度は323件と10年度の約4倍になっている。苦情の内容としては、契約の締結に関するものが大半であるとしている。国では、苦情の増加の理由としては、警備業の需要増による業者増加とホームセキュリティーの利用によるものではないかとしている。

今回の改正では依頼者保護の観点から、契約締結前及び契約締結後に書面の交付が義務付けられた。締結前の契約の概要としては、警備業務の内容、警備業務の金銭の概算額、警備業務期間、契約解除、損害賠償等を想定しているとしている。

また、警備業者には苦情の解決義務が課せられたが、全国警備業協会では消費者契約に関するガイドラインを定め、自主的に解決に努めている状況であるとしている。官民による取組事例であると言える。

#### (4) 罰則強化

##### ○法案の概要

営業の停止命令・廃止命令に違反した場合、改正前は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金であったが、改正後罰金が100万円以下と増額されている。

無認定営業等は、改正前20万円以下の罰金であったが、100万円以下と増額されている。さらに、その罰金の対象に第19条の書面の不交付や虚偽書面の交付が加わっている。

認定申請書の虚偽記載等は、改正前は10万円以下の罰金であったが、30万円以下と増額とされている。

認定証の不返納等は、改正前は 5 万以下の過料であったが、20 万円以下に増額とされている。

## ○法案

改正後の条文を次に示す。(下線部分が改正部分である。)

(改正後)

### 第八章 罰則

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第四十九条第一項又は第二項の規定による営業の停止又は廃止の命令に違反した者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者

二 第七条第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者

三 第十三条の規定に違反して他人に警備業を営ませた者

四 第十九条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

五 第二十二條第一項の規定に違反して警備員指導教育責任者を選任しなかつた者

六 第四十条の規定に違反して届出をしなかつた者

七 第十四条の規定による指示に違反した者

七 偽りその他不正の手段により第四条の認定又は第七条第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項（第七条第四項において準用する場合を含む。）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六条の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者

三 第九条、第十条第一項、第十一条第一項（同条第四項、第十六条第三項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十一条の規定に違反して届出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十六条第二項、第四十条若しくは第四十一条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第十二条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

- 五 第二十二條第七項（第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 六 第三十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第三十六條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 八 第三十七條若しくは第四十六條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第三十八條第一項若しくは第四十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 九 第四十二條第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者
- 十 第四十四條又は第四十五條に規定する書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二條第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同條第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
- 二 第三十二條第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

#### ◎まとめ（罰則強化）

罰金だけなら抑止効果があるのかいささか疑問になるところだが、営業の停止・廃止命令違反で1年以下の懲役または100万円以下の罰金となり、両方の併科、さらには、法第3條の要件に抵触して5年間営業できないことから、それなりの抑止効果が期待される。

#### (5) その他

警備業法改正以外の内容について国会審議から取り上げる。

#### ○明石市民夏まつり花火大会事故

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で西村康稔委員から明石市民夏まつり花火大会事故について問われ、小野清子国家公安委員会委員長は、次のとおり答弁している。

平成十三年七月二十一日に、兵庫県明石市内におきまして明石市民祭りが開催をされまして、その際に発生いたしました雑踏事故につきましては、亡くなられた皆様方に心からお悔やみを申し上げたい、そのように考えております。

この事故につきましては、主催者であります明石市、それからその委託を受けました警備会社及び明石警察署の関係三者に雑踏事故の危険性に対する認識の甘さがあったのではないか、そのように考えられ、警備計画、警備措置それから関係者間による連携において、それぞれ不十分な点があったものと認識をしているところでございます。

警察庁では、この事故を重く受けとめまして、全国警察に対しまして、雑踏事故防止の基本的考え方及び留意事項を再確認いたしますとともに、雑踏事故防止に関する体制を確立するために通達を発出するなど指導を徹底しているところでございまして、適正な雑踏警備業務の実施につきましては、警備業者に対する指導を徹底する旨の通達も出させていただいているところでございます。

今後とも、警察におきましては、行事の主催者、その委託を受けた警備業者と十分に連携をとりまして、この種の事故の再発を防止するための施策を講ずるように督促してまいる所存でございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会第 12 号』2004.5.7: 1-2）

さらに、西村康稔委員から雑踏事故への対応について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、次のとおり、「雑踏事故の防止について」通達を出しているほか、雑踏警備の責任者に対し警察庁主催の研修会等を実施しているとしている。

警察庁におきましては、明石の事故を踏まえまして、事故発生の翌年でございませけれども、平成十四年五月に、全国の警察に対しまして、「雑踏事故の防止について」と題します生活安全局長名の通達を発出したところであります。

その中で、まず、基本的な雑踏事故に対する考え方、さらに、行事の主催者に対する指導あるいは現場での実地等調査、そして、関係機関との協力、さらには、実施計画の作成等の事前措置について示したところでありますし、また、雑踏事故発生時の措置につきましても示しまして、雑踏警備の責任者を警察におきましてもしつかりと指定するなどの体制を確立して、雑踏事故防止の徹底を図っているところでございます。

なお、雑踏警備の責任者に対しましては、警察庁主催による研修会等を毎年開催しておりまして、雑踏事故防止に関する指導、教養の徹底を図っているところでございます。（『第 159 回国会衆議院内閣委員会第 12 号』2004.5.7: 2）

また、西村康稔委員から複数の警備会社による警備への対応について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、次のとおり、複数の警備業者が連携して警備業務を行う場合の業務の実施のあり方について指針を定め、警備業者を指導しているとしている。

明石市民夏祭りにおきます雑踏警備に見られますように、大規模な警備業務におきましては、警備業者が依頼を受けた警備業務の一部を他の警備業者に委託する形態、あるいは、複数の警備業者が共同企業体を構成して警備業務の依頼を受け警備業務を実施する形態など、複数の警備業者により実施される場合があるわけでございます。このように、警備業務が複数の警備業者により実施される場合には、現場における警備業者の連携や警備員に対する指導監督が適切に行われますように、警備業者の責任関係及び指導監督関係の明確化等を図ることが必要であるというふうに考えております。

このため、警察庁におきましては、明石市民夏祭りにおきます雑踏事故を踏まえまして、複数の警備業者が連携して警備業務を行う場合の業務の実施のあり方につきまして、これも、先ほどの指針とはまた別の指針でございますけれども、指針を定めまして、これらの方針を踏まえた適正な警備業務が実施されますように、警備業者に対する指導を徹底しているところでございます。(『第159回国会衆議院内閣委員会第12号』2004.5.7:2)

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で山内おさむ委員から明石市民夏まつり花火大会事故発生後10ヶ月後に通達が出されており、遅いのではないかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、次のとおり、詳細な検証を行ったためと答弁している。

確かに、兵庫県明石市におきまして発生しました雑踏事故を受けての通達は翌年の五月ということでございますけれども、これは、当該雑踏事故につきましてのさまざまな検証というものを行っていただけでございます。また、事件捜査というものも同時並行的に行われておったわけでございまして、そうしたものが一段落した、そして検証が終わったということで、平成十四年五月に通達を発出したものでございまして、確かに時間はかかっておりますけれども、その間、そうした事故の状況についての詳細な検証を行った期間であったというふうに考えております。(『第159回国会衆議院内閣委員会第12号』2004.5.7:8)

山内おさむ委員から重ねて遅いのではないかと問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、事故直後の7月23日に「夏祭り等における雑踏事故の防止」について通達を発出し、11月には「年末年始における雑踏事故の防止」について通達を出しているとしている。

先ほど申し上げました「雑踏事故の防止について」という局長通達は平成十四年五月に発出されたわけでございますけれども、これにつきましては先ほど申しましたような事情でこの時期になったわけでございます。

いわゆる明石の事故が起きまして後の警察庁の対応といたしましては、「夏祭り等

における雑踏事故の防止について」という形で七月二十三日、これは事故の直後でございますけれども、全国の都道府県警察に対しまして、こうした夏祭りにおける事故というものに対する考え方について通達を発出したところでございますし、その後も、十三年の十一月でございますけれども、「年末年始における雑踏事故の防止について」という形での、時々に応じた通達を出したということでございます。

これらはいずれも課長通達でございますけれども、全国の都道府県警察に対する指導という意味においては局長通達とも同等の意味を持つというふうに考えております。

(『第 159 回国会衆議院内閣委員会第 12 号』 2004.5.7: 8)

また、山内おさむ委員から警備業者の問題点を問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は事故調査報告書から、雑踏に対する安全への配慮が欠如しており警備業者作成の警備計画書は半年前のイベントの丸写しの疑いが濃厚であることや混乱時の対応も無為無策であったこととしている。

明石市民夏祭りにおきます雑踏事故におきましては、主催者である明石市、またその委託を受けた警備会社及び明石警察署の、関係三者の雑踏事故の危険性に対する認識の甘さがあったというふうに考えられますし、警備計画、警備措置あるいは関係者間による連携等におきましてそれぞれ不十分な点があったものと認識しております。

この明石市民夏祭りにおきます花火大会事故調査報告書によりますと、警備業者の問題点としましては、一つとして、安全への配慮の欠如ということで、事前の警備に関する協議、準備の内容が、警備員の数の確保とその配置というみずからの警備体制の編成や指揮命令系統の徹底化など警備体制内部に向けた協議に偏っており、雑踏に対する安全への配慮は欠いたままであったということでありまして、不十分な警備計画ということで、警備業者作成の警備計画書は、半年前のカウントダウンイベントの際の警備計画書と酷似する部分があり、事故現場である朝霧歩道橋付近に関する雑踏警備対策部分は特に顕著であって、丸写しの疑いが濃厚である。また、混乱が起これば対処するとか、臨機応変に警察の援助を得て対処すればよいとの考え以上に出ることなく、警備業務のなれも手伝い、いわば出たところ勝負で対処して切り抜けようという安易な考え方に終始していたもので、無為無策であったという二点が挙げられておるといふふうに承知しております。(『第 159 回国会衆議院内閣委員会第 12 号』 2004.5.7: 9)

#### ○警備業における労務単価の下落

2004 年 5 月 7 日、衆議院内閣委員会で太田昭宏委員から警備業における労務単価の下落について問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、交通誘導警備業務の労務単価は減少しているが、検定合格者の配置の促進により労務単価や警備料金の適正化を図ることにも

資するとしている。

警備員の労務単価を見る上で参考となりますのは、公共工事設計労務単価でございます。この基準額によりますと、交通誘導警備業務に従事する交通誘導員に係る職種の平成十六年度の労務単価の全国平均は七千九百六十円で、平成十五年度の基準額から比べまして二百二十九円、約二・八%減少しているところでございます。

また、いわゆる警備会社の警備料金は、これに諸経費を加え、労務単価のおおむね二倍程度の金額となっておりますけれども、一方、その警備業務の依頼者の方から見ますと、警備員の検定等の資格や勤務経験に応じてその労務単価等に差異を設ける動きが見られることも事実でございます。

例えば、建築保全業務共通仕様書の積算基準では、平成十五年度より、警備員の検定等を指標といたしまして、警備員の技能、実務経験等によりまして警備員A、警備員B及び警備員Cといった技能区分を設けております。東京地域を見ますと、警備員Aにつきましては、警備員Cと比べましておおむね約一・六倍の単価が積算されているということでございまして、こうした検定合格者、技能のある方につきましては、ただの警備員といった者と比べましても単価がたくさん高くなっているという状況が見られるところでございます。

今回の改正では、こうした検定合格者の配置の促進によりまして、当該警備業務につきまして一定の水準を確保するとともに、労務単価や警備料金の適正化を図ることも資するものというふうに考えているところでございます。

それともう一点、依頼者の方の問題でございますけれども、警備料金につきましては、警備業者と依頼者との間の契約において定めるものではございますけれども、警備業者の提供する役務の内容に応じてその金額が適切に評価されることが望ましいというふうに考えられます。

このため、警備業を所管する警察庁といたしましては、今後、警備員の検定が技能区分として労務単価や警備料金の積算基準に適切に反映されますよう、例えば交通誘導警備であれば、工事の発注を行っている道路管理者を監督する国土交通省など関係省庁等にも働きかけを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

(『第159回国会衆議院内閣委員会第12号』2004.5.7:5)

#### ○警備員減少の理由

2004年5月7日、衆議院内閣委員会で泉健太委員から昨年警備員が減少した理由を問われ、伊藤哲朗警察庁生活安全局長は、公共工事・建設工事の減少によるのではないかとしている。

昨年の警備員の数が前年と比べまして減ったということは聞いておりますけれども、

具体的な原因というのとは一つではないのかもしれませんが、一つには、警備業者が行っている業務の中に交通誘導警備というものがござります。これは主として、公共工事でありますとかあるいは建設工事等に伴いまして、周辺の道路における安全を確保するために警備員が工事現場におきまして誘導を行っているというものでござりますけれども、全般的に見ますと、そうした工事というものは前年と比べて減ってきているという状況がござりますので、そうしたこともやはり全体としての警備員の数が減ってきた大きな要因ではないかというふうに考えているところでござります。

(『第 159 回国会衆議院内閣委員会第 12 号』 2004.5.7: 13)

#### ◎まとめ（その他）

2001 年 7 月に起きた明石夏まつり花火大会事故の再発防止の観点から、警察庁は 2002 年 5 月に「雑踏事故の防止について」と題する通達を発出し、雑踏事故防止の徹底を図っている。

警備員の減少については、公共工事の減少に伴うものではないかとしている。

#### 4.3.6 まとめ（警備業法の第 3 次改正）

警備業法の第 2 次改正の 2 年後、2004 年には第 3 次改正が行われている。改正の骨子は次のとおり、警備員指導教育責任者の強化、検定合格者の配置義務、依頼者保護、罰則強化である。この背景としては、テロ対策の面もあるが、警備業が社会に浸透し、産業として一層の成熟が求められている状況を示しているように思われる。

営業所ごとに実施している警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者を選任し、指導教育責任者に対する定期的な講習を行うこととする。

警備員向けに警備業務の種別ごとの検定制度を実施し、登録講習機関の講習会を終了すれば、検定の学科または実技試験が免除される。

2001 年 9 月 11 日に発生した米国同時多発テロを踏まえ、空港保安警備、原子力施設警備、核燃料物質等運搬警備など、社会の安定上重要な種別の警備業務については、検定合格者から警備員を配置する義務を課すこととする。

警備業務の依頼者保護のため、警備業務の契約締結にあたっては書面を交付するとともに、苦情の解決義務を負わせる。これは、ホームセキュリティの普及とともに契約に関する苦情が増えたことへの対応としている。

罰則強化（罰金額増額）を行う。50 万円及び 20 万円を 100 万円に、10 万円を 30 万円に増額する等。

#### 4.4 補論 労働争議と警備業法

本補論は大澤（2023）を踏まえたものである。

##### 4.4.1 はじめに

警備業法が1972年に規制法として制定されるに至った大きなきっかけとしては、1970年から1971年にかけて社会問題化した、労働争議等における暴力的警備・過剰警備が挙げられる。

1972年の国会質疑においても、この点が争点の一つとなり、警備業法案第8条（警備業務実施の基本原則）をめぐる様々な質疑が行われている。

国としては、第8条後段の「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」という文言で、

- ・ 刑罰法令に触れない程度の威嚇的な妨害行為をも禁止している
- ・ 労働基本法を不当に侵害する場合、違法でなくとも、争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉すれば、第8条に該当する
- ・ 第8条違反時には、第14条による指示、さらには第15条の営業停止等や第18条の罰則が適用される

としている。（3.4(6)第8条（警備業務実施の基本原則）を参照）。

##### 4.4.2 警備業法制定後の状況

警備業法は、1972年7月に制定された後、1982（昭和57）年、2002（平成14）年、2004（平成16）年と3次にわたる改正がなされており、欠格事由の強化、認定制の導入、教育・指導の強化、検定制度の強化、罰則強化等、規制の強化が図られてきているが、第8条の基本原則は改正されておらず、警備業務実施の大原則といえると思う。

実際、1982年4月の衆議院地方行政委員会では、警備業法制定後1981（昭和56）年までの9年間で、警備員による不適正事案として、労働争議関係7件、住民運動・学園紛争関係が10件、合計17件があったことが示され、谷口守警察庁刑事局保安部長は「年々減少してきて」いるとの認識を示している（『第96回衆議院地方行政委員会議録第15号』1982.4.22: 19-20）。

表3.1及び表3.2から、1970年5月から1972年3月までの2年間で、労働争議での警備上の問題事例は9件、市民運動・学園紛争等での問題事例は4件であり、減少してきているとの国の認識は外れてはいないと考えられる。

##### 4.4.3 日本の労働争議の変遷

労働争議等での問題事例の減少は、警備業法による規制の効果もあると思うが、労働争議等の発生件数自体が減少していることも考えられる。統計データは労働争議についてのみであるので、労働争議について、その推移を示す。

労働争議研究会編（1991: 26-32）では、日本の労働争議の変遷を次の4区分の時期で捉えている。

- ・1945～49年 第2次世界大戦後の動乱期で、経営民主化、賃上げがテーマ
- ・1950～54年 過渡期
- ・1955～73年 高度成長期で、賃金・労働時間・雇用、官公労の労働基本権獲得がテーマ  
(1973年10月 第1次石油危機)
- ・1974年以降 石油危機以降で、大幅賃上げ春闘、公労協のスト権スト、自主生産ストがテーマで、減量経営のため労働組合は労使協議機関化が定着

#### 4.4.4 労働争議の発生状況の推移

厚生労働省「労働争議統計調査」（2021）の統計データを基に「争議行為を伴う争議<sup>51</sup>」の発生状況を時系列推移として図示する（図4.1～4.3）。

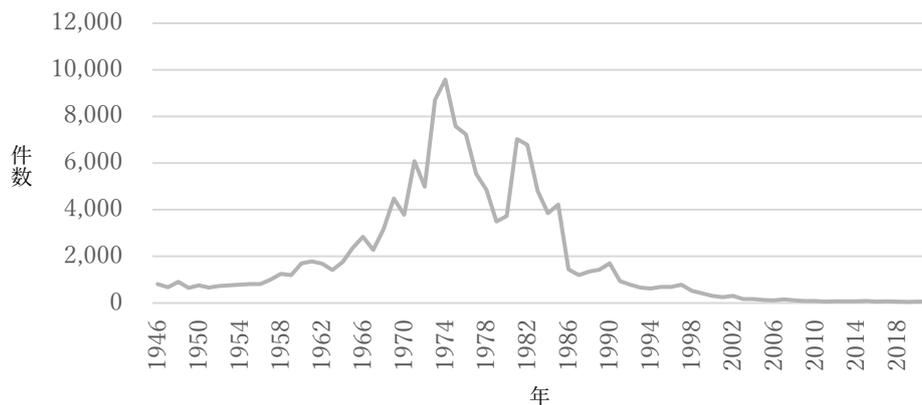


図 4.1 労働争議の発生件数の推移

出典：厚生労働省（2021）より筆者作成

<sup>51</sup> 労働争議は「争議行為を伴う争議」と「争議行為を伴わない争議」に大別される。「争議行為を伴う争議」は、同盟罷業（ストライキ）、産業所閉鎖（ロックアウト）、怠業（サボタージュ）、業務管理等の形態がある。「争議行為を伴わない争議」は解決のため労働委員会等第三者が関与したものをいう。（厚生労働省 2021）

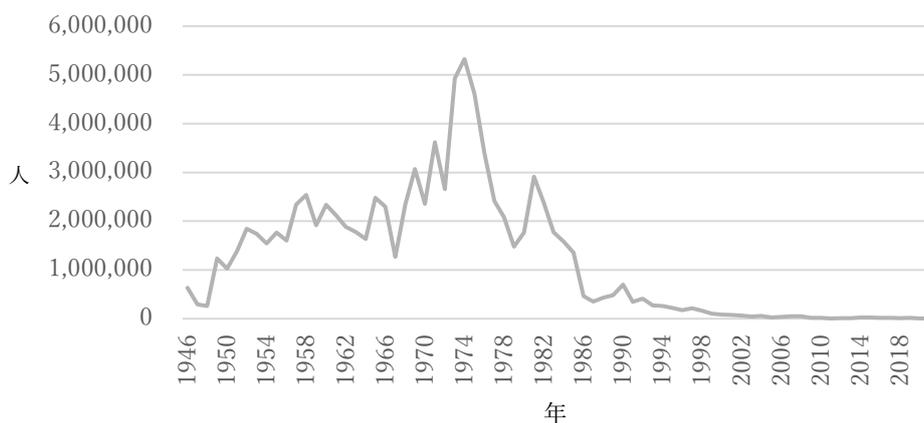


図 4.2 労働争議の参加人数の推移

出典：厚生労働省（2021）より筆者作成

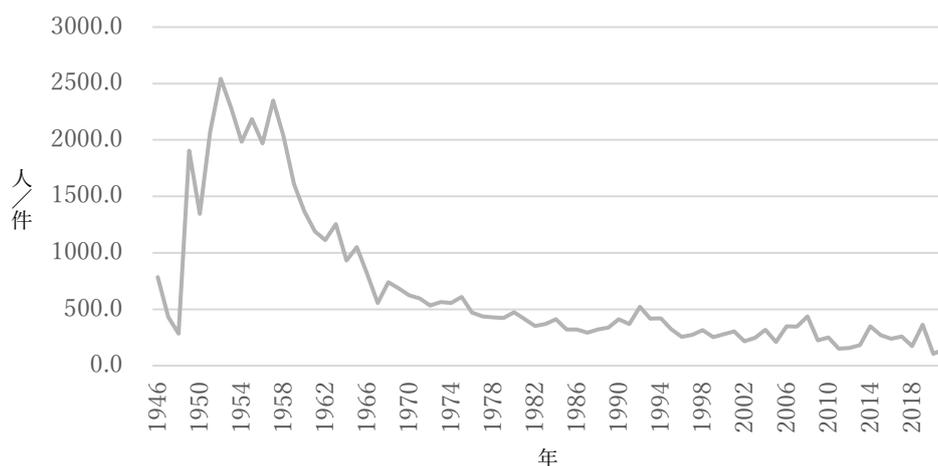


図 4.3 労働争議 1 件当たりの参加人数の推移

出典：厚生労働省（2021）より筆者作成

図 4.1 及び図 4.2 から、労働争議の発生件数及び参加人数は、1973 年 10 月 23 日の第 1 次石油危機（平凡社編 2019: 100）直後、1974 年にピークを迎えた<sup>52</sup>ことがわかる。図 4.3 から、労働争議 1 件当たりの参加人数のピークは 1952 年であり、1940 年代から 1960 年代にかけて大規模労働争議が発生したが、1960 年代から 1980 年代は小規模労働争議が群発したことがうかがえる。なお、1970 年及び 1971 年の発生件数・参加人数

<sup>52</sup> 図 4.1 と図 4.2 では、1982 年にもピークが見られるが、第 2 次石油危機と思われる。資源エネルギー庁（2018）は、第 1 次オイルショックが 1973 年 10 月～1974 年 10 月、第 2 次オイルショックが 1978 年 10 月～1982 年 4 月としている。

は、1974年のピーク時に比べ、それぞれ4割及び6,7割程度であった。

#### 4.4.5 労働争議での問題事例の減少状況

労働争議における問題事例数としては、1970～1971年度（1970年5月～1972年3月）までの2年間で9件、1973～1981年の9年間で7件である。これを警備業法の制定前と制定後の期間として、年間発生件数及び争議行為発生件数に占める割合を比較する。

問題事例の年間発生件数は、制定前4.5に対し制定後は0.78と0.17倍になった。労働争議1万件当たりの問題事例数は、制定前9.1に対し制定後は1.2と0.13倍になった。いずれを見ても、制定後は制定前の1～2割に減少している。

#### 4.4.6 まとめ（労働争議と警備業法）

1970～1971年にかけて、警備業の労働争議への介入が社会問題化した。この時期は労働争議の発生が1974年のピークに向かう途上であった。

1972年7月に警備業法が成立して以降、警備業による労働争議への介入はゼロにはなっていないが、制定前の1～2割と大幅に減少している。これは、国の規制とともに業界への行政指導が行われた結果、「警備業務実施の基本原則」が浸透し、一定の成果が得られたものと思われる。

つまり、労働争議の激化とそれに対応した警備業の労働争議への介入は、警備業法による規制という産業経営上の転換点となり、産業経営による環境整備が警備業のその後の展開の基礎になったと言えよう。

#### 4.5 小括（国による産業経営）

1962年に誕生した日本の警備業は、経済発展に伴い、展開していったが、様々な問題が生じた。

警備中の窃盗、警察官類似制服の悪用のほか、警棒での殴打事件、1970年から1971年にかけて、労働争議等での暴力的警備・過剰警備などが挙げられる。

1968年に警備業の主務官庁となった警察庁は、警備業の法的規制を検討し、1972年3月、警備業法案を国会に提出した。

この警備業法案はあくまでも規制法であり、産業育成の視点が非常に薄いことから、そうした国の姿勢に対し、業界からは不満の声があがったが、警備業を適正化するという目的は、警備業の産業経営を通じて、社会全体に恩恵をもたらすためのものでもある。

現在の警備業法は全60条で構成されているが、制定当時は21条であった。本研究では、産業経営史という視点もあるが、特に、制定当初内容及び改正内容を辿ることで規制の考え方がよりクリアになると考えている。

警備業法の目的は、第1条（目的）において、次のように、規制による警備業務実施の適正化を図ることが示されている。

この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

また、警備業法の根幹は、次の第8条（警備業務実施の基本原則）である。

警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

この第8条は、社会問題化した警備業を適正化させる方針が明瞭に示されているところであり、おそらく、国が作成にあたって最も腐心した表現であろう。警備業にとっても憲法ともいべきものであり、実際、警備業法の3次にわたる改正においても修正がなかった部分である。

この条文に対し、労働争議への不介入などの例示を入れるべきとの意見が国会で示された。この条文は抽象化された表現ではあるものの、意味するところは明確であり、例示という具象を交えることは、かえって構成上バランスを欠くものとなる可能性がある。

第8条の方針のもと、具体的方策の第一歩としては、どうやって暴力的警備業者を排除するか。

当時、日本の社会では、労働争議、学園紛争など様々な活動が活発に行われており、今

日からすると行き過ぎではないかと思うような事例もある。そのような環境で投入された警備員が現場における作用・反作用や依頼者の思惑から、過剰警備に走ることがあったかもしれないが、一部の警備業者においては、役員が元暴力団幹部であったとか、労働争議、学園紛争等を対象とする警備業務を営業していたなど、会社の方向として暴力的警備・過剰警備に向かうものもいた。

そうした警備業者・警備員を排除するために、人的欠格事由を防波堤とした。当初の警備業法では、前歴者が対象であったが、法改正に伴い、暴力団排除、暴力団の影響排除と範囲が拡大されてきた（表 4.1 国による主な規制項目参照）。

警備業の規制の枠組みとしては、許可制も考えられるが、営業の自由との兼ね合いで、届出制（後に認定制）が採用されており、これは、最小限の規制という規制哲学の現れであろう。ただし、この規制枠組みでは、業界への参入が容易となり、過当競争、ダンピングという弊害も起こりうるが、こうした経営的課題を、例えば、許可制という規制によって回避しようとするのは業界の活性化という点においても好ましいことではない。

届出制（認定制）は許可制に比べ緩やかな規制とはいえ、業者の実態を把握するためのそもそもの出発点であり、規制の起点であるといえる。

また、制服・警棒（護身用具）は第 9 条・第 10 条において制限されることとなった。

その上で、警備業者の実態をどう把握するか。法令違反の警備業務が行われれば、警察の捜査が及ぶこととなり、当然、警察において把握することとなるが、そこまでいかなくとも、関係者からの情報提供で把握することもあろう。警備業の場合、業務の性格上、法令遵守の精神が求められ、そうでない場合、事態が顕在化する前に、業者の姿勢を把握する必要がある。そうした点では、書類の整備及び報告・立入検査において、警備業法の遵守状況を把握する。これは、規制上の定点観測である。

では、警備業法上の問題が発生したら、どのような規制スキームが待っているか。

指示→営業の停止・廃止命令→罰則という流れである。

違反の程度が非常に重い場合は、直ちに営業の停止・廃止命令が出されることもあろうが、指示違反の場合、営業の停止・廃止命令となり、その命令に違反した場合に罰則適用となる。（なお、罰則適用後は一定期間営業ができない。）

これは、ゆるい規制ともとれるが、最小限の規制という規制哲学と併せ鑑みると、まずは、業者の自主改善に期待するという考え方であろう。つまり、国として、積極的産業育成はしないものの、業界の最低限の環境整備は規制法で行い、その上で、業界の発展のためには、業界としての自助努力を期待したいという考え方ではないかと推察される。筆者はこの国の取組み（規制）と業界の取組みの相補性について産業経営上の重要な概念として指摘した（大澤 2022a）。

さらに、警備員の質的向上のためには、業者に対する教育の義務を課すとともに、検定制度の導入、指導教育責任者の導入が図られてきている。

なお、国側の都合かもしれないが、業者に対して個別に対応するのは、効率的ではな

い。その意味で、業界団体を行政指導の窓口にし、逆に業界団体は業界の要望をとりまとめて、国との窓口になることは通常どの業界でも行われていると思う。

警備業は警察の指揮下にあるわけではないが、犯罪・事故を未然に防ぐ業務という点において、警察とは密接な関係がある上、警備業なくして、警察だけで国民の治安を守ることが可能とも思えない現実がある。現代社会の安全安心を支えるという大きな方向性を共有しつつ、警察と警備業界、警備業界と依頼者（国民）との間をつなぐ存在として、業界団体の役割はこれまで以上に重要なものとなっていくのではないかと思う。

こうした問題意識のもとに、次章では業界団体による産業経営について取り上げる。

表 4.1 国による主な規制項目

| 問題点           | 警備業法（1972年）  | その後の改正（強化）                    |
|---------------|--|-------------------------------|
| 暴力的警備<br>過剰警備 | 第8条（基本原則）<br>特別な権限が与えられているものではない。<br>他人の権利・自由の侵害、正当な活動への干渉の禁止<br>第3条（警備業者の欠格事由）<br>禁錮以上の刑に処せられ、執行終了後3年未満 | 3年から5年に延伸<br>暴力団員・暴力団員の影響力の排除 |
|               | 第4条（届出）警備業の届出  | 認定制へ                          |
| 警棒等の不適正使用     | 第10条（護身用具）<br>護身用具は、携帯を禁止、制限できる。（警棒は認める。）  |                               |
| 警備員類似制服       | 第9条（制服）<br>公務員と明確に識別できる制服  |                               |
| 警備員の犯罪        | 第7条（警備員の欠格事由）<br>第3条に同じ  | 暴力団員等の排除                      |
|               | 第11条（教育等）<br>教育、指導・監督の義務   | 検定制・指導教育責任者制度等の導入             |
| 報告・立入検査       | 第13条（報告・立入検査）  |                               |
| 行政処分          | 第14条（指示）   |                               |
|               | 第15条（営業の停止・廃止命令）   |                               |
| 罰則            | 第18条～第21条<br>指示・営業の停止・廃止命令違反等  | 罰則強化                          |

出典：筆者作成

## 第5章 業界団体による産業経営

業界団体は業界の課題解決を担う組織であることから、国とは別の産業経営主体といえる。警備業における全国規模の業界団体としては、全国警備業協会と全国警備業連盟がある。

### 5.1 全国警備業協会

#### 5.1.1 沿革<sup>53</sup>

これまでの沿革は次のとおりである。

全国警備業協会連合会設立 1972（昭和47）年5月25日（設立総会は同年8月11日）

社団法人全国警備業協会設立 1980（昭和55）年4月1日

一般社団法人全国警備業協会設立<sup>54</sup> 2012（平成24）年4月1日

#### 5.1.2 全国警備業協会連合会

##### (1) 設立の経緯

警備業法は1972（昭和47）年3月17日、内閣から法案が提出され、同年6月16日に成立した。全国警備業協会連合会は警備業法の国会審議の最中5月25日に結成されたが、警備業の主務官庁<sup>55</sup>である警察庁では、すでに1968（昭和43）年、1969（昭和44）年の時点で規制法の立法の必要性と業界の全国組織の結成はセットで考えられていた。

警察庁は、昭和四三年、四四年に、警備業に関する実態調査を実施し、その実態、問題点の把握に努め、主務官庁として、立法の必要性も検討した。そして当面の対策として大手業者、中小業者などと懇談会を開催し、「ガードマンの服装、パトカーの識別化」、「犯罪・トラブルの防止」、「護身用具等の使用の限定」、「警察業務への積極的協力」、「業界の連合組織の結成」を業界に要望した。（杉山1993: 65）

全国警備業協会連合会の設立について、警備業界では、主として警察庁からの指導によるものと理解されている。

全国警備業協会連合会の初代会長（昭和53年5月～54年7月）<sup>56</sup>であった野中庸氏は

---

<sup>53</sup> 社団法人全国警備業協会 35周年記念誌編集会議（2007: 33, 36）

<sup>54</sup> 一般社団法人全国警備業協会「概要」 <https://www.ajssa.or.jp/about/outline/> 2023年3月5日閲覧。

<sup>55</sup> 警察庁は1963（昭和43）年2月に、警備業の主務官庁となった（杉山1993: 64）。

<sup>56</sup> 野中（2007: 9）によると、全国警備業協会連合会は発足当時から東京都警備会社連絡

次のように述べている。

昭和四十七年五月、この年に制定される警備業法の受け皿となるべく、業界初の全国組織となる全警連が結成されました。(野中 2007: 9)

また、社団法人全国警備業協会初代会長(昭和 54 年 7 月～平成 14 年 5 月)であった飯田亮氏は次のように述べている。

昭和四十七年五月二十五日、当時の厳しい治安情勢の下、警備業法案が国会に上程審議されている中で、警察庁のご指導と全国的な業界の組織化を要望される各県協会の方々の努力によって、全警協の前身であります全国警備業協会連合会(全警連)が結成されました。これによって、新たに制定される警備業法に対し、初めて業界として適切な対応を図ることが可能となったわけです。

結成式当日に参加した各県協会は二十六、加盟員は三百四十社に過ぎませんでした。関係者の努力によって逐次発展を続け、昭和五十二年十二月にはついに全国四十七都道府県の協会すべてが全警連に加入することとなりました。(飯田 2007: 18)

社団法人東京都警備業協会(1991: 25-26)によると、警察庁は 1971(昭和 46)年 3 月の国家公安委員会で、警備業に対する立法化に着手していることを明らかにしたとしており、その前年からの警視庁の業界に対する対応について、次のとおり指摘している。

警備業の規制法案立法化をにらんだ警察庁の業界に対する内面指導は前年の昭和四十五年から全国各地で展開されていた。

警察庁の見解はきわめてシンプルで、「指導にしろ、規制にしろ、それを行うにもまとまった窓口がない。通常は業界団体が結成されて法的な確立を求めてくるものなのに、警備業界にはまったくそういう動きがない。業界に対する社会的な批判と改善を徹底させるためにも業界の窓口、つまり業界団体が必要」というものであった。

(社団法人東京都警備業協会 1991: 26)。

なお、東京都警備会社連絡協議会は、1971(昭和 46)年 10 月 28 日に設立され、1972(昭和 47)年 3 月 27 日付で「警備業法に対する意見要望書」を警察庁などに配布して理

---

協議会の会長が当たっていたが、東京都の会長は当時複数の代表幹事が担当しており、1978(昭和 53)年 5 月、東京都警備会社連絡協議会が総会で会長制に改めたことで、同年 5 月の全国警備業協会連合会総会において、当時東京都の協会長だったセントラル警備保障株式会社の代表取締役社長の野中氏が選出されたという。

解を求めている（社団法人東京都警備業協会 1991: 28, 32）。（要望書の内容については、3.4 (1)第 1 条（目的）を参照。）

## (2) 全国警備業協会連合会結成

全国警備業協会連合会は 1972（昭和 47）年 5 月 25 日に結成され、各都道府県警備業の協会を会員とする連合組織であることが確認され、すでに結成を見ていた 32 協会のうち 26 協会が加盟した（社団法人全国警備業協会 35 周年記念誌編集会議 2007: 33）。全国 47 都道府県のすべての協会が加入したのが 1977（昭和 52）年 12 月であった（野中 2007: 9; 飯田 2007: 18）。

規約には、会員相互の連絡協調、会員相互間の意見及び情報の交換、警備業務の調査研究及び技術の向上、警備用資機材の研究開発、功労者等の表彰等が事業として掲げられた（社団法人全国警備業協会 35 周年記念誌編集会議 2007: 33）。

## (3) 全国警備業協会連合会の活動<sup>57</sup>

業界団体としての活動は、大きく分けて、国との窓口と自主的対応に分けられる。全国警備業協会連合会の活動は次のとおりである。

### ○国との窓口

- ・警備業法施行規則案に対する要望書を提出（規則は概括的にし、細部は行政指導で）。
- ・中小企業金融公庫法の適用を要請（警察庁を通じて関係先へ）。

### ○自主的対応

- ・警備員教育のための書籍・テキストを発行（警備業法の解説、警備員テキスト）。
- ・教育担当者研修会を開催（後の「全国教育幹部研修会」）。
- ・「企業モラルの推進」を総会決議し、官公庁・企業へ配布（オイルショック後の警備料金のダンピング問題）。
- ・全国警備業厚生年金基金を設立（警備員の福利厚生の実、強化策）。
- ・2 つの専門委員会を設置。①企業モラルの推進（ダンピング防止）、②法規対策（労働基準法問題、警備業法改正問題）

## 5.1.3 社団法人全国警備業協会<sup>58</sup>

### (1) 設立

社団法人全国警備業協会は、1980（昭和 55）年 4 月 1 日に認可された。これは、全国警備業厚生年金基金の設立と同様、業界の社会的地位の向上の一環であったという。

事業としては、会員の行う各種事業に関する指導、警備員教育担当者の教育訓練及び

---

<sup>57</sup> 社団法人全国警備業協会 35 周年記念誌編集会議（2007: 34-35）

<sup>58</sup> 社団法人全国警備業協会 35 周年記念誌編集会議（2007: 36-62）

その資格の付与、警備員の教育訓練、警備業に関する広報及び出版物の刊行、警備業務の適正化及び技術の向上に関する調査研究、警備業用資機材の研究・開発及び斡旋等が定款で定められた。

専門委員会として、①企業モラル推進委員会、②法規対策委員会が設置された。

## (2) 活動

社団法人全国警備業協会の活動は次のとおりである。

### ○国との窓口

- ・警備業法改正についての要望書を 1980（昭和 55）年に提出（届出制から許可制への改正、許可基準・欠格条件の厳格化、警備業務の内容整備、警備員に対する教育体制の整備等）
- ・警備員検定制度について警察庁に 1985（昭和 60）年に要請（早急な実施を望む）。
- ・労働者派遣業法に対応。（警備業は請負業であるから同法の適用は当たらないと主張し、同法の「適用除外」とされた。）
- ・警察庁から談合問題で 1995（平成 7）年に指導を受ける。
- ・警察庁と「災害時における緊急支援活動に関する覚書」を 2011（平成 23）年締結<sup>59</sup>。

### ○自主的対応

- ・警備員指導教育責任者講習の講師となる教育幹部を養成。
- ・検定試験を免除する講習として全警協の特別講習が 1986（昭和 61）年に指定。
- ・「警備業に係る独禁法遵守マニュアル」を 1996（平成 8）年に作成。
- ・労働災害事故防止策を実施（警備業全国安全衛生大会の開催、警備業労働災害防止規程の制定）。
- ・「消費者契約に関するガイドライン」を 2000（平成 12）年に策定。「消費者契約相談窓口」を 2001（平成 14）年に設置。
- ・「災害支援協定」を全県と締結したのが、2001（平成 13）年。
- ・明石市民夏まつりの雑踏事故を機に、「雑踏警備の手引」を 2002（平成 14）年 7 月に発行。
- ・「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」を 2005（平成 17）年に策定。
- ・公共工事における労務単価問題への対応（底上げ対策）。
- ・登録講習制度に対応（2005（平成 17）年に「有限責任中間法人 警備員特別講習センター」を発足させ、同年 12 月に登録が認められた）。
- ・独自の認定資格制度として「セキュリティ・プランナー」制度を 2010（平成 22）年に、「セキュリティ・コンサルタント」制度を 2012（平成 24）年に開始<sup>59</sup>。

---

<sup>59</sup> 一般社団法人全国警備業協会「全警協の年史」 <https://www.ajssa.or.jp/about/history>  
2023 年 3 月 5 日閲覧。

#### 5.1.4 一般社団法人全国警備業協会<sup>60</sup>

##### (1) 設立

2012（平成 24）年 4 月 1 日、社団法人全国警備業協会は一般社団法人に移行した。

##### (2) 活動

###### ○国等との窓口

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から大会警備に従事する警備員の事前教育を要請され、2018（平成 30）年に受諾。

###### ○自主的活動

- ・「警備業経営者のための倫理要綱」を 2015（平成 27）年に制定（法令の遵守と警備業務の適正化、経営基盤の強化とモラルの向上、労働災害事故の防止と適正な労働環境の維持、暴力団等反社会的勢力の排除、地域社会への貢献、SDGs への取組）。
- ・「基本問題諮問委員会調査部会 最終報告書～警備員不足対策及び社会的地位の向上方策に関する取組み課題～」を 2017（平成 29）年に取りまとめ。
- ・「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を 2018（平成 30）年に策定（下請等の取引条件の改善）。
- ・「警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を 2020（令和 2）年に策定。
- ・「基本問題諮問委員会（成長戦略を検討する委員会）」を 2020（令和 2）年に設置。
- ・警備業者賠償責任保険団体制度（保険料の割引等）を 2022（令和 4）年に導入。
- ・「自然災害発生時における警備員の安全確保のためのガイドライン」を 2022（令和 4）年に策定。
- ・登録講習機関である「一般社団法人警備員特別講習事業センター」から委託を受け、特別講習の講師の育成を実施。

#### 5.1.5 まとめ（全国警備業協会）

警察庁は 1968（昭和 43）年、1969（昭和 44）年当時、警備業界の問題のため規制法の立法化と全国組織の業界団体設立の必要性を認識していた（杉山 1993: 65）。

業界団体結成について警察庁は 1970（昭和 45）年から全国各地で働きかけており、その流れの中、東京都警備会社連絡協議会が 1971（昭和 46）年 10 月に設立され（社団法人東京都警備業協会 1991: 28, 32）、全国警備業協会の前身として全国警備業協会連合会が 1972（昭和 47）年 5 月に結成された（社団法人全国警備業協会 35 周年記念誌編集会議 2007: 33）。

業界団体の役割としては、大きく分けて、次のとおり、国等との窓口と自主的対応が

---

<sup>60</sup> 一般社団法人全国警備業協会「全警協の年史」 <https://www.ajssa.or.jp/about/history>  
2023 年 3 月 5 日閲覧。

挙げられる。

#### ○国等との窓口

行政指導の窓口であり、業界の要望・要請の一本化を行う立場である。主に警備業法関係について要望・要請を行ってきている。また、「自主的対応」であっても、各種ガイドラインの作成には警察庁からの要請なり指導が想定される。

①国（警察庁）の業界に対する行政指導の窓口

②国への要望活動（警備業法、関係法令等）

#### ○自主的対応

自主的対応としては、業界の課題解決や社会的要請への対応（行政指導を含む）など広範囲に行っている。

①法令対応（警備業法、関係法令）：ガイドラインの作成等

②技能レベルの向上：警備員・指導者のための研修会開催、書籍・テキストの作成等

③経営基盤の強化：警備料金の適正化（ダンピング対応）、人材確保等

④研究会・勉強会：委員会開催等

一部の業者の問題行動が社会問題化すれば、業界は社会の信頼を失うこととなり、また、所管官庁はその責任が問われることとなる。そういう意味で国と業界団体はお互いが必要としている、あるいは利用しているともいえよう。

## 5.2 全国警備業連盟<sup>61</sup>

### 5.2.1 経営基盤をめぐる課題

警備業をめぐる大きな課題のひとつは経営基盤の強化である。下請産業という性格の上、労働集約型の警備業務の場合、ダンピングが発生するような事業環境では、業界全体の契約金額、引いては賃金単価の低下や低迷をもたらしかねない。

例えば、国土交通省は毎年「公共事業設計労務単価」を公表しているが、これは農林水産省及び国土交通省の公共事業に従事した労働者の賃金単価の実態調査を踏まえたものである。令和5年3月適用分（国土交通省2002）については、8時間当たりの単価として、

・普通軽作業員 20,662円

・軽作業員 15,874円

・交通誘導警備員 A 15,967円

・交通誘導警備員 B 13,814円

が示されている。

ただし、普通作業員は人力による土砂等の掘削等を行う普通の技能・肉体的条件を有

---

<sup>61</sup> 全国警備業連盟「連盟について」 <https://keibigyo-renmei.jp/about> 2023年3月7日閲覧。

する者、軽作業員は人力による軽易な清掃や草むしり等を行う者、交通誘導警備員 A は警備業法に規定された検定合格者、交通誘導警備員 B は非合格者である。

国家資格を有する交通誘導警備員は草むしり等を行う軽作業員とほぼ同額の賃金単価では、警備員のモチベーションが上がらないし、警備員の人手不足につながりかねない。また、会社からすると、警備員の場合、警備業法による教育・検定等の規定があり、その分コストアップにつながるが、それを契約金額に反映できなければ、厳しい経営に陥りかねない。

### 5.2.2 設立経緯

警備業の課題解決のためには、国・地方における政治活動を通じて、関係機関のみならず各方面に積極的かつ重層的に主張していくことが必要との認識のもと、2019（令和元）年 5 月 12 日に全国警備業連盟が設立されている。2023（令和 5）年 6 月現在、全国で 35 都道府県の警備業（政治）連盟<sup>62</sup>が正会員になっている。

### 5.2.3 目的等

全国警備業連盟規約第 3 条では「本連盟は、警備業の社会的・経済的地位の確保と向上を、警備業の発展を促進させるための政治活動を行うことを目的」としている。

目的を達成するための事業としては、規約第 9 条に「政党、政治家その他関係機関への要請（陳情）活動」、「国及び地方自治体の予算等に関連した議会動向等の把握」等が挙げられている。

### 5.2.4 問題認識

2019（令和元）年 4 月の設立趣意書では警備業をめぐる次のような問題点を指摘している。

価格競争の激化等による警備料金の抑制から警備員賃金の低下と慢性的な人手不足の状況に陥っている。

国、地方自治体の入札物件等では、警備業務を含めた一括発注のため、（下請けとなる）警備料金の低廉化を招いている。

こうした課題解決に向けて、警備業界の実情・課題等を関係行政機関のみならず政党や国会議員等に訴えるとともに、政党や国会議員等の各種活動を警備業の立場から支援することが必要不可欠である。

---

<sup>62</sup> 政治活動であるため、各都道府県警備業協会は会員とはならず、別途、各都道府県において警備業（政治）連盟を設立した上で会員となる必要がある。

### 5.2.5 活動<sup>63</sup>

次のように政党や国会議員へのはたらきかけが行われている。

自民党警備議連に参加し、新年度予算・新型コロナウイルス対策等の要望書を説明する。公明党警備議連（議員懇話会）に参加し、新年度予算・新型コロナウイルス対策等の要望書を説明する。また、懇談会を開催し、（立候補者を含む）国会議員が参加している。

### 5.2.6 まとめ（全国警備業連盟）

2019年5月に新たにロビー活動を行う業界団体を立ち上げたということは全国警備業協会の活動に対する限界を感じたということであろう。

設立発起人のひとりであり、全国警備業連盟の理事長である青山幸恭氏は設立同時の総合警備保障株式会社の代表取締役社長であるが、出身は大蔵官僚<sup>64</sup>である。おそらくは、青山氏は自身の経験から警備業界による行政機関への働きかけだけでは警備業をめぐる事業環境を変えるのは難しく、ロビー活動を通じて政治主導による行政機関への働きかけを狙ったものと思われる。

2023年6月現在で、47都道府県中35都道府県が参加という現状からは警備業界としての期待が伺える。

## 5.3 小括（業界団体による産業経営）

警備業の業界団体における産業経営上の役割としては、国との窓口と自主的対応に大別される。

#### ○国との窓口

警備業法や警備業に関連する要望・要請書を国等に提出する。与党へのロビー活動（理解活動）を行う。

#### ○自主的活動

法令対応としては、独禁法、消費者契約、個人情報保護等に対応している。技能レベルの向上としては、警備員・指導者のための研修会、教育用書籍・テキストを発行している。

経営基盤の強化としては、警備料金の適正化、人材確保対策等を行っている。

研究会・勉強会としては、各種委員会を開催している。

全国警備業協会の設立経緯としては、国（警察庁）からの働きかけがきっかけとはいえ、国との窓口が一本化したことによって、業界団体の活動に拍車がかかったものと思わ

---

<sup>63</sup> 全国警備業連盟「活動概要」 <https://keibigyo-renmei.jp/overview> 2023年3月7日閲覧。

<sup>64</sup> 総合警備保障株式会社『第56期有価証券報告書』2021.6: 45

れる。

同時に、たとえ一部業者の問題であっても、業界の課題を放置しておく、結局は、規制という強制力が働く結果になっている。業界の問題解決（産業経営）を国の規制に期待するのか、業界団体の自主的活動に期待するのか、どちらが業界のみならず国民にとって合理的でコストが低いのか、このような産業経営上の相補性に基づく視点が不可欠である。ただ、その前提としては、業界団体自身が国民（発注者側）から信頼を獲得していることである。

また、警備料金の適正化など経済的課題に対して公共事業であれば国に対する取組みを求めることも重要だが、業界としてどうしたら過当競争を避けることが可能なのか、様々な観点から主体的に検討することが必要である。

いずれにしても、業界としての適正化を図ることが、業界のみならず発注側である国民、規制側の国にとっても望ましい状況となるものと思われる。その際、産業経営主体としての国及び業界団体はその相補性から役割分担を意識しつつ、発注側への理解活動が鍵となる。

## 第6章 国及び業界団体による産業経営に関する考察

これまで、警備業の産業経営として、主として国の規制及び業界団体の活動について産業経営史という観点から取りまとめてきた。

産業経営上の相補性という観点からは、国の規制と業界団体の活動については、統一的観点から眺めることが可能と思われる。

表 6.1 に警備業における産業経営の取組みを示す。国は規制を通じて産業経営を行っている。業界団体は行政指導の窓口という受け身の対応だけではなく、国に対する要望・要望（警備業法以外の法令を含む。）を行うなど、国と業界のインターフェイス的役割を果たしている。

表 6.1 警備業における産業経営の取組み

| 主 体  | 内 容   |
|------|---|
| 国    | (主な規制項目)<br>・警備業の要件整備（暴力団等の排除等）<br>・警備員の資質・技能の適正化（教育・検定）<br>・機械警備の規制新設（即応体制の整備）<br>・依頼者保護（契約の透明性確保）<br>(規制手法)<br>・立入検査⇒行政処分（指示・命令）・罰則<br>(行政指導) |
| 業界団体 | (国との窓口)<br>・行政指導、国への要望・要請<br>(自主的取組み)<br>・各種法令対応<br>・経営基盤の適正化、人材確保対策<br>・教育・技能レベルの向上等   |

出典：大澤（2022a）を加筆修正

警備業における産業経営のスキーマを表 6.2 に示す。産業経営の出発点として、警備業者の把握（リスト化）のため、国では、届出制（後に認定制）を導入し、業界団体としては、（全国的）組織化を行う。警備業者・警備員の管理（規制）のため、国では、立入検査による実態調査をし、違反事案に対して処分、それを担保するための罰則で対応しており、業界団体としては、現在のところ、情報共有（ガイドライン等の作成を含む）・レベ

ルアップが主となっている。

表 6.2 警備業における産業経営スキーマ

| 主 体  | 企業のリスト化  | 管理（規制）の実施                      |
|------|----------|--------------------------------|
| 国    | 届出制（認定制） | 実態調査（検査）、行政処分、罰則               |
| 業界団体 | （全国的）組織化 | 情報共有、レベルアップ<br>（資格・認証制度・事業者検査） |

出典：大澤（2022a）を加筆修正

国民（発注側）の不満は直接業者に示されることが多いと思うが、国会等を通じて国に対して示されることもある。そういう点では、業界団体は図 6.1 に示すような産業経営上の位置付けとなるものと考えられる。この図で示したように、業界団体と国民（発注者）との関係性がやや薄いのが現状であると思われる。なお、規制も各都道府県公安委員会・各都道府県警察が行っており、業界団体としては各都道府県警備業協会があるが、図 6.1 では煩雑さを避けるため、省略している。

国民（発注者）と対応する業界団体は、おそらくは各都道府県警備業協会となるが、そのような対応があるようには承知していない。このような対応をどうするかは今後の課題であろう。

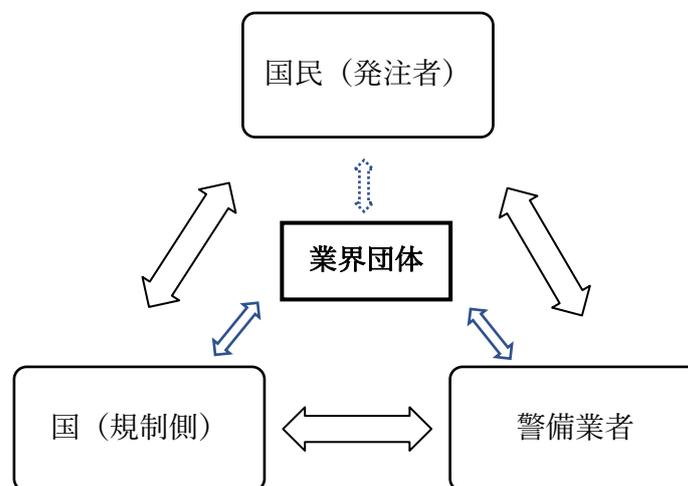


図 6.1 業界団体の産業経営上の位置付け

出典：筆者作成

国による規制は問題解決のため、産業の環境整備を行うものと位置付けられる。しかし、業界の問題解決という点では、国の規制であっても、業界団体の取組みであってもよいはずである。むしろ、暴力団関係者の排除など悪質業者の排除は国の規制とならざるを得ないが、警備員の資質向上のための制度や消費者保護のための取組みは業界団体として

自主的に取り組むことでも可能なはずである。

これまでの対応を見ると、業界独自で対応できないほどの状況になると、国の規制強化が行われているが、この時には、すでに業界のイメージダウンにつながっている状況なのではないだろうか。これは決して望ましい状況ではないと思われる。

産業経営の第一歩としては、業界としての積極的取組みが求められる。例えば、サービスの品質保証のため、業界独自の資格制度の導入、警備業者の認証制度の創設、国の検査を行う第三者検査機関の創設による事業者検査も考えられる（表 6.2 参照）。業界としての自主的取組みはコストアップにつながることから、顧客（発注者）の理解を得る必要があり、そのための理論武装（顧客教育）も必要である。

個々の業者の自助努力もさることながら、場合によっては、業界団体が国民（顧客）と直接やりとりする機会があってもいいと思う。広報活動を通じて業界としての説明責任・透明性確保を果たし、警備業に対する信頼を維持・向上していくことは、今後ますます求められる。業界団体が信頼を得られれば、独自制度の評価が浸透し、顧客が企業を選択する際の判断材料のひとつとなろう。

サービスによりベネフィットを得る者（顧客）のコスト負担は当然であるが、業界の問題解決を国の規制に頼ると、税金という目に見えにくいコスト負担を国民・事業者がすることとなる。産業経営では、国の規制と業界活動の相補性に基づいたバランスをとることを意識する必要がある。そのことは国民（顧客）側でも理解しておかなければならない。

## 第7章 警備業の特徴・課題及び将来展望

第2章から第6章まで警備業を対象に半世紀にわたる産業経営史を描いてきた。警備業をめぐるさまざまな課題が国と業界団体の努力により改善され、事業環境は良好となった。しかし、全国警備業連盟の設立でわかるように、経営基盤の適正化・強化が未だに警備業の大きな課題となっている。

ここでは、警備業の特徴と現状の課題について整理し、産業経営の観点から課題解決と将来展望について考察する。

### 7.1 警備業の特徴と課題

#### 7.1.1 警備業の特徴

##### (1) 4種類の警備業務

2.2 で示したとおり、警備業務は警備業法（昭和47年法律第117号）第2条に規定される次の4種類である。

（第1号警備業務）建物の出入り管理等を行う**施設警備業務**、センサーで異常を検知した場合警備員を急行させる**機械警備業務**（ホームセキュリティを含む）など

（第2号警備業務）イベント等で交通誘導等を行う**雑踏警備業務**、道路工事等で人・車両の誘導等を行う**交通誘導業務**

（第3号警備業務）貴重品等の運搬を行う**運搬警備業務**

（第4号警備業務）ボディガード等の**身辺警備業務**

##### (2) サービス業としての警備業

警備業は日本標準産業分類<sup>65</sup>では、「大分類 R サービス業（他に分類されないもの） - 中分類 92 その他の事業サービス業 - 923 警備業」と、サービス業に分類されている。

Paul Gemmel et al. (2013: 10) は、サービスの特徴は無形性（intangible）と同時性（simultaneity）にあるとしている。

無形性については、サービスにも無形性が強いもの（intangible）と有形性が強いもの（tangible）があり、レストランの例では、ファストフード店は有形性が強く、3つ星レストランは無形性が強い。さらに、無形性を有形化する（‘making tangible the intangible’）例として、銀行におけるドレスコードを挙げ、誠実性、プロ意識、専門性を感じさせるものであるとしている（Gemmel et al. 2013: 10-12）。

また、同時性については、特に、intangibility と simultaneity の両者の強弱で戦略が変

---

<sup>65</sup> 総務省（2013）『日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月施行）』

わるもので、両者が高いサービスでは生産と消費が同時に起こるため、顧客との密接なやり取りが必要で、両者が薄いサービスは顧客とのやり取りが薄くなるとしている（Gemmel et al. 2013: 18）。

警備業の世界では、「見せる警備」という表現があり、制服<sup>66</sup>を着た警備員の存在が犯罪の抑止や顧客の信頼感の獲得につながるという捉え方のことである。これは、まさに、'making tangible the intangible'の例であるといえる。監視カメラ（防犯カメラ）<sup>67</sup>や防犯ステッカーも同様である。

また、警備業の多くは無形性と同時性が高いサービスであり、信頼性や安心感のある対人対応が求められる。同時性が低い場合や有形性が求められる場合、例えば、夜間巡回や夜間警備は、機械化、ロボット化が可能な領域であろう。ただ、交通誘導警備の場合、単純な誘導なら機械でも可能だが、やや複雑な場合は人による臨機応変な対応が求められるなど、同じ業務でも幅がある。

### (3) 産業構造

警備保障タイムズ株式会社が独自に調査した 2022 年度警備業売上高ランキング<sup>68</sup>では、第 1 位から第 3 位までの売上高として、セコム株式会社が 3,951 億円、総合警備保障株式会社（アルソック）が 2,564 億円、セントラル警備保障株式会社が 557 億円である（警備保障タイムズ株式会社 2022）。なお、この数値はそれぞれの会社の有価証券報告書の売上高<sup>69</sup>に一致している。売上高について第 1 位を 1 として比率を示すと、

第 1 位：第 2 位：第 3 位 = 1 : 0.64 : 0.11

であり、大手は 2 社という構造となっている。

また、2021 年末における警備業全体の警備員数及び売上高は、それぞれ、58 万 9,938 人、3 兆 4,537 億 6,500 万円（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022）であり、大手 2 社が業界全体に占める割合は、警備員数で 4.3%<sup>70</sup>、売上高で 18.9%である。つまり、従業

---

<sup>66</sup> 警備員の制服の効果については、組織の代表性、警備業務の告知効果、信頼感が挙げられている（一般社団法人全国警備業協会 2020f: 177-179）

<sup>67</sup> 監視カメラ（防犯カメラ）の犯罪抑止効果については、末井誠史（2010）、樋野公宏（2008）、深谷昌代（2017）、三宅孝之（2015）を参照のこと。

<sup>68</sup> 警備保障タイムズ『2022 年度警備業売上高ランキング』

<https://kh-t.jp/articles/ranking2022.html> 2023 年 3 月 8 日閲覧。

<sup>69</sup> セコム株式会社では『第 61 期有価証券報告書』における 2022 年 3 月決算の売上高、総合警備保障株式会社では『第 57 期有価証券報告書』における 2022 年 3 月決算の売上高、セントラル警備保障株式会社では『第 50 期有価証券報告書』における 2022 年 2 月決算の売上高である。

<sup>70</sup> 『有価証券報告書』では、2022 年 3 月現在、セコム株式会社のセキュリティーサービ

員一人当たりの売上高は業界平均よりかなり高いことが伺える。

遠藤（2017: 182-185）は、「2大ガリバー、大手・中堅」と「中小零細」という警備業の明確な二重構造と表現している。

なお、有価証券報告書の売上高は、警備業の以外の事業も含まれているが、その内訳は示されておらず、従業員数のみ事業別に示されている。2022年3月現在、セコム株式会社では、セキュリティーサービス事業 15,679人、その他事業 17人、全社（共通）583人、合計 16,279人であり、総合警備保障株式会社では、セキュリティー事業 9,736人、総合管理・防災事業 101人、介護事業 8人、その他 30人、全社（共通）2,127人、合計 12,002人となっている。全社（共通）の人数は事業別の人数比率によって振り分けられると仮定すると、各事業別の人数比は全社（共通）を除いた合計人数の比率になる。セコム株式会社で99.9%、総合警備保障株式会社で98.6%である。売上高のほぼすべてが警備業によると仮定しても、大きな誤差はないものと考えられる。

警備員数別の事業者割合は、2021年末現在、5人以下 26.0%、6-9人 10.1%、10-19人 18.6%、20-29人 12.0%、30-49人 12.2%、50-99人 10.9%、100-499人 8.9%、500-999人 0.8%、1,000人以上 0.5%であり、10人未満が40.2%、100人未満が88.6%と零細企業が多い（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022）。

#### (4) 就労状況

警備業種別の事業者割合は、2.3に示すとおり、2021年末現在、施設警備 65.1%、交通誘導警備 73.6%（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022）と、労働集約型の警備業務を行う業者割合が高く、また、1社で複数の警備業務を行っているものと推察される。

65歳以上の就労者割合は、2021年末現在、警備業で32.1%と全国平均13.6%に比べて高齢者側にシフトしており、女性雇用者の割合は警備業で6.7%と全国平均45.0%に比べて男性が圧倒的に多い業種である（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022; 総務省統計局 2023）。

次に、厚生労働省の『賃金構造基本統計調査』から所定内給与額、労働時間、勤続年数について警備業と全産業計の比較をする。なお、対象事業者は従業員10人以上である。

#### ○所定内給与額

「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、調査対象は6月である。ただし、年間賞与その他特別給与額は含まれない。

2021年における所定内給与額は、全産業 307,400円に対し、警備員 220,600円と 0.72

---

ス事業の従業員数が 15,679人、総合警備保障株式会社のセキュリティー事業の従業員数が 9,736人である。

倍の低い水準であり、人手不足の原因となっている。過去5年間の推移では、警備業については2019年から微増している。なお、データは10人以上の事業所が対象であり、(3)で示したとおり、警備業では警備員数10人未満の事業者が4割程度を占めることから実態はさらに低い可能性もある。

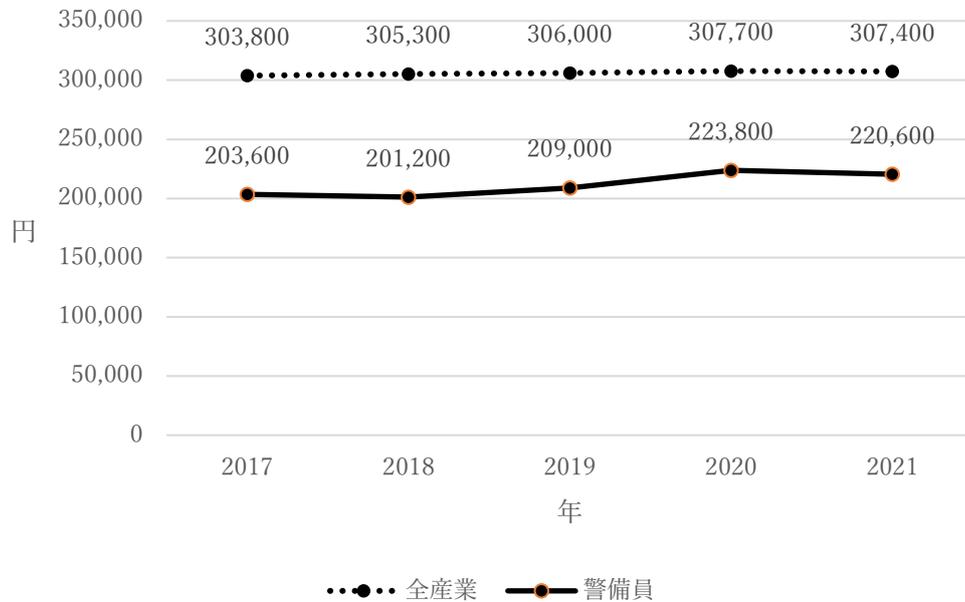


図 7.1 所定内給与額の推移（警備業と全産業の比較）

出典：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年

#### ○実労働時間数

実労働時間数は、6月における「所定内実労働時間数」と「超過実労働時間数」の合計から算出した<sup>71</sup>。

2021年における実労働時間数は、警備員187時間と全産業176時間に比べて1.06倍長く働いている。なお、施設警備で24時間常駐する場合、夜間の仮眠時間も労働時間に含まれる。

<sup>71</sup> 『賃金構造基本統計調査』では、「所定内実労働時間数」とは、総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数である。

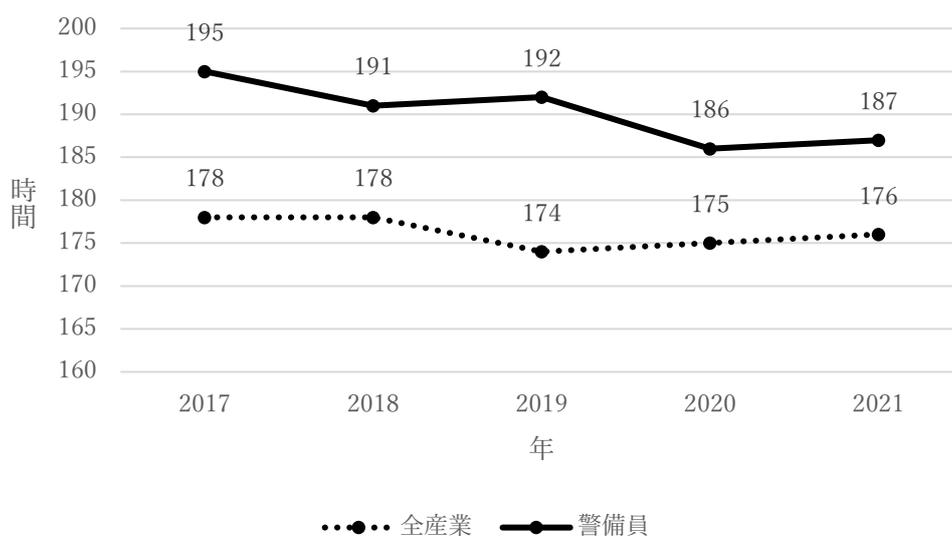


図 7.2 実労働時間の推移（警備業と全産業の比較）

出典：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年

#### ○勤続年数

2021年における勤続年数は、警備員 9.5 年と全産業 12.3 年に比べて短い。なお、警察庁生活安全局生活安全企画課の『警備業の概況』によると、警備員の在職年数の直近 3 年間の推移は、表 7.1 のとおりであり、あまり変化がないことから、『賃金構造基本統計調査』で 2021 年に 9.5 年と前年より 1 年短くなった理由ははっきりしない。

いずれにしても、全産業に比べ在職年数の短さは、警備業における流動性を示しているものと推察される。

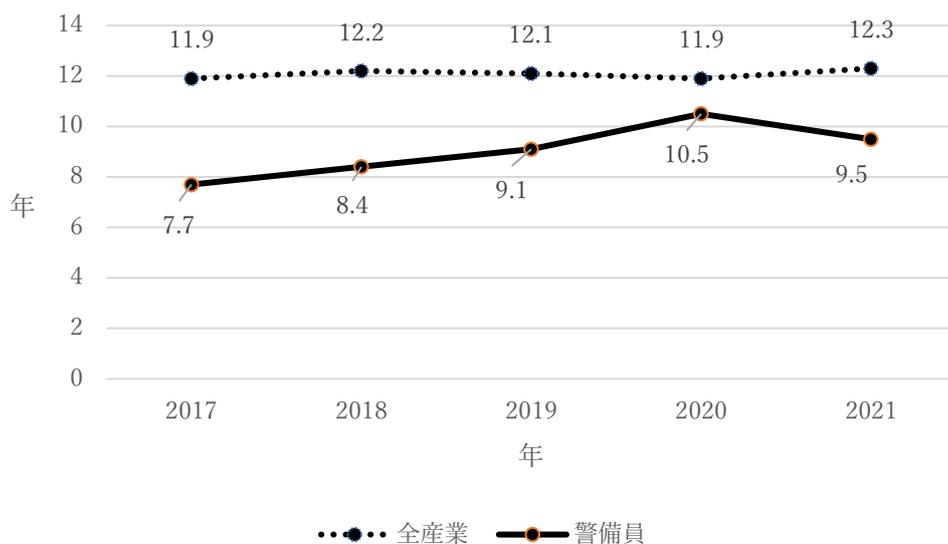


図 7.3 勤続年数の推移（警備業と全産業の比較）

出典：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年

表 7.1 警備員の在職年数の推移（各年末）

|        | 1 年未満 | 1～3 年未満 | 3～10 年未満 | 10 年以上 |
|--------|-------|---------|----------|--------|
| 2019 年 | 16.8% | 20.7%   | 35.8%    | 26.6%  |
| 2020 年 | 17.3% | 21.2%   | 34.1%    | 27.3%  |
| 2021 年 | 16.4% | 21.5%   | 33.8%    | 28.3%  |

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課『警備業の概況』（令和元年～令和 3 年）

#### (5) 警備業務別特徴

業者数の大部分を占める第 1 号警備業務と第 2 号警備業務について、特徴を整理してみる（大澤 2022b: 8）。

##### ○第 1 号警備業務（施設警備、機械警備）

機械警備の場合、一人当たりの担当施設数は施設警備より多いものの、異常な信号を受信すれば、警備員を派遣するので、施設警備同様、労働集約型といえる。需要は一定型であり、特に常駐警備・機械警備は 24 時間 365 日対応型である。また、窃盗等の現行犯逮捕や火災時の初期対応、警察・消防署への通報が求められ、技能型と言えよう。

##### ○第 2 号警備業務（交通誘導、雑踏警備）

労働集約型である。交通誘導は道路工事、雑踏警備はイベントの時期に集中するなど、需要変動型である。需要変動に伴い支払賃金も変動するので、アルバイトや年金受給者にシフトしがちである可能性がある。交通誘導や雑踏警備では、規模・技能の要求水準には様々あることから、非技能～技能型と言えよう。

警備業の課題解決や将来展望を考察するには、この特徴を踏まえて 2 群に分けて考えることとする。

#### (6) 構造的課題の解決の方向性

警備業務別特徴を踏まえ、構造的課題の解決の方向性を考察する（大澤 2022b: 9）。

##### ○第 1 号警備業務（施設警備、機械警備）

需要一定型とはいえ、下請産業であることには変わりなく、発注側の景気動向に左右されがちである。景気低迷により警備員の給与等の処遇が悪化すれば、結果として、人手不足、長時間労働を招くこととなり、勤務が長続きしないという悪循環に陥りかねない。

したがって、顧客に対しては、増額も含め、適正な契約金額を交渉していかざるを得ない。その際には、社会保険、教育等に費用がかかることを理解してもらう必要がある。このような理論武装は中小規模の警備会社が単独で考え出すというよりも業界団体が考案方・ノウハウ等を提供することが望まれる。

### ○第2号警備（交通誘導警備、雑踏警備）

交通誘導警備業務は、主として道路工事に伴うもので、公共事業変動型と言えよう。公共事業の積算にあたっては、5.2.1 で示したとおり、国土交通省による「公共工事設計労務単価」（交通誘導警備業務に従事する警備員の労務単価を含む。）を用いる。国・自治体が工事と警備業務を一括発注し、受注業者から交通誘導業務を請け負う場合、国の労務単価を下回る可能性があり、5.2.4 に示したとおり、警備料金の低廉化の一因となっている。

特に、交通誘導警備業務は非技能型～技能型であるため、競争が激化しやすく、結局は、警備員の給与等の処遇低迷や流動性につながっているものと思われる。公共事業の一括発注を警備業務で分割発注するよう、業界団体が官公庁に働きかけることが考えられる。分割発注で、最低価格制度の適用があれば、競争があっても契約金額は下げ止まりとなる。また、ビル等の建設など民間事業においても、同様の方式を求めていくことも考えられる。労働集約型の産業では、契約金額に占める人件費の割合が高いため、民間事業についても、契約にあたっては、公共工事設計労務単価を踏まえるよう要請することも必要であろう。

#### 7.1.2 警備業大手2社の動向

警備業の特徴と構造的課題の解決の方向性を示したが、賃金単価を増額するという垂直的対応のほかに、警備業をコアとして隣接領域に新たに進出するという水平的対応が考へる。参考のため、警備業大手2社におけるこれまでの動向について整理する。

##### (1) 創業・新業務展開

1962年7月にわが国初の専門警備保障会社である日本警備保障株式会社（現セコム株式会社）が創業し、3年後の1965年7月、総合警備保障株式会社（アルソック）が創業した。創業・業務展開等について、セコム株式会社と総合警備保障株式会社を比較して、表7.2に示す。

日本警備保障株式会社（現・セコム株式会社）を起業した飯田亮氏は警備業界のファーストペンギンであると言える。飯田氏は、知人から欧州での警備業の話聞き、警備業が「日本にないビジネスというのが一番気に入った」（飯田 2004: 268）としている。飯田氏は警備業をあくまでも新規ビジネスとして捉えており、この点がオリンピック東京大会組織委員会事務局次長で日本警備保障株式会社の警備状況を把握し、他人から勧められて警備会社を創業した村井順氏と異なる。経営理念にしても、飯田氏は「正しさの追求、現状打破の精神」であるのに対し、村井氏は「ありがとうの心、武士の精神」であり、自ら差がある。

表 7.2 警備業大手 2 社の創業・展開等の比較

|                  |                           |                               |
|------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 会社名              | 日本警備保障株式会社<br>(現・セコム株式会社) | 総合警備保障株式会社<br>(アルソック)         |
| 創業年月 (創業時年齢)     | 1962 年 7 月 (29 歳)         | 1965 年 7 月 (56 歳)             |
| 創業者氏名            | 飯田亮 戸田寿一                  | 村井順                           |
| 創業のきっかけ          | 知人から欧州での警備会社の存在を聞いて       | 友人や吉田元首相の勧め                   |
| 創業者の職業           | 飯田氏は東京の酒問屋の 5 男           | 元警察官僚<br>オリンピック東京大会組織委員会事務局次長 |
| 経営理念             | 正しさの追求<br>現状打破の精神         | ありがとうの心<br>武士の精神              |
| 初の大規模警備          | 東京オリンピック 1964.1           | 英国博覧会 1965.9、(大阪万博 1970.3)    |
| 売上高 (2022 年 3 月) | 3,951 億円                  | 2,564 億円                      |

出典：セコム(株)は飯田 (2004, 2007b) 及びセコム株式会社 (2023)、総合警備保障(株)は村井 (1987, 2000) 及び総合警備保障株式会社 (2015a, 2015b)。

創業後の 2 社の業務展開と警備業法との関連について、表 7.3 に整理する。備考欄は新規事業の開始後、何年後に規制が始まったかを示すものである。

表 7.3 のとおり、創業後、機械警備業務はセコムが 1966 年、アルソックが 1967 年に開始し、ホームセキュリティはセコムが 1981 年、アルソックが 1988 年に開始している。新規業務についてはセコムがやや先行している印象を受ける。

また、同表からは、新サービスを開始すると、業界内で広がるとともに、顧客との間でのトラブルとなり、問題解決のために国の規制が始まっていることがわかる。

表 7.3 警備業大手 2 社の業務展開と警備業法

| 会社名          | セコム(株)                       | 総合警備保障(株)                              | 警備業法                  | 備 考                |
|--------------|------------------------------|--|-----------------------|--------------------|
| 創業年月等        | 1962.7                       | 1965.7                                 | 成立 1972.7             | 10 年後              |
| 機械警備の開始      | 1966.6<br>(全国への拡大開始は 1970 年) | 1967.9 <sup>72</sup><br>(本格開始は 1970 年) | 機械警備業務の規制新設<br>1982.7 | 約 16 年後<br>(12 年後) |
| ホームセキュリティの開始 | 1981.1                       | 1988.4                                 | 契約の透明性確保 2004.5       | 16~23 年後           |

出典：セコム株式会社（2023）、総合警備保障株式会社（2015a, 2015b）

## (2) 売上高・事業内容

### ○売上高

2022 年 3 月決算のセコム株式会社『第 61 期有価証券報告書』及び総合警備保障株式会社『第 57 期有価証券報告書』から、5 年間における両社の売上高の推移を図 7.4 及び表 7.4 に示す。なお、有価証券報告書の提出会社を「親会社」、連結決算上の連結小会社・関連会社を「連結子会社等」と略記した。また、親会社及び連結子会社等をあわせて「グループ」と総称する。

2021 年度（2022 年 3 月決算）の売上高は、セコム株式会社では、親会社が 3,951 億円、連結決算で 10,498 億円、総合警備保障株式会社では、親会社が 2,564 億円、連結決算で 4,890 億円である。

なお、過去 5 年間の売上高の推移はあまり変化がないが、これは新型コロナウイルス感染症の流行による経営に対する影響が限定的であったことを示すものと思われる。

<sup>72</sup> 総合警備保障(株)における機械警備の開始について、総合警備保障（2015a）では、1967 年 6 月 30 日に「機械警備業務『総合ガードシステム』開始」としているが、同社『第 57 期有価証券報告書』では、1967 年 9 月、「法人向け機械警備『総合ガードシステム』を開発、発売」としており、こちらを採用した。

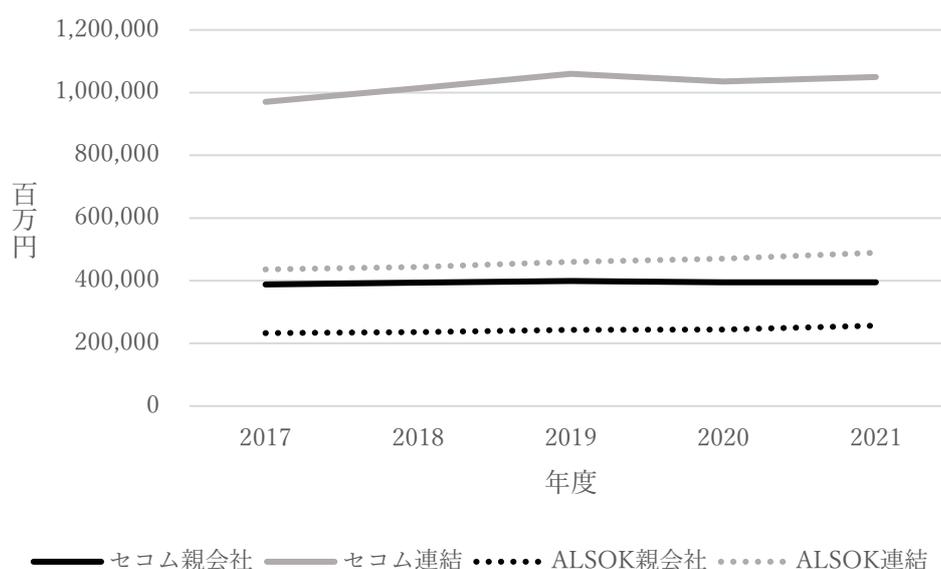


図 7.4 警備業大手 2 社の売上高の推移

出典:セコム(株)『第 61 期有価証券報告書』、総合警備保障(株)『第 57 期有価証券報告書』

表 7.4 警備業大手 2 社の売上高の推移 (単位:百万円)

| 年度   | セコム(株)  |           | 総合警備保障(株) |         |
|------|---------|-----------|-----------|---------|
|      | 親会社     | 連結決算      | 親会社       | 連結決算    |
| 2017 | 387,881 | 970,624   | 232,697   | 435,982 |
| 2018 | 394,181 | 1,013,823 | 235,938   | 443,535 |
| 2019 | 398,929 | 1,060,070 | 243,265   | 460,118 |
| 2020 | 394,389 | 1,035,898 | 244,367   | 469,920 |
| 2021 | 395,181 | 1,049,859 | 256,449   | 489,092 |

出典:セコム(株)『第 61 期有価証券報告書』、総合警備保障(株)『第 57 期有価証券報告書』

2021 年度の売上高について、(セコム) / (総合警備保障) の比で見ると、親会社で 1.54 倍、連結決算で 2.15 倍となっている。また、(連結決算) / (親会社) の比をとると、セコム株式会社で 2.66、総合警備保障株式会社で 1.91 となっている。それは、次に示すように、セコムグループの方が連結子会社等においてセキュリティ事業以外の多角経営を積極的に行っているからである。

#### ○セグメント別事業内容

警備業大手 2 社における 2021 年度における売上高 (連結決算) を各社の有価証券報告書からセグメント別に示したものが表 7.5 及び表 7.6 である。

セコムグループにおける事業としては、警備請負サービスを中心とするセキュリティサ

ービス事業、防災事業、在宅医療及びシニアレジデンスの運営を柱としたメディカルサービス事業、情報セキュリティや大規模災害対策、データセンター、BPO 業務を中心とした BPO・ICT 事業、不動産賃貸及び建築設備工事などのその他事業から構成されている。

表 7.5 セコムグループにおけるセグメント別売上高

| セグメント        | (連結決算 2021 年度) |        |
|--------------|----------------|--------|
|              | 売上高<br>百万円     | 構成比    |
| セキュリティサービス事業 | 558,093        | 53.2%  |
| 防災事業         | 148,803        | 14.2%  |
| メディカルサービス事業  | 74,575         | 7.1%   |
| 保険事業         | 52,691         | 5.0%   |
| 地理空間情報サービス事業 | 56,371         | 5.4%   |
| BPO・ICT 事業   | 115,683        | 11.0%  |
| 不動産・その他事業    | 43,640         | 4.2%   |
| 合 計          | 1,049,859      | 100.0% |

出典：セコム株式会社『第 61 期有価証券報告書』

ALSOK グループにおける事業としては、機械警備・常駐警備・輸送警備であるセキュリティ事業、建物の建設・運営・管理のサポートや防災商品・サービスの販売からなる総合管理・防災事業、居宅介護支援や施設介護サービス等の介護事業、その他で構成されている。セキュリティ事業は 76.5%と全体の 4 分の 3 を占めている。なお、2020 年度と 2021 年度を比較すると、全体で 2021 年度は 191.7 億円増額だが、常駐警備だけで 157.3 億の増額となっている。これは、東京 2020 大会警備 JV の共同代表としての役割や新型コロナウイルス感染症の軽症者等のための宿泊療養施設及びワクチン接種会場等の警備等によるものとしている。

警備業大手 2 社をセグメント別に比較すると、親会社ではセコム株式会社、総合警備保障株式会社ともほぼ 10 割がセキュリティ分野（警備業関連）であるのに対し、グループ事業（連結決算ベース）ではセコムグループはセキュリティ分野が 53.2%で残りが防災、メディカル、保険等であり、ALSOK グループはセキュリティ分野が 76.5%で残りが総合管理・防災、介護等である。セコムグループの方が多方面に事業展開している。

表 7.6 ALSOK グループにおけるセグメント別売上高

(連結決算 2021 年度)

| セグメント     | 売上高<br>百万円 | 構成比    |
|-----------|------------|--------|
| セキュリティ事業  |            |        |
| 機械警備業務    | 177,210    | 36.2%  |
| 常駐警備業務    | 128,894    | 26.4%  |
| 警備輸送業務    | 67,870     | 13.9%  |
| 小計        | 373,975    | 76.5%  |
| 総合管理・防災事業 | 67,435     | 13.8%  |
| 介護事業      | 41,649     | 8.5%   |
| その他       | 6,032      | 1.2%   |
| 合 計       | 489,092    | 100.0% |

出典：総合警備保障株式会社『第 57 期有価証券報告書』

次に、セキュリティ事業について各社の有価証券報告書<sup>73</sup>から比較する。

セコムグループの連結決算において 53.2%を占めるセキュリティサービス事業は、「警備請負サービス」を中心とするもので、国内外の子会社がオンライン・セキュリティシステムをはじめとする各種のセキュリティサービス事業を展開し、親会社は「グループ各社に対して技術指導や安全機器の売渡し」を行っている。具体的には、事業所向け・家庭向けのオンライン・セキュリティシステムを中心に、常駐警備や現金輸送のサービスを提供するとともに、安全商品を販売している。なお、事業系統図を見ると、親会社ではセキュリティサービス事業のみを行っているようである。

ALSOK グループの連結決算において、76.5%を占めるセキュリティ事業は、機械警備業務、常駐警備業務、警備輸送業務に分かれる。警備輸送では現金輸送サービスの他、官民における現金管理業務の合理化対策（入出金機オンラインシステム等の販売）を行っている。事業系統図を見ると、親会社と連結子会社等との間で業務委託・受託、警備用機器の販売等を行い、親会社ではセキュリティ事業以外の事業も展開しているようだが、7.1.1(3) で示したように、事業に従事する従業員の人数からは、ほぼすべてがセキュリティ事業と仮定しても大きな誤差はないものと考えられる。

なお、セコム株式会社でのセキュリティサービス事業の売上高等において内訳が示されていないが、有価証券の記述からは総合警備保障株式会社ほど常駐警備は実施していないことがうかがえる。

<sup>73</sup> セコム株式会社『第 61 期有価証券報告書』及び総合警備保障株式会社『第 57 期有価証券報告書』

### 7.1.3 AI時代の警備業

労働集約型であるがゆえに、警備業の将来展望を考える上では、AIによる業務のコンピュータ化を考慮する必要がある。

#### (1) コンピュータ化の推定

警備業が労働集約型であるということは、コンピュータ化される可能性が高いといえる。

米国の推定 (Frey & Osborne 2017) では、警備及び保安関係<sup>74</sup>のコンピュータ化率として、警備員 84%、発電所運転員<sup>75</sup>85%、消防士 17%、警察・パトロール員 9.6%が示されている。日本では、野村総合研究所が Frey 及び Osborne と共同で推定しており、警備員 97.8%、発電員 98.4%、消防士 58.5%、警察官 16.7%という結果が示されている (寺田ほか 2017 巻末付録: 14, 17)。

日米とも、警察官や消防士に比べて、警備員や発電所運転員の業務はほぼコンピュータ化されると予想されている。それだけ、ルーティンワークが多いということだが、発電所は定常時に自動運転が行われているから理解できるが、警備業務は果たしてどうなのか、次に検討する。

#### (2) 警備業務のコンピュータ代替の可能性の検討

日本における警備業務、特に第1号・第2号について、実態を踏まえ、コンピュータ代替の可能性について検討する (大澤 2022b)。

##### ○第1号業務

施設警備業務では、出入り管理・夜間の巡回などは機械化・ロボット利用が可能であろう。機械警備業務では、異常時に警備員が駆けつけ、各種対応 (窃盗等の現行犯逮捕、消火等の初期対応、消防・警察への連絡等) を行う必要があることから、この現場対応を機械化するのは難しいのではないかと思われる。施設警備の現場対応も同様である。また、万引防止などの保安警備業務について、異常行動の検出は機械で可能だとしても、お客様への声がけなどは人間による対応が必要であろう。

##### ○第2号業務

交通誘導警備業務は、機械による状況認識と誘導は単純な場合は可能だと思われ、交通事故による警備員の死傷者を減少させる観点からも機械化は進めるべきである。雑踏警備業務では、異常事態の人の誘導などは、パターン認識による予測が可能な AI・コンピュータの支援が有効であると思う。

---

<sup>74</sup> 厚生労働省の職業分類表では、「保安の職業」とは、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、警備員などを指しているが、ここでは、発電所運転員を含めて、「警備及び保安関係」と表現した。

<sup>75</sup> 原子力発電所運転員は 95%であるが、おそらく、ほぼ自動運転だからであろう。

#### 7.1.4 まとめ（警備業の特徴と課題）

警備業の産業構造は、セコム株式会社と総合警備保障株式会社という大手2社が警備員数で4.8%、売上高で18.9%を占めており、両社の売上高はほぼ全てが警備業と考えられる。

警備員数別の事業者割合は、10人未満が40.2%、100人未満が88.6%と零細企業が多い。警備業は全産業と比較すると、所定内給与額が約3割低く、実労働時間数は1割弱長く、勤続年数は3年弱短い。こうした状況は、警備業における処遇の低迷さ、流動性の高さを示している。

安全安心産業として社会基盤を担っている警備業が全産業平均と比べて給与額が低く、流動性が高いという現状は改善すべきである。

警備業務別の特徴としては、施設警備・機械警備等の第1号警備業務については、需要一定型であるものの、警備員の処遇改善のため、適正料金の交渉が必要となる。交通誘導警備・雑踏警備の第2号警備業務については、公共事業変動型であり、競争が激化しやすい。価格競争で処遇悪化という状況を避けるためには、分割発注など適正契約額を確保する工夫が必要である。

警備業大手2社では、本社の売上はほぼ警備業であるが、連結決算で見ると、防災、保険、介護など警備業を核とした領域に広がっている。

経営基盤の脆弱性という構造的課題解決のためには、顧客に対して、増額も含めた、適正な契約金額での締結を交渉する必要があるが、その理論武装のためには業界団体による考え方・ノウハウの提供が望まれる。交通誘導警備は公共需要変動型であり、時としてダウンピングが起ることから、そうした事態をなるべく回避するために、分割発注や最低価格制度の導入を目指す必要がある。

経営基盤の適正化では、これまで契約単価の適性化が考えられてきたが、これを垂直的対応とすれば、業務領域を警備業から隣接領域・関連領域に広げる水平的対応も考えられる。警備業大手2社の動向を参考にする。

大手2社では、親会社は売上高のほぼ全てが警備業によると考えていいが、連結子会社等では隣接領域・関連領域に進出している。例えば、防災、保険、介護などの事業である。

また、大手2社の新規事業の展開時期と国による規制の開始時期を比べると、新サービスを開始すると、業界内で広がるとともに、顧客との間でトラブルとなり、問題解決のために国の規制が始まっていることがわかる。

日米におけるコンピュータ化率の推定によれば、警備業については8-9割と高い水準での代替が想定されている。

警備業務の実際の場面では、現行犯逮捕、消火等の初期対応、消防・警察への連絡等、現場対応があることから、人間による対応とならざるを得ない。ただ、夜間の巡回などは機械化・ロボット化が可能であり、交通誘導・雑踏警備では、パターン認識による予測が得意な AI・コンピュータの支援が有効であると思う。

その場合でも、警備業は防犯・保安業務が目的とはいえ、人間に対するサービス業でもあり、群集心理、錯覚、思い込み、判断錯誤など人間の心理・行動に対する深い理解が求められる。

## 7.2 人口減少社会における警備業の課題と対応

7.1 では現状の特徴と課題について整理したが、将来展望にも関わる内容として人口減少社会における警備業の課題と対応について触れることとする。

### 7.2.1 人口減少社会

日本の総人口<sup>76</sup>は2008年にピークとなり、2011年以降、11年連続で減少している（総務省統計局 2023: 1）。2023年に発表された国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来将来推計人口（令和5年推計）」では、2020年総人口を踏まえ、2070年までの推計人口が示されている（国立社会保障・人口問題研究所 2023a）。1950年から2020年までの総人口と、2070年までの推計人口（出生中位・死亡中位推計）を図7.5に示す。

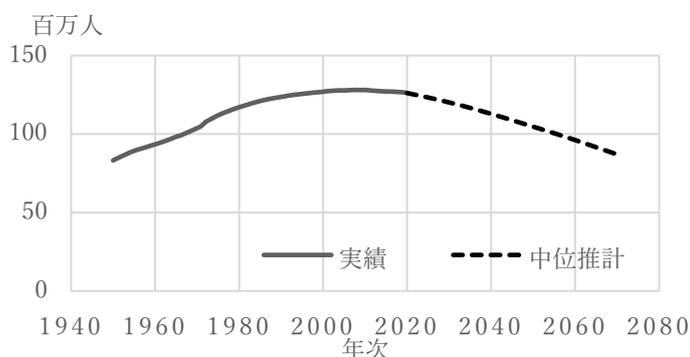


図7.5 日本の総人口の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023a: 19, 73）から筆者作成

具体的な減少値について、2020年をベースとした10年ごとの減少状況、ピークである2008年をベースとした2020年からの10年ごとの減少状況を表7.7に示す。

表7.7 日本の総人口の減少状況（10年ごと）

| 年次    | 2020年ベース | 2008年ベース |
|-------|----------|----------|
| 2020年 | 100%     | 98.5%    |
| 2030年 | 95.2%    | 93.8%    |
| 2040年 | 89.4%    | 88.1%    |
| 2050年 | 83.0%    | 81.7%    |
| 2060年 | 76.2%    | 75.1%    |
| 2070年 | 69.0%    | 67.9%    |

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023a: 73）から筆者作成

<sup>76</sup> 人口は日本に常駐している者が対象で、総人口は外国人を含む人口、日本人人口は日本人に限定したもの（国立社会保障・人口問題研究所 2023a: 74）。

経営の現場では、50年後というのは超長期であり、せいぜい、10年後、20年後ではなからうか。その場合、5%減、11%減程度である。ただ、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、2020年28.6%に対し、2030年30.8%、2040年34.8%と増加することが推計されている（国立社会保障・人口問題研究所2023a:19）。

仮に、日本の総人口の減少とともに国内の生産活動が低下し、警備業に対する需要が減少するのであれば、警備業に対する需要と警備可能量とがバランスをとりつつ、減少することになる。

遠藤（2017:68,99-101）は、第1号警備業務（施設警備・機械警備）に対する需要の要因としてオフィスビルのストック総量、第2号警備業務（交通誘導警備）に対する需要の要因として公共・民間による建設投資を挙げている。オフィスビルに対する需要減は空室率の上昇にはつながるものの、ストック量の減少に反映されるまでにはタイムラグがあると想定されることから、ビル全体の管理の必要性という観点に立てば、第1号警備業務（機械警備）に対する需要は短期的には変化しにくいものと想定される。民間建設投資は景気に左右されるが、公共投資は不景気対策の面もあることから、短期的には、総額では変化しにくいものと想定されるが、税収の減少を補うのも限界があるため、第2号警備業務に対する需要もやがて減少していくものと考えられる。

総じて言えば、5%、10%程度の人口減少が警備業に対しクリティカルな影響を及ぼすとは考えにくい。警備業界は慢性的な人手不足となっていることから、その対策の一貫として人口減少社会への対応を考えるべきであろう。

なお、超長期的には、移民が増えない限り、日本の総人口の減少及び高齢化率の上昇は避けられないことから、65歳以上であっても、年金だけに頼ることなく労働し続けることが世代間不公平感の是正及び社会貢献につながるものと思われる。そのためには、会社員であっても勤務時間（拘束時間）の柔軟性を確保するほか、フリーランス・個人事業主といった組織に縛られない労働体系への移行も考えられる。給与・賃金は労働時間（拘束時間）に対する対価ではあるものの、その水準は需要状況のみならず労働生産性との関連でおのずから定まっていくということを警備業の経営者のみならず警備員一人一人が自覚していく必要がある。

## 7.2.2 警備業における人手不足対策

2017年に一般社団法人全国警備業協会は、『基本問題諮問委員会調査部会（最終報告書）——警備員不足対策及び社会的地位の向上方策に関する取組み課題』（以下、『最終報告書』という。）を公表した。その中で、2016年に実施したアンケート調査では、約67%の警備業者が警備員不足である旨回答しているほか、一部の業者からは警備員不足であるため、仕事を新たに受けられない状況であるとの声も出ていることを紹介している（一般社団法人全国警備業協会2017a:1）。

一般社団法人全国警備業協会の『令和5年度事業計画』においても、警備員不足等、喫緊かつ重大な課題にかかるアクションプランについて、迅速にその実行を図るとしており、警備員不足問題への対応を具体的に掲げている（一般社団法人全国警備業協会 2023a）。

#### (1) 人材別対策

警備業における人手不足対策について、2017年の『最終報告書』と『令和5年度事業計画』を人材リソース別に対比してみると、表7.8のとおりである。

表 7.8 全国警備業協会としての人手不足対策

| 人材リソース | 最終報告書（2017）                           | 令和5年度事業計画                                     |
|--------|---------------------------------------|---|
| 女性     | 女性警備員の紹介<br>制服デザインコンテストの開催<br>職場環境の整備 | 警備業界で働く女性の広報<br>制服デザインコンテスト <sup>77</sup> の検討 |
| 高齢者    | 雇用管理ガイドラインの作成<br>職場環境の整備              | 警備業高齢者雇用推進ガイドライン <sup>78</sup> の改訂            |
| 退職自衛官  | 防衛省との協議                               | 同 左   |
| 新卒者    | 大学・高校との連携<br>学生アルバイト募集の広報             | （特になし）  |
| 外国人    | 採用時留意点や配置の検討                          | 特定技能制度の導入検討                                   |

出典：一般社団法人全国警備業協会（2017a）及び一般社団法人全国警備業協会（2023a）から筆者作成

表7.8の人材リソースの項目のうち、高齢者、退職自衛官、新卒者等はそれなりに雇用が進められていることから、女性と外国人について整理する。なお、高齢者の割合が全産業平均に比べ約3倍高いという現状は、高齢者でも「できる」業務という側面と高齢者（年金生活者）だから安く雇用できるという側面があるが、同一労働同一賃金をどう進めていくかは課題のひとつである。

#### ① 女性

##### ○女性警備員数の推移と現状

2021年末現在、女性雇用者の割合は警備業で6.7%と全国平均45.0%に比べて男性が圧倒的に多い業種である（7.1.1（4）就労状況を参照）。

女性警備員の割合の推移について、田中（2020: 13-14）は、「2000年は、全警備員数

<sup>77</sup> 『令和5年度事業計画』では、女性に限定していないが、女性の項目に掲げた。

<sup>78</sup> 同ガイドラインは2010年に策定されている（社団法人全国警備業協会 2010）。

に占める女性警備員の割合が 7.2%であった。その後、女性警備員の割合は低率で推移し、2011 年には 5%まで下落した。2013 年から若干の上昇に転じているが、割合を押し上げているのは臨時警備員の女性割合であり、警備業務の主軸を担う女性警備員は少ない傾向が続いている」としている。

女性警備員について、全警備員における割合ではなく、その総数および臨時警備員数の推移について、図 7.6 に示す。女性警備員の総数については、2000 年から 2012 年までは 2 万 7 千人から 3 万人であり、2013 年に約 2 万 9 千人となり、それ以降は増加に転じている。女性の臨時警備員数については、2000 年の約 1 万人から減少傾向が続き、2017 年以降は 6 千人台へと微減している。女性警備員数総数の推移を見ると、2000 年から 2012 年まで横ばい傾向であったが、2013 年以降増加傾向にあり、これは臨時警備員数が増加したのではなく、常用警備員数が増加したものである。このことは、警備業界における女性警備員採用に向けた努力が実を結んだ結果と思われる。

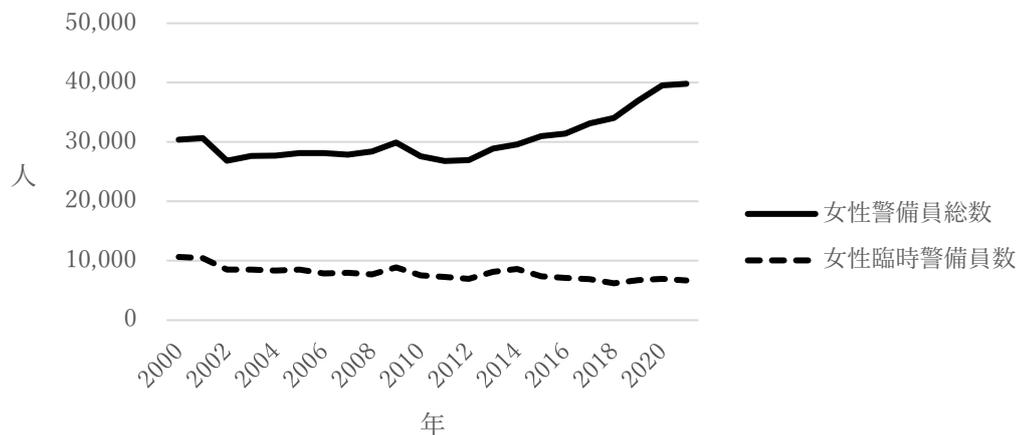


図 7.6 女性警備員の総数及臨時警備員数の推移

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課『警備業の概況』（各年）から筆者作成

2021 年末現在、在職年数別の男性警備員・女性警備員の割合を表 7.9、年齢別の男性警備員・女性警備員の割合を表 7.10 に示す（警察庁生活安全局生活安全企画課 2022）。男性警備員に比べ女性警備員は、在職年数が短く、30 歳未満の割合も高く 3 割弱を占めている。家庭や育児の関係であまり長く勤務できない状況を示しているように思える。

表 7.9 警備員の在職年数別割合（男女別）（2021 年末）

|    | 1 年未満 | 1～3 年未満 | 3～10 年未満 | 10 年以上 |
|----|-------|---------|----------|--------|
| 男性 | 15.8% | 21.0%   | 34.1%    | 29.0%  |
| 女性 | 25.0% | 28.7%   | 28.5%    | 17.7%  |

出典：『警備業の概況』（令和 3 年）

表 7.10 警備員の年齢別割合（男女別） (2021 年末)

|    | 30 歳未満 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60～64 歳 | 65～69 歳 | 70 歳以上 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 男性 | 9.2%   | 9.7%    | 15.0%   | 19.2%   | 13.4%   | 14.7%   | 18.8%  |
| 女性 | 28.7%  | 13.1%   | 17.5%   | 19.8%   | 8.5%    | 6.4%    | 6.0%   |

出典：『警備業の概況』（令和 3 年）

### ○課題と対応

全国警備業協会では、2017 年、女性警備員の愛称を「警備なでしこ」と制定し、女性警備員の認知度向上に努めている<sup>79</sup>。しかし、『最終報告書』の指摘にもあるように、ロッカー室の整備、トイレカーの配置、産休・育休の取得や休暇後の職場復帰が容易にできるような社内制度など職場環境の整備等（一般社団法人全国警備業協会 2017: 8）が重要であると思われる。

また、田中は「女性警備員のキャリア形成と就労阻害要因の研究」を 2017 年度から 2019 年度にかけて実施し、全 4 報の論文を発表している（田中 2020, 2021a, 2021b, 2022a）。田中は、女性警備員をめぐる課題としては、次の 3 点を指摘した上で、対応策を提言している。

- ① 労働時間の負担と不満：長時間の勤務・通勤と不規則な勤務時間帯が負担になること等から、柔軟な働き方が可能となる勤務シフトを組む必要がある。
- ② 休暇・休職に伴う支援体制の不足：生理休暇や妊娠に伴う休暇、産休・育休を容易に取得できる職場環境が十分に整備されていないことから、休暇・休職の制度設計を進めるとともに、制度を広く周知・運用できる体制を整える必要がある。
- ③ キャリアの形成と役割期待の不一致：職場キャリア形成と家族キャリア形成を可能にするための両立支援体制が求められ、警備業者側と女性警備員が積極的にコミュニケーションを図れる職場環境を整備することが重要である。

以上から、女性警備員数は 2013 年以降増加傾向にあるものの、さらに増加するためには、休暇や産休・育休などの制度設計が重要である。また、女性警備員には男性同様に勤務したい者や家族・育児の関係で柔軟な勤務体系を求める者などがいることから、経営者側と個々の女性警備員とが話し合い、どのような勤務体系・キャリアプランが適切かを共有することが必要である。また、女性警備員のソフトな対応を期待する向きもあるが、過度な女性らしさを求めることが警備員として適切かどうかは考える必要があると思う。

<sup>79</sup> 一般社団法人全国警備業協会 (<https://www.ajssa.or.jp/information/guard>) 2023 年 10 月 3 日閲覧。

## ② 外国人

『最終報告書』では、外国人労働者での対応は難しいのではないかと、特に日本のマナーや風習などについても教育する必要があるなど、その困難さを指摘する声が紹介されている（一般社団法人全国警備業協会 2017a: 12）。全国警備業協会としては、令和5年度事業計画において、「特定技能制度への警備業の導入について検討を行う」こととしている。

特定技能は2019年に新たに創設された在留資格であり、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられた制度である（法務省出入国在留管理庁 2022a: 97, 99）。

特定産業分野としては、介護、ビルクリーニング業、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の12分野であり、警備業に特定技能制度を導入するためには、警備業が特定産業分野となる必要がある。そのためには、人材不足状況、人材基準（技能試験、日本語試験）、従事業務など分野別運用方針が定められる必要がある（法務省出入国在留管理庁 2022a: 102）。

したがって、警備業における本格的外国人雇用は今後の検討次第という段階であるが、今後の導入が期待される。

## (2) 機械化等

2018年に警察庁・人口減少時代における警備業務の在り方に関する有識者検討会が『人口減少時代における警備業務の在り方に関する報告書』を公表している。

その中で、①ICT、IoT、ロボット等の技術の活用による警備業務の生産性の向上、②警備員教育・検定の合理化等、③中小規模の警備業者の付加価値向上への支援等が提言されている。

①ICT、IoT、ロボット等の技術の活用による警備業務の生産性の向上：業界団体が中心となって、ICT等の技術の活用事例を収集し、情報提供する。警備業者と開発業者のマッチング等の取組。ICT等の活用により検定合格警備員の配置基準を合理化する。

②警備員教育・検定の合理化等：eラーニングの導入、検定試験の内容を実践的なものとするなど。

③中小規模の警備業者の付加価値向上への支援：業界団体が中心となって警備業者が警備料金だけでなく、業務の質の高さに関しても競争力を高められるよう、警備業の付加価値を向上させるための支援を行う。女性警備員が働きやすい職場環境づくり。

また、同報告書に示されたアンケート調査結果では、警備業者は、賃金水準が低く、警備員の確保が困難としている一方で、発注者は、警備員の人手不足への対応策に関して「新たな警備業者を探す」が「警備料金の値上げ等の契約条件の見直し」を上回っているものの、警備業務において重視する点としては、業務品質（業務遂行能力）が価格を上回っていることが紹介されている（警察庁・人口減少時代における警備業務の在り方に関する有識者検討会 2018: 6）。

以上から、労働集約型産業である警備業において生産性向上のためには、機械化・技術活用が求められているとともに、警備業務の質的向上とその見える化が求められているといえる。

さらに、発注側へのアンケート結果からは、第2号警備業務（交通誘導、雑踏）のように、警備業者は代替可能なので価格重視する場合や、第1号警備業務（施設警備等）のように、どちらかという品質重視の警備業務があると受け止められていることがわかる。最近では、道路工事の日程については、交通誘導を行う警備業者の確保がクリティカルになっているという話を聞くことがあるが、これは、価格重視の弊害により警備員が低賃金のままで人手不足に陥っている状況によるものであることを発注側が理解する必要がある。

### 7.2.3 まとめ（人口減少社会における警備業の課題と対応）

日本の人口は2008年をピークとし、人口減少社会を迎えている。ただ、50年後という超長期はいざしらず、経営上はせいぜい10年後、20年後を見通すことが求められ、その場合は5%減、11%減程度である。人口減少に伴う生産活動の低下と人口減少がバランスすることも考えられるが、警備業では慢性的な人手不足のため、人口減少対策に対する対応も人手不足対策として考えることができる。

警備業における人手不足対策としては、女性と外国人が注目される。

女性警備員数は2013年以降微増傾向となっているが、業界としての努力の結果と受け止められる。さらに、女性警備員を増加するためには、柔軟な勤務体系の設計と職員と経営層によるキャリアプランの共有が求められる。外国人の警備員については、業界としてはまだ及び腰であるように受け止めている。

さらに、警備業務の機械化による生産性の向上、デジタルの活用による教育・検定の合理化、警備業務の質的向上とその見える化が求められている。

ただ、発注側では業務により価格重視か品質重視かを求めている状況なので、機械化等による低廉化、教育・検定による質的向上の見える化など、業務の差別化を図る必要があると思われる。

## 7.3 警備業の将来展望

### 7.3.1 中小企業の場合

地域の警備業については、大手、中堅、地方零細企業との競争となる（大手 vs. 中堅 vs. 零細企業）<sup>80</sup>。以前は、機械警備、現金輸送は、全国展開している大手、中堅警備業者で行っていたようだが、最近では、地方中小企業でも取り扱っている。

日本の人口減少や景気動向を踏まえると、今後、警備業全体のパイが増加することは考えにくい。実際、過去5年間の警備業全体の売上高の推移を見ると、横ばいもしくは微減傾向にある（警察庁 2022）。

しかしながら、7.1 警備業の特徴と課題で示したように、警備業者の経営的課題を解決するためには、契約単価のアップのほか、関連分野への進出が考えられる。特に、中小警備業者の将来展望を描くための戦略としては、表 7.11 に示す方向性が考えられる。ただ、個別企業の取組みというより、業界団体として、あるいは地域の中堅企業との連携が望まれる。

表 7.11 中小警備業者の戦略

| 項目                     | 内容  |
|------------------------|---|
| 契約金額のアップ<br>(契約単価のアップ) | 公共事業・民間事業の分割発注への働きかけ<br>業界団体による契約単価アップのノウハウ伝授       |
| 機械化対応<br>(コストダウン等)     | AI・コンピュータ支援、ロボット等の積極的活用<br>大手2社・専門業者による開発・システム販売を想定 |
| 人材確保対策                 | 賃金アップ・処遇改善<br>女性・外国人採用に向け、柔軟な勤務体系を設計                |
| 企業間連携                  | 同一地域内（異業務連携等）<br>他地域間（同一業務連携等）                      |
| 関連分野への進出               | 安全・安心のためのセキュリティ事業・非警備業分野への進出<br>関連ある異業種企業との連携       |

出典：大澤(2022b)を加筆修正

契約金額のアップ（契約単価のアップ）のためには、まずは、顧客に安全安心産業として社会基盤となっている現状を理解してもらう必要がある。その上で、公共事業等の発注方式を警備業務込みの一括発注から分割発注に改めてもらう。業界団体として、国・地

<sup>80</sup> 受注競争のみならず人材確保の面でも競争となる。セコム株式会社では、人手不足対策として、社員に対し4年で100株（100万円程度）を付与する（『朝日新聞』2023.10.3）としているが、これは大手だからできる対策である。

方公共団体に働きかけるとともに、議会・議員への要望も望まれる。さらに、教育・社会保険などの経費がかかることから、単価アップの個別交渉も必要であるが、そのノウハウ等は業界団体として伝授することが望ましい。

なお、2024年1月22日、岸田内閣総理大臣出席のもと、政労使の意見交換が開催され、労務費の価格転嫁等において特段の対応が必要な重点22業種が選定されており、警備業はコストに占める労務費の割合が高い業種として選定されている。警察庁では、業界に対し「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣府・公正取引委員会2023年11月29日策定）の周知徹底と業界としての対応を求めている<sup>81</sup>。

また、単価アップだけでなく、機械化によるコストダウン戦略も進めていく必要がある。機械化やAI等の活用を積極的に進めていくべきとは思いますが、中小企業が単独で開発するのは困難であろう。そのため、業界大手や専門業者が開発し、システムを中小企業向けに販売することが想定される。

人材確保対策のためには、契約金額のアップを通じての賃金単価のアップ、処遇改善を図った上で、女性、外国人の採用に向け柔軟な勤務体系を設計する必要がある。

また、企業の間では競争関係だけでなく、協調関係も考えられる。同一地域内であれば、警備業と異業種の連携、他地域とは警備業など同一業務での連携が考えられる。

さらに、警備業大手の動向を参考にすると、警備業以外の関連分野に進出することも考えられる。

その場合、あくまで安全・安心という警備業を核としつつ、隣接領域を含むセキュリティ事業、さらには非警備業分野への進出が想定される。個別企業での対応よりは関連ある異業種企業との連携が求められよう。

### 7.3.2 セキュリティ分野の拡大・進出

表7.11のうち、関連分野への進出については、安全・安心を担う警備業を核としながらも、隣接分野であるセキュリティ分野に進出し、余力があれば、さらに非警備業という異分野に進出することが考えられる。ただ、全国大手企業であれば、グループとして展開可能であるが、地方の中堅企業・中小企業では、地域の企業との連携が必要となる。

警備業の特徴である24時間・365日型（特に夜間）を最大限に活かすためには、緊急時受付及び駆けつけサービスが可能というところが最大のポイントであり、その上で、セキュリティコンサルタントとして関連する異業種企業と連携し、社会的ニーズに対応することが考えられる。例えば、図7.6のように「あんぜん・あんしん」ワンストップサービスのためのハブ企業として、タクシー業界、介護業界、防災関係などの異業種と業務提携

---

<sup>81</sup> 内閣官房 HP

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/seiroushi/dai3/gijisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/seiroushi/dai3/gijisidai.html)  
2024年2月5日閲覧。

することが想定される。

業界団体において成功事例・ビジネスモデルを提示するという方向性が望まれるところである。

図7.6を補足すると、例えば、施設警備をしている場合、施設管理の延長線上で、AEDの設置<sup>82</sup>（医療分野）、保険販売（保険分野）、防火・防災業務（消防分野）、清掃業務等の実施は行われているが、自然災害対応としてのBCP計策・避難誘導計画の策定支援など防災分野も想定される。また、施設の法定点検、維持管理工事の受注窓口となることも考えられる。介護・見守り分野では、GPS、カメラ、センサーなどで対象者の状況を24時間把握し、場合によっては駆けつけサービスを実施することも可能であるが、警備業務とするとコストがかかるため、駆けつけはタクシー会社と連携することとし、病院・介護施設の紹介も考えられる。介護自体は警備会社が得意とする分野ではないが、介護施設の警備・関連業務を通じ、避難誘導計画の実効性を高めることも考えられる（独居老人も同様なことが考えられるが、かなりのコスト高となろう）。学校・介護施設などについては、警備業務の受注だけでなく、自主的防犯対策や緊急時対策（AED、心臓マッサージ等）の研修の実施も求められているのではなかろうか。

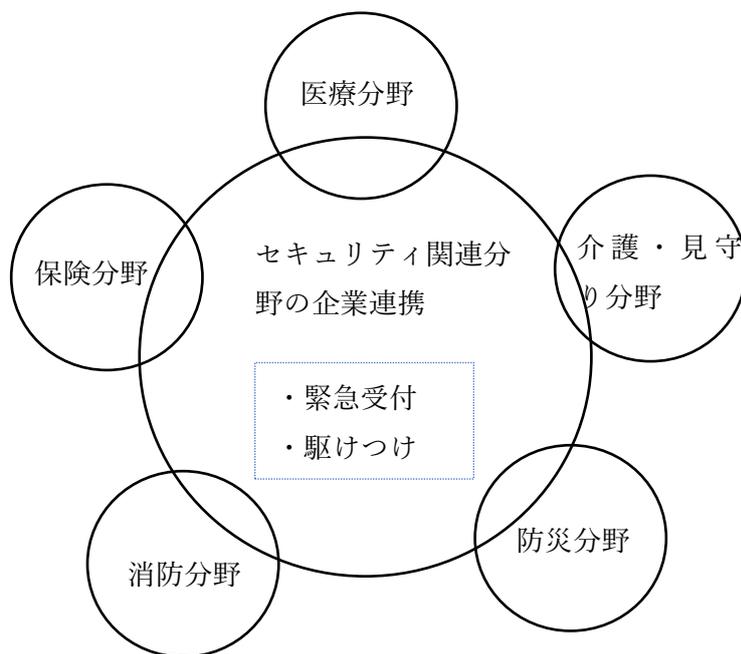


図7.6 「あんぜん・あんしん」ワンストップサービスのための企業連携

出典：筆者作成

<sup>82</sup> 福嶋路ほか（2020）によると、日本におけるAED普及は警備会社が最も貢献しており、他国では見られない事例であるという。

なお、田中（2022b）は、保育所を経営している警備業者 2 社の事例を紹介している。保育所経営を始めた目的・経緯としては、企業内保育所として開設したケース及び保育所を経営していた他社から頼まれたケースであるが、いずれも赤字経営を課題に挙げている。利点としては、両社とも保育所の警備上の課題を自社で解消できることを挙げ、「保育系の危機管理の考え方は警備業界よりもしっかりしている」と評価する社もあったという。保育所経営も広義にはセキュリティ分野への進出という面もあると考えられる。

### 7.3.3 警備業の将来展望に関する考察

警備業では、経営の適正化が依然として最大の課題となっている。警備業のような労働集約型産業では、単純な価格競争は労働者の処遇低下、人手不足という悪循環につながりかねないものであり、これまで繰り返し起きていた状況にある。こうした構造的課題を解決するという産業経営の観点からは、業界全体として企業連携、受注組合など、受注交渉力・業務力の向上に務めるとともに、発注側に契約単価の増額を働きかける必要がある。

発注側においても、単なる価格競争で決めるのではなく、警備業として持続可能な契約額・提供されるサービスに見合う契約額とするという認識を持つことが企業の社会的責務であると考えられる。契約に当たっては、契約単価だけでなく、受注企業の雇用体系・給与体系・勤務体系・社会保険の加入状況などについて把握することが望ましい。

ただし、警備業界も、ある意味警備業法という規制で保護されている面もあり、警備業に留まることなく、業界の特徴を生かした安全・安心サービスの開発を行い、社会的ニーズに応えていく必要がある。

交通誘導業務など、需要変動型の警備業者は需要増の局面で立ち上げやすいが、社員の雇用を守るといった企業の社会的責任を考えると、交通誘導警備業務単独ではなく、施設警備・常駐警備・機械警備などの需要一定型の業務（警備業務以外の施設管理業務などを含む。）を抱えることが望ましい。需要増の局面で交通誘導業務を主とする警備業者が単独で起業している状況はあまり好ましいことではない。

また、警備業界は運輸業界とは異なり、需給調整規制（産業保護）がなされてこなかった。太田ほか編（2017）は、タクシー業界などでは、2000 年頃、需給調整規制が撤廃され、競争激化による高運賃・低品質が問題となっていると指摘している。

警備業界では、業界の環境整備をこれまで主に国の規制が担っており、今後は単純な競争を回避して、地域社会の幅広いニーズに応えることで業界の経営的課題の解決に取り組むことが求められる。国と業界団体の関係は、指導する側、指導される側という単純な構図ではなく、国の規制（政策）と業界団体の活動を相補的に捉えていく必要がある。

つまり、国の規制は最小限の環境整備に留め、業界の構造的課題は業界団体として積極的に取り組むべきである。業界の課題が顧客とのトラブルに発展すると、国が規制するという構図は最小限にしたい。そのため、国の規制と業界団体の活動の相補性を強調する産業経営という視点からは、顧客理解のためにも、業界団体の積極的取組みが求められる。

## 第8章 おわりに

本研究は、「警備業の産業経営」というテーマで、警備業におけるこれまでの産業経営史を明らかにし、その将来展望を考察したものである。警備業については、ややもすると、警察との類似性や業務の特殊性に着目しがちであるが、警備業はあくまでも請負サービス業である。ただ、一部の業者による暴力的警備・過剰警備等が社会問題化し、警備業法として国の規制を受けることとなった。

本研究の特徴は、国の規制と業界団体の活動を産業経営上の相補関係として捉えている点にある。また、国の規制の変遷を業界の課題解決（産業経営）という視点で詳細にたどることで、産業経営史として把握が可能となる。

第1章では、導入部として、研究の背景と目的、先行研究・本研究の意義について触れ、産業経営主体について説明した。研究の目的としては、第1に、業界の課題解決を「産業経営」という視点で捉え、国の規制と業界団体の活動について分析・考察することである。第2に、警備員の処遇は産業平均より低く、慢性的な人手不足に陥っている状況を改善するためには、業界団体としての積極的な取組みが求められていることから、警備業の特徴と課題について整理し、産業経営という視点から業界の課題解決と将来展望を考察することである。

先行研究としては、警備業に関する基本文献として田中（2009a, 2012）及び遠藤（2017）が挙げられ、トピックとして、警備業法と労働争議等について、岩崎（2018, 2019, 2021, 2022）及び大澤（2023）が注目される。また、産業研究の先行研究としては、産業政策、産業発達史を扱っている学術書を紹介し、特に、許可制ではない警備業との対比でタクシー業界の規制緩和の影響をとりあげている太田ら編（2017）が注目される。

本研究の意義としては、これまで、トピック的にしか扱われてこなかった、警備業法の制定及び改正時における内容と国会審議について産業経営という視点で詳細に焦点を当てるとともに、国及び業界団体による産業経営史と将来展望を産業経営という視点で統一的・包括的に分析・考察している点にある。産業経営という視点は産業研究の一つの視座になりうるものと考えている。

第2章では、警備業の概要として、産業規模、警備業務の種類、業務別の事業者割合及びこれまでの展開について概説した。

警備業は警備員約59万人、売上高約3兆4,500億円の産業規模であり、セコム株式会社と総合警備保障株式会社が大手2社となっている。警備業務は、施設・機械警備、雑踏・交通誘導警備、貴重品等運搬警備、身辺警備の4種類に分かれているが、労働集約型の施設警備、交通誘導警備を行う業者の割合が高く、警備員数・売上高の推移からは産業としてはほぼ右肩上がりとなっている。

産業経営主体は国及び業界団体である。国による産業経営としては、第3章及び第4法で警備業法の制定及び改正を取り上げ、業界団体の産業経営は第5章において全国警備業協会と全国警備業連盟を取り上げることにした。

第3章では、1972年の警備業法の制定についてとりまとめた。

日本における警備業が創設されて10年後、1972年に警備業法が制定されることとなったが、そのきっかけとなった問題事案としては、組合活動や市民運動等に対する暴力的警備・過剰警備のほか、警官類似の制服の悪用や警棒による殴打、警備中の窃盗などが挙げられる。

全21条の警備業法案の条文ごとに国会審議等を通じて明らかとなった国の規制の考え方をまとめた。

警備業法案では、第8条で個人・団体の活動への干渉等を禁止するという警備業務実施の基本原則を示している。国会では抽象化された表現に対し組合活動や労働争議への不干渉を例示すべしとの意見もあったが、国は、具体例を示さなくても、意味するところは明瞭であり、法令に触れない程度での威嚇的な妨害活動等も禁止されているとした。

制服や警棒の制限については第7条・第9条に示されている。

暴力的警備を回避するために、第3条及び第7条で警備業者・警備員の欠格事由を定め、刑の執行終了後3年未満の前歴者を排除している。また、警備業法遵守の実効性を確保するため、警備業法等違反時において行政処分（指示、営業の停止・廃止命令）を行い、それに従わない場合には罰則を適用するという規制構造となっている。警備業の実態把握のためには、書類の整備とともに立入検査を実施する。この時点で警備業法等違反が発見されれば、行政処分、罰則が適用される流れとなる。（罰則適用後、3年は営業ができない。）

規制の大枠としては、第4条で許可制よりゆるやかな届出制が採用されているが、これは営業の自由との兼ね合いで規制は最小限とするという規制哲学の反映であろう。ただし、国会では、許可制にすべしという意見が大勢であったが、国は、まずは、最小限の規制から行いたいとした。なお、この規制哲学は、警備業への新規参入障壁のハードルを低くするものであることから、業界の活性化とともに、ダンピングなど経営基盤の適正化に課題を残すこととなり、現在においても警備業における大きな課題の一つとなっている。

さらに、国会では、警備業法の制定により警備業が公認され、民間警察、第二警察ができるのではという質問があり、国としては警備業務はあくまでも私人間の契約であることから、警備業が特権的に公認されるものではないと説明しているが、警察及び警備業者に対する根強い不信感を感じさせる。

第4章では、警備業法の改正として、3次にわたる改正をとりあげた。

警備業法の第1次改正は、警備業法制定後、ほぼ10年後に行われた。改正の骨子としては、次のとおりである。

- ① 暴力団員等を排除するため、警備業者の要件（欠格事由）に追加。

- ② 警備業の規制の枠組みを届出制から事前に確認する認定制に変更。
- ③ 警備員の知識・能力向上の観点から、知識・能力の向上義務を追加し、検定制度、警備員指導教育責任者制度を新設。
- ④ 機械警備業に対する規制を新設。警備業務は4種類であることは変わらないものの、機械警備業務の浸透に伴い、新たに規制対象とされた。特に、異常時の信号を受信してから25分以内に現場に到着できるような体制整備が求められる。
- ⑤ 罰則を強化（営業停止命令違反は「罰金」から「1年以下の懲役または罰金」等）。また、国会では、防火業務について質疑がなされたが、消防行政とは根拠法規・行政機関が異なることから警察庁で一元的に管理するのは困難であるとしている。

警備業法の第2次改正は、第1次改正から約20年を経過し、2002年に行われた。改正の骨子としては、次のとおりである。

- ① 警備業者等の欠格事由（警備業の要件）に、暴力団の影響力を排除する項目が追加された。暴力団員ではないが、暴力団員による事業活動への支配的影響を受ける者、暴力団員に暴力的要求行為を依頼した者、暴力団員と密接な関係にある者等を排除する。
- ② 営業実態のない業者で不適切事案が発生していることから、営業の実態がない、あるいは所在不明の場合には、認定を取消しできる。

なお、2001年7月の明石市民夏まつり雑踏事故は大規模雑踏警備のあり方に波紋を投げかけたが、法改正は行われずに、国からの行政指導にとどまった。

警備業法の警備業の第3次改正は、第2次改正の2年後、2004年に行われた。改正の骨子は次のとおりである。

- ① 営業所ごとに実施している警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者を選任し、指導教育責任者に対する定期的な講習を行う。
- ② 警備員向けに警備業務の種別ごとの検定制度を実施し、登録講習機関の講習会を終了すれば、検定の学科または実技試験が免除される。
- ③ 2001年9月11日に発生した米国同時多発テロの発生を踏まえ、空港保安警備、原子力施設警備、核燃料物質等運搬警備など、社会の安定上重要な種別の警備業務については、検定合格者から警備員を配置する義務を課す。
- ④ 警備業務の依頼者保護のため、警備業務の契約締結にあたっては書面を交付するとともに、苦情の解決義務を負わせる。ホームセキュリティの普及とともに契約に関する苦情が増えたことへの対応である。
- ⑤ 罰則強化（罰金額増額）

次に、補論として労働争議と警備業法についてとりあげた。警備業法制定のきっかけとなった、警備業者による労働争議等への介入問題を取りあげ、問題事例数は、制定前に比べ、制定後は1～2割と大幅に減少しており、警備業法制定の効果と捉えられる。

第5章では、業界団体による産業経営として、全国警備業協会と全国警備業連盟を取

り上げた。

全国警備業協会の前身である、全国警備業協会連合会は、国からの要請により警備業法案の国会審議中である 1972 年 5 月に結成された。法案提出時の 1972 年 3 月時点では、全国ベースの警備業協会がなかったためである。

業界団体としての役割としては、国の行政指導の窓口が期待されたが、同時に自主的活動として教育用テキストの発行や課題検討のための委員会設置等が行われることとなった。連合会はのちに、社団法人化、一般社団法人化され、活動内容も警備業法だけでなく、警備業に関する法令の国への要望・要請、関係法令対応のためのガイドライン・マニュアルの作成が行われた。

教育関係では、教育幹部の養成研修のほか、独自の認定資格制度として「セキュリティ・プランナー」や「セキュリティ・コンサルタント」が創設されている。また、ダンピングを 방지、経済基盤の適正化のため、経営者の倫理要綱、下請条件改善に向けた適正取引推進等に向けた自主行動計画が策定されている。

さらに、新たな業界団体として、全国警備業連盟が 2019 年 5 月に結成された。経済基盤の適正化に焦点をあてたロビー活動を行うものである。現在、全国 47 都道府県のうち、35 都道府県において警備業（政治）連盟を結成し、正会員として参加している。警備業界としての期待の高さがうかがえる。活動としては、与党議員に対し新年度予算・コロナウイルス対策等についての要望等を行っている。

第 6 章では、国及び業界団体による産業経営に関する考察を行った。

まず、国及び業界団体における産業経営の取組みとそのスキーマを統一的に分析した。

国による産業経営としては、主な規制内容として、警備業の要件整備、警備員の資質・技能の向上、警備業務の規制、依頼者保護があり、規制手法としては、立入検査で法令違反があれば行政処分、処分に従わない場合には罰則が適用されることとなる。

業界団体の産業経営において、国との窓口としては、行政指導を受け、また、国への要望・要請を行うもので、自主的取組みとしては、各種法令対応、経営基盤の適正化・人材確保、教育・技能レベルの向上等を行っている。

産業経営スキーマとして、産業経営の出発点としては、国では届出制（後に認定制）による業者のリスト化、業界団体では組織化・参加による業者のリスト化である。その後の管理（規制）手法としては、国は、立入検査、行政処分、罰則適用という 3 段構えであり、業界団体としては情報共有とレベルアップのための研修会等の実施を行っている。

つまり、業界団体は国の行政指導の窓口であるが、業界としての国への要望・要請窓口でもある。国と警備業者を結ぶインターフェイス的役割を担っている。

産業経営上、国と業界団体の相補性に基づく視点からは、独自の資格制度・認証制度の創設、契約単価アップのための理論武装など業界の積極的な取組みが求められる。また、これまで、あまり着目されてこなかった、国民（発注者）と業界団体の関係性におい

て、業界団体による顧客の理解、信頼の維持・確保について、その可能性と重要性を指摘している。

第7章では、警備業の特徴・課題及び将来展望として、最初に、現状の警備業の特徴と課題をとりあげ、特に、将来展望につながる課題として、人口減少社会及びAI時代における警備業の課題をとりあげた。

まず、警備業の特徴と課題として、警備業の産業構造がセコム株式会社と総合警備保障株式会社という大手2社と中小企業に分かれる状況を示すとともに、警備業務としては労働集約型の割合が高く、高齢者の就業割合が全国平均の約3倍にのぼることを指摘した。厚生労働省の統計データから、全国平均に比べ、警備業は、所定内給与額が3割低く、実労働時間が1割弱長く、勤続年数は約3年短いなど、処遇の低迷さ、流動性の高さが示されている。警備業は安全安心産業として社会基盤を担っていることからこのような現状は改善される必要がある。

経営基盤の脆弱性という構造的課題解決のためには、顧客に対して、増額も含めた、適正な契約金額での締結を交渉する必要があるが、その理論武装のためには業界団体による考え方・ノウハウの提供が望まれる。交通誘導警備は公共需要変動型であり、時としてダンプینگが起こることから、そうした事態をなるべく回避するために、分割発注や最低価格制度の導入を目指す必要がある。

経営基盤の適正化としては、これまで契約単価の適性化が考えられてきたが、これを垂直的対応とすれば、業務領域を警備業から隣接領域・関連領域に広げる水平的対応も考えられる。警備業大手2社の動向を参考にする。

大手2社では、親会社は売上高のほぼ全てが警備業によると考えていいが、連結子会社等では、防災、保険、介護など隣接領域・関連領域に進出している。

また、大手2社の新規事業の展開時期と国による規制の開始時期を比べると、新サービスを開始すると、業界内で広がるとともに、顧客との間でトラブルとなり、問題解決のために国の規制が始まっていることがわかる。

AI時代の警備業としては、日米におけるコンピュータ化率の推定によれば、警備業については8-9割と高い水準での代替が想定されている。

しかしながら、警備業務の実際の場面では、現行犯逮捕、消火等の初期対応、消防・警察への連絡等、現場対応があることから、人間での対応とならざるを得ない。ただ、夜間の巡回などは機械化・ロボット化が可能であり、交通誘導・雑踏警備では、パターン認識による予測が得意なAI・コンピュータの支援が有効であると思う。

その場合でも、警備業は防犯・保安業務が目的とはいえ、人間に対するサービス業であり、群集心理、錯覚、思い込み、判断錯誤など人間の心理・行動に対する深い理解が求められることを指摘している。

さらに、人口減少社会における警備業の課題と対応としては、日本の人口は2008年にピークを迎え、人口減少社会に突入していることに触れ、その対応としては、人手不足対

策として取り組む必要性を示唆した。具体的には、女性及び外国人の警備員採用である。さらに、機械化・デジタル化による生産性の向上、警備業務の質的向上とその見える化が求められている。

警備業の特徴と課題を踏まえた業界の将来展望として、中小企業の戦略上、契約金額の単価アップについては、公共事業・民間事業の分割発注の働きかけと業界団体による契約額アップのノウハウの伝授が求められ、コストダウンのための機械化対応については、AI・コンピュータ支援やロボットの積極的活用に向け、大手2社や専門業者が開発したシステムを中小企業において導入することが想定される。

さらに、大手2社の連結を参考にした企業連携については、同一地域内での異業務連携、他地域との同一業務連携の可能性がある。

関連分野への進出については、隣接領域としての「安全・安心のためのセキュリティ事業」、非警備業分野への拡大進出を考えると、関連する異業種企業との連携が想定される。セキュリティ分野の拡大・進出の例示として、「あんぜん・あんしん」ワンストップサービスとそのため企業連携を提示したが、業界団体における成功事例・ビジネスモデルを提示することが望まれることを指摘している。

最後に、警備業の将来展望に関する考察として、国・業界団体の取組みだけでなく、発注者の認識の重要性、業界団体における一層の取組み強化の重要性を指摘した。

発注者側は、単なる価格競争で契約するのではなく、警備業として持続可能な契約金額・提供されるサービスに見合う契約額とするという意識を持つことが企業の社会的責務と考えられることを指摘した。

ただし、警備業界も、ゆるやかとはいえ、ある意味警備業法という規制で保護されている面もあり、需要変動が大きい交通誘導・雑踏警備だけでなく、施設警備・機械警備も行うなどの対策や、安全・安心サービスの開発など社会的ニーズに応えるという気構えが必要とされる。

国と業界団体の活動の相補性に着目する産業経営という視点からは、課題解決のために業界団体の積極的対応が求められている、と同時に、顧客教育・顧客理解が重要であることを指摘している。警備業が国民の信頼を確保・維持し、国民の期待に応えるためには、これまで以上に業界団体において課題解決に向けた積極的な取組みを行うことを期待する。

## 謝辞

本研究をまとめるにあたり多くの方にお世話になり、感謝申し上げます。

本研究は、青森公立大学大学院経営経済学研究科博士後期課程において、主査として青森公立大学大学院研究科長 藤井一弘教授、副査として藤沼司教授、金子輝雄教授の指導の下で行ったものです。主査、副査の先生方には丁寧なご指導を賜り感謝いたします。

また、仙台大学 現代武道学科学科長 田中智仁准教授には、数少ない警備業の研究者として、研究上の相談に乗っていただき、信州大学人文学部 茅野恒秀准教授にも、社会学の立場から研究上のアドバイスをいただきました。さらに、学内の研究報告の場で皆様からコメントをいただき、研究を進める上で参考になりました。

最後に、前職の皆様には、警備業について実態を把握する機会を与えていただいたほか、警備業経営者の皆様からは警備業の課題及び将来展望を考えるヒントをいただきました。

ここに、皆様方に対し謝意を表します。

## 図表一覧

- 図 1.1 警備業における産業経営主体
- 図 2.1 警備員数の推移
- 図 2.2 警備業者数の推移
- 図 2.3 警備業における売上高の推移
- 図 4.1 労働争議の発生件数の推移
- 図 4.2 労働争議の参加人数の推移
- 図 4.3 労働争議 1 件当たりの参加人数の推移
- 図 6.1 業界団体の産業経営上の位置付け
- 図 7.1 所定内給与額の推移（警備業と全産業の比較）
- 図 7.2 実労働時間の推移（警備業と全産業の比較）
- 図 7.3 勤続年数の推移（警備業と全産業の比較）
- 図 7.4 警備業大手 2 社の売上高の推移
- 図 7.5 日本の総人口の推移
- 図 7.6 女性警備員の総数及び臨時警備員数の推移
- 図 7.7 「あんぜん・あんしん」ワンストップサービスのための企業連携
  
- 表 1.1 産業政策、規制、産業経営の違い
- 表 3.1 労働争議における警備業者の問題事例
- 表 3.2 市民運動・学園紛争等における警備業者の問題事例
- 表 3.3 警備業の課題と備えるべき書類
- 表 3.4 営業の届出書
- 表 3.5 違反の態様と第 14 条・第 15 条による対応
- 表 3.6 警備業法の違反内容と罰金の額
- 表 4.1 国による主な規制項目
- 表 6.1 警備業における産業経営の取組み
- 表 6.2 警備業における産業経営スキーマ
- 表 7.1 警備員の在職年数の推移（各年末）
- 表 7.2 警備業大手 2 社の創業・展開等の比較
- 表 7.3 警備業大手 2 社の業務展開と警備業法
- 表 7.4 警備業大手 2 社の売上高の推移
- 表 7.5 セコムグループにおけるセグメント別売上高（連結決算 2021 年度）
- 表 7.6 ALSOK グループにおけるセグメント別売上高（連結決算 2021 年度）
- 表 7.7 日本の総人口の減少状況（10 年ごと）
- 表 7.8 全国警備業協会としての人手不足対策

表 7.9 警備員の在職年数別割合（男女別）

表 7.10 警備員の年齢別割合（男女別）

表 7.11 中小警備業者の戦略

## 文献

### 和文

明石市民夏まつり事故調査委員会（2002）『第 32 回明石市民夏まつりにおける花火大会  
事故調査報告書』

飯田亮（2004）「私の履歴書」『私の履歴書 経済人 36』日本経済新聞社，243-321

——（2007a）「社会によりセキュリティを提供すべく更なる前進を」社団法人全国警備  
業協会 35 周年記念誌編集会議『35 周年記念 警備業の歩み』社団法人全国警備業  
協会 35 周年記念誌編集会議，11-22

——（2007b）『世界のどこにもない会社を創る！——セコム創業者の痛快な起業人生』  
草思社

一般社団法人全国警備業協会（2006）『警備員教育教本 施設警備業務編』新訂版

——（2013）『施設警備業務におけるプール監視業務』

——（2017a）『基本問題諮問委員会調査部会（最終報告書）——警備員不足対策及び社  
会的地位の向上方策に関する取組み課題』

[http://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/10/lack\\_security\\_guard.pdf](http://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/10/lack_security_guard.pdf)

——（2017b）『事例研究による実践的施設警備業務』3 版

——（2019a）『警備員教育教本 施設警備業務編』新訂 9 版

——（2019b）『警備員教育教本 交通誘導警備業務・雑踏警備業務編』新訂 7 版

——（2020a）『警備員指導教育責任者講習教本 I 基本編』13 版

——（2020b）『警備員指導教育責任者講習教本 II 実務編（1 号業務）』17 版

——（2020c）『警備員指導教育責任者講習教本 II 実務編（2 号業務）』11 版

——（2020d）『警備員指導教育責任者講習教本 II 実務編（3 号業務）』17 版

——（2020e）『警備員指導教育責任者講習教本 II 実務編（4 号業務）』10 版

——（2020f）『警備員教育教本 基本教育編』新訂 13 版

——（2020g）『警備員教育教本 機械警備業務編』新訂 2 版

——（2021）『警備員必携』11 版

——（2022a）『警備業法の解説（12 訂 3 版）』

——（2022b）一般社団法人全国警備業協会「警備業の区分」（2 号業務）

<http://www.ajssa.or.jp/security/types> 2022 年 4 月 19 日閲覧。

——（2023a）『令和 5 年度事業計画』

[https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/disclosure/jgukikk\\_r5.pdf](https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/disclosure/jgukikk_r5.pdf)

——（2023b）『全国警備業協会 創立 50 周年記念 警備業の歩み』

伊藤元重・清野一治・奥野（藤原）正寛・鈴木興太郎（1988）『産業政策の経済分析』東  
京大学出版会

猪瀬直樹（2016）『民警』扶桑社

- 岩崎弘泰（2018）「警備業者による労働争議介入事例における請負契約の諸機能——特別防衛保障による事例を中心に」『コア・エシックス』 14: 11-22
- （2019）「警備業法の制定過程と警備業における請負労働の変容——労働組合・国会資料を中心に」『コア・エシックス』 15: 1-12
- （2021）「労働者派遣法の制定過程と警備業における請負労働の固定化——業界資料と国会資料から」『コア・エシックス』 17: 11-23
- （2022）「警備業法制定前後期における労働組合弾圧主体の変遷——労働組合資料を中心に」『コア・エシックス』 18: 1-22
- 植草益（1991）『公的規制の経済学』筑摩書房
- 編（1997）『社会的規制の経済学』NTT出版
- ・井手秀樹・竹中康治・堀江明子・菅久修一（2002）『現代産業組織論』NTT出版
- 遠藤保雄（2017）『日本経済と警備業——ゼロから3兆円産業への軌跡』農林統計出版株式会社
- 大倉雄次郎（2013）『ALL SECOM 創造する経営——世界へ拡大する安全・安心サービス』日刊工業新聞社
- 大澤隆夫（2022a）「警備業の産業経営——業界の課題解決に向けた官民の取組み」『日本産業科学学会研究論叢』 27: 29-36
- （2022b）「警備業の特徴と将来展望——産業経営による方向づけ」『地域文化教育学会論叢』 9 & 10 合併号: 7-12
- （2023）「労働争議と警備業法——産業経営上の転換点」『地域文化教育学会論叢』 11: 15-21
- 長田貴仁（2012）『セコム その経営の真髄——「艶っぽい会社」の経営哲学と戦略に迫る』ダイヤモンド社
- 太田和博・青木亮・後藤孝夫編（2017）『統合研究 日本のタクシー産業——現状と変革に向けての分析』慶應義塾大学出版会
- 株式会社大日警（2023）「沿革」 <https://www.dainikkei.co.jp/corporate/history/>  
2023年3月17日閲覧。
- 警察庁（1972）「警備業法案想定問答」（その1～その5）『法律案審議録（警備業法その2外1件）昭和47年第68回国会警察庁関係2』（国立公文書館所蔵、平15法制00095100）
- 警察庁人口減少時代における警備業務の在り方に関する有識者検討会（2018）『人口減少時代における警備業務の在り方に関する報告書』  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/keibigyoku/keibi.pdf>
- 警察庁生活安全局生活安全企画課（2002）『平成13年における警備業の概況』
- （2003）『平成14年における警備業の概況』
- （2022）『令和3年における警備業の概況』

- 警備業法令研究会編（2018）『全訂版 警備業法令集』東京法令出版株式会社
- 警備保障タイムズ株式会社（2022）『2022 年警備業売上高ランキング』 <https://kh-t.jp/articles/ranking2022.html> 2023 年 3 月 8 日閲覧。
- 公益財団法人日工組社会安全研究財団（2017）『外国の警備業に関する調査報告書』
- 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（各年） <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450091&tstat=000001011429>
- （2021）『労働争議統計調査』 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/14-22.html>  
2023 年 3 月 23 日閲覧
- 国際警備社史編纂委員会（2009）『警備業 40 年の闘い——生活安全産業のトップリーダーをめざして』牧歌舎
- 国土交通省（2002）『令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価表』  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00130.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00130.html)
- 国立社会保障・人口問題研究所（2017）『日本の人口動向とこれからの社会——人口潮流が変える日本と世界』森田朗監修，東京大学出版会
- （2020）『国立社会保障・人口問題研究所 2020』 [https://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/soshiki/ipss\\_j2020.pdf](https://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/soshiki/ipss_j2020.pdf)
- （2023a）『日本の将来推計人口（令和 5 年推計）結果の概要』  
[https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023\\_gaiyou.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf)
- （2023b）『日本の将来推計人口（令和 5 年推計）』人口問題研究資料第 347 号  
[https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023\\_ReportALL.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_ReportALL.pdf)
- 国家公安委員会・警察庁（2002）『平成 14 年版 警察白書』  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h14/h14index01.html>
- （2022）『令和 4 年版 警察白書』  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r04/index.html>
- 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編（1984）『日本の産業政策』東京大学出版会
- 財団法人社会安全研究財団（株式会社 UFJ 総合研究所）（2013）『諸外国における警備業の実態調査報告書』
- 櫻井敬子・橋本博之（2019）『行政法 第 6 版』弘文堂
- 資源エネルギー庁（2018）『【日本のエネルギー、150 年の歴史④】 2 度のオイルショックを経て、エネルギー政策の見直しが進む』 <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteiky/history4shouwa2.html> 2023 年 3 月 23 日閲覧。
- 社団法人大阪府警備業協会（1994）『社団法人大阪府警備業協会 25 年史』
- （2000）『社団法人大阪府警備業協会 30 周年記念誌』
- 社団法人全国警備業協会（1986）『セキュリティ・マニュアル 昭和 59 年度全国教育幹部研修会講義録』

- (1989a) 『セキュリティ・マニュアル 昭和 62 年度全国教育幹部研修会講義録』
- (1989b) 『警備業関係論文集』
- (1992) 『セキュリティ・マニュアル 第 7 回全国教育幹部研修会講義録』
- (1995) 『セキュリティ・マニュアル 第 10 回全国教育幹部研修会講義録』 No.4
- (2000) 『セキュリティ・マニュアル 第 15 回全国教育幹部研修会講義録』 No.5
- (2011) 『社団法人化 30 周年記念 警備業の歩み・続』
- (2010) 『警備業高齢者雇用ガイドライン』(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構委託 産業別高齢者雇用推進事業)
- <https://www.jeed.go.jp/elderly/enterprise/guideline/om5ru80000003p4m-att/om5ru80000003p68.pdf>
- 社団法人全国警備業協会 35 周年記念誌編集会議 (2007) 『35 周年記念 警備業の歩み』  
一般社団法人全国警備業協会
- 社団法人全国ビルメンテナンス協会 20 年史編纂専門委員会 (1986) 『社団法人全国ビルメンテナンス協会 20 年史』
- 社団法人全国ビルメンテナンス協会広報調査委員会 (1996) 『社団法人全国ビルメンテナンス協会 30 年史——1966～1996』
- (2006) 『社団法人全国ビルメンテナンス協会 40 年史』
- 社団法人東京都警備業協会 (1991) 『社団法人東京都警備業協会 20 年史』
- 首藤若菜 (2018) 『物流危機は終わらない——暮らしを支える労働のゆくえ』 岩波書店
- 進藤宗幸 (1992) 『行政指導——官庁と業界のあいだ』 岩波書店
- 末井誠史 (2010) 「防犯カメラの規制」 『レファレンス』 国立国会図書館調査及び立法考査局編, 60(7): 3-25
- 杉山芳朗 (1993) 「警備業の展望と警察」 『講座 日本の警察 第四巻 〔防犯保安警察・警備警察〕』 立花書房, 59-116
- 鈴木康弘 (2014) 『防犯・防災・警備用語事典——セキュリティ業務必携』 明石書店
- 瀬川晃ほか (2010) 『犯罪予防論の総合的研究』 公益財団法人日工組社会安全研究財団  
2010 年度研究助成 (一般) <https://www.syaanken.or.jp/?p=20>
- セコム株式会社 (2023) 「セコムグループの歩み」  
<https://www.secom.co.jp/corporate/vision/history.html> 2023 年 3 月 17 日閲覧。
- 総合警保保障株式会社 (2015a) 「ALSOK の歴史」  
<https://www.alsok.co.jp/50th/history.html> 2023 年 3 月 9 日閲覧。
- 総合警備保障株式会社 (2015b) 『50 年の物語 その軌跡と未来への挑戦』  
[https://www.alsok.co.jp/company/50th\\_story.html](https://www.alsok.co.jp/company/50th_story.html) 2023 年 3 月 9 日取得。
- 総務省 (2013) 『日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定) (平成 26 年 4 月施行)』  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

- 総務省統計局（2022）『労働力調査（基本集計）2022年（令和4年）平均』  
—（2023）『人口推計（2022年10月1日現在）結果の概要』  
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2022np/pdf/2022gaiyou.pdf>  
—監修（2006）「16-7 警備業（昭和48年～平成17年）」『新版 日本長期統計総覧 第3巻』財団法人日本統計協会，399
- 田中智仁（2009a）『警備業の社会学——「安全神話崩壊」の不安とリスクに対するコントロール』明石書店  
—（2009b）「日本警備業の産業特性と警備員のワーキング・プアに関する研究」田中智仁・仁階堂拓哉編著（2009）『警備業を考察する5つの視点——安全・安心な社会実現のための学術論文集』株式会社警備保障新聞社  
—（2012）『警備業の分析視角——「安全・安心な社会」と社会学』明石書店  
—（2018）『警備ビジネスで読み解く日本』光文社  
—（2020）「女性警備員の雇用と労務管理の問題点」『仙台大学紀要』52(1): 13-26  
—（2021a）「女性警備員の就労とキャリア形成の課題」『仙台大学紀要』52(2): 7-20  
—（2021b）「女性警備員の制服をめぐる意識の乖離 「かわいい」と「かっこいい」の差異に着目した考察」『仙台大学紀要』53(1): 1-14  
—（2022a）「女性警備員のキャリア形成と就労阻害要因の理論的考察」『仙台大学紀要』53(2): 85-98  
—（2022b）「警備業者による保育所経営の事例研究」『仙台大学紀要』54(1): 13-26  
—（2023）『警備業法の論点』現代人文社
- 田中智仁・仁階堂拓哉編著（2009）『警備業を考察する5つの視点——安全・安心な社会実現のための学術論文集』株式会社警備保障新聞社
- 寺田知太・上田恵陶奈・岸浩稔・森井愛子（2017）『誰が日本の労働力を支えるのか?』東洋経済新報社
- 内閣法制局（2023）「法律ができるまで」 <https://www.clb.go.jp/recent-laws/process/>  
2023年3月18日閲覧。
- 仁階堂拓哉（2009）「警備に関する公私の法的区分とその課題——地域警察警備と民間施設警備業務を中心に」田中智仁・仁階堂拓哉編著（2009）『警備業を考察する5つの視点——安全・安心な社会実現のための学術論文集』株式会社警備保障新聞社
- 西尾久美子（2009）「警備保障産業の事業システム セコムの事例」『京都女子大学現代社会研究』12: 107-123
- 野中庸（2007）「今日の業界の繁栄を見るとき感無量の思い ますますの発展を」社団法人全国警備業協会 35周年記念誌編集会議『35周年記念 警備業の歩み』社団法人全国警備業協会 35周年記念誌編集会議，8-10
- 韓載香（2018）『パチンコ産業史——周縁経済から巨大市場へ』名古屋大学出版会
- 樋野公宏（2008）「駐車場に設置する防犯カメラ等の効果及び利用者等の態度 愛知県内で

- の実験から」『都市計画論文集』43: 763-768
- 深澤賢治 (2003) 『警備保障のすべて 第3版』東洋経済新報社
- 深谷昌代 (2017) 「防犯カメラの設置による窃盗犯罪の抑止効果について」『環境心理学研究』5(1): 27
- 福嶋路・河野英子・大沼雅也・竹内竜介・青木成樹・高石光一 (2020) 「警備会社による AED の普及——セコム株式会社の事例」 TMARG Discussion Papers 138: 1-24
- 藤本章博 (2009) 「セコムの事業システム」田中智仁・仁階堂拓哉編著 (2009) 『警備業を考察する 5 つの視点——安全・安心な社会実現のための学術論文集』株式会社警備保障新聞社
- 平凡社編 (2019) 『完全版 昭和・平成史年表』平凡社
- 防犯保安研究会編 (1987) 『新版 防犯保安警察概説』立花書房
- 法務省出入国在留管理庁 (2022a) 『出入国管理 (2022 年版)』  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00031.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00031.html)
- (2022b) 『特定技能ガイドブック——特定技能外国人の雇用を考えている事業者の方へ』 <https://www.moj.go.jp/content/001326468.pdf>
- (2023) 『外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組』  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>
- 前田廉孝 (2022) 『塩と帝国——近代日本の市場・専売・植民地』名古屋大学出版会
- 三角栄二郎 (2009) 「大規模イベントの危機管理——警備業からの考察」『警備業を考察する 5 つの視点——安全・安心な社会実現のための学術論文集』株式会社警備保障新聞社
- 三宅孝之 (2015) 「監視・防犯カメラと犯罪予防」『島大法学』59(1): 41-86
- 村井順 (1987) 『武士の商法』善本社
- (2000) 『「ありがとうの心」の経営』善本社
- 山崎節代 (2009) 「わが国における警備業の発展史——『安全を売る』ことの意味」『警備業を考察する 5 つの視点——安全・安心な社会実現のための学術論文集』株式会社警備保障新聞社
- ユニセキネット会発足 10 年記念誌編集委員会 (2003) 『ユニセキネット会 発足 10 年記念誌』
- 労働争議研究会編 (1991) 『日本の労働争議 1945～80 年』東京大学出版会
- ロー・ライブリアン研究会編 (2022) 『法情報の調べ方入門——法の森のみちしるべ 第 2 版』公益社団法人日本図書館協会

英文

Fischer, R. J., Halibozeck, E. P., & Walters, D.C. (2019). *Introduction to security* (10th ed.). Butterworth-Heinemann.

Frey, C. B., & Osborne, M. A. (2017). "The future of employment: How susceptible are jobs to computerisation?", *Technological Forecasting & Social Change* 114, 254-280. <http://dx.doi.org/j.techfore.2016.08.019>

Gemmel, P., Van Dierdonck, R., & Van Looy, B. (2013). *Services management: An integrated approach* (3rd ed.). Pitman Publishing.

Hess, K. M. (2009). *Introduction to private security* (5th ed.). Cengage Learning.

Maggio, E. (2009). *Private security in the 21st century: Concepts and Applications*. Jones and Bartlett Publishers.

Morn, Frank. (1999). "PINKAERTON, Allan", John A. Garraty and Mark C. Carnes eds., *American National Biography Vol.17*, Oxford University Press, 544-546

## 資料編

### 資料1 「コンピューター1000人調査 ガードマン」(『サンケイ新聞』1971.6.1)

- 1 掲載日 1971年6月1日
- 2 調査日 1971年5月31日
- 3 調査方法 母集団：東京都の都心から、大阪市の中心からそれぞれ70km圏内に住む満15歳から64歳の男女。この母集団から関東756人、関西444人計1,200人を系統2段無作為抽出して電話調査を実施。電話調査はサンケイ新聞から対象者にかけるか、対象者がサンケイ新聞に電話をかけるという方法。
- 4 回収率 84.8%
- 5 アンケート結果
  - (1) 「ガードマン」ときいてどんな感じを  
カッコいい 3.1%、男らしい 3.7%、頼りになる 14.5%  
用心棒 51.7%、暴力団まがい 9.6%、横暴 5.3%  
その他 6.3%、わからない 5.8%  
・マイナスの評価は66.6%、プラスの評価は21.3%
  - (2) ガードマン規制法は必要だと思うか。  
必要だと思う 93.2%  
必要ないと思う 3.8%  
わからない 3.0%
  - (3) ガードマンが警察官とよく似た服装をすることについて  
警備という仕事上、威厳を示すのに役立つからよい 14.6%  
仕事が警察官と似ているから服装も似たものでよい 11.8%  
警察官のような権力をふるいやすくなるからよくない 38.4%  
ほかの服装でも任務ははたせるからよくない 30.5%  
その他 2.7%、わからない 1.9%  
・マイナスの評価は68.9%
  - (4) ガードマンが警棒を持つ必要があると思うか。  
必要があると思う 28.6%  
必要ないと思う 64.8%  
わからない 6.6%

## 資料2 警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）

### 1 （目 的）

この法律は、警備業の適正な運営をはかるため必要な基本的事項について定めることを目的とするものとする。

### 2 （用語の定義）

(1) 警備業・・・他人の需要に応じて見張り、巡回、誘導等により人の身体または財産の安全を守る業務（以下「警備業務」という。）を行なう営業をいう。

(2) 警備業者・・・警備業を営む者をいう。

(3) 警備員・・・警備業者（法人の場合はその役員を含む。）または警備業者に雇傭された者で、警備業務に従事する者をいう。

### 3 （警備業務実施の基本）

警備業者および警備員は警備業務を行なうにあつては、法令を遵守するとともに、誠実にその業務を行ない、かつ、他人の権利を侵害することのないよう留意しなければならないものとする。

### 4 （威力行為の禁止）

警備業者および警備員は、警備業務を行なうにあつて、みだりに威力を示して他人に不安をあてる行為をしてはならないものとする。

### 5 （服 装）

警備員の服装は、法令により定められた公務員の制服と色、型式または標章等により、明確に識別されるものでなければならないものとする。

### 6 （護身用具）

警備員は、警備業務を行なうにあつて、総理府令の定めるところにより護身のため必要な用具を携帯することができるものとする。

### 7 （教育等）

警備業者は、警備員に対し、総理府令の定めるところにより警備業務を行なうに必要な教育を実施し、指導および監督を適正に行なわなければならないものとする。

### 8 （警備業者の欠格事由）

罰

次の各号の一に該当する者は、警備業を営むことができないものとする。

ア 兇悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）、粗暴犯（兇器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯、暴力行為事犯、鉄砲刀剣類不法所持事犯を犯し、またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、またはその執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者

イ 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者

### 9 （警備員の選任）

(1) 警備業者は、その性癖、素行に照らし警備業務を行なうに不適当な者を警備員に選

任してはならないものとする。

(2) 警備業者は、18才未満の者を警備員に選任してはならないものとする。 罰

10 (資料の整備) 罰

警備業者は、総理府令の定めるところにより、警備員の名簿、その他警備業務に関する資料を整備しておかなければならないものとする。

11 (報告、検査等) 罰

(1) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該公安委員会の管轄区域（以下「管轄区域」という。）内において営業を行なう者に対して、警備業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、または警察職員に警備業者の事務所に立入り、帳簿、書類その他業務に係るある物件を検査させもしくは質問させることができるものとする。

(2) 前項の立入りについて身分を示す証票の携帯等について所要の規定を設けるものとする。

12 (公安委員会)

公安委員会は、警備業者（法人の場合の役員を含む。）または警備員が、業務を行なうにあたって法令の規定に違反した場合は警備業者に対して必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

13 (業務の停止等) 罰

(1) 公安委員会は、その管轄区域において営業を行なう警備業者が、業務を行なうにあたって法令の規定に違反しまたはこの法律に基づく処分に違反した場合は、管轄区域内おける一定期間の業務の停止を命ずることができるものとする。

(2) この場合における聴聞に関し所要の規定を設けるものとする。

14 (営業の届出等) 罰

(1) 警備業を行なおうとする者は、総理府令の定めるところにより、営業を行なおうとする地域を管轄する公安委員会にその旨を予め届出なければならないものとする。

(2) 警備業者が、8（警備業者の欠格事由）に該当することとなつたときは遅滞なく廃業しなければならないものとする。

(3) 警備業者が次の各号の一に該当することとなつた場合は、総理府令の定めるところによりその旨を公安委員会に届け出なければならないものとする。

ア 警備業を廃止した場合

イ 第1項による届出の内容に変更を生じた場合

15 (罰 則)

所要の規定（罰を付した項目）について罰則を定めるものとする。

出典：「警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）」『法律案審議録（警備業法その1）昭和47年第68回国会警察庁関係1』（国立公文書館所蔵、平15法制00094100）

資料3 警備業法案 1972（昭和47）年3月17日提出

（目的）

第一条 この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行なうものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

3 この法律において「警備業者」とは、第四条の規定による届出をして警備業を営む者をいう。

4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

（警備業者の欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者
- 二 法人でその役員のうち前号に該当する者があるもの

（警備業の届出）

第四条 警備業を営もうとする者は、総理府令で定めるところにより、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

- 一 氏名又は名称
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

（営業所の届出等）

第五条 警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営

業所を設け、又は当該区域内で警備業務（総理府令で定めるものを除く。）を行なおうとするときは、総理府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

（廃止等の届出）

第六条 警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

（警備員の制限）

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

（警備業務実施の基本原則）

第八条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

（服装）

第九条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、総理府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。

（護身用具）

第十条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することができる。

2 公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる。

（教育等）

第十一条 警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

（警備員の名簿等）

第十二条 警備業者は、総理府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の総理府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

（報告及び立入検査）

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官にその営業所に立ち入り、帳簿、

書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察官が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指示)

第十四条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定に基づく指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

(聴聞)

第十六条 公安委員会は、前条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、当該警備業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。聴聞に際しては、当該警備業者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

(罰則)

第十八条 第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定による届出をしないで警備業を営んだ者
- 二 第十四条の規定に基づく指示に違反した者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の届出について虚偽の届出書又は虚偽の添附書類を提出した者
- 二 第五条若しくは第六条の規定に違反して届出をせず、又は第五条若しくは第六条の届出について虚偽の届出書若しくは虚偽の添附書類を提出した者
- 三 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは

は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (経過措置)

2 この法律の施行の際現に警備業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、第四条の規定による届出をしないで、警備業を営むことができる。

.....

#### 理 由

わが国における警備業の現況にかんがみ、警備業を営もうとする者の都道府県公安委員会に対する届出制度を設けるとともに、警備業者及び警備員が遵守すべき事項等を定めることにより、警備業務の実施の適正を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出典：『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 12 号』1972.4.4: 12-13

(注) 第十条は次のとおり改正され、可決された。

##### (護身用具)

第十条 警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつて携帯する護身用具については、公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、その携帯を禁止し、又は制限することができる。

#### 資料4 警備業法案の提出理由及び内容の概要の説明

説明者：中村寅太国務大臣 1972（昭和47）年4月4日

警備業法案の提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました警備業法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

警備業、いわゆるガードマン営業は、社会の需要に応じて近年急速に増加し、今後もおふえるものと思われま

す。警備業は、業務内容の性質上、その業務が適正に実施されることが要請される場所がありますが、近年、営業者の増加に伴い、業務実施に関連して、世人の非難を受けるような問題が一部に生じてきております。

このような情勢にかんがみ、本法案は、警備業務の実施が適正に行なわれるよう、警備業者及び警備員についての人的制限、業務実施の原則、服装、教育等に関して必要な事項を定めようとするものであります。

次に、本法案のおもな内容について、その概要を御説明いたします。

その一は、警備業者及び警備員について一定の欠格事由を定め、これに該当する場合は、警備業を営み、または警備業務に従事することができないこととしております。

その二は、警備業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会及び営業を行なおうとする地域を管轄する都道府県公安委員会に対して、その旨を届け出なければならないこととしております。

その三は、警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあたっての基本原則として、特別な権限は有しないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、または個人もしくは団体の正当な活動に干渉してはならないことを規定しております。

その四は、警察官等の制服と明らかに識別できる服装を用いること、護身用具の携帯について、都道府県公安委員会規則によって制限できること、警備員に対し必要な教育及び監督をしなければならないこと、警備員の名簿等を営業所に備えつけること等について規定しております。

その五は、前記の規定を担保するために、都道府県公安委員会は、警備業者に対し、必要な報告を求め、警察官にその営業所に立ち入り検査させることができることとしております。

さらに、都道府県公安委員会は、警備業者またはその警備員が、本法案の規定または警備業務に関し他の法令に違反した場合において、当該警備業者に対し、必要な指示または営業停止の処分ができるほか、特に、欠格事由に該当する者が警備業を営んでいるときは、その営業の廃止を命ずることができることとしております。

その他罰則規定など、所要の関係規定を設けることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

出典：『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 12 号』1972.4.4: 13-14

## 資料 5 警備業法案に対する補足説明

○説明者 後藤田正晴警察庁長官 1972（昭和47）年5月12日

警備業法案につきまして、補足して御説明いたします。

まず、第1条は、この法律の法律目的について規定したものでありまして、この法律は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正をはかることを目的としております。

警備業務は、他人の需要に応じて人の身体財産の安全を守る業務であります。近年、その事業数の増加に伴って、業務実施にあたっての不法事案や、あるいは警察の制服に類似した服装をして世人から非難を受ける事案等がありますので、今後、このような事態の発生を防止するため、必要な規制事項を定め、警備業務の実施の適正を確保しようとするものであります。

次に、第二条は、警備業務、警備業等について所要の定義規定を設け、この法律の規制を受ける営業及び業務等の範囲を明かにしたものであります。

次に、第三条は、警備業者について一定の欠格事由を規定するものでありまして、禁錮以上の刑に処せられ、またはこの法律の規程に反して罰令の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなってから三年を経過していない者、あるいはそれらの者を役員としている法人については、警備業を営んではならないこととしております。

次に、第四条から第六条までは、警備業者の都道府県公安委員会に対する届け出義務について規定したものでありまして、警備業を営もうとする場合において、その主たる営業所の所在地を管轄する考案委員会に対し、また、すでに届け出をして警備業を営んでいる者が、他の都道府県においても営業しようとする場合においては、その都道府県の公安委員会に対し、それぞれ必要な事項を届け出なければならないものとし、さらに警備業者が警備業を廃止したとき、またはその届け出事項に変更を生じたときは、必要な事項を届け出なければならないこととするものであります。

次に、第七条は、警備員の制限について規定したものでありまして、十八歳未満及び警備業者と同様の欠格事由に当たる者については、警備業務に従事してはならないものとし、また、警備業者はそれらの者を警備業務に従事させてはならないものとするものであります。

次に、第八条から第十二条までは、警備業務実施にあたっての警備業務及び警備員の業務について規定したものであります。

第八条は、警備業務の実施に伴って発生するおそれのある違法または不当な事案を防止するため、警備業務実施の基本原則について規定したものでありまして、警備業者及び警備員は、警備業務を行うにあたっては、特別に権限が与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び事由を侵害し、または個人もしくは団体の正当な活動に

干渉してはならないこととしております。

第九条は、警備員が警察官等の制服に類似した服装をすることによって、一般市民から誤解や非難を受けることのないようにするため、警備員等の服装は、一定の公務員の制服と、色、型式または標章のいずれかにより、明確に識別することができるものでなければならないこととしております。

第十条は、警備業務の性格にかんがみ、警備員等は、法令によって禁止されているものを除き必要な護身用具を携帯することができることを明らかにするとともに、公共の安全を維持する観点から、公安委員会は、護身用具の携帯について、必要な禁止または制限をすることができることとしております。

第十一条は、警備業者は、警備員に対し、この法律で定められた義務を履行させるために必要な教育を行わなければならないこととし、また、警備員に対し所要の指導監督を行わなければならないこととしております。

第十二条は、警備業者は、営業所ごとに警備委員の名簿その他必要な書類を備えつけ、必要な事項を記載しなければならないとするものであります。

次に、第十三条から第十五条までは、公安委員会による監督について必要な事項を規定したものであります。

第十三条は、公安委員会は、この法律の施行に必要な限度内で警備業者に対し、必要な報告及び資料の提出を求め、または、警察官に、その営業所に立ち入り、関係物件を検査させる等の措置をとることができることとしております。

第十四条は、警備業者またはその警備員が、この法律の規定などに違反した場合または警備業務に関し他の法令に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会は、警備員を警備業務に従事させない等の措置をとるよう指示することができることとしております。

第十五条は、警備業者またはその警備員が、この法律の規定等に違反した場合で、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、または、第十四条の規定に基づく公安委員会の指示に違反した場合は、公安委員会は、六カ月以内の営業停止を命ずることができることとし、また、警備業者の欠格事由に該当する者が警備業を営んでいるときは、公安委員会は、営業の廃止を命ずることができることとしております。

次に、第十六条は、営業の停止を命ずる場合に聴聞を行なうべきこと及びその手続きについて規定しております。

次に、第十七条は、方面公安委員会への権限の委任について規定しております。

次に、第十八条から第二十一条までは、最高額三十万円以下の罰金刑その他所要の刑罰について規定いたしております。

最後に、附則におきましては、施行期日及び必要な経過措置について規定しております。

以上が警備業法案のおもな内容であります。何とぞよろしくご審議をお願いいたします。

出典：『第 68 回国会衆議院地方行政委員会議録第 24 号』1972.5.12: 8-9

資料 6 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号） 1972 年 7 月 5 日公布

（目的）

第一条 この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行なうものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

3 この法律において「警備業者」とは、第四条の規定による届出をして警備業を営む者をいう。

4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

（警備業者の欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者
- 二 法人でその役員のうち前号に該当する者があるもの

（警備業の届出）

第四条 警備業を営もうとする者は、総理府令で定めるところにより、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

- 一 氏名又は名称
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

（営業所の届出等）

第五条 警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営

業所を設け、又は当該区域内で警備業務（総理府令で定めるものを除く。）を行なおうとするときは、総理府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

（廃止等の届出）

第六条 警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

（警備員の制限）

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

（警備業務実施の基本原則）

第八条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

（服装）

第九条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、総理府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。

（護身用具）

第十条 警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつて携帯する護身用具については、公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、その携帯を禁止し、又は制限することができる。

（教育等）

第十一条 警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

（警備員の名簿等）

第十二条 警備業者は、総理府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の総理府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

（報告及び立入検査）

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官にその営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察官が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指示)

第十四条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定に基づく指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

(聴聞)

第十六条 公安委員会は、前条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、当該警備業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。聴聞に際しては、当該警備業者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

(罰則)

第十八条 第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による届出をしないで警備業を営んだ者

二 第十四条の規定に基づく指示に違反した者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の届出について虚偽の届出書又は虚偽の添附書類を提出した者

二 第五条若しくは第六条の規定に違反して届出をせず、又は第五条若しくは第六条の届出について虚偽の届出書若しくは虚偽の添附書類を提出した者

三 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出

した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に警備業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、第四条の規定による届出をしないで、警備業を営むことができる。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法務大臣 前尾繁三郎

出典：『昭和 47 年 7 月 5 日官報第 13659 号』 1972.7.5: 2-3

資料7 警備業法の第1次改正 1982年7月16日公布

警備業法の一部を改正する法律（昭和57年法律第67号）

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 警備業（第三条—第六条の三）

第三章 警備業務実施上の義務（第七条—第十条）

第四章 教育等（第十一条—第十一条の三）

第五章 機械警備業（第十一条の四—第十一条の九）

第六章 監督（第十二条—第十六条）

第七章 雑則（第十六条の二—第十七条の三）

第八章 罰則（第十八条—第二十二條）

附則

第一章 総則

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「遊園地等」の下に「(以下「警備業務対象施設」という。）」を加え、同条第三項中「規定による届出をして」を「認定を受けて」に改め、同条に次の二項を加える。

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で総理府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 警備業

第三条の見出しを「(警備業の要件)」に改め、同条第二号中「前号」を「第一号から第五号までのいずれか」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の五号を加える。

三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者

四 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

五 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の

相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

七 営業所ごとに第十一条の三第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

第三条第一号中「三年」を「五年」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの  
第四条を次のように改める。

(認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

第四条の次に次の四号を加える。

(認定手続及び認定証)

第四条の二 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 営業所ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所
- 四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 認定証の有効期間（第四条の四第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当該公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の掲示義務)

第四条の三 警備業者は、認定証をその主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認定証の有効期間の更新)

第四条の四 警備業者は、認定証の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

2 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、認定証の有効期間を更新しなければならない。

3 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めたときは、総理府令で定めるところにより、その者に対し、認定証の有効期間を更新しない旨を通知しなければならない。

4 第四条の二第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替えるものとする。

5 認定証の有効期間が満了したときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第四条の五 公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと。

二 第三条各号（第七号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。

第六条中「第四条」を「第四条の二第一項各号に掲げる事項」に改め、「公安委員会に、」の下に「廃止又は変更に係る事項その他の」を加え、「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による警備業の廃止の届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

第六条の次に次の二条及び章名を加える。

(認定証の返納等)

第六条の二 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 警備業を廃止したとき。

二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の有効期間が満了したとき。

四 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

3 第一項（第一号及び第四号を除く。）又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第五条の規定による届出をした公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六条の三 警備業者は、自己の名義をもつて、他人に警備業を営ませてはならない。

### 第三章 警備業務実施上の義務

第七条第一項中「第三条第一号」を「第三条第一号から第五号までのいずれか」に改める。

第九条中「行なうにあたっては」を「行うに当たっては」に改め、同条に次の二項を加える。

2 警備業者は、警備業務（総理府令で定めるものを除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）を行おうとする都道府県の区域を管轄する公安委員会に、当該公安委員会の管轄区域内において警備業務を行うに当たつて用いようとする服装の色、型式その他総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第六条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。

第十条中「行なうにあたって」を「行うに当たつて」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は警備業務を行うに当たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第六条第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは、「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と読み替えるものとする。

第十条の次に次の章名を付する。

### 第四章 教育等

第十一条中「この法律により定められた義務を履行させるため」を「警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行うようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

第十一条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

（検定）

第十一条の二 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、国家公安委員会規則で定めるところにより、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力

に関する検定を行うことができる。

(警備員指導教育責任者等)

第十一条の三 警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く。）ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で総理府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、当該営業所の警備員指導教育責任者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、警備員指導教育責任者を選任しておかなくてもよい。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警備員指導教育責任者資格者証を交付する。

- 一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務について行う警備員指導教育責任者講習を受け、その課程を修了した者
- 二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

- 一 未成年者
- 二 第三条第一号から第五号までのいずれかに掲げる者
- 三 次項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者

4 公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。

- 一 第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けたとき。
- 三 この法律、この法律に基づく命令又は第十条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その情状が警備員指導教育責任者として不適當であると認められるとき。

5 公安委員会は、総理府令で定める者に、警備員指導教育責任者講習の実施を委託することができる。

## 第五章 機械警備業

(機械警備業務の届出)

第十一条の四 機械警備業を営む警備業者（以下「機械警備業者」という。）は、機械警備業務を行おうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設（以下「基地局」という。）又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しな

なければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該機械警備業務に係る基地局の名称及び所在地並びに第十一条の六第一項の規定により選任する機械警備業務管理者の氏名及び住所
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項  
(廃止等の届出)

第十一条の五 機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(機械警備業務管理者等)

第十一条の六 機械警備業者は、基地局ごとに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で総理府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、機械警備業務管理者資格者証を交付する。

- 一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務について行う機械警備業務管理者講習を受け、その課程を修了した者
- 二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 第十一条の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至つた場合について、同条第三項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付について、同条第四項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第五項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第四項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

(即応体制の整備)

第十一条の七 機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、速やかに、現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられるようにするため、必要な数の警備員、待機所（警備員の待機する施設をいう。以下同じ。）及び車両その他の装備を適

正に配置しておかなければならない。

(説明)

第十一条の八 機械警備業者は、機械警備業務を行う契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする相手方に対し、当該機械警備業務に係る基地局及び待機所の名称及び所在地、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に機械警備業者がとるべき措置その他総理府令で定める事項について説明しなければならない。

(書類の備付け)

第十一条の九 機械警備業者は、基地局ごとに、次の事項を記載した書類を備えなければならない。

- 一 待機所ごとに、配置する警備員の氏名
- 二 警備業務対象施設の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

#### 第六章 監督

第十三条第一項中「警察官」を「警察職員」に改め、「営業所」の下に「、基地局若しくは待機所」を加え、同条第二項中「警察官」を「警察職員」に改める。

第十四条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

- 一 第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいる者
- 二 第四条の五の規定により認定を取り消されて警備業を営んでいる者
- 三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）

第十六条を次のように改める。

(聴聞)

第十六条 公安委員会は、第四条の五若しくは第十一条の三第四項（第十一条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による処分又は前条の規定による処分（同条第二項第二号に掲げる者に係るものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 聴聞を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、警備業務に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

4 公安委員会は、第三条第一号若しくは第二号に該当すると認めた者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同条第五号に該当すると認めた者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第四条の五、第十一条の三第四項又は前条の規定による処分をすることができる。正当な理由がなくて出頭しない者又は所在が不明であるため第一項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもなお所在が判明しない者についても、同様とする。

第十六条の次に次の章名及び一条を加える。

#### 第七章 雑則

(手数料)

第十六条の二 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

- 一 第四条の認定を受けようとする者
- 二 第四条の二第五項の認定証の再交付を受けようとする者
- 三 第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けようとする者
- 四 第十一条の二の検定を受けようとする者
- 五 第十一条の三第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者
- 六 第十一条の三第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を受けようとする者
- 七 第十一条の六第二項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者
- 八 第十一条の六第二項第一号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者

第十七条の次に次の二条及び章名を加える。

(経過措置)

第十七条の二 この法律の規定に基づき政令、総理府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、総理府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(総理府令への委任)

第十七条の三 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、総理府令で定める。

#### 第八章 罰則

第十八条の前の見出しを削り、同条中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第十九条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第四条の二第一項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者

第十九条第二号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 第四条の四第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者

三 第六条の三の規定に違反して他人に警備業を営ませた者

四 第十一条の三第一項の規定に違反して警備員指導教育責任者を選任しなかつた者

五 第十一条の四の規定に違反して届出をしなかつた者

第十九条に次の一号を加える。

七 偽りその他不正の手段により第四条の認定又は第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第二十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四条の二第一項（第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四条の三の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者

第二十条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 第五条、第六条第一項（第九条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第九条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第十一条の五の規定に違反して届出をせず、又は第五条、第六条第一項、第九条第二項、第十一条の四若しくは第十一条の五の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第六条の二第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

五 第十一条の三第四項（第十一条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分に違反した者

六 第十一条の六第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

七 第十一条の九若しくは第十二条の書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十一条中「刑」を「罰金刑」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十二条 第六条の二第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をしなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行の際現に改正前の警備業法（以下「旧法」という。）第四条の規定による届出をして警備業を営んでいる者（以下「旧法の警備業者」という。）の営む警備業については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三月を経過する日（その日以前に改正後の警備業法（以下「新法」という。）第四条の二第一項の規定による認定の申請をした場合にあつては、同条第二項又は第三項の規定による通知がある日）までの間は、なお従前の例による。ただし、旧法の警備業者が施行日以後新たに機械警備業を営む場合には、当該機械警備業に係る機械警備業務の届出その他機械警備業に関する新法の規定を適用する。
- 3 旧法の警備業者が行う警備業務に従事する警備員については、前項に規定する期間が経過する日までの間は、なお従前の例による。
- 4 新法第十一条の三第一項の規定の適用については、施行日から一年間は、同項中「警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が警備員の指導及び教育に関し知識経験があると認める者」とする。
- 5 新法第十一条の六第一項の規定の適用については、施行日から一年間は、同項中「機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が機械警備業務の管理に関し知識経験があると認める者」とする。
- 6 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 鈴木善幸

出典：『昭和 57 年 7 月 16 日官報号外第 52 号』1982.7.16: 8-11

資料 8 警備業法の第 2 次改正 2002 年 11 月 22 日公布

警備業法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 108 号）

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「役員」の下に「（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）」を加え、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「精神病患者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第三条第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

第三条に次の一号を加える。

十一 第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

第四条の五第二号中「第七号」を「第九号」に改め、同条に次の二号を加える。

三 正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

第五条中「行なおう」を「行おう」に、「内閣府令で定める事項」を「次の事項」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四条の二第一項第一号及び第四号に掲げる事項

二 主たる営業所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第五条の次に次の一条を加える。

（廃止の届出）

第五条の二 警備業者は、警備業を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、廃止の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

第六条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第一項中「警備業を廃止したとき、又は」及び「若しくは前条の規定により届け出るべき事項」を削り、「公安委員会に、廃止又は」を「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、警備業者が第四条の二第一項第一号、第二号（主たる営業所に係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事項に変更があつたことを理由として前項の規定により届出書を提出した場合においては、当該届出書に記載された内容を、当該警備業者が営業所を設け、又は第五条に規定する警備業務を行つている都道府県の区域を管轄する他の公安委員会に通知するものとする。

第六条に次の一項を加える。

4 第一項の規定は、第五条第三号に掲げる事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「第五号」を「第七号」に改める。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

第十条第二項中「、「携帯しよう」とを「携帯しよう」とに改め、「規格」と」の下に「、「第六条第一項中「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは「当該変更に係る公安委員会」と」を加える。

第十一条の三第三項第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次項第二号」を「第六項第二号」に改め、同条第六項第一号中「第五号」を「第六号」に改める。

第十一条の五中「同条各号」を「同条第二号若しくは第三号」に改める。

第十一条の六第三項中「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は心身の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」と、同項第三号」に、「同条第六項第三号」を「同条第六項第一号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は第十一条の六第三項において読み替えて準用する第三項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者」と、同項第三号」に改める。

第十五条第二項第三号中「第七号」を「第九号」に改める。

第十六条の二中「第三条第五号」を「第三条第六号若しくは第七号又は第十一条の六第三項において読み替えて準用する第十一条の三第三項第二号（第三条第一号から第五号までに係る部分を除く。）」に改める。

第二十条第三号中「第五条」の下に「、「第五条の二第一項」を加え、「第九条第三項」を「同条第四項、第九条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行前に変更があった事項に係る届出については、この法律による改正後の警備業法第六条又は第十一条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 小泉純一郎

出典：『平成 14 年 11 月 22 日官報号外第 251 号』 2002.11.22: 20

資料 9 警備業法の第 3 次改正 2004 年 5 月 26 日公布

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 警備業の認定等（第三条—第十三条）

第三章 警備業務（第十四条—第二十条）

第四章 教育等

第一節 教育及び指導監督（第二十一条・第二十二条）

第二節 検定（第二十三条—第三十九条）

第五章 機械警備業（第四十条—第四十四条）

第六章 監督（第四十五条—第五十一条）

第七章 雑則（第五十二条—第五十五条）

第八章 罰則（第五十六条—第六十条）

附則

第二章の章名を次のように改める。

第二章 警備業の認定等

第三条第九号中「に第十一条の三第一項」を「及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分（前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに第二十二条第一項」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

二 第三十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第二十二条を第六十条とし、第二十一条を第五十九条とする。

第二十条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四条の二第一項（第四条の四第四項）」を「第五条第一項（第七条第四項）」に改め、同条第二号中「第四条の三」を「第六条」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第九条、第十条第一項、第十一条第一項（同条第四項、第十六条第三項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第十六条第二項

(第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)若しくは第四十一条の規定に違反して届出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十六条第二項、第四十条若しくは第四十一条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第二十条第四号中「第六条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第五号中「第十一条の三第六項(第十一条の六第三項)」を「第二十二条第七項(第二十三条第五項及び第四十二条第三項)」に、「基づく処分」を「よる命令」に改め、同条第六号から第八号までを次のように改める。

六 第三十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第三十七条若しくは第四十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第三十八条第一項若しくは第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条に次の二号を加える。

九 第四十二条第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

十 第四十四条又は第四十五条に規定する書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十条を第五十八条とする。

第十九条中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第六条の三」を「第十三条」に改め、同条第七号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第十四条の規定に基づく」を「第四十八条の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第十一条の四」を「第四十条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第十一条の三第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

第十九条を第五十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第四十九条第一項又は第二項の規定による営業の停止又は廃止の命令に違反した者第十八条を削る。

第七章中第十七条の三を第五十五条とし、第十七条の二を第五十四条とし、第十七条を

第五十三条とする。

第十六条の三中「第十一条の二」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第十六条の二中「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第三項第二号」を「第二十二条第四項第二号」に、「第四条の五、第十一条の三第六項又は第十五条」を「第八条、第二十二条第七項又は第四十九条」に改め、第六章中同条を第五十一条とする。

第十六条第二項中「第四条の五、第十一条の三第六項（第十一条の六第三項）を「第八条、第二十二条第七項（第二十三条第五項及び第四十二条第三項）」に改め、同条第四項及び第五項中「第四条の五、第十一条の三第六項」を「第八条、第二十二条第七項」に改め、同条を第五十条とする。

第十五条第一項中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に、「基づく指示」を「よる指示」に改め、同条第二項第一号中「第四条の二第三項又は第四条の四第三項」を「第五条第三項又は第七条第三項」に改め、同項第二号中「第四条の五」を「第八条」に改め、同条を第四十九条とする。

第十四条中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第四十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（立入検査）

第四十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十三条を次のように改める。

（報告の徴収）

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

第十三条を第四十六条とし、第十二条を第四十五条とする。

第五章中第十一条の九を第四十四条とし、第十一条の八を削り、第十一条の七を第四十三条とする。

第十一条の六の見出しを「(機械警備業務管理者)」に改め、同条第三項中「第十一条の三第一項ただし書」を「第二十二条第一項ただし書」に、「同条第三項から第五項まで」を「同条第四項から第六項まで」に、「同条第六項の」を「同条第七項の」に改め、「同条第七項の規定は機械警備業務管理者講習について」を削り、「同条第三項第二号中「掲げる者」を「同条第四項中「第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、同項第二号中「該当する者」に、「掲げる者又は心身」を「該当する者又は心身」に改め、「もの」

と、同項第三号中」の下に「第七項第二号」とあるのは「第四十二条第三項において読み替えて準用する第七項第二号」と、」を加え、「同条第六項第一号中「掲げる者」を「同条第七項第一号中「いずれか」」に、「掲げる者又は第十一条の六第三項」を「いずれか又は第四十二条第三項」に、「第三項第二号に」を「第四項第二号に」に改め、同条を第四十二条とする。

第十一条の五を第四十一条とする。

第十一条の四第二号中「第十一条の六第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第十一条の三の見出しを「(警備員指導教育責任者)」に改め、同条第一項中「除く。)」の下に「ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 警備業者は、国家公安委員会規則で定める期間ごとに、警備員指導教育責任者に選任した者に、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより行う警備員の指導及び教育に関する講習を受けさせなければならない。

第十一条の三第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「に掲げる者」を削り、同項第三号中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項第二号中「掲げる」を「該当する」に改め、同項第三号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 警備員指導教育責任者資格者証の交付は、警備業務の区分ごとに行うものとする。

第四章中第十一条の三を第二十二條とし、同条の次に次の一節を加える。

## 第二節 検定

### (検定)

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

5 前条第四項から第六項までの規定は合格証明書の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、同項第一号中「未成

年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第二号」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同条第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(登録)

第二十四条 前条第三項の登録は、講習会を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第三項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第二十六条 国家公安委員会は、第二十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

- 一 その行う講習会が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであること。
- 二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
  - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、警備業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。
  - ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める警備業者の役員又は職員（過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
  - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、警備業者の役員又は職員（過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。）であるこ

と。

2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十三条第三項の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習会を行う事務所の所在地  
（登録の更新）

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習会の実施に係る義務）

第二十八条 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十六条第一項第一号に掲げる要件及び国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第二十九条 登録講習機関は、第二十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

（業務規程）

第三十条 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、講習会の業務の開始前に、国家公安委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他の国家公安委員会規則で定める事項を定めておかななければならない。

（業務の休廃止）

第三十一条 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かななければならない。

2 講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第三十三条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十四条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行うべきこと又は講習会の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十五条 国家公安委員会は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十九条から第三十一条まで、第三十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第三十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十三条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六条 登録講習機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ

ることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十九条 国家公安委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十三条第三項の登録をしたとき。

二 第二十九条の規定による届出があつたとき。

三 第三十一条の規定による届出があつたとき。

四 第三十五条の規定により第二十三条第三項の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

第十一条の二を削る。

第十一条の見出しを「(警備業者等の責務)」に改め、同条を第二十一条とし、第四章中同条の前に次の節名を付する。

#### 第一節 教育及び指導監督

第十条第二項中「第六条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第三章中同条を第十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(特定の種別の警備業務の実施)

第十八条 警備業者は、警備業務（第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。）のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別（以下単に「種別」という。）のものを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

(書面の交付)

第十九条 警備業者は、警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、当該契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付しなければならない。

一 警備業務の内容として内閣府令で定める事項

二 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額

三 前号の金銭の支払の時期及び方法

四 警備業務を行う期間

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 警備業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情の解決)

第二十条 警備業者は、常に、その行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

第九条第三項中「第六条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第八条中「行なうにあつて」を「行うに当たつて」に改め、同条を第十五条とする。

第七条を第十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 警備業務

第二章中第六条の三を第十三条とする。

第六条の二第二項中「に掲げる場合」を削り、「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第三項中「第五条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第一項中「第四条の二第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条第二項中「第四条の二第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に、「第五条」を「第九条」に改め、同条第四項中「第五条第三号」を「第九条第三号」に改め、同条を第十一条とする。

第五条の二を第十条とする。

第五条第一号中「第四条の二第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

第四条の五を第八条とする。

第四条の四第四項中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第四条の三を第六条とする。

第四条の二第一項第二号中「及び所在地」を「、所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」に改め、同項第三号中「営業所」の下に「ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同条第四項中「第四条の四第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第五条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十六条関係）

| 科 目          | 施 設 及 び 設 備  | 講 師   |
|--------------|--|---|
| 一 警備業務に関する法令 | 一 講義室<br>二 この法律その他警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材<br>三 視聴覚教材を使用するために必要な設備<br>四 法令集その他の書籍                                    | 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者<br>二 第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者 |
| 二 警備業務の実施の方法 | 一 講義室<br>二 訓練施設<br>三 護身用具<br>四 携帯用無線装置<br>五 警備業務用車両<br>六 金属探知機<br>七 エックス線透視装置<br>八 侵入検知装置<br>九 遠隔監視装置<br>十 交通誘導用器材 | 一 第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者   |
| 三 事故発生時の対処要領 | 一 講義室<br>二 訓練施設<br>三 護身用具<br>四 携帯用拡声器<br>五 応急救護用器材   |   |

備考 二の項の中欄第六号から第九号までに掲げる設備は、視聴覚教材をもつて代えることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の警備業法（以下「新法」という。）第十八条の規定の適用については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から六月を経過する日までの間は、同条中「警備員」とあるのは、「警備員又は警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の警備業法第十一条の二の規定による検定に合格した警備員」とする。

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行前に締結した警備業務を行う契約については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の警備業法（以下「旧法」という。）第四条の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けて警備業を営んでいる者は、施行日から六月を経過する日までの間に、公安委員会に新法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあっては、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に限る。）を記載した届出書を提出しなければならない。

第五条 旧法第十一条の二の規定による検定に合格した者は、国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格したときは、新法第二十三条第一項の検定に合格した者とみなす。

第六条 旧法第十一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証は、施行日から二年を経過する日までの間は、新法第二条第一項各号の警備業務の区分に係る新法第二十二条第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証とみなす。

第七条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 附則第四条の規定に違反して届出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第十八条、第十九条及び第二十二条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百

五十一号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の項中「第四条の二第五項、第四条の四第二項、第十一条の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一条の六第三項において準用する場合を含む。)並びに第十一条の六第二項」を「第五条第五項、第七条第二項、第二十二条第二項及び第六項(同条第六項については、第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第二十三条第四項並びに第四十二条第二項」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
総務大臣 麻生太郎

出典：『平成 16 年 5 月 26 日官報号外第 108 号』2004.5.26: 10-14